

万葉集

藤原

(以下、日本古典文学大系本による)

或本、從ニ藤原京ニ遷ニ于寧樂宮ニ時歌

天皇乃 御命畏美 柔備余之 家乎扞 隱国乃 泊瀬乃川余 舩浮而 吾行河乃 河隅之
八十阿不落 万段 顧為乍 玉梓乃 道行晚 青丹吉 櫓乃京師乃 佐保川余 伊去至
而 我宿有 衣乃上從 朝月夜 清余見者 栲乃穗余 夜之霜落 磐床等 川之水凝 冷
夜乎 息言無久 通乍 作家余 千代二手 来座多公与 吾毛通武

或る本、藤原京より寧樂宮に遷る時の歌

天皇の 御命かしこみ 柔びにし 家をおき 隱国の 泊瀬の川に 舟浮けて わが行く河の 川隅の
八十隅おちず 万度 かへり見しつ 玉梓の 道行き暮らし あをによし 奈良の京の 佐保川にい
行き至りて わが宿たる 衣の上ゆ 朝月夜 さやかに見れば 栲の穂に 夜の霜降り 磐床と 川の水
凝り 寒き夜を いこふことなく 通ひつ 作れる家に 千代までに 来ませ大君よ われも通はむ

(卷一 七九)

1 万葉集古義

〔或本〕 從_三藤原_一京_一遷_二于寧樂宮_一時歌。

或本二字、拾穗本には无、削去べし、(こは仙覚か、なほその前かに、誰その人校合せしとき、当昔の原本には無し、或本にありし歌なれば、かく記せるなるべし、されど集中の例を、推わたして考るに、上に出たる歌の、或本に載たるには異なるを、その下に或本云々とするせり、これも上の飛鳥云々の或本とならば、上は短歌にて、或本は長歌なるべき謂なし、そのうへ、上の歌の或本とならば、從_三藤原京_一以下は、あるべくもあらず、題詞は上にゆづるべき理なり、又此歌は題詞のごとく、遷_二于寧樂宮_一のなること疑なく、上のは藤原宮へ遷りましゝ時のなり、されば此は、上の歌の或本にはあらざること決し、いかにまれ、或本とあるはまぎらはしければ、除てあるべし)○藤原の下、拾穗本に宮字あり
天皇乃。御命畏美。柔備爾之。家平执。隱国乃。泊瀬乃川爾。舩浮而。吾行河乃。川隈之。八十阿不落。
万段。願為乍。玉梓乃。道行晚。青丹吉。櫓乃京師乃。佐保川爾。伊去至而。我宿有。衣乃上從。朝
月夜。清爾見者。栲乃穗爾。夜之霜落。磐床等。川之氷凝。冷夜乎。息言無久。通乍。作家爾。千代
二手来。座牟公与。吾毛通武。

天皇乃は、オホキミノと訓べし、さるは此処、当今天皇のみうへのみをさして、申せる語なれば、須壳
呂伎とは申すまじき理なること、既く上の近江荒都の歌の条下に、委しくいへることを照見て、其所由

をさとるべし、しかるに、此歌なると、六卷に、天皇乃御命恐、廿卷に、天皇乃美許等可之古美、十九に、天皇之命 恐などある、是らは正しく、当天天皇の御うへのみをさして、申せる言なるに、天皇としも書るは、いかゞ、天皇と書るは、何処にてもスメロキとのみ訓申て、オホキミとは訓ぬ集中の例、明なること、既に云る如くなればなり、此等は必、大王之御命恐、といふ例にて其は三卷に、王之命 恐、六卷に二ところ。大王之命 恐、又大王之御命恐、九卷に、大王之御命恐、又大王之御命恐、恐弥、十七に、大王能美許登加之古美、廿卷に、大王乃美許等能麻爾末、又大王乃美已等可之古美、三卷に、大皇之命 恐、十四に、於保伎美乃美已等可思古美、十五に、於保伎美能美許等可之故美、十七に、億保积美能美許等可之古美、又於保伎美乃美許等可之古美、廿卷に、於保伎美能美已等加之古美、又於保伎美能美許等爾作例波、又意保伎美能美已等可之古美、又於保伎美乃美已等可之古美、又於保吉美乃美許等加之古美など見えて、須売呂伎乃美許等云々といふ仮字書は、一もなきを考に、此等の天皇の天は、決く大字の誤写なるべし、大皇と書る例は、集中三卷に二ところ、十七に一ところ、十八に四ところ、十九に三所、見えたるなど其なり、又十三に、天皇之遣之方々（但是は、或本の王命 恐とあるによらば、こともなけむ）とある是も正しく、当天天皇をさせるなれば、大皇を写し誤めたるなるべし、十七に、大王詔麻氣乃麻爾麻爾、又大王能麻氣能麻爾麻爾、十八に、大王乃麻氣能麻久麻久、廿卷に、大王乃麻氣乃麻爾麻爾、十七に、於保吉民能麻氣乃麻爾麻爾、十八に、於保伎見能末伎能末爾末爾、などあるを思ふべし、又四卷に、天皇之行幸之随意、六卷に、天皇之行幸之随などあるも、正しく当天天皇を指て申せる処なれば、これも天皇を写誤れるならむ、六卷に、皇之引乃真爾真

爾、とあるをも思合べし、(然るを荒木田久老が、右の今の歌、六卷、十九、廿卷、又四卷、六卷、などの天皇をば、オホキミと訓べしと云る、訓はさて当れることなれども、字の誤をしも、おもはざりしは、くはしからず、さるは凡てオホキミといふには、此集天皇とは書ぬ例なること、はやく首卷をはじめ、上の近江荒都の歌の条下にも、証どもを挙て、委く論へるがごとくなるをや、)○御命畏美は、御命畏こまりなり、このつゞけ集中に甚多し、皆同意なり、此は遷都の事を命令し給ふを、畏まり奉るよしなり、岡部氏考に、上つ代より天皇を恐み奉るぞ、此御国の道なる、故此言、集中にも他書にも多きなり、大かたに見過すことなかれと云り、真に然なり、さてもとは此詞、皇威を恐怖るゝ意より出たることながら、それ即承諾ふ意になれるより、こゝも畏まりてと云に同じく、俗言に奉り畏ると云むが如し、古事記に、須佐之男命の、櫛名田比売を、吾に奉むやと詔へる御答に、足名稚の、恐奉といひ、統紀一卷宜命に、貴支高支広支厚支、大命平受賜利、恐坐豆、などあるみな同じ、(御命の恐怖しさにときては、いさゝかたがふことなり、恐怖しさに、承諾ひまつりてと見るときは、いよゝゝ委し、)○柔備爾之は、柔は(爾伎と清て唱ふべし、濁るはひがことなり、)字の如く、荒ぶの反にて、柔和なる意、備は荒備踈備健備などの備に同じくて、その形容をいふ言なり、賑はふといふも此詞よりいふなり、(いと後に、人などの多きをいふも、末ながら、此詞のうつれる物なり、)三卷に、丹杵火爾之家從裳出而云々、統紀卅四詔に、其人等乃、和美安美応為久相言部などあり、こゝはひさしくすみつきて、居心よき家をいふ、○家乎扱は、家とは藤原の家をいふ、扱は釈字の誤なるべし、とい

へる説、しかるべし、オキと訓べし、里を置オキなどいふ置に同じ、又真恒カ校本に、古本、乎擇作三毛放ニとあり、毛はわるし、放はさも有べし擇を択と作ときは、放の草書に混ひやすければなり、然らばサカリとよむべし、○隠コモリク国乃は、泊瀬の枕詞なり、上にくはしくいへり、○泊瀬乃川爾カニ云々、泊瀬川より舟にのりて、奈良にうつるさまなり、○舩浮フネウケテ而は、今人の心にはたゞ舟うかべたるばかりにて、棹さしなどもせぬやうに聞ゆれど、しからず、棹さしなどして行ことを、舩浮て行といふは、古風なり、古人詞の簡約なることおもふべし、舩は和名抄に、釈名曰舩、小而深者曰舩、今按、和名太加世、世俗用ニ高瀬舟ヨとあれど、こゝはそのさだまではあらずて、ただ船に通し用ひしに耳、○川隈カハクマ（川字類聚抄に河と作り）は、上に道隈ミチノクマといへるに同じく、川の曲り入て、こなたより見えぬる処を云、（隈は清て唱べし、濁るは非なり）書紀仁徳天皇卷に、箇波区菴カハクマとあり、○八十阿不落ヤソクマオチズは、八十阿クマは、川くまのいと多かるを云、八十は物の多かるをいふ詞なり、さて此は、たゞ隈の多かるをいふにはあらで、川路のいと遠きさまを、思はせむがためなり、不落オチズは、漏ず残らずなどいふが如し、その川の隈ごとに、のこらずといふにて、いとねもごろに、かへり見するよしなり、故郷の名ごりのをしきにするわざなり、（この阿も清て唱ふべし、廿卷にも、夜蘇久爾ヤソクニとありて、八十より属も清て唱へしなり）○万段マンソクセは、いく度もする意なり、一万度とかぎれるにあらず、上の八十隈の類に、数多きことをいへるなり、大かた満数をいふは、その数の多きよしなり、百といひ千といふも同じ、段は意を得てかける字なり、二卷に、此道乃八十隈每万段願コノミチノヤソクノオソクニオソクセヘリニミレド為騰、○願カガミシメ為乍ニは、下の道行晚ミチユキオソクにかけて意得べし、いくたびとなく、か

へり見をするにいとま入て、日をくらしたるさまなり、○玉梓乃タマホコノ（梓字、拾穂本に銚とあるは、梓字は字書になければ、さがしらに改めたるものなるべし、されど集中、いづれも木に従れるをや、こは鞍を按と作、腕を腕と書る類、古書に多ければ疑ふべきにあらず、さて梓は清て唱なり、濁るは非ぞ、仮字書には、いづくも多麻保許とあればなり）は、道といはむ料の枕詞なり、此属け集中に甚多し、玉梓は、旧事紀大己貴命の、幸魂サキミタマクシメタマ 奇魂オキミタマクシメタマ のことを記せる処にも、神光照カミミツ 海忽ウミトク 以踊ヨリノリ 出浪波末デナミノホラ、為ナリ 素装束ソウサウソク 持モチ 天薙アマノカミ 槍ユガヒ、有アリ 浮ヒカリ 婦メノ 来者キタリ、云々と見えたり、さて枕詞における意は、甚解コト 難ナシ なるを、嘗イ にいはず、玉梓の円マドと云ならむか、ミチとマトは、もと通ひて同言なれば、ミチと云にいひかけたるなるべし、かくて玉梓といふは、玉は例の美称ともいふべけれど、なほさにあらで、鋒サキを円く石劍などいひしもの、さまざまにして、さて木のかぎりして作れるがありけむ、その円きを玉と云るにこそ、（上代ウヘノの梓は、もはら木のかぎりして作れりと見ゆ、梓字木に従るも、さる所由なり、）故玉梓之円レタマホコノマドとは云かけたるなるべし、（冠辞考に、玉梓の身と、ミの一言にかゝれるなるべし、といへるは、いとをさなき論なり、古の梓は、もはら質木チノカギして作れるものなれば、身は、有まじきをや、又本居氏ノボ国号考に、玉梓の道と云道は、美は御ミにて添ヒたる言なれば、枕詞はかならず知チへ係れり、さるは古戈コの柄ハに知チといふ処の有しなるべし、凡て手に取て、引ヒキ 拳コブ べき料シに付たる物を、知チと云例多し、今幕などに、乳チといふものこれなり、されば戈にても取トル 持モチ ところを然シはいへるなるべしといへるは、さることながら、さらば知某チノナニといふ言へも、いひかけたるがあるべきに、美知ミチといふにのみ、かぎりていひかけたれば、なほ美知ミチの二言にかゝ

れる言なるべくこそおもはるれ、且道と云に云かけたるには、イカレホコクハシホコ 嚴戈細戈などゝは、一もいはずして、
 玉梓とのみ云るには、其意ありてのことなるべきをや、○道行ミチユキクラシ 晩は、船より上りて、陸を行如も聞ゆ
 れども、猶船にて行ユことなり、(道といふを、陸のことゝのみ意得るは、いと後世意なり、)常に船道海
 道ミチなどもいへば、船にて行をも、道といはむこと、もとよりのことなり、(岡部氏考に、人は陸にのぼ
 りても行ゆゑ、かくいへるよし云るはあらじ、すべて船行のうへなるに、この一句のみ、陸のことをい
 ふべき謂なし、よく思ふべし、)さて上に隠カクレ国乃云々といふよりは是迄は、はじめ泊瀬河より船にて三輪
 川を経て、広瀬の河合まで傍下り、其河合より、広瀬川をさかのぼりて、佐保河へいたるまでのさまを
 いへり、○青丹吉アヲニヨシは、上にいへり、○佐保川爾サホガハニ、(川字、類聚抄に河と作り、)廿卷に、佐保阿波とあ
 り、(河の言濁るべし、)○伊行至イユキタリ而は、伊は発語なり、速く日の暮たれば、船にて寝ながら、佐保川
ユキツキに行至たるさまなり、○我宿有云々は、船にて宿ながら、曉更アケガキになりて、目のさめたるまゝに、打見た
 るさまをいへるなり、○衣乃上コロモノウラミ従は、引被りて寝たるながらに、曉月を見る貌なり、衣乃上はたゞ輕
 く見べし、宿ネながらに目のさめて、打見たるさまを云るなり、(岡部氏考に、奈良の都の、飯屋に寝た
 るさまを云りとして、衣を床の誤とせしは、中々にひがことなり、)○朝月夜アサツキヨは、(月夜は豆久欲と、豆
 を濁るべし、十五に、ユフツクヨ 由布豆久欲とあり、)在明月にて朝まである月を云、在明月には、物のさやかに
 見ゆるをいふ、又下に、夜之霜落云々ヨルシモワリ冷夜乎とあれば、この一句は、清爾サヤカニの枕詞にも有べし、されど
 夜之霜ヨルシモは、夜中に落る霜を、朝に見たるをいへれば、なほこゝは朝のさまなり、又下の冷夜サメルヨは、今ま

で藤原の旧都より、奈良の新京へ、夜をかきねて通ふさまをいへるなれば、此時のみのことにはあらず、○清爾見者は、サヤカニミレバと訓る宜し、(岡部氏考に、サヤニミユレバとよめるは非なり、但し古言には、左夜気久とのみ云て、佐夜加とはいはずと疑ふ人も有べけれど、廿卷に、左夜加爾伎吉都とあるうへは、古言にも佐夜加と云ること、うたがふべきに非ず)しか訓ては、下へ連属す、熟味見べし、(ミレバは、此方より設て見ればといふ意、ミユレバは、彼方より自に見ゆればといふ意なればなり)そのわたりのけしきの、なごりなく見ゆるさまを云、○栲乃穗爾は、栲は白布のこと、穂は秀にて、物の色の、それと秀れてみゆるをいへり、丹き色の、それと秀れてみゆるを、丹の穂といふに同じ意ばえなり、さて栲乃穗爾といひて、栲の穂の如にの意にきこゆるなり、白木綿花爾落多芸都などいへるも同意なり、(是言靈の妙処なり、然るを岡部氏考に、如を略きたるものとせるは、同じやうのことながら、言を設て、略けるといふものにはあらず)さてこれは、霜の白くふりたるさまの、白布のごとくに見ゆるをいへり、或説に、栲字、古書に、多倍とも多久ともよめるが中に、多久は、栲衾(タクツツク)綱栲(ツツク)繩栲(ヒレ)領巾(レ)など、多久某と、やがて物につづけて、多久乃某と、乃の言をおきていへる例なし、多倍は多倍乃某とのみあるを思へば、同物ながら、多倍といひ多久といふには必別あり、されば多倍は、布に織りての名にて、この栲のもの名は多久なれば、衾領巾繩などの類につくれるは、多久とのみいふなるべし、多倍は布の名なるを、その布には、此木の皮もて織るによりて、やがてこの木をも、多倍といふなるべしといへり、此説しかるべし、○夜之霜落は、夜之霜とは、朝霜夕霜にならべて

いふ、そのわたりさやかに見ゆるが中に、霜の落たるさまのいちじるく見ゆるをいへり、さらぬだに、船中の夜のさむさ、ことに堪がたかるべきに、夜中に霜のふりおきたらむは、いとゞ堪がたかるべし、とおもひやらるかし、○磐床等は、河水凝りて磐床となれるよしなり、磐床は、磐をもて臥具の床につくれるをいふ、石^{イハ}坐^{クラ}石^{イハ}船^{フネ}などの類なり、みな上古のものなり、等は、と化ての意なり、此^{コノ}巻の初にいへり、こゝは石床と化て、水の凝たるさまをいへるなり、○川^{カハ}之水^ヒ凝^{ヒヨ}は、水を比^ヒとしもいふは古称なり、後世は、氷を直に、許保里と云ど、(古今集に、谷風にとくる許保里のひまことに、とあるなどや、体にいへるはしめならむ、)許保里はもと用言にのみ云て、そをやがて名とせしことはあらざりき、凝はコホリと訓べし、(コ、ガリとよまむもあしからじなれど、其^キ假字古き物に見えず、)廿^ニ卷に、佐保河波^{サホガハ}爾許保里和多礼流宇須良婢乃、とあるに据つ、抑許保流は、堅凝といふなり、(ハコ^ハの切ホ、或説に、氷は水の誤にて、カハノミツ^{ミツ}コリなるべし、といへれどいかか、)○冷夜乎は、サユルヨヲとも、サムキヨヲとも訓べし、乎は霜^{ユキ}ふり氷凝て、寒さたへがたければ、かよふべきこゝちもなき、夜頃なるものを、といふ意なるべし、○息言無久は、ヤスムコトナクと訓べし、(息はイコフとも訓べし、神武天皇紀に、息をイコフと訓り、字鏡に、恬惛^{ヘン}、三形同息也、伊己布、)言は借字事なり、統紀十卷詔に、夜半^{ヨナカ}暝^マ時止^{トドマ}休^ユ息無久^{イコフナク}、卅一詔に、暫^{シマシ}之間^マ母^モ、罷^{マカ}出^リ而^テ、休息^{ヤス}安^マ母^モ布^フ事^{コト}無^ク、また同詔に、天下^{ヤス}公^{キミ}民^タ之^ノ、息安麻流倍^{イコフマ}伎^キ事^{コト}乎^カなど見ゆ、こゝはこの遷都につきての、いたづきをいへり、○通^カ午^{ヒツ}は、藤原の旧都より、寧楽の新京へ通ひつゝなり、乍の意上にいへり、これは新京に家造らむとて、数度かよへる

なり、その数度なるよしは、乍の言にて、しかきこえたり、○作家爾ツクレルイヘニ、この家は、誰人なることはしられねど、下に公とさしたる、その人の家なるべし、○千代チヨ二手マテ来ニは、二手は乃至マテの借字リなり、そもそも二手を麻提マテと訓こと、凡オホキそ何にまれ、物の全備トひたるを美称メて、真マといふ言をそふるから、集中に、二手両手諸手左右手など書て、麻提マテとよめり、船の楫は左右にあるものなる故、二楫と書て、麻加遅マカヂとよむがごとし、左右袖を真袖マソデといふも同じこゝろなり、来は爾字ニの誤といへるによりて、ニとよみつ、○座イマス牟公与キト、(牟字旧本に多とあるは誤なり、こは古本に牟とあるに従つ)、公キミとは此家の主人なるべし、与トはとしての意なるべし、○吾毛通武アレモカヨム、こゝに公とさしたる人を主とたてて、毛モといへるは、吾を客カクハラになしたるいひざまなり、○歌意は、大皇の命令を畏まり奉りて、ひさしく住なれし家をはなれ、泊瀬川よりとほく船路を経て、佐保川にいたり、霜氷いたくさゆる夜の、寒さ堪がたきをもいとはず、たび／＼かの船路をかよひつゝ造れる家に、千代までに君はおはしますべければ、吾も常に通ひ来て、この家によらむと、この新京は、千世までに交るべからぬ大宮どころぞと、末たのもしげによめるなり、さて此歌は、貴人ウヂヒトの家を、親しき人の助造りて、その助造れる人の、後によめるなり、かくてその助タツつくれる人は、長谷ハツセか、又はいづくにまれ、他処アツレに住る故に、吾も通はむとしも云るならむ

2 万葉代匠記

或本從藤原京遷于寧樂宮時歌

天皇乃スメロキノ 御命畏美ミコトカシメ 柔備爾之ニホヒニシ 家乎イハヲ 摺エラヒテ 隱國乃コモリクノ 泊瀬乃川爾ハツセノカハニ 舩浮而フネウケテ 吾行河乃ワカニカハノ 川隈之カハケモノ 八
 十阿不落ソノクオチス 万段ヨロツタヒ 願為乍カヘリミシワ 玉梓乃タマハシノ 道行晚ミチユキヨシ 青丹吉アオニヨシ 檀乃京師乃ウツノミヤノ 佐保川爾サホカハニ 伊去至而イニキイタテ 我
 宿有ヤクアル 衣乃上從ウモノカヘニ 朝月夜アサツクヨ 清爾見者サヤカニミタ 柁乃穗爾タハノホニ 夜之霜落ヨルノシモワ 磐床等イハトコト 川之氷疑カハノヒコヨテ 冷夜乎サユルヨヲ 息言ヤムコトモ
 無久ナク 通乍カホヒツ 作家爾ツクリイヘニ 千代二手チヨニテニ 來座多公与キマセオホキト 吾毛通武ワレモカヨハム

(精) 或本從藤原京遷于寧樂宮時歌

スメロキノミコトカシコミ

天皇別校合本、 舩浮校本、 スメラキノ舩作船

カシコミハ、オソロシキナリ。オソル、同シ。恐懼等へノ字ヲモヨメリ。ニキヒハ、第三ニモニキヒ
 〔二〕シ家ヲモ出テトヨメリ。源氏、常木ニ、ナツカシクヤハラヒタルカタト云ルニ同シ。上下和睦シ
 テ能住ナレタルヲ云。熟ノ字ヲモニキトヨメリ。一説ニ、賑フ義ト云リ。キ文字清濁コトナレト、ソレ
 ハ通スル例多シ。和睦シタル所ハヲノツカラニキハフ理ナレハ、往テハ同シ。サレト柔ヲモト、シテ、
 賑フト云義ヲハ兼ヘシ。摺ヒテハ(清) (エラヒ) 捨ル義、元ヨリ住シ家ヲステオク心八十阿ヤハ川クマノ多キ
 ヲ云。神代紀曰如上 (玉篇)ナリ。第十一ニ、エラレシ我へ(先) (ソ) 夜独ヌルトヨメル、摺ニ同シ。〔又〕
 摺テ取義モアレト今ノ義ニアラス。玉篇曰。漚於回切、水浪曲也、亦作隈。玉梓ノ道ユキクラシ、玉(道) (梓)ハ
 道ノ枕辞、別ニ注ス。佐保川マテ舟ニテ行程ヲ道往クラシトハ云ナルヘシ。イユキノイハ助字也。タヘ

ノ穂、タヘハ白キヲ云、前ニ注ス。穂ハ物ノアラハレ出ルヲ云。稲ノ穂等同義也。シカレハ今ハ霜ノ白クミユルヲタヘノホト(宋)ナリ。後ニ赤キヲ丹ノ穂トモヨメリ。イハ牀ハ、八雲ニ牀ノ部ニ出シ給ヘリ。磐石ノ平ニテ床ノ如ナルヲ譬テ名付タルニヤ。第十三ニモ、石床之根ハヘル門ト二首マテヨメルニ、此ト同シク皆床ノ字ヲカケリ。今ハ氷ノコリタルヲ其石牀ノ如シトタトヘタリ。堅ク「平ナレハナリ。冷夜乎ハヒユルヨヲト読ヘキカ。サユルハ沍ノ字ニテ極テ寒キ也。來座ハキマスト読ヘキカ。意ハ、此都ニ遷來テ千代マテモマシサス大君ト共ニ我モ宮作レル私ノ家ニ通ヒ來テ仕ヘ奉ラムトナリ。キマセトヨミテハ叶カダシ。マテト云ニ、二手トカケルハ、二手ヲ真手トイヘハナリ。此後両手トモ左右トモカケル、此義ニ同シ。(宋)是ハ長谷ノ辺ニ住人ノ、遷都ノ時奈良ニモ宅地ヲ賜テ家ヲ作、暇アレハ本宅ヘモ帰レルカ詠セルナルヘシ

(初) すめるきのみことかしこみ かしこきは、おそろしきなり。畏恐懼惶等の字みなかしこしとよめり。(德) 懼(三手本)
 貴の字をよむは尊貴の人は、おそろへきことはりあればなり。賢の字をよむは、賢徳ある人は、その徳をうやまひておそろゝゆへなり。にきひにしは、こはきものを、やはらけたらんやうに、よく住なしたるをいふ。えらひては、をきてなり。えりとる、えりすつるなどいふ。今はそのえり捨るかたなり。舩フネ、積名ツキナ云。艇フネ小而深者、曰舩。今の高瀬なり。玉銚の道ゆきくらしは、舟にてもいふへし。又舟よりあかりて、陸をもゆくか。いゆきいたりて、いは発語の詞。たへのほには、たへは白きをいふ。さきに尺せり。ほとは、物のそれとあらはれ出るをいふ。霜のをくが白くて霜よとみゆるをいへり。あかき色の、(三手本)

それとあらはれてみゆるを、此集にも延喜式にも、丹の穂といふかことし。舟の帆、稲の穂、みなあらはれてみゆれば、同じ心なり。いはとは、床の字はかきたれと、只とこいはなり。氷のこりてかたきをたとへたり。までといふに、二手とかきたるは、両手を真手といふゆへなり。(た、(三手本))来座はきますとよむへし。此都にうつり来ませる大君の御代の久しさと、我もおなしくかよひきて、つかへたてまつらんとなり。これは長谷のあたりに、やところをたまはりて住人の、藤原よりならへ都をうつさせたまふ時、奈良にてもやところを給はりて、家を作り、又いとまある時は本宅へも帰るか、よまれたるとみえたり。(給(三手本)) (り(三手本))

挽 詞

挂纏毛 文恐 藤原 王都志弥美余 人下 満雖有 君下 大座常 往向 年緒長 仕来
君之御門乎 如天 仰而見乍 雖畏 思馮而 何時可聞 日足座而 十五月之 多田波
思家武登 吾思 皇子命者 春避者 殖槻於之 遠人 待之下道湯 登之而 国見所遊
九月之 四具礼乃秋者 大殿之 砌志美弥余 露負而 靡芽乎 珠手次 懸而所偲 三雪
零 冬朝者 刺楊 根張粹矣 御手二 所取賜而 所遊 我王矣 烟立 春日暮 喚犬追
馬鏡 雖見不飽者 万歳 如是霜欲得常 大船之 馮有時余 妖言 目鴨迷 大殿矣 振
放見者 白細布 餽奉而 内日刺 宮舍人方者一云 雪穂 麻衣服者 夢鳴 現前鴨跡 雲入

夜之 迷間 朝裳吉 城於道從 角障經 石村乎見乍 神葬 くら奉者 往道之 田付叻不
知 雖思 印乎無見 雖歎 奥香乎無見 御袖 往触之松矣 言不問 木雖在 荒玉之
立月毎 天原 振放見管 珠手次 懸而思名 雖恐有

挽歌

懸けまくも あやに恐し 藤原の 都しみみに 人はしも 満ちてあれども 君はしも 多く坐せど 行
き向ふ 年の緒長く 仕へ来し 君の御門を 天の如 仰ぎて見つつ 畏けど 思ひたのみて 何時しか
も 日足らしまして 十五月の 満はしけむと わが思ふ 皇子の命は 春されば 殖槻が上の 遠つ人
松の下道ゆ 登らして 国見あそばし 九月の 時雨の秋は 大殿の 砌しみみに 露負ひて 靡ける
萩を 玉櫛 懸けて俣はし み雪ふる 冬の朝は 刺楊 根張梓を 御手に 取らしたまひて 遊ばし
し わが大君を 霞立つ 春の日暮 真澄鏡 見れど飽かねば 万歳に 斯くしもがもと 大船の
たのめる時に 妖言に 目かも迷へる 大殿を ふり放け見れば 白栲に 飾りまつりて うち日さす
宮の舎人も一に言は 栲の穂の 麻衣着れば 夢かも 現かもと 曇り夜の 迷へる間に 麻裳よし 城上
の道ゆ つのさはふ 石村を見つつ 神葬り 葬り奉れば 行く道の たづきを知らに 思へども する
しを無み 嘆けども 奥処を無み 御袖 行き触れし松を 言問はぬ 木にはあれども あらたまの

立つ月ごとに 天あまの原 ぶり放はなけ見みつ 玉たま櫛かみ かけて偲しのはな 畏かしこかれども

(卷十三 三三二四)

1 万葉集古義

挽歌カナシメウタ

此間に、拾穂本には、一首并短歌作者未詳、といふ九字あり、契沖云、此歌以下三首は、高市皇子尊薨賜ひて後、よみて傷奉る歌なり、第二に、人麻呂のいたみ奉れる歌あり、たがひに見べし

挂カケマ纏マ毛モ。文アヤニ恐カシ。藤原フヂハラ。王都志弥美爾ミヤコシニミミニ。人下ヒトハシモ。溝ミチ雖有テアレドモ。君下キミハシモ。大座常オホクイマセド。往向ユキカハル。年トシノ緒長ヲナガク。仕来ツカヘコシ。君キミ之御門乎ノミカドヲ。如天ゾノゴト。仰アウキテ而見乍ミツ、カシコケド。雖畏オモヒクナミテ。思イツシ恐カモ而モ。何時可聞イツシカモ。(吾ワガ王オホキミ之ノ)。(天アメノ下シタ)。日足座而シロシイマシテ。十五モヂ月之ツキノ。多田波思家武登タタナハシケムト。吾思ワガオヘル。皇子命者ミコノミコトハ。春避者ハルサレバ。殖槻ウヱツキガケ於之ヘノ。遠人トホツヒト。待之下道湯マツノシタヂユ。登之而ノボラシテ。国見所クニミマ遊アソビ。九月之ナガツクニ。四具礼之秋者シグレノアキハ。大殿之オホドノ。砌志美弥爾ミギリシミミニ。露負而ツヅキケルヘ。靡芽子乎ナヒケルハギヲ。珠手次タマテスキ。懸而所偲カケテシメハシ。三雪零ミユキフル。冬朝者フユノアサトハ。刺楊サシヤナギ。根張梓矣ネバリアツサヲ。御手二オホミテニ。所取賜而トラレタマヒテ。所遊アソビシ。我王矣ワガオホキミヲ。煙立ケブリタツ。春日暮ハルノヒクラシ。喚犬追馬鏡マムカニウマカガミ。雖見シロクニ不飽者アガナバ。万歳ヨロツヨニ。如是霜欲得常カクシモガモト。大船之オホフネノ。憑タノ有時爾メカモトキニ。淚言アガナミダ。目鴨迷メカモマダス。大殿矣オホドノヲ。振放見者フリサケミレバ。白細布シロタヌ。飾カザリ奉而マツリテ。内日刺ウチヒサス。宮舍人方ミヤノトネリハ。雪穗タヘホノ。麻衣服者アサキヌケルハ。夢鴨イメカモ。現前鴨跡ウツツカモト。雲入夜之クモリヨノ。迷間マドヘルホトニ。朝裳吉アサモヨシ。城於道從キノヘノミチヨ。角障經ツノサハフ。石村乎見乍イハレヨミツ、カムハフリ。神葬カミハフリ。葬奉者ハフリマツレバ。往道之ユクミチノ。田付叫不知タヅネヲシラニ。雖思オモヘドモ。印乎無見シルシヲナミ。雖嘆シナケドモ。奥香乎無見オクカヲナミ。

御袖往。觸之松矣。言不問。木雖在。荒玉之。立月毎。天原。振放見管。珠手次。懸而思名。雖恐有。

挂字、拾穂本には掛と作り、○王都志弥美爾は、皇都も繁森に、といふなり、(志弥美は、繁々の略なり、と云説は、いさゝかわろし)繁く透間なき、といふ言なり、十二に、萱草垣毛繁森雖殖、とあり、十一に、家人者路毛四美三荷雖往来云々、なほ委く、三卷大伴坂上女郎悲歎歎尼願死去二歌に、内日刺京思美弥爾里家者左波爾雖在、云々とあるにつきて云り、披見べし、○人下は、下は借字、之毛は、数ある物の中を取出て云辞なり、次の君下も同じ、○満雖有、廿卷に、比等佐波爾美知豆波安礼杼、四卷に、人多爾國爾波満而云々、○大座常は、オホクイマセドと訓たるに従べし、(岡部氏が、オホマシマセドと訓て、おはしますと云は、大ましますの略なり、と云るはわろし)此時、皇子等は多く、其外にも座ませども、と云なり、○往向は、いと心得がたきにつきて考るに、向は、易の誤写にぞあるべき、草書にて、向易混ぬべし、さらば、ユキカハルと訓べし、十八に、往更年能波其登爾、十九に、去更年緒奈我久、などあるを思ふべし、(今一には、向は回の誤にもあるべし、さらばユキカヘルと訓べし、六卷に、往回雖見杼飽八、とみゆ、さて年に回と云るは、十七に、荒璞能登之由吉我弊利、十八に、安良多未能等之由吉我弊理、廿卷に、安良多未能等之由伎我敞理、など見えたり、但しこれらの年往回は、一年の暮て、又の年に立回るを云て、数年のうへにては、往更と云ぞ定と見えたるば、猶初の説によるべきなり、略解に、往向を、ユキムカヒと訓て、外にも君はませども、わきて此君

に心よせて、仕奉るよしなりと、本居氏の説るよし云れど、いとわるし。○仕来は、ツカヘコシと訓べし、(ツカヘキテと訓るは、甚よろしからず)。○如天は、二卷、高市皇子尊殯宮之時歌に、天之如振放見乍、○何時可聞は、五卷、恋男子名古日歌に、何時可毛比等奈理伊豆天、安志家口毛与家久母見牟登、大船乃於毛比多能無爾、とあると、同じ語勢なり、○吾王之天下の二句は、必あるべきが、旧本には落たるなるべし、故此五字を、姑補加へたり、猶次に云を見て、必無ては叶はぬことを知るべし、○日足座而は、(旧訓に、イヒタラマシテとあるにつきて、契沖が、皇子尊とは申せども、いまだみかどにおはしまさねば、いつか高みくらにのぼらせ賜ひて、天子といひたらはさむ、と思ひしを云り、と云るは、論に足ず、又岡部氏が、日は日の誤として、ヒタラシマシテと訓るにつきて、世の万葉学者も、皆うべなひ居る趣なれど、甘心がたし、但し日足と云ことは、古事記、本牟智和気御子生れませる時の詔に、何為日足奉、答白、取御母、定大湯座若湯座、宜日足奉云々、とありて生子の日を足すを云ことなれば、何かは彼説にもとるべき、とおもふ人も、あるべければ、なほ云べし、抑此歌、上には既く年緒長仕来と云、下に根張梓矣御手爾所取賜而云々、と云るなど、いと稚くまします時の事として、通ゆべき理のあるべしやは、かへすがへすも、前後のおもむきを熟考見べし、其上高市皇子尊とする時は、御年四十余歳にして薨給へる趣なるをや、故つらく思ひめぐらすに、以前の二句は、旧本に必脱しこと著し。日足は、白之の誤写にぞあるべき、草書にて、白之と作るを、日足と見誤りしものならむ、さらばシロシイマシテと訓べし、六卷に、阿礼座御子之嗣継、天下所知座跡

云々、とあり、さて白を知の借字にせるは、二卷に、無知を白鳴と書たる此なり、なほ余にもあり、かくて今の意は、此吾王皇子尊の、何時しかも天津日嗣の高御座に登らせ賜ひ、天下所知座して、大御恵の、四方八方に満溢しからむと、思憑み仰待奉れるよしなり、二卷日並皇子尊殯宮之時歌に、吾王皇子之命之、天下所知食世者、春花之貴在等、望月乃満波之計武跡、天下四方之人乃、大船之思憑而、天水仰而待爾云々、とあるに、いとよく似たり、○十五月之は、枕詞なり、五の下に、夜字あるべきを、略て書り、(略解に、夜の字落しか、と云れど、本より略けるならむ、)○多田波思家武登は、二卷に、満波之計武跡、と書るに同じ、○殖槻於は、今昔物語に、敷下郡植槻寺とあり、(今郡山に、植槻八幡宮ありとぞ、其は此植槻より勧請せる神社には非ぬにや、尋べし、)神楽歌小前張に、植槻や田中の杜や、とあるも、同処なり、於は、藤原之上など云、上に同じ、○遠人は、枕詞なり、既く五卷に出つ、○待之下道湯は、待は借字にて、松なり、枕詞よりの属には、待意にとれり、下道は、松の並生る其下を行道なり、湯は從にて、乎と云が如し、○登之而は、登而を延言なり、登賜而といふが如し、○国見所遊は、望国して、遊興したまひし、となり、国見は、一卷に見えてより已来、往々によめり、高処より国内を見放るを云古言なり、○四具礼之秋者は、霽雨の降秋者の意なり、露霜の降秋と云べきを即露霜之秋と、云ると同じ語例なり、○懸而所偲は、御心にかけて賞愛み賜ひし、と云なり、○刺楊は、枕詞なり、刺木にしたる楊より、根の出来て張と云意に、張梓と云へ、云係たるなり、○根張梓は、根は、上の枕詞よりの属に、云たるのみにて、張梓とは、即弓のことなり、梓木は、弓の

良材なるが故に、やがて弓を張梓とはいふなり、○御手ニ、契沖、此上に大字落たるにや、さらずとも、オホミテニと訓べし、第二に、人丸の、此皇子尊をいたみたまつらるゝ歌にも、大御手爾弓取持之とよめり、と云り、○所遊は、遊獵し給ひしを云り、凡て遊とは、広く云称なるが、其中に、獵の方に云るは、古事記中卷、雄略天皇大御歌に、夜須美斯志和智意富岐美能阿蘇婆志斯能夜美斯志能云々、同記上卷に、鳥遊とあるも、鳥を狩ることなり、又うつば物語に、夕射る事を、あそばすと云ることも見ゆ、(又宇津保物語万歳樂に、これに御手ひとつあそばして、鬼にかませ給へときこえたまへば云々、源氏物語若紫に、僧都琴をみつからもてまゐりて、これたゞ御手ひとつあそばして、おなじくは山の鳥も、おどろかし侍らせむと、せちにきこえたまへば云々、これらは琴を弾ことを、あそばすと云り、又大和物語に、みかど、立田川紅葉みだれてなぐるめりわたらばにしき中やたえなむ、とぞあそばしたりける、とあるは、御歌よみし給ふことをいへり、いづれも遊興のすぢを、尊者の為給ふことを、阿蘇婆須といへり、今俗に、何事にても、尊者の為給ふことを遊婆須と云も、此より転れることながら、ひろく何事にも云ることは、古にはきこえず、○王の下矣字、拾穂本には乎と作り、○煙立(煙字、古写本、拾穂本等には烟と作り、)は、霞立といふに同じ、霞を煙と云る例あり、源氏物語若紫に、後の山に立出て、京の方を見たまふに、遙に霞みわたたりて、四方の梢、そこはかとなうけぶり渡れるほど云々、とあるも、霞渡れると云に同じ、(熊孺登詩に、山頭水色薄籠烟、とあれば、漢国にても、霞を烟と云るときこゆ、)○春日暮は、ハルノヒククラシと訓べし、(略解に、ハルヒノクレニと訓た

るは、いとわろし、) 長き春日の暮るまで、見奉れども飽ぬよしなり、○喚犬追馬鏡は、枕詞なり、二、卷明日香皇女殯宮之時歌に、鏡成雖見不厭、○万歳云々、二卷高市皇子尊殯宮之時歌に、万代然之毛将有登、木綿花乃榮、時爾云々、○涙言、(涙字、古写本に度と作るは誤なり、又言の下、一本に可字あるもわろし、) は、本居氏、言涙の下上になれるなり、と云り、アガナミダと訓べし、わがなみだが、目を迷はずにや、と云るなり、(岡部氏は、此二字は流言か妖言かの誤なり、およづれことにて有か、又吾目の見まどひにやといふなり、言下に、歎一字落しならむ、と云り、されどなほ上の説によるべし、) 言字アガと訓ること、集中に往々見ゆ、欽明天皇紀に、言念(詩伝に、言我也、) ○目鴨迷は、メカモマドハスと訓べし、吾哭涙が、目を迷はずにや、と云意なり、(メカモママまへるとよみては、よろしからず、) ○白細布飾奉而は、白布して殯宮を飾れるを云なるべし、二卷高市皇子尊殯宮之時歌に、吾王皇子之御門乎、神宮爾装束奉而、遣使御門之人毛、白妙之麻衣著、○宮舍人方の下、旧本に、一云者、と註せり、○雪穂は、一卷に、栲乃穂爾夜之霜落、とあり、多問とは、本白布の名にて、やがて白き物をば、何にても多問と云より、十一には、しきたへと云に、敷白とも書り、故今も雪字を書て、義を借れり、穂とは、目に立ことをいふ、○麻衣服者は、アサキヌケルハと訓べし、古喪服には、白麻衣を用ひしこと、既く二卷に、書紀を引て具云り、○雲入夜之は、枕詞なり、くもり夜には、行きき見えずして、道を踏迷ふ故に、かく属けたり、○迷間は、マドヘルホトニと訓べし、(間をハシと訓むは、こゝにてはわろし、) ○朝装吉は、枕詞なり、既く具云り、二卷に、朝毛吉木上宮乎、常宮

等^{トサゾク}高之奉^ヲ一^ニ而^{シテ}、○城^{シテ}於^テ道^ヲ從^ヒは、キ^ノヘ^ノミ^チユ^ト訓^{ベシ}、二^ノ卷^ニに、高^ノ市^ノ皇^子尊^ニ城^上、殯^宮とある、既^ハ是^ナなり、諸^ノ陵^式に、三^ノ立^岡、(高^ノ市^ノ皇^子、在^リ大^和国^ノ廣^瀨郡^ニ、兆^域東^西六^町南^北四^町、無^ニ守^戸)と見^エて、城^上は、其^ノ地^ノ大^名なるべし、かくて城^於に葬^リ奉^レれるなるに、此^ニに城^於道^從角^障經^石村^乎見^乍、とあるは、いかにぞやおもはるれども、しからず、此^ハ城^於方^ノ行^道を、城^於道^ト云^ハは、其^ノ道^{ヨリ}、と云^ナり、京^ノ方^ノ行^道を京^道、東^ノ方^ノ行^道を東^道と云^ニて心^得べし、○田^付町^{不知}(町^ノ字[、]拾^穂本^ニは呼^ト作^リ)は、寄^リ著^ベき便^をし^ラず^に、とい^ふなり、○印^乎無^見は、益^ノ無^故に^ノ意^{ナリ}、○嘆^字、拾^穂本^ニは歎^ト作^リ、○奥^香乎^無見^ハ、奥^底ノ無^故に^ノ意^{ナリ}、嘆^息ノ至^極な^きよ^しなり、○御^袖往^ハは、往^ハ持^ノ写^誤なるべし、さらば、ミ^ソテ^モチ^ト訓^{ベシ}、○触^之松^矣は、フ^リテ^シマ^ツヲ^ト訓^{ベシ}、上^ニ、遠^人待^之下^道湯[、]とある、其^ノ松^{ナリ}、○言^不問^木、雖^在、(言^ノ下[、]一^本に可^字あるはわろし、木^字、校^本に、官^本作^レ松[、]とあり、こはいとわろし)、五^ノ卷^梧桐[、]日^本琴^をよめる歌^に、許^等波^奴樹^爾波^安里^等母^字流^波之^吉伎^美我^多奈^礼能^許等^爾之^安流^倍志[、]○立^月毎^は、今^{ヨリ}後^のなり、十五^に、伎^美乎^於毛^比安^我古^非万^久波^安良^多麻^乃多^都追^奇其^等爾^与久^流日^毛安^良自[、]と見^ゆ、月^毎とは云^れど、実^には年々^々日々^々ごと^になり、○天^原は、天^原を仰^見る如^くに、とい^ふなり、○振^放見^管は、右^ノ松^を、皇^子尊^{を見}奉^るやうに、仰^見るよ^しなり、三^ノ卷^博通^法師^歌に、石^室戸^爾立^在松^樹汝^乎見^者昔^人乎^相見^如之[、]○珠^手次^云々^は、二^ノ卷^に、作^良志^之香^来山^之宮[、]万^代爾^過牟^登念^哉、天^之如^振放^見乍[、]玉^手次^懸而^將偲^恐、有^騰文[、]とあるに同^じ

2 万葉代匠記

挽歌

(精) 挽歌

挂纏毛 文 恐 藤原 王都志弥美爾 人下 溝 雖有 君下 大座常 往向 年緒長
 ツカヘキテ キミカミカトヲ ソノノコト 仰 而見乍 雖畏 思憑 而 何時可聞 曰足座而 十五月之 多田
 仕來 君之御門乎 如天 仰 而見乍 雖畏 思憑 而 何時可聞 曰足座而 十五月之 多田
 ハシケムト 吾思 皇子 命者 春選者 殖槻 於之 遠人 待之 下道湯 登 之 而 國見所遊
 波思家武登 刺楊 根張梓 矣 御手二 所取賜 而 所遊 我王矣 煙立 春 日暮 喚犬追馬鏡
 ナカツキノ 九月之 四具礼之 秋者 大殿之 刺志美弥爾 露負 而 靡 芽子乎 珠手次 懸而所偲 三雪零
 フユノアシタハ 冬 朝者 刺楊 根張梓 矣 御手二 所取賜 而 所遊 我王矣 煙立 春 日暮 喚犬追馬鏡
 ミレトアカネハ 雖見不飽者 萬歲 如是霜欲得常 大船之 憑有時爾 淚言 目鳴迷 大殿矣 振放見者
 シロクハ 白細布 飾 奉而 内日刺 宮 舍人方 一 云 雪穗 麻衣服者 夢鴨 現前鴨跡 雲入夜之
 マヨルホトニ 迷 間 朝裳吉 城於道 從 角障 經 石村乎 見乍 神葬 葬 奉者 往道之 田付 則不知 雖
 トモ 思 印乎 無見 雖嘆 奥香乎 無見 御袖 往觸之 松矣 言不問 木 雖在 荒玉之 立月每
 アノハラ 天原 振放見 管 珠手次 懸而 思名 雖恐 有

(精) 挂纏毛文恐

懸而所偲 別校本又云、カ (卷) 刺楊 別校本又云、 我王矣 幽齋本又云、ワ 煙立 別校本又云、ケテシノハセ 刺楊 サシヤナキ 我王矣 カオホキミヲ 煙立 ケフリタツ

此哥并反歌及ヒ次ノ長哥ハ題ナシト云ヘトモ、紛ナク高市皇子尊薨給ヒテ後、仕ヘ奉レル人ノヨメルナリ。(朱) 人下君下ノ二ノシモハ助語ナリ」如天ハアメノコト、モ誦ヘシ。雖畏ハ古語ニ依テカシコケト、誦ヘシ。曰足座而トハ帝ト申ヘキヲ云ナリ。」十五月之多田波思家武登トハ、第二ニ望月乃、満波之計武跡ト有シヲ、今ヲ引テタ、ハシケムト、誦ヘキ由注セシニ、(朱) 互ニ頭ハレタリ」(詳ナリ) 又神代紀ニ、太高ヲタゞヘリト点セリ。是モ通スヘシ。又日本紀ノ中ニ偉ノ字ヲタ、ハシトヨメリ。是モ亦通スヘキ歟。殖槻ハ添、下郡今ノ郡山ト云所ニアリ(朱) へト云ヘリ」和銅二年ニ淡海公淨達法師ヲ招テ維摩會行ナハセ給ヒシ所ナリ。神楽ノ小前張ニ、殖槻ヤ田中ノ森ヤトモウタヘリ。(清) 待之下道湯ハ、今按、今ノ点誤レリ。マツカシタミチユト誦ヘシ。下ニ、御袖往触之松矣ト云ヘルハ此」ヲ指セリ。遠人ハ、第五ニ、松浦トツ、ケタル(朱) 如(朱) 唯殖槻於之松之下道從ト云(朱) (二句)(清) (ク今モ松ヲ待ニ云ヒナスナリ) 殖槻ニモ時々通ヒ住(清) 給フ宮ヲ作オカセ給ヒテ、(朱) 道ノ左右ノ傍ニ(朱) (列)(清) 樹ニ松ヲ植サセ給ヘルニヤ。所徳ハシノハセト誦ヘシ。刺楊根張梓矣トハ、梓ハ梓弓ナリ。張梓ト云ハムタメニ刺タル楊ノ根ノハルトツ、ケタリ。第十四ニ、乎夜麻田乃、伊氣能都追美爾、左須楊奈疑トヨメルハアレト、今ハサシヤナキト体ニヨメルガマサリ侍リナムヤ。御手二ハ(朱) 今按」オホミテニト誦ヘシ。第二人麿ノ哥ニハ大御手爾、弓取持之トアレハ、今モ大御手ニナリケムヲ、大ノ字ノ落タルニヤ。所遊ハ、今按、アソ」ハセシト誦ヘシ。鷹獵獸獵ナトニ出タマヒテ弓ヲ遊ハスナリ。遊ハスハ古語ナリ。古事記ニモ多シ。我王矣ハワカオホキミヲトヨメル本ニ依ヘシ。煙立ハ煙霞ト云ヒツ、クルモ霞

歟。熊孺登詩ニ、山頭水色薄籠煙ナト霞ノ意ナレハ、今モカスミトヨメリ。カクシモノシハ助語ナリ。
 雪穂ハタヘノホノトモ読ヘキカ。(朱)第一二ハ、栲乃穂爾トカケルヲ今雪ノ字ヲカケルハ義訓ナリ。第十一
 ニ、シキタヘヲ敷白トカケル類ヘナ(タ)リ。夢鴨現前鴨跡ハ、今校、ユメニカモウツ、ニカモトヘ、
 読ヘシ。雲入夜之迷間ハ、第十二ニ、陰夜之、田時毛不知云々。第九ニモ、闇夜成(ヤミヨオズ)思ヒ迷ハヒトヨ
 メルカ如シ。朝蓑吉城於道従ハ、第二ニ出タリ。キノヘノミチユト読ヘシ。角障經石村乎見乍、是モ
 亦第三、春日藏首老カ哥ニ見エタリ。イハレヲミツ、ト読ヘシ。印乎無見ハ、シルシヲナミト読ヘシ。
 下ノ無見此ニ准ラフヘシ。天原振放見管トハ、殖槻ノ松下道ノ松ヲ御袖ノ往触シナコリタニアレハ、空
 ノ如クニ仰キ見ルトハ、深ク御徳ヲ慕ヒ参ラスルナリ。毛詩召南云。蔽芾甘棠(朱)勿剪(逸)勿
 伐、召伯所茇。此類ナリ。(淵明)歸去來辭云。撫孤松而盤桓(タ)ト。
 (初)かけまくもあやにかしこし 此哥以下三首は高市皇子尊薨したまひて後よみていたみ奉れる哥なり。
 第二に人丸のいたみ奉られける哥有。たかひにみるへし。皇子の事迹すなはち彼哥につきて日本紀等を
 引り。君はしもおほくいませと、此時皇子たちあまたおはしましければなり。いひたらましてとは、
 皇子尊とは申せと、いまたみかとはおはしまさねは、いつか高みくらにのほらせたまひて、天子とい
 ひたらはさんと思ひしをといへり。もち月のたはしけむと、は、第二に日並知皇子尊殯宮之時人丸の
 よまれたる哥にもわかきみのみこのみことの天の下しらしめしせは春花のかしこからむともち月の満は
 しけむとよまれたるを、みちはしけむと訓したるを、今の哥によりておもふに、かれをもたはしけ
 (入(三手本))

むとよむへし。塩のたゝふるといふも、みちてあるをいへは、もち月も円満したるを湛ふといへり。天
(ん三手本)
 子とあふかれたまは、皇子の御上にかげのこりたるかたあらしとおもふなり。殖槻のうへの。殖槻は
 地の名なり。淡海公いまた興福寺を建立したまはざりし時、此殖槻にて維摩会を行はせ給ひけるなり。
山階(傍三手本ナレ)
 神樂の小前張に、うゑつきや田中の杜やとうたふも此所なり。遠つ人まつの下みちゆ。とほくたひに有
 人を待といひかけて、松の下道はなみ木に松をうへたるその下をゆく道なり。ゆはよりの古語なり。第
 五にもとほつ人まつらの川、とほつ人まつらさよひめなとつゝけよめり。国見は第一に舒明天皇の御歌
(三手本)
 よりこのかたあまたよめり。所徳はしのはせと読へし。刺楊、柳の枝をさせるなり。第十四にも小山田
(三手本)
 の池のつゝみにさす柳とよめり。根はる梓を、さしたる楊より根の出来てはるといひて、弓を張にうけ
 たり。梓は弓の良材なればはるといふ詞にておして弓の名とせり。第七に玉梓の妹は玉かもとよめる
(三手本)
 も、玉梓は弓をいへるにや。委はそこに尺せり。御手二は此上に大の字の落たるにや。さらすともおほ
(ナレ三手本)
 みてにと読へし。第二に人丸の此皇子尊をいたみ奉らるゝ哥にも、大御手爾弓取持之とよまる。所遊、
 あそはせしとよむへし。煙立、これをかすみたつとよめるは、おほよそ詩文に煙といへるは、火氣にか
 きらす。霞なとをいへり。熊孺登か詩に、山頭水色薄籠煙といへるも霞なり。喚犬追馬鏡、第十一に
ミヤキヒライツミ
 宮材引泉之追馬喚犬とかけるより此かた、
(この三手本)
 あまたみゆ。白たへのかさりまつりては、白たへのかさり
 をたてまつりてなり。又白たへは布の事なり。第九にもをかきうちあさをひきほし妹なねのつくりき
 せけむ白たへの紐をもとかすとよめるは、白たへのぬのゝころもの紐をもとかぬといふ心なり。しかれ
(ん三手本)
(ナレ三手本)
(ナレ三手本)

は白たへをもてかさりたてまつりてとも心得へし。たへのほは白きをいへり。第一にもたへのほによるの霜ふりとよめり。第十一にしきたへといふに敷白とかけるをおもへは、たへといふ詞は、白色につきていへは、今雪穂とかけるその心なり。くもり夜のまよへるほとにとは、くもり夜には道をゆくにも、ゆくへの見えすしてまよふに心のやみをよそへていへり。第十二にもくもり夜のたときもしらす山こえてとよめり。あさもよいは紀のくにの枕言なるを、城といふことのおなしければ、かりてよめり、

第二の人丸の哥にもかくよめり。城於道従は、きのうへのみちゆともよむへし。石村はいはれとよむへし。さきに続日本紀を引て証せり。延喜式第二十一諸陵式云。三立岡墓高市皇子。在大和国広瀬郡。兆城東西六町南北四町無守戸。

みそてのゆきふれし松を。上に遠つ人松の下道ゆといへる松なり。文選陶淵明婦去来辞云。撫孤松而

盤桓。詩召南云。蔽芾甘棠勿剪勿伐召伯所茇。韓詩外伝云。昔者邵伯在朝。有司請宮以居。邵

伯。々曰。嗟以三吾一身而勞三百姓。此非三吾先君文王之志也。於是出而就三蒸庶于阡陌之間而听断(所三手)

焉。邵伯暴处三遠野三廬三于樹下。百姓大悦耕桑者倍力以勤。于是歲大稔。其後詩人見下邵伯之所(所三手)

休息。樹下。歌詠之作三甘棠之詩。史記燕世家云。召公之治三西方。甚得三兆民和。召公巡三行鄉邑。有

棠樹。正義曰。今之管梨樹也。決獄政事其下。自侯伯至庶人。各得其所。無失職者。召公卒而民人思召公之

政。懷棠樹不敢伐。歌詠之作三甘棠之詩。此集第三に博通法師歌に

いはやとにたてる松の木汝をみれば昔の人を相みることし

あら玉の立月こととは、第十五に

(目三手本)

君をおもひあか恋まくはあら玉の立月ことによくる日もあらし

今も此心にて月ことにといへとも、まことは日ことになり。天原ふりさけみつゝとは、御袖にふれし松なれば、やかて皇子尊を見奉るやうにうやまひてみる心をいへり。かけておもふなは、かけておもふにて、なは妹かこひしなゝといへるなゝり。ことはなり。第二の人丸の長哥終にも、天のことふりさけみつゝ玉たすきかけてしのはんかしこけれともとよまる。それは上に、しかれともわか大きみのよろつよとおもほしめしてつくらしゝかく山の宮よろつ世に過むとおもへやとよまれたれば、その宮を天のこと

あふくなり

以上ナシ(三手本)

藤原宮御宇天皇代高天原広野姫天皇、元年丁亥十一年
讓三位輕太子、尊号曰太上天皇

天皇御製歌

春過而 夏来良之 白妙能 衣乾有 天之香来山

藤原宮に天の下知らしめしし天皇の代高天原広野姫天皇、元年丁亥の十一年位を輕
太子に譲りたまふ、尊号を太上天皇といふ

天皇の御製歌

春過ぎて夏来るらし白栲の衣乾したり天の香具山

(卷一 二八)

1 万葉集古義

藤原宮 御宇天皇代

藤原宮は、高市郡にて、香山の西、畝火山の東、耳梨山の南なること、此下藤原宮御井をよめる長歌にてしられたり、今も大宮殿と云て、いさゝかの処を畑にすぎ残して、松立である地、其跡なりとぞ、さて香具山は十市郡なれども、宮地は其西にて高市郡に属するべし、釈紀に氏族略記を引て、藤原宮在高市郡鷺栖坂北地といへり、(しかるを大和志に、高市郡大原村、持統天皇八年、遷居於此、とあるはたがへり、其大原即藤原と云て、同じ高市郡なれば、人みな思ひ混ふことなれど、かの大原なるは、鎌足大臣の本居の地にして宮地の藤原とは同名異地なり、)此宮は、持統天皇文武天皇二御代の宮なり、持統天皇は、書紀持統天皇卷初に、高天原広野姫天皇、少名鷓野讚良皇女、天命開別天皇第二女也、母曰遠智娘天皇深沈有、大度天皇財重日足姫天皇(斎明)三年、適天淳中原瀛真人天皇、(天武)為妃、天淳中原瀛真人天皇二年、立為皇后云々と見えて、四年正月戊寅朔、皇后即天皇位、十月甲辰朔壬申、高市皇子觀藤原宮地、十二月癸卯朔辛酉、天皇幸藤原觀宮地、八年十二月庚戌朔乙卯、遷居藤原宮、十一年八月乙丑朔、天皇位於皇太子と見ゆ、此よりして太上天皇と称奉れり、続紀に、文武天皇大宝二年十二月甲寅、太上天皇崩、三年十二月癸酉、火葬於飛鳥

岡、壬午、合葬於大内山陵とあり、諸陵式に、檢隈、大内陵（藤原宮御宇持統天皇合葬檢前、大内、陵戸更不重充）と見ゆ、文武天皇は統紀に、天之真宗豊祖父天皇、天淳中原瀛真人天皇（天武）之孫、日並知皇子尊之第二子也、母天命開別天皇（天智）之第四女、日本根子天津御代豊国成姫天皇（元明）是也、高天原広野姫天皇十一年立為皇太子、八月甲子朔、受禪即位、慶雲元年十一月壬寅、始定藤原宮地宅、四年六月辛巳、天皇崩、十一月丙午、諡曰倭根子豊祖父天皇、即日火葬於飛鳥岡、甲寅、奉葬於檢隈安古山陵、諸陵式に、檢前安古岡上陵（藤原宮御宇文武天皇、在大和国高市郡、兆城東西三町南北三町、陵戸五畑）とあり、御少名を輕皇子と申したる事下に出、○天皇代の下、旧本等に、高天原広野姫天皇と注し、拾穂本には、諡曰持統天皇、元年丁亥十一月、讓位輕太子、尊号曰太上天皇とあり、元年云々の詞、古写本又類聚抄にも同くあり、是皆後人のしわざなり、上に云る如く、こは二御代の標なるを、持統天皇一御代のみ標と意得たること、かへすくもかたはらいたし

スメラミコトノミマセルホミウタ
天皇御製歌。

天皇（皇字、旧本に良に誤、類聚抄古写本等によりつ）は、持統天皇なり、岡部氏考に云るは、こは持統天皇のいまだ清御原宮におはしまし、ほど、夏のはじめの頃、埴安の堤の上などに幸し給ふに、かぐ山あたりの家どもに、衣を掛ほして有を、見そなはしてよませ給へるなり、と云る如し、されどこの天皇、やがて御代しるしめしてよりは、藤原宮御宇天皇と称す事なれば、清御原宮の標中に入らず、こ

ゝにこの代標を建て、その標中に収たるなるべし

春過而。夏來良之。白妙能。衣乾有。天之香來山。

夏來良之は、ナツキタルラシと訓べし、夏は、古事記伝夏高津日神の名義を云る条に、夏は成立なり、理を省き多都を切めたるにて、是も稻のことなり、四季の夏も、もと此意にて、稻より云名なり、夏は暑なりと云説はわるし、と云り、猶考べし、キタルは來而有なれば、(テアの切タ)こゝも來有良之などこそ書べきことなれど、既く來の一字をキタルと訓ことゝなれりと見えて、集中に來字のみにて、キタルと訓べき所多し、良之の言は上にくはしくいへり、夏來である事の、十に七八しるき意なり、さてこのつゞけの体は、十九に、春過而夏來向者、また十卷に、寒過暖來良思、十七に、民布由都芸(都は、須ノ字の誤)芳流波吉多礼登、(金槐集に、み冬つき春しきぬれば青柳のかづらぎ山に霞棚引とあるは、真冬尽にて、意ばえは同じことながら、古風のいひざまにはいさゝかたがへり)などいへる皆同じつゞけざまなり、○白妙は、妙な借字にて、白布の義なるよしは、冠辞考にいへるが如し、此の御歌にては、枕詞にあらず、たゞ白き衣のよしなり、○衣乾有は、コロモホシタリと訓べし、飛鳥井本六条本等にもかくあるは、古訓のまゝなり、衣乾てありの意なり、○大歌意は、契沖、春までの衣は、たゞみおかむためにほし、去年より箱にいれおける衣をば、今著む料に湿気などかわかさむとて、かぐ山のふもとにかけてすむ家々に、取出てほせるが見ゆるにつけて、時節のいたれることをよませ賜へる

なり、十四東歌に、筑波禰爾由伎可母布良留伊奈乎可思加奈思吉兒呂我爾努保佐流可母とありて、山に布ほすこともあればこそ、かくはよみけめ、今の御歌これに准へて心得べしと云り、(朗詠集更衣の詩に、開箱衣帶隔年香) 猶春なりとおぼしめしを、かぐ山わたりに衣ほしたるをふと御覽じて、さてははや夏来てあるらしと、時のうつれるを驚きて歎き給へるなるべし、さて昔時は、此山に人の家多く有ける故に、衣をも乾けるなり、かくて山家なるが故に、他所へも見えけるなるべし

2 万葉代匠記

藤原宮御宇天皇代 高天原広野姫天皇

(精) 藤原宮御宇天皇代 藤原宮ハ (大和国高市郡也) (海) へ日本紀私記云。師説此地未詳。愚案、氏族略記云。藤原宮在高市郡鷲栖坂北地。或者ノ云ク。多武峯記云。藤原宮大原也。今見ルニ後飛鳥岡本宮ノ旧地ノ東北三四町許 (近年造宮ノ大織冠大宮ノ地ナリ) トイヘリ。但志貴皇子ノ明日香風都ヲ近ミトヨマセ給フ御哥ニヨレハ不審ナリ) 持統 (紀云) 八年十二月乙卯、遷居藤原宮云々。高天原広野姫天皇ハ (朱) 第四十一代) 持統ノ御諱也。 (天智天皇ノ皇女、初ハ天武天皇ノ皇后) 詳ニ日本紀ニ見エタリ。此標ハ持統文武両帝ニ亘レルヲ、此ニ持統ノ御諱ヲ拳タルハ後ノ人ノ誤ナリ。下ニ至テヲノツカラ明ナリ

天良御製歌

(精) ^(卷) 天皇御製歌 皇ヲ誤テ良ニ作レリ

^{ハルスキテ} 春過而 ^{ナツキニケラシ} 夏来良之 ^{シロクヘノ} 白妙能 ^{コロモカラセリ} 衣乾有 ^{アマノカクヤ} 天之香来山

(精) ^{新古今} 春過テ夏キニケラシヘ白 妙ノ衣サラセリ天ノカク山

夏来良之 ^{(朱)官} ^{(清)中院} 本又云、ナツツキヌラシーヘ ^{(清)按此哥} 二来ノ 衣乾有 ^{(朱)別校} ^{(清)校合} 本

亦云、^{(朱)官} ^{(清)中院} 本 ^(原、改行スル朱符アリ) 此御製ハ、第八卷夏ノ雜歌ノ初二載ヘキラ、此集部類

未タ不調故ニ、此ニ有ナルヘシ。又年ノ次ニ随テ此ニアメルカ。此哥未タ淨御原宮ニマシマセル時ノ御

歌也。 ^(朱) 朱鳥八年ニ藤原ヘ移給フ後ノ哥ハ下ニアル故ナリ 春過テトハ、時節ノ替リ来ル次第ヲ云也。

十卷ニ、冬スキテ春ハ来ヌラシ、十九卷ニ、春スキテ夏キムカヘハト云々。宋玉カ好色ノ賦ニ、向ニ春

之末ニ迎ニ夏之陽。白妙ノ衣、タヘハ妙ノ字又細ノ字ヲ書リ。ホメタル詞也。ヨリテ白妙ノ衣白タヘノ袖

ナト多ク読リ。摠シテ白キ ^(清) ハカリ ヲタヘト云ニヤ。 ^(朱) 後ニ白細布ト書テシロタヘト和シタレハ、今

モ其意ニ見ルヘシ ^(朱) 下 ^(清) 此集ニ雪穂ト書テタヘノホトヨミ、敷白ト書テシキタヘトヨ ^(朱) メリ ^(清) ム

乾有ヲハ、サラセリトモ、ホシタリトモ詠来レリ。同シコトナリ。春マテノ衣ハタ、ミ置ンタメニホ

シ、開レ箱衣帯ニ隔レ年香ト更衣詩ニ作レル如ク、去年ヨリ箱ニ入置ケル衣ヲハ、今キン料ニ、湿氣ナト

乾サントテ、香具山ノ麓カケテスム家ミニ、取出テホセルカ見ユルニツケテ、時節ノ至レル事ヨマセ

給ヘル也。第十四卷、東哥 ^(朱) ニ ツクハネニ雪カモフラルイナヲカモ悲シキコロカニノホセルカモ。フ

ラルハフレル也。イナヲカモハ、イナニカモ也。ニノホサルカモハ、布ホセルカモ也。又風俗ノ哥ニ

モ、甲斐カネニ白キハ雪カイナオサノカヒノケ衣サラステツクリ。山ニ布ホスコトモアレハコソ、カクハ読ケメ。今ノ御哥是ニ准シテ心得ヘシ。衣ホシタリ、衣サラセリ、共ニ云ハテ、詞モ古質也ナト思ヒテ、何レノ人カ衣ホステフト改ケム。今此集ニヨリテ見レハイカ、ト覚ユ。新古今集ニハ此哥ヲ夏ノ部ノ始ニ載ラル。更衣ノ心ナルヘシ。後ノ人、衣ホシタリト云ヲ、春ハ霞度リシカ夏(宋)ナレハ霞ノ霽テ山ノ色明白ニ見ユルヲ云ト釈セリ。哥ノ中ニサル詞モナキヲ、カク釈セル事不審也。殊ニ更衣ノ哥ニテ天象ノ事ヲ云ヘカラス。タ、哥ノ詞ノ中ニ義ヲトルヲ好トスヘキカ

(初) 春過てなつきにけらし

此御製は、第八卷夏雜哥の初に載らるへきを、此集いまた部類をよくもとゝのへさるゆへに、こゝにはあるなるへし。下に至りて、朱鳥八年に、藤原宮に遷たまふとするせり。これはいまた淨御原宮にましゝける時の御哥なり。春過てとは、時節のかはりくる次第なり。十九卷家持の長哥にも、春過て夏きむかへはとよめり。宋玉か登徒子好色賦には、向ニ春之末ニ迎ニ夏之陽一といへり。左太沖か呉都賦に、露ヲ往霜来といひ、周興嗣か千字文に、寒来暑往といひ、此第十に、ふゆ過て、春はきぬらしといへる、皆同意なり。白妙の衣とは、色は白きか本色なれば、白たへの衣、白たへの袖などおほくよめり。たへは妙の字、細の字などをかけり。ほめたることほなり。白き色を、たへといふにや。此卷の末にいたり、たへのほによるの霜ふりとよみ、十三にはたへのほといふに雪穂とかき、十一には、しきたへといふ(る三手本)に、敷白とかけり。又栲角栲衾(る三手本)といふも、たくは白きといふ古語なるを、しるたへといふに、白栲と

もかけり。五色の中に、白たへとのみいひて、あをたへとも、黄妙ともいはす。白の字を直にたへとよめれば、白き色をいふなるへし。文選には、皚々とあるをしるたへとよめり。乾有をは、さらせりと、ほしたりともよみ来れり。おなしことなり。春までの衣は、たゞみをかんだためにほし、開_レ箱衣帯_二隔_レ年香_一と、更衣の詩にもつくれることく、其年より箱にいれをける衣をは、今きむ料に、湿気などかはかさんとて、かく山のふもとかけてすむ家々に、とり出てほせるがみゆるにつけて、時節のいたれることをよませたまへるなり。第十四、東哥に、つくはねに雪かもふらるいなをかまなしきころかへのほさるかも。ふらるは、ふれるなり。いなをかもは、いなにかもなり。にのほさるかもは、ぬのほさるかもなり。山にぬのほすこともあればこそ、かくはよみけめ。今の御哥これに准して心得へし。衣ほしたり、衣さらせり、ともにいひはて、ことはも古質なりなとおもひて、いつれの世の人か、衣ほすてふとあらためて、物ふかうけたかくしなつとおもはれけん。此集第三、沙弥満誓の哥に、ときゆくふねの跡なきかことゝあるを、あとのしら浪と、拾遺集にあらためて入られたるは、心もたかはす、ことはもはなやかなるをこのむ世にかなへり。

藤原宮之役民作歌

八隅知之 吾大王 高照 日乃皇子 荒妙乃 藤原我宇倍余 食国乎 売之賜牟登 都宮者 高所知武等 神長柄 所念奈戸二 天地毛 縁而有許曾 磐走 淡海乃国之 衣手能

田上山之 真木佐苦 檢乃孀手乎 物乃布能 八十氏河余 玉藻成 浮倍流礼 其乎取
登 散和久御民毛 家忘 身毛多奈不知 鴨自物 水余浮居而 吾作 日之御門余 不知
国 依巨勢道從 我国者 常世余成牟 凶負留 神龜毛 新代登 泉乃河余 持越流 真
木乃都麻手乎 百不足 五十日太余作 泝須良牟 伊蘇波久見者 神随余有之
右、日本紀曰、朱鳥七年癸巳秋八月、幸三藤原宮地。八年甲午春正月、幸三藤原宮。冬十
二月庚戌朔乙卯、遷三居藤原宮。

藤原宮の役民の作る歌

やすみしし わご大王 高照らす 日の皇子 荒栲の 藤原がうへに 食す国を 見し給はむと 都宮は
高知らさむと 神ながら 思ほすなべに 天地も 寄りてあれこそ 石走る 淡海の国の 衣手の
田上山の 真木さく 檢の孀手を もののふの 八十氏河に 玉藻なす 浮かべ流せれ 其を取ると 寄
わく御民も 家忘れ 身もたな知らず 鴨じもの 水に浮きゐて わが作る 日の御門に 知らぬ国 寄
し巨勢道より わが国は 常世にならむ 凶負へる 神しき龜も 新代と 泉の河に 持ち越せる 真木
の孀手を 百足らず 筏に作り 泝すらむ 勤はく見れば 神ながらならし
右、日本紀に曰はく、朱鳥七年癸巳の秋八月、藤原宮の地に幸す。

八年甲午の春正月、藤原宮に幸す。冬十二月庚戌の朔の乙卯、藤原宮に遷居るといへり。

1 万葉集古義

ツクリフガランノミヤニクテルカキノヨメルカク
 宮ニ藤原宮ニ之役民作歌。

宮ニ藤原宮ニ(宮字、日本にはなし、道見親王御本拾穂本等によりつ)は、持統天皇紀に、四年冬十月甲辰朔壬申、高市皇子觀ニ藤原宮地、公卿百寮從焉。十二月癸卯朔辛酉、天皇幸ニ藤原一觀ニ宮地、公卿百寮皆從焉。六年五月乙丑朔丁亥、遣ニ淨広肆難波王等、鎮ニ祭藤原宮地、庚寅、遣ニ使者、奉ニ幣于四所伊勢大倭住吉紀伊大神、告以ニ新宮、六月甲子朔癸巳、天皇觀ニ藤原宮地、七年八月戊午朔、幸ニ藤原宮地、八年春正月乙酉朔乙巳、幸ニ藤原宮、即日還レ宮、十二月庚戌朔乙卯、遷ニ居藤原宮ニと見ゆ、かゝればこの宮は、持統天皇八年の冬までに仕奉りしなり、○役民を、タテルタミと訓は、十一に、宮材引泉之追馬喚犬ニ立民乃とあるに従つ、又エダチノタミとも訓べし、(岡部氏考に、役字をエダチとよめど、エは役の字首にて、古言にあらざといへるは、例のいとかたよれる論なり)十四に、於保伎美乃美己等可思古美可奈之伊毛我多麻久良波奈礼欲太知伎努可母とよめる、欲太知は役の東語なりといへり、しかれば、エダチも古言なり、(本居氏云、延陀知は、延は充の約りたる言か、詳ならず、陀知は民の其事に発趣くを云、本居氏云、此歌のすべての趣は、田上山より伐出せる宮材を宇遲川へくだし、そを又泉川に持越て筏に作りて、その川より難波海に出し、海より又紀の川を浜せて、巨勢の道より藤原宮地へ運び來たるを、その宮造りに役はれ居る民の見て、よめるさまなりとあり、大

かたの趣をば、まづしか心得置て、さて歌詞の条々に注る説を味ひ考べし

ハスミ知之。ワガオホキミ。タカヒカル。日之皇子。荒妙乃。藤原我宇倍爾。食国乎。メシタケマムト。都宮者。高所知武

等。神長柄。所念奈戸二。天地毛。縁而有許曾。磐走。淡海乃国之。衣手能。田上山之。真木佐苦。松

乃婦手乎。物乃布能。八十氏河爾。玉藻成。浮倍流礼。其乎取登。散和久御民毛。家忘。身毛多奈不知。

鴨自物。水爾浮居而。吾作。日之御門爾。不知国。依巨勢道従。我国者。常世爾成牟。凶負留。神龜毛。

新代登。泉乃河爾。持越流。真木乃都麻手乎。百不足。五十日太爾作。浜須良牟。伊蘇波久見者。神

隨爾有之。

荒妙乃は、藤といはむ料の枕詞なり、此下にも見え、又三卷六卷等にも藤とつゞけたり、荒多閉は、古

語に和多閉とならべ云て、荒は麴きよし、多閉は絹布の類をすべいふ名なること、白布の布のごとし、

さて古は同じ麻布にても、細にしてよきを和布といひ、麴くてあしきを麴布といひ、(絹を和布とし布

を荒布とするはやく後のことなり、)また藤皮して織れるはなべて麴くあしきものなれば、麴布とのみ

いへるなるべし、されば藤布のよしにて、麴布の藤衣といふ意に、藤につゞけ云たり、なほ荒布は二卷

五巻にも見え、書紀に麴布、古語拾遺に織布、古語阿良多倍、祝詞式に、荒多閉など見えたり、○藤原

我宇倍とは、宇倍は上なり、(倍の濁音字を書るは正しからず、)さて上は山上、野上また高円の上、高

野原が上などいへる上に同じ、こは上下をいふ上にはあらず、辺といふ意に近し、さればたゞ藤原の地

のあたりと意得て有べし、(岡部氏考に、古藤原は高き原なりけむ、今も此所畑とは成つれど他よりは高

し、仍て上といふと云るは泥める説なり、○食国乎は、天下をといふ意なり、天下は即天皇の所聞食
国なれば云るなり、○売之賜牟登とは、売之は見なり、見の伸りたる詞にて見給ふといふ意なり、此
は知を伸て伎良志、聞を伸て伎己志といふと同格の古言なり、(そは上にもいへる如く、故なくしてい
たづらに、伸縮すべきよしなければ、見を売之、知を志良之といふは、即尊む方なり、されば売之は、
見給ふといふ意になるなり、)さてこゝは、食といふにもはら同じ意にて、そは古語に所聞食とも、所
聞看とも云るにて知べし、其意は既く云るがごとし、○都宮者は、オホミヤハと訓べし、皇極天皇紀
に、元年九月癸丑朔辛未、天皇詔大臣二日起是月一限三十二月以来、欲營二宮室一と有、又ミアラカ
ハとも訓べし、ミアラカといふ義は下にいふべし、○所念奈戸二、(所字類聚抄に可と作るは誤なり、)
奈戸は奈倍と濁るべし、並の義なり、こゝは所念につれてといふほどの意に見べし、○天地毛は、天
神地祇もといふことなり、こは上に山神河神を山川と云ると全同例なり、さて天神地祇を天地とばか
り云たる例は、十三に、天地乎歎乞禱云々、又天土乎乙禱嘆云々、(日本大士乎太穗跡に誤れり、)廿
卷に、天地能加多米之久爾曾とあるなど其なり、又続紀宣命に、天地乃心、また天地乃置賜比授、賜布
位、また天地乃明伎、奇岐徴、また天地乃宇倍奈弥由流之天など多くあり、是も天神地祇を天地といへ
る例なり、(但し同じ宣命に、天乃不授所云々、また天方万物乎能覆養、賜比云々などあれば、彼
頃ははやく漢意にうつりて、直に天地の事をいふことにはなれりともいふべし、されども又称徳天皇紀
宣命に、天地乃御心、平令感動末都流倍岐事波無止奈毛、念行須云々、天地乃神多知毛共爾示現賜階流

云々、天地乃御恩乎奉報倍之止奈毛念行止詔云々、また天神地祇現給比悟給爾已曾在
礼云々、必天地現之示給都留物曾、又聖武天皇紀宣命に、天地乃心遠勞弥重弥辱美恐美云
々、天坐神地坐祇乎祈禱奉云々、天坐神地坐神乃相豆奈比奉云々など、かく一章の中に同じ事
を天地とも、天地乃神とも、天坐神地坐祇ともあるを思へば、なほこの古語は古意のまゝに、天地の神
をいへるなり、但し上に引る如く、天の云々などもあれば、なべては漢意になりて、直に天地をいふこ
とにもなりけむ。毛は宮室を経営につきて、人民はいふもさらなり、天神地祇までもといふ意なり、
○縁而有許曾は、天神地祇も依賜ひて、有ばこそ云々あるらめといふ意なり、(云々は、磐走云々よ
り、神随爾有之といふまでのことなり、) かく詞をそへて心得るは、古格の一にて、其例は上に既く云
つ、(この許曾を下の浮倍流礼にて結めたるものとせむは非ず、さては宮材を浮べ流すことのみを、天
神地祇のしろしめし給ふよしにて、宮室つくりのなべてのうへをば、神祇のしろしめさぬ意になれば協
ひがたし、ここは一首のなべての意を貫ぬきて云るをや、) ○磐走、上にいへり、○衣手能は、田上の
枕詞なり、こは九卷に衣手乃名木とつゞけたるに同じく、衣手の長(長は袖の行の長さよしなり、装
束の袖の行の長さことは、今とてもしかり、)とつゞけたるなり、(次にいふ如く、田上の加の言清言な
れど枕詞よりは那の言にのみかゝりて、加の言までは関からず、) 多の言は、古語に手長乃大御世、手
長乃御寿など、発言におけること多ければ、此も枕詞よりは、多の言をおきて長と続くなり、(本居氏
は、手長といふときは、手は足の意なりと云り、) かくて長をナとのみいふ例は、古事記上卷に、風神

志那都比古神とあるを、書紀には、級長津彦命とある是なり、(又和名抄に、越前国郷名に、長歌奈宇禰とも見えたり、)○田上山は、近江国栗太郡にあり、神功皇后紀歌に、多那伽瀨とあり、(多那我弥と濁りて唱ふるは誤なり、清べし)○真木佐苦は、檢の枕詞なり、書紀繼体天皇卷歌に、葬紀佐具避能伊陀凶鳴、古事記雄略天皇条歌に、麻紀佐久比能美加度爾などあり、真木とは、檢を美いふ称なることは上に云るが如し、佐苦は幸にて、幸はふと云に同じ、その幸はふとは、言靈の幸はふなど云と同言にて、何にても其物の功用をなすを云言なり、故真木の功用を成さきはふ檢之材、また檢之板戸など云つゞけたり、(冠辞考に、佐苦とは、古へは木を斧もて拆て、板とも何ともせればしか云て、こゝは真木を拆たる檢てふことなるを、用を冠辞として体にかけたるなり、と云るは叶がたし、もし真木拆の謂なれば斧とか何ぞ、その真木を割拆器へ云かくべき語例にこそあれ、檢とはつゞくべきにあらず、)○檢乃孺手とは、(孺は借字、)まづ麓木造りしたる材は、角楓のあればいふなり、神代紀に、木国に齋へる三神の中に、五十猛神は木種を蔭生し、大屋津姫は家造る幸をなし、楓津姫はその材を守給ふなるべし、さてこゝに楓の字を用ひたるは、かのあら木造りして稜楓ある材の意なり、さる故に都万と訓來れるを思へ、手は物に添いふ辞なりと岡部氏云り、○物乃布能は、枕詞なり、三卷に、物乃部能八十氏河乃阿白木爾不知代経浪乃去辺白不母、十一に、物部乃八十氏川之急瀬立不得恋毛吾為鴨などあり、古事記伝十九云、物部は母能々布部といふことにて、布弁を約めて母能々弁とはいふなり、さて其母能々布といふは、総て武事職を以仕へ奉る建士の称にして、後世までも武士を、ものゝふといへり、

又朝廷に仕へ奉る人等を、凡て母能々布と云は、上代に武勇職を主とせられし世の、古言の遺れりしなり、八十氏とつゞけ云るは、かの八十伴緒と云ると同じく、武人のみならず、凡て朝廷に仕奉る人も、皆母能々布と云る、其氏々の多き意にて、彼八十といはずして、たゞものゝふのうぢといひ、又ちはやぶるうぢ、ちはや人うぢ、など云るとは、つゞけの意異なり、彼ちはやぶるちはや人などは、唯宇治とのみつゞけて、八十宇治とはつゞけたる例なきを以て、此差をさとのべし、母能々布之と云る枕詞は、只宇治とつゞけたるは、彼ちはや人などと同じくて、いちはやき意、八十宇治とつゞけるは、八十伴緒の氏々の多き意にて、同枕詞同地名ながら、そのつゞけの意ことなり、よくせずば混ぬべし、さて又ものゝふの八十の憾孀、ものゝふの八十の心などつゞけるも、八十氏とつゞくと同意にて、八十の枕詞なりと云り、荒木田久老、物乃部は、物とは彼物此物などいふものにて、数ある中を取ていふ言、布は辺に通ふ言にて、辺は牟礼の約の米に同じ、(今云、布を辺に通ふといへることいかゞ、群の意の弁は濁る例なれば、そを布に通はさむには、夫と濁るべきことゝこそおもはるれ、)さて朝廷に仕奉人等、その職役の連ありて、八十の氏々多ければ、八十氏河ともつゞけ、また氏とのみもつゞけたり、また八十乃憾孀、平等古乎美奈とつゞけたるは、祝詞式に、襷掛伴緒領巾懸伴緒と云る意にて、朝廷に仕奉る男女にかけて云るなり、猛人をものゝふといふは、一転後の事にて、そは古御国は、専ら武き事をもて仕奉るを貴み、天武天皇紀にも、政要者軍事也、是以文武官諸人、務習用兵及乗馬、と見えたる意にて、百官の人等皆猛かれば、後にものゝふを、武人のことゝもすめりと云り、

○八十氏河は、八十は、振山を袖振山など云る類に、枕詞のつゞけにつれてそへたる詞にて、宇治川なり、(宇遅可波と可の言清て唱ふべし、今世宇遅我波と濁りて唱ふるは非なり、)山城国宇治郡にある川なり、○玉藻成は、如玉藻なり、浮べ流せれといはむ料の枕詞なり、○浮倍流礼は、浮べ流せればの意なり、婆といふ意なるに、婆をいはざる例は、集中に甚多し、(長歌にはことに多し、)三卷に、離家 伊麻須吾妹乎停 不得山隠 都礼情 神毛奈思、(山隠つればの意なり、短歌には、只此一首のみなり、)続紀十七詔に、慈賜比福波倍賜 物爾有止念閑云々、また不敢賜 有礼云々、また負賜閑云々、廿一詔に、所念坐世云々などあるもみな同格にて、念へば、あれば、賜へば、ませばの意なり、○其乎取登は、其材を取上るとの意なり、田上山の材を、その川より宇治まで流して、さて宇遅川より陸地に取上れば云り、登は登底の登なり、○散和久御民毛、(久は清て唱ふべし、今世佐和具と濁りて唱ふるは非なり、集中皆清字を書り、古言清濁考に出、)散和久はいそしみはたらくを云、御民は宮材を運送する民を云り、すべて天下の蒼生は、皇朝の大御宝なるが故に、尊みて御民といへり、六卷に御民吾生有驗、在云々、続後紀十九長歌には、皇之民浦島子加とあり、○家忘は、大皇の御命恐み、家をも郷をも忘れりしなり、○身毛多奈不知は、本居氏説に、我身の事をも意得無に、打わすれてなりと云り、九卷に、金門爾之人之来立者夜中母身者田菜不知出 曾相来、又何為跡歎身乎田名知而浪 音乃驟湊之奥津城爾妹之臥勢流などあり、又十三に葦垣之末搔别而君越跡人丹勿告 事者棚知ともあり、又十七に、伊謝美爾由加奈許等波多奈由比とある、由比も思礼の誤にて、さて許等は、許等零者、許等放者などの

許等コトにて、人に物を言ヒ付て、さやうに意得よといふ意なりとあり、○鴨カモ自物ジモノは、水に浮居ウキといはむ料の枕詞マクソなり、十五に、可母カモ自毛ジモウ能宇伎禰ウキネ乎須礼婆スレバとあり、さてこの自物といふ言は、(言の本義は未詳ならず、)別に云ばかりの意なし、鴨自物カモジモノはたゞ鴨カモ之といふほどに意得て、其余も此に准へて聞ゆることなり、そは古語に、鹿シカ自物ジモノ膝折ヒザオリ伏フセとも、狹サヲ鹿シカ乃ヒザオリ膝折ヒザオリ反カヘシといひて、左牡鹿サヲシカノの如くといふ意にもきこゆるが如し、如くといふ意にもきこゆるは、左牡鹿サヲシカノ乃ヒザオリ膝折ヒザオリ反カヘシといひて、左牡鹿サヲシカノの如くといふ意にもきこゆるが如し、男ヲトコ自物ジモノ、鳥トリ自物ジモノ、鵜ウ自物ジモノ、馬ウマ自物ジモノ、鹿カ兕シ自物ジモノ、狗イヌ自物ジモノ、雲クモ自物ジモノ、床トコ自物ジモノなどの類、皆これに准ふべし、(又枕辭マクソならずで、某自物ナニジモノと云るは、十一に、面形オモカタノ之忘ワスレテ而在者アラバ小豆鳴男ヂキナクヲトコシ土物屋チモノヤ恋コヒツ牛ウシ将居ヲラム詔ミコトヲに、太上ノオホマヘニ天皇カシコシ大前モノシマヒ爾ハヒ恐モトホリ古土物ノリクマフ進退ミコトヲ匍匐カレコシ廻モノウケタマハリ廻マシテ保理モトメ、また勅ノリクマフ夫御命ミコトヲ平畏カレコシ自物受賜モノウケタマハリ理坐天マシテ云々などあり、枕詞の某自物の自物は、如といふと同じ意ばえの詞かとも、思ひしかどもしからず、如くといふ意に見ても聞ゆる処もあれど、三卷に、白雪ユキシ仕物モノ往來モノ乍ユキシとあるは、たゞ雪の言をかさね云たるのみと聞ゆるを、雪の如くといふ意にしては、いかゞなればなり、又詔に畏自物とあるも、畏む如くといふ意にしては、実には畏まねども、うはべに畏まれる貌アツすることゝきこえて、甚いかゞなり、されば畏自物は、たゞ畏まりの意とのみきこえたるをや、かゝれば自物を如の意と見ては、おしわたして然聞えざれば、たゞ軽くそへたるのみにて、ことに意なき詞とおぼへたり、○本居氏云、稻掛イナヅケ大平が考に、自物ジモノは状シマノ之なるべし、ざまとじもと音通へり、那自物シモノは鹿状シカノ之にて、此類シノ皆同じと云るは、さもあるべしと云り、今案アに、此考も甚いかゞなり、其意コトならば、恐土物進退云々、畏自物受賜理云々などあるも、畏自麻爾と

なくては叶はず、其はとまれ畏状之としては、実には畏まざれども、畏まりたる状する意と聞ゆること、上に云るが如くなればいかなり、又白雪仕物往来乍も、雪状之といふ意とは、きこゆべからざるをや、○水爾浮居而、この句にて姑く絶て、下の泉乃河爾持越流へつゞく詞なり、たゞに吾作云々へはつゞかず、この句法人麻呂主歌に殊に多くあり、○吾作（作字、類聚抄に佐に誤れり、）は、役民の吾が造なり、役民は藤原宮の地に役つ民にて即此歌の作者なり、上の散和久御民毛とある民にはあらず、思ひまどふべからず、○日之御門爾、即藤原の宮をいへり、五卷に、高光日御朝庭、○不知国は、外国の義なり、名も不知外国々より、徳化を慕ひて依来ると云意につゞけたり、此は皇居をことほぐ歌なれば、ことに外国の帰依義を帯て、枕詞とせるなり、(岡部氏考に、不知国は、中国の内なる諸国のこととせるは、ひがことなり、御国の内なるを、いかで不知国とはいはむ、そのうへ次に、我國者とあるにも対ひたる詞なれば、いよく、外国をいふなることはしるきをや、)崇神天皇紀に、十一年云々、是歳異俗多帰、国内安寧とあるを併考べし、○依巨勢道従は、不知外国の皇化に服て帰来よしもて、巨勢道へいひかけたるにて、依といふまでは、たゞ巨勢をいはむのみの料なり、処女等之袖振山などいふ類なり、巨勢は藤原の南高市郡にありて、古瀬村と云り、従といへるは、即上の田上山の材を、巨勢道より宮道へ運ぶよしなり、又別に、巨勢道よりものぼすにはあらず、(上件の二句、不知国依句巨勢道従と絶て、依を従の意として、不知国よりも巨勢道よりも、材をのぼすといふ意に見るは甚誤なり、さては前後の意も連かず、句調もとゞのはざることなり、今は本居氏の訓にしたがへり、)○

我國者は、我は、我君吾兄などいふ我にて、親みていふ称なり、国といふは御国内の事をすべていふ、(後)世御国を打まかせて、我國といふとはいさゝか異なり、)此句より以下新代登といふまで五句は、寿詞をもて、泉といはむ料の序とせるなり、○常世爾成牟、こゝの常世は字の如く、常しへにして不_レ変_レことを云り、古事記下巻雄略天皇、大御歌に、麻比須流袁美那登許余爾母加母、書紀垂仁天皇卷に、伊勢国則、帶世之浪重浪婦、国也、顯宗天皇、卷室寿御詞に、拍上賜、吾常世等_レなどある、常世と義同じ、凡て常世といふに三の差別あり、(此に云る常世と、常夜の義と、底依国の義となり、)古事記伝に委し、○凶負留神龜は、いみじき瑞祥にして、異国の禹王といひしが時に、龜負_レ凶出_レ洛水、といふ事有などを、思ひよせたるなるべし、近くは天智天皇九年六月にも、神龜の出しこと、書紀に見えたり、今よりは我御国は常とはにして、不_レ變_レめでたき常世_レ国と成なむ、その瑞祥に負_レ凶神龜も、新代とて出_レといふ意にいひかけたり、○新代登(代字、類聚抄に伐に誤れり、)は、新代とてなり、新代とは新京に御代しるしめすをいふ、荒木田氏、新代の字をアタラヨとよめるは非なり、新は阿良多にて、阿良多は惜の意、後世混じて、新をも、惜をも阿多良といふことにはなれるなり、甘巻の年月波安良多、安良多の歌も、日本に安多良安多良とあるは誤にて、古本には皆安良多安良多とあり、又、新年乃波自米といふ歌も、古葉類聚抄にはアタラシキとよめりと云り、実に然事なり、甘巻なる歌は、六帖にも安良多安良多とあり、又十二に、新夜一夜不落とありて、其下に、荒田麻之全夜毛不落とある麻は、夜字の誤写にて、アタラヨノなり、(アタマノにては解べきすべなし、又集中にあらたまてふ言は甚多か

れど、タマを田麻と書る所一所だになし、且首訓連用て假字とせることも、むげになしとはあらねど、其は大要用ひなれたる字あれば、かうやうに書くべしとも思はれず、しかるを昔より、字の誤なることをしれる人、一人だになくして、荒田麻之全夜とは、一年の間の、毎夜といふ意と心得来れるは、あらぬことにこそありけれ、此にていよいよ新を阿良多といひしこと徴し、その余古書に、新をアタラといへることかつてなし、(古今集大歌所御歌に、安多良しき年の始にとあれば、彼頃よりぞ混ひつらむ、又後撰集に、春雨の世に旧にける心にも猶安多良しく花をこそ思へ、拾遺集に、安多良しと何し命を思ひけむ忘れは旧く成ぬべき身を、などあるは、惜と新と二義を兼てさへ云り、)登は登氏の登なり、さて我国者といふより、これまで五句は、上に云る如く、泉の序にて出とつゞく意なり、○泉乃河は、山城国相楽郡にあり、今の木津川なり、○持越流は、宇遅川より上りて、陸路を泉川まで持越で、さて又流すなり、本居氏、こは今の世の心を以て思へば、宇遅川より直に下すべき事なるに、泉川へ持越て下せるは、いかなるよしにか、古は然為べき故有けむと云り、○真木乃都麻手平、(手字、類聚抄に木とありて、ツマキとよめれど、上にも婦手とあれば手なり、)上に真木佐苦絵乃婦手乎と、精くいひたるにゆづりて、こゝは真木乃都麻手と簡めて云り、○百不足は、五十の枕詞なり、十三に、百不足五十槻枝丹ともあり、此等は百に足ぬ五十とつゞきたるなり、不足を多羅奴といはずて、多羅孺と云るは、歌ひ絶る枕詞の一格なり、○五十日太爾作、(爾字、類聚抄になきはわろし、)五十日太は借字にて、椀筏なり、和名抄に、論語注云、椀編二竹木、大日筏、小日椀、和名以加大とあり、谷

川氏説に、以加太は烏賊の義なるべしといへり、さることも有むか、○沂須良牟（沂字、類聚抄に新に誤れり）は、藤原の宮地より、おもひやりたるさまなり、本居氏説に、海より紀の川へ入て、紀の川を沂すをいひて、さて巨勢路より、宮処に運ぶまでを兼たり、さればこは、泉の河に持越る材を云々して、巨勢道より、吾作日御門爾沂すらむ、といふ語のつゞきにて、御門爾の爾と、巨勢道従の従とを、此沂すらむにて結びたるものなり、辞のはこびを熟く尋得てさとるべし、なほざりに見ばまがひぬべし、さて良牟と疑ひたるは、此作者は、宮造の地に在てよめるよしなれば、はじめ田上山てり伐出せるより、巨勢道を運ぶまでは、皆よその事にて見ざる事なればなりと云り、○伊蘇波久見者は、御民どもの、働き勤はくやうを見ればといふなり、敏達天皇紀、勤をイソシキと訓り、同言なり、本居氏、伊蘇波久見者とは、宮地へはこび来るを、目前に見たるをいへり、上の良牟と、この見者とを相照して心得べし、さて難波海に出し、紀の川をのぼすといふ事は見えざれとも、巨勢道よりといへるにて、然聞えたり、巨勢道は紀国にゆきかふ道なればなり、又筏に造り沂すらむといへるにても、かの川をさかのぼらせたることしるし、然らざれば此言聞へず、大かたそのかみ、近江山城などより伐出す材を、倭へのぼすには、必件のごとく、難波海より紀の川に入て沂すが、定まれる事なりし故に、其事はいはでも、然聞えしなりけりと云り、○神随爾有之は、神随にて有らしといふなり、神随は即此上にも出たり、神にておはしますまといふ意なり、良之はさだかにしかりとは知れねど、十に七八は、それならむとおぼゆるをいふ詞なり、（俗にそうなといふにあたり、）臣民どもの家忘れ身もたな知ず宮造にか

く勤^{ウツシ}み仕^シ奉^{ホウ}るさまを見れば、げにも我^カ天皇命は神にておはしますまゝに、百姓はいふもさらなり、天神地祇^{チキ}までも、相うづなひ助^{ユク}奉りて、かやうに有らしとなり、○歌意は、藤原の地に大宮つくりて、天下をしろしめさむと、天皇命のおもほしめすにつれて、やがてその宮材を、近江^{ノミナト}国田上山にて、良材をえらびて伐^キ出し、其を山城^{ヤマシロ}国宇治川に流し下し、川より取^{トル}上^ノ陸路を運び、泉川に持越^トて、さて筏に作りて、その川より難波^{ナニハ}海に出し、海より又紀の川を泝^ノせて其を巨勢の道より、吾造^カりつかへ奉る、藤原の宮地へ運び来つゝ、かくまで臣民の勞を忘れて、昼夜やすむ事なく、いそしみつかへ奉るを見れば、げにも我^カ天皇命は、即^ト神にておはしますまゝに、天神地祇^{チキ}までも、相うづなひ助^{ユク}奉りて、かやうに有らしとなり、そもく此^{コノ}歌巧^{カク}のことに深切^{フカク}く、句法のいとも奇妙^{クセウ}など、人麻呂^{ヒトマロ}朝臣の長歌の口風^{クチフエ}に、をさく立^タおくれたるすぢなきをおもへば、役民の意に擬^ヒへて、さばかり上手の作るなるべし、さてこそ詞のつゞきの、こよなくまぎらはしく、きこゆるふしの多かるを、よく聞^ク玩^ウれば、意味明白にして、まぎるるすぢなく、いともすぐれてめでたき歌になむ有ける

〔右日本紀曰。朱鳥七年癸巳秋八月。幸^ス藤原宮地。八年甲午春正月。幸^ス藤原宮。十二月冬庚戌朔乙卯。遷^リ居^ス藤原宮。〕

朱鳥七年とあるは誤なり、持統天皇七年とあるべし、委くは上に書紀を引る如し

2 万葉代匠記

藤原宮之役民作歌

八隅知之 吾大王 高照 日之皇子 荒妙乃 藤原我宇倍爾 食国乎 売之賜 牟登 都宮者

高所知武等 神長柄 所念念奈戸二 天地毛 縁而有許曾 磐走 淡海乃国之 衣 手能 田上山之

真木佐苦 松乃孀手乎 物乃布能 八十氏河爾 玉藻成 浮倍流 礼 其乎取登 散和久御民毛

家忘 身手多奈不知 鴨自物 水爾浮居而 吾作 日之御門爾 不知国 依巨勢道従 我国者

常世爾成牟 図負留 神龜毛 新代登 泉 乃河爾 持越流 真木乃都麻手乎 百不足 五十日

太爾作 浜須良牟 伊蘇波久見者 神随爾有之

(精) 藤原宮之役民作歌

八隅シ、吾大君ノ高テラス日ノ若ミコハ——

(原、コノ項ノ末尾ニアリテ、ココニ移ス朱記号アリ) (へ都宮者 官本、ミ 高所知武等 古点、タカ) 水爾浮居

(而) (面) 官本、ミツニ 持越流 古点云、モ 神随爾有之 官本、カミノ

アラタヘトハ、布ノ摠名也。藤ニテモヲレハ、荒タヘノ藤衣ト云心ニテ、ツ、クル也。委クハ別ニ注

ス。食国乎売之賜 牟登、ヨシク (ヒ) (ヒ) 八天下ナリ。食候食禄ナト云如ク天子ハ天下ヲ以ヨモノト

シタマフ心ナリ。都宮者高所 知武等、都ニハトハ都ヲハト云心也。官本ニ都ヲハト点ス、是也。タカシ

ルラムハ此点不叶。古点高ク知ムト、コレニヨルヘシ。又タカシラサムト、モヨムヘシ。シラサムモ知ル

(ト云) (モ) 古語ナリ。都ニテ高ク臣民ノ上ニ臨テ治ムルナリ。天地毛縁而有許曾ハ、サキニ人麿ノ哥

ニ、山河モヨリテツカフルト云ニ同シ。アレコソハ、アレハコソ也。衣コセカネ手能ハ田上ノ枕詞ナリ。別ニ注ス。真木佐苦（朱）〈松乃孀手乎〉此マキハ（披）（披ニ非スタ、）〈松ノ〉木ヲ（朱）〈ホメテ〉云。（宮造ノ良材也）サクハ斧ナトニテ（朱）〈割〉（消）ヲ云也。繼体紀（日）勾マカリノオヒキ大兄皇子歌云。養紀佐俱マキサケ、避能伊陀ヒノイタクサツ、既斯（鳴）毘羅ヒラキ枳（朱）〈云々〉松ハ本朝ニ宮木ノ最上トスル事ハ、神代紀曰。又拔メキ散胸毛（ツ）。是成（成）松。松可（鳴）三（鳴）以為（鳴）ニ瑞宮之材ト云云。孀手トハ（朱）〈細ヤカニウルハシキ小材木ヲ〉（消）削リタテ、節ナキ木ノ白クウツクシキカ）女ノ手ニ（朱）〈喩〉（似）タル（消）ヲ云（朱）〈名ナルヘシ。古事記ノ景行天皇段ニ、日本武尊尾張ノ美夜受比売ノ許ニテヨマセ給ヘル御哥云。比佐迦多能、阿米能迦具夜麻、斗迦麻迹、佐和多流久毗、比波煩曾、多和夜賀比那袁、麻迦牟登波、阿礼波須礼梯云云。此ニ准ラヘテ思ヘシ〉モノ、フ（朱）〈ノ〉八十氏河、此枕詞別ニ注ス。玉藻成ウカヘ流セレヘト（朱）ハ木ノ藻ノ如クウカヘルヲ云。流セレハトイハヌハ古語ナリ。其ヲ取トハソレヲ取トテ也。身毛多奈不知（朱）ハ下ニモ（朱）〈棚知、多奈由比〉（消）タナシリタナ（朱）〈イ〉ヒ）ナトヨメリ。棚、ミ橋（朱）日本紀ノ仁徳紀ニ機ヲ棚機ト云モ皆空中ニアル心ナレハ、身ヲ傷損セム事ヲモソラニシラスト云ニヤ。君ノタメニ身ヲ忘テ願ヌナリ。又輕引ト書テタナヒクトヨメリ。然レハタナハ輕シト云古語カ。是ハ毛詩ニ、經始スルトトモレトイトヘトモ（消）〈勿〉（消）レ返（朱）庶（朱）民子（朱）来トイヘルニ似タリ。鴨自物（朱）ハカモト云モノ、如クト云心也。下（消）五卷ニ鳥シ物（朱）犬（朱）イヌ（朱）シモノハナト云ト同心也。此シノ字ハ助語ナカラ（朱）ハナクテハツ、カネハ少心アル字也。鴨ト云物、鳥トイフ物ト云心ヲカネタリ）日ノ御門（朱）ハ、古事記雄略天皇ノ段ニ、伊勢三重妹カ哥ニ、麻紀佐久、比能美加度

尔ト詠タレ^(傳)ト、第五ニ憶良ノ哥ニ高光^{タカヒクサス}、日御朝廷トヨマレタルト今ハ同シケレハ、帝ヲ日ニ譬ヘ奉リテ、其御^(傳)ハ此ニ日ノ字ハ書タレトモ、松ノ木ニテ造ル御門ナリ^(傳)。(天子ヲ日ニタトヘテ其^(傳)御門ヲ作ルト云ニテ宮殿知ヌヘシ。不知国^(宋)ハ依^(宋)ハ巨^(傳)ハ臣^(傳)勢道^(宋)ハヨリト^(傳)ハ不知国ヲ古点ニシラヌクニト点スルヲ好トス。仙覺イソノクニト改メ点ス^(宋)ハハ^(傳)悪シ。三韓等ノ外、名モシラヌ国ヨリ德化ヲ慕テ依来ルト云コトヲ^(宋)高市^(傳)葛上^(傳)郡ノコセト云所ノ名ニ云ツ、ケタリ。巨勢道ハ第十三ニモヨメリ。彼ニ大路アリテ名ヲ得ルナルヘシ^(傳)ハ我國ハ常世ニナラム、是ハ下ノ文負亀ヲイハムタメナリ。依^(宋)ヨリ^(傳)巨勢道ヨリト云ニ繼クニハ非ス。假ニヨミ切テ下ノ都合ニテ心得ヘシ^(傳)ハ負留神亀、尚書曰。天乃錫禹洪範九疇^(傳)彝倫攸叙。孔安国注。疇類也。天与禹洛出^(傳)書神亀負^(傳)文而出列^(傳)於背^(傳)有^(傳)数至^(傳)于九、禹遂^(傳)ハ因^(傳)而第^(傳)之以成^(傳)九類。易繫辭曰。河出^(傳)凶洛出^(傳)書云々。(其外^(傳))史記曰。神亀者天下之宝也云々。天智紀云。九年六月、邑中獲^(傳)龜書^(傳)ニ申^(傳)字^(傳)ニ上^(傳)黃^(傳)下^(傳)玄^(傳)云々。アタラセハ、メツラシキ世トホムルナリ。泉河^(傳)ハ^(宋)山城国相楽郡ニアリ。今亀ノ文ヲ負テ出ルニハアラネト、イツミノ川トツ、ケムタメニ、上ト共ニ世ヲホムル詞ヲ枕ニオクナリ。要用ナル詞ヲ以テカク面白ク鉤^(傳)鑠^(傳)スルコト奇妙ト云ヘキニヤ。持越流ト^(傳)ハ^(宋)田上ヨリ宇治川ニ流シ、宇治ヨリ淀ニ流シ、淀ヨリ泉川ニ浜ラシムルヲ云。(百不足^(傳)ハイ^(傳)ト云ヘキ枕言也。百ノ数ニタラヌ^(傳)五十トツ、クル也。但^(傳)今^(傳)五十日^(傳)太^(傳)尔^(傳)作^(傳)トカケル意、百日ニ足ラヌ五十日トツ、クル意ナリ^(傳)末ニ百タラヌ山田ノ道、百タラヌ三十ノ槻枝、百タラヌ八^(傳)十^(傳)隅坂ナト、皆此ツ、キニ同シ。神代紀ニ百不足八十限ト大己貴命モノタマヘレハ神^(傳)代^(傳)ヨリノ古^(傳)語ナリ。

仁徳紀ニ、磐之媛皇后ノ御哥ニ毛毛多羅儒、椰素麼能紀破トヨマセタマヘハ、モ、タラストヨムヘシ。
 但日本紀大己貴命ノ御詞ヲモモ、タラスト点セリ。伊蘇波久ハ、争ノ字ヲイソフトヨメリ。我先ニト争
 フ心ナリ。神ノマ、ナラシハ(宋)此神モ亦君ナリ。君ノ御心ニマカセヌコトノナケレハ速ニ功成ヌヘシ
(宋)トナリ。初ヨリオモホスナヘニト云マテ、宮造ヲ藤原ニ宮給フ事ヲ云。天地モト云ヨリウカヘ
 ナカセレ(清)ト云マテ、近江国田上ヨリ宮木ヲ宇治川ニ流シ浮ヘル事ヲ云。ソヲトルト云ヨリノホス
 ラムト云マテ、民(宋)役ニ従フ者、宮木ヲ噪取持テ身ヲモ家ヲモ忘テ。鴨ノ如ク水ニウカミテ
 運漕スルヲ云。吾国ハ常世ニナラムトハ、イツマテモカハラスメテタカラムト也。文オヘル(宋)神(清)
 龜ハ此聖代ニ出ルト云(宋)ヲ泉河トツ、クル也。サテ其宮木ノ美材ヲ(宋)作り吾先ニト来ルヲ見
 レハ、君ノ御心ノマ、ニ早速ノ功ヲ成ヘキト也。神ノマ、トハ君ノマ、ト云心也。日本紀十九ニモ此趣
 アリ。曰。秋七月壬子朔、高麗使到ニ於近江。是月、遣三許勢臣猿与ニ吉士赤鳩、発レ自ニ難波津、控ニ引船
 於狭々波山ニ而装ニ飾船、乃往迎ニ於近江北山、遂引入ヘ山、背高械館(宋)。
(初)やすみしゝわか大きみ これは、上の大きみ、下の日のわかみこ、たゝひとりの子の御ことなり。
 高照す、日のわかみこの、やすみしゝ、我大きみはと打かへして心得へし。皇子とかきて、わかみこと
 よむは、古語拾遺云。天照太神 育ニ吾勝尊ニ特甚 鍾ニ愛。常懷ニ腋下ニ。称曰腋下ニ。今俗号ヲ稚子ニ
其語也。この心にて、たとひて、中に御の字をそへたり。日神の御おもひ子にておはしますといふ心な
 り。あらたへとは、布の惣名なり。藤にてもをれば、あらたへの藤衣といふ心にて、つゝくるなり。く

はしくは名所のところに釈せり。あめつちも、よりにあれこそはさきに、人丸の歌に、山川もよりにつかふるとあるにおなし。あれこそは、あればこそなり。いはゝしるあふみ、衣手のたなかみ、皆名所の所に別に注せり。まきさくは、木の名の被にはあらず。宮造の良材を、きりこなけて柱などに作なすをいふ。さくとは、斧にてわり、鋸にてひきわりなとするなり。継体紀に、マカリノオヒネ 勾大兄安閑の御歌にも、まきさく、ひのいた戸を、おしひらきとよませたまへり。桧は本朝に、宮木の最上とすることは、神代紀にいはいく。アルフキ 神代紀云。一書曰素戔嗚尊曰。○又援ヅカフ 三散胸毛。是成ナル 桧。○桧可ミ 以為ニ 瑞宮之材ト といへり。（抜三手本）

桧のつまでとは、ふしたてる所もなく、白くうつくしきをいふといへり。今も、さまざまに名をつけていふことく、切たる木の名なるへし。玉もなす、うかへなかせれとは、なすは、如の字を日本紀に、なすとよめり。玉ものことくうかへなかせれはなり。ばの字なきは、上にいふかことし。そをとるとは、それをとるとなり。身もたなしらすとは、此集に、末にもたなしらす、たないひなとよめり。霞たなひくといふに、軽引とかける所あれば、たなは、かろしといふ古語歟。しからは、身を王事のためにかろむして、あやまちなとして、やふりそこなふことをも、しらぬをいふなるへし。こゝは、毛詩に、スル 經始靈台。經之ス 營之。庶民攻之。不日成之。經始勿レ 亟（庶民三手本）

に、オサム 經始靈台。經之營之。庶民攻之。不日成之。經始勿亟（庶民三手本）

に、たり。かもしものは、梟といふ物のことくいふ心なり。第五卷に、犬しもの、道にふしてやとよめる、おなし心なり。此しの字は、常のやすめことはよりは、すこし心あるやうなり。日のみかとは、帝王を日にたとへ奉て、おはします宮殿等を、みかといふなり。朝廷とかきて、みかといふなり。朝

の一字をもよめり。不知国とかけるを、いそのくにと、かななをつけたれとも、しらぬくにとよむへし。大唐三韓の外、名もしらぬ国々まで、徳化をしたひてたよりくるといふ事を、葛上郡のこせといふ所の名にいひつゝけたり。我國はといふよりあたらよといふまでは、いつみ川といはむ序に、ことよせて、帝徳をほめ奉るなり。しらぬ国といふより、あたら代といつみ川といふまでのよみやう、此役民は、凡俗のものにあらしと、長流は申き。第十六の、竹取翁が長歌、おなし巻の、乞食者かよめる二首の長歌なども、此類なり。こせちといふは、いつみ川より、陸路の巨勢をさして、つゝきたるなるへし。この道より、宮木を引取なり。わか国は、此後常住不変の地となりぬへし。そのゆへは、禹王の時、神亀、図を負て洛水より出けることく、今もあらたにめつらしき御代とて、さる亀の出るといふ心を、秀句にいひかけたり。泉川は木津河なり。なかれてよとの大橋に出。山城国相楽郡サカガキに属せり。持とせるとは、田上山の木を、宇治河になかし、淀より、泉川にさかのほらしむるなり。もゝたらぬとは、いといはんためなり。五十をは、いそといふへきことなるに、五十鈴河を初て、いとのみよめり。菅家万葉集にも、いつれといふに、五十人礼とかゝせたまへり。いそはくとは、われさきにとあらしひて、材を引なり。争の字をいそふとよめり。神のまゝならしとは、君のおほしめすまゝなりといふ心なり。しらぬ国といふより、いつみ川にいたるまで、詞意たくみにして、よく心を付されは、心得かたし。ふみをおふ亀のことは、尚書曰。天乃錫禹洪範九疇。彝倫攸叙。孔安国注、疇類也。天与禹洛出書神亀負文而出列於背有数至于九。禹遂因而第之以成九類。易繫辞曰。河出图洛出书。神龟者大

戴礼云。甲虫三百六十四、神亀為之長。莊子曰。神亀知七十二鑽而無遺策、而不能避剝腹之患。

史記曰。神龜者天下之審也。与物變化四時變色。居而自匿伏而不食。春蒼夏赤秋白冬黑。龜策伝曰。

上有二橋著（ナ）。索隱曰。橋音逐留反。下有二神龜。洛書云。靈龜者、玄文五色神靈之精也。能見存亡、明於吉凶。

孝經援神契云。天子孝則天童降地龜出。熊氏瑞応図曰。王者不偏不党、尊用耆老、不失故旧、德沢流洽則靈龜出。車頰奏書曰。符堅、高陸懸民穿井得龜。大二尺六寸。背文負三八卦古字。堅以石為池養之。日本紀二十七云。天智天皇九年六月邑中獲龜背書三申字、上黃下玄。今案倒玄黃、負申

式治部省式云。神龜、黑神之精也。五色鮮明知存亡、明吉凶也。もちこせるは十三に、月よみの、もちこせる水、いとりきて。日本紀十九云。秋七月壬子朔高麗使到於近江。是月遣許勢臣猿与吉士赤鳩、

發自難波津、控引船於狭々波山、而裝飾船、乃往迎於近江北山、遂引入山背高榎館。

右、日本紀曰。朱鳥七年癸巳秋八月、幸藤原宮地。八年甲午春正月、幸藤原宮。冬十二月

庚戌朔乙卯、遷居藤原宮。

（精）右日本紀曰朱鳥七年——

詳二日本紀二見エタリ

從三明日香宮、遷三居藤原宮之後、志貴皇子御作歌

嫫女乃 袖吹反 明日香風 京都乎遠見 無用余布久

明日香宮より藤原宮に遷居りし後、志貴皇子の御作歌
采女の袖吹きかへす明日香風都を遠みいたづらに吹く

(卷一 五一)

1 万葉集古義

從_{ヨリ}明日香宮_{アスカノミヤ}一遷_{ウツリマシ}居藤原宮_{フダハラノミヤ}之後_{ノチ}。志貴皇子御作歌_{シキノミコノヨミマセルミウタ}。

從_{ヨリ}明日香宮_{アスカノミヤ}云々の事は、前に出たるが如し、明日香は既_{ハヤ}く一上に出たり、なほ左の歌の下に委_ウ云、○遷居とは、此皇子の遷り坐しをさして云、○志貴皇子は、天智天皇の皇子、光仁天皇の大御父なり、天智天皇紀に、七年二月云々、又有_ナ道君伊羅都売、生_ナ施基皇子、天武天皇紀に、朱鳥元年八月己巳朔癸未、芝基皇子、磯城皇子、各加_ナ封二百戸、持統天皇紀に、三年六月壬午朔癸未、以_テ皇子施基云々等、一押_シ下撰_シ善言_ノ司_ニ、統紀に、大宝三年九月辛卯、賜_テ四品志紀親王_ニ近江_ノ国鉄穴_ヲ、慶雲元年正月丁酉、四品志紀親王_ニ益_ニ封一百戸、和銅元年正月乙巳、授_テ四品志貴親王_ニ三品、七年正月壬戌、益_ニ封二百戸、靈龜元年正月癸巳、授_テ三品志紀親王_ニ二品、二年八月甲寅、一_ニ品志貴親王_ニ薨_シ、親王_ニ天智天皇第七之皇子也、室龜元年、追尊称_テ御_ニ春日宮_ニ天皇_ト見ゆ、また二年五月甲寅、始設_テ田原天皇_ノ八月九日忌齋_ヲ於川原寺_ニとも見えて、施_テ基_ニ志_ニ貴_ニ志_ニ紀_ニなど通書_リ、諸陵式に、田原西陵、(春日宮御宇天皇、在_テ大和国添上

郡一、兆城東西九町南北九町、守戸五烟、とあり

嫫女乃。袖吹反。明日香風。京都乎遠見。無用爾布久。

嫫女は、嫫字、(拾穂本に嫫とあるはいかゞなり) 媛の写誤か、古事記に、雄略天皇の幸三行乎春日之時、媛女逢道、即見三幸行而、逃三隱岡辺、故作三御歌曰、袁登壳能伊加久流袁加袁云々とあり、さらば、ヲトメと訓べし、五卷に、松浦仙媛、六卷に、蓬萊仙媛など見えたり、字鏡に、媛美女為媛、嫫媛美麗之貌、爾保布、又字留和志などあり、又タワヤメと訓ても然るべし、又一説には、媛字の写誤なるべしといへり、(媛は、字書に弱好貌とあり) ○袖吹反は、袖を吹うら反すをいふ、袖は衣手なり、さて集中に、蘇田蘇泥蘇望など多く書たれば、泥を濁りても唱へしか、(今世には、濁りてのみ唱ふれども、凡も古清し言を、後に濁りて唱ふること多ければ、証にはなりがたし) 然れども、堤氏等の字をも多く書たれば、両用し言なるべし、さて此一句は、袖を吹翻せしといふ意にきくべし、これ過去しことを、現在の詞にて云る一の格にて、七卷に、音聞目者未見吉野河六田之与桴乎今日見鶴鴨とあるも未見ざりしといふ意にきくと、同例なり、なほ此類をりくあり、○明日香風は、伊可保風、佐保風などの類にて、其所に吹風をいふ、明日香は既く一上に明日香川原宮とあり、神名帳に、大和国高市郡飛鳥座神社、飛鳥山口座神社、飛鳥川上座神社などある地なり、允恭天皇の遠飛鳥宮、又顯宗天皇舒明天皇皇極天皇齋明天皇天武天皇などの都も、皆此地なり、名義は、古事記履中天皇条に、水齒別命云々、故率曾婆詞理、上幸於倭之時、到三大坂山口、云々、乃明日上幸、故号其地謂近飛

鳥也、上三到子倭一、詔之、今日留此間、為二被禊而明日參出、將拜三神宮一、故号三其地三謂遠飛鳥一也、と見えたり、○京都平遠見は、京都が遠さにといはむがごとし、○無用爾布久は、その益なきをいふ、無用は、十五、十七に、伊多豆良と仮字書あり、無用の字は、義を得て書るにて、集中に、不一通不明などある類なるべし、○御歌意は、盛なりし明日香宮も故京となりて、京都が遠さに、美女の衣手吹翻せし風も、今はいたづらにのみ吹て其益なきよと歎賜へり

2 万葉代匠記

從_二明日香宮一遷_二居藤原宮一之後志貴皇子御作歌

(精) 從_二明日香宮一遷_二居藤原宮一之後志貴皇子御作歌

志貴皇子ハ施基皇子也。天智_(朱)〈天皇第七〉ノ皇子、光仁帝ノ父也。明月記_(朱)〈云〉天福元年六月八日条下曰。昨日以書帖示合師季朝臣事、志貴皇子万葉集載數首、新古今自他任彼集撰_(朱)へ上之又被入了。今按、此皇子如_二国史_一若_レ無_レ慥所見。將其說若_レ与_二施基_一可_レ同歟。然者御諱可_レ無_レ便哉。答曰。件皇子如_二彼集_一者歌人_(朱)内春日榎井海上三人王世貴皇子之子云。如今示給若_レ施基之音可_レ通歟。日本紀点セキ云々。私按、国史_(朱)へニ_(朱)施基_(朱)へ_(朱)或_(朱)へ_(朱)作_(朱)芝基志貴志紀_(朱)へ_(朱)ニ_(朱)作り_(朱)施基_(朱)モ_(朱)左_(朱)ニ_(朱)シキト_(朱)点_(朱)ス。シカレハ都テシキト_(朱)讀_(朱)ヘシ。又按スルニ、続日本紀ノ光仁紀ニ、田原天皇ノ追号アリ。延喜式ノ諸陵式ニモ、田原西陵ト出シテ、春日宮御宇天皇在大和国添上郡等ト注シタルヲ、後ノ集ニ不用シテ猶志貴皇子ト載タル

ハ、早ク分明ニ知レサリケルニコソ。続古今ニハ此御哥田原天皇ト載ラル（遺）然則可為之（木）之音而
読之

嫁女クラヤメノ乃 袖吹反ソテフキカヘス 明日香風アスカカセ 京都乎遠見ミヤコヲトホミ 無用爾布久イタツラニフク

（精） 純（遺）（新）古今旅 嫁女ノ袖フキカヘス明日香風都ヲ遠ミイタツラニ吹

タヲヤメ、八雲御抄曰。若キ女ヲ云。日本紀ニ少婦ト書ト云々。今按、此集ニモコ、ニカケル外、手弱
女マタハ幼婦ナトカケリ。心ハタヲヤカナル女ナリ。宗祇抄曰。此哥ノ心ハ、飛鳥ノ都ニテ有シ時ハ明
日香風モ宮女ノ袖ヲ朝夕吹カヘシタルカ、今都移リテ遠サカレハイタツラニ吹（朱）トヨメリ（采）ヘ（イ）ヘリ
第十九ニ、アス川（カ脱カ）ミトヲキヨミオクレキテ恋レハ都イヤ遠ソキヌ。但此ハ藤原宮ヨリナラヘ迂サレテノ
哥ナリ

（初） たをやめの袖吹かへすあすか風

たをやめは手弱女とかける心なり。羅綺之為ニ重衣ニ妬ニ無情於機婦（一）といふかごとく、たをやきたるに
名つく。此御歌は、ふたつの心あるへし。あすか風の、たをやめの袖を吹かへすは、藤原宮へ、うつら
せたまへるなこりをおしみてまねけとも、都の遠ければかひなしといふ心にや。（又三手本）また唯長袖風にひるか
へりて、蠅繩としなやかなれと、みるへき人なければ、いたつらなりとにや。無用はまことにいたつら
に侍り（三手本）

藤原宮御井歌

八隅知之 和期大王 高照 日之皇子 龜妙乃 藤井我原余 大御門 始賜而 埴安乃
堤上余 在立之 見之賜者 日本乃 青香具山者 日經乃 大御門余 春山跡 之美佐備
立有 畝火乃 此美豆山者 日緯能 大御門余 弥豆山跡 山佐備伊座 耳高之 青菅山
者 背友乃 大御門余 宜名倍 神佐備立有 名細 吉野乃山者 影友乃 大御門從 雲
居余曾 遠久有家留 高知也 天之御蔭 天知也 日之御影乃 水許曾婆 常余有米 御
井之清水

藤原宮の御井の歌

やすみしし わご大王 高照らす 日の皇子 荒栲の 藤井が原に 大御門 始め給ひて 埴安の 堤の
上に あり立たし 見し給へば 大和の 青香具山は 日の經の 大御門に 春山と 繁さび立てり 畝
火の この瑞山は 日の緯の 大御門に 瑞山と 山さびいます 耳成の 青菅山は 背面の 大御門に
宜しなべ 神さび立てり 名くはし 吉野の山は 影面の 大御門ゆ 雲居にそ 遠くありける 高知
るや 天の御蔭 天知るや 日の御蔭の 水こそば 常にあらめ 御井の清水

1 万葉集古義

藤原宮御井歌。

御井は、今も香山の西北に清水ありと云り、其ならむ歌

八隅知之。和期大王。高照。日之皇子。麩妙乃。藤井我原爾。大御門。始賜而。埴安乃。堤上爾。在

立之。見之賜者。日本乃。青香具山者。日経乃。大御門爾。青山跡。之美佐備立有。畝火乃。此美豆山

者。日緯能。大御門爾。弥豆山跡。山佐備伊座。耳無之。青菅山者。背友乃。大御門爾。宜名倍。神佐

備立有。名細。吉野乃山者。影友乃。大御門從。雲居爾曾。遠久有家留。高知也。天之御蔭。天知也。日

之御影乃。水許曾波。常磐爾有米。御井之清水。

和期大王は、集中に多くかくいへり、本居氏、和期は即我にて、下の大へつゞく故、おのづから和期と

云るゝなり、さればたゞに、我を和期といふことなしといへり、○日之皇子、類聚抄に、日の下に知字

ありて、ヒシリノミコと訓るはいかゞ、○麩妙乃（麩字、拾穂本に麩と作り、玉篇に、麩跡也本作麩

とあり）は、藤の枕詞なり、上に出、○藤井我原は、藤原なる地名なり、即御井ある故に、かく名を

負るなるべし、○大御門、かくいひて、即大御宮殿のことゝきこゆる、古語のつねなり、埴安乃堤

上爾（埴字、類聚抄に埴とあるはわろし）は、香山の足長く、池の東北に廻て有し故、それに引つゞ

きて、西の方に堤の有しなるべし、二巻に、埴安乃池之堤之隠沼乃云々とあり、神武天皇紀に前

年秋九月、潜取^ニ天香山之^ハ埴土^ニ、以造^リ八十平盆^ニ、躬^ニ自齋戒祭^ニ、諸神^一、遂得^ニ安^一定^ニ区^ニ宇^ニ故^ニ、号^シ取^リ土^ヲ
 処^一曰^ク埴安^トと見えて、埴安^ハ、埴黏^トといふ意より負たる名なりと云り、字鏡に、埴^ハ謂^レ作^レ泥物^ト也、禰^キ
 也須^トとあり、(安を、書紀の安定の文へあてゝ見るは、古^ハの義にたがへり)○在立^ニ之^ハは、在^ハ在^ニ通^リ
 在^ニ待^ニなどある在^トと同じく、在^ニ々^ニ絶^ズるをいふ詞なり、(古事記伝云、然^レ而在^ル、然^レ而不^レ被^レ在^ル、云々而^テ
 在^ニなど、常に云言なれども、在^ニ通^リ在^ニ待^ニなど、上に置ことは、後^ノ世^ノの語に無^キ故^ニに耳遠く聞ゆめり)立^テ
 之^ハは立の伸りたるなり、(タシの切チとなる)立^レ給^ヒと云むが如し、こは往^キをユカシ、遊^ビをアソバシな
 どいふ類にて、尊^ク稱^ト詞^{ナリ}なり、既^ク云^リ、○見^ル之^トは志呂斯売須^ノの売須^トと同語にて、見
 を尊^ク稱^ト詞^{ナリ}なり、これも即立^ヲをタ^シといふと同格の言なり、(メシはミと切る)此^ノ上^ニにも云^リ、六^ノ卷^ニ
 に、我^ハ大王^ノ之^ヲ見^ル給^ヒ芳野宮者^ハ、十九^ニに、見^ル賜^ヒ明^ク米^ト多^ク麻^ト比^ト、又^ハ見^ル之^ト明^ク良^ク矣^ト流^トなどあり、(これらの見^ル之^ヲを
 ミシとよめれど、然^レ訓^テは見^ル之^ノ言^ハ、いはゆる過去^ノ辞^トとなれば語とのはず、古事記伝にも、売^ル之^ヲ
 は美^シ之^ヲを通^シはし云^ルよし云^ルは、甚^ク誤^リなり、立^ヲをタチシといふときは、シ^ノの言^ハ過去^ノ辞^トとなると同じき
 を、思^ヒ合^スすべし)猶^ホ売^ル之^トと云^ル例^ヲをいはず、上^ニに食^ル国^ヲ乎^レ売^ル之^ト賜^ヒ牟^ト登^ト、二^ノ卷^ニに、暮^ク去^ク老^ク者^ヲ召^シ賜^ヒ良^ク之^ヲ云
 々、明日^ニ毛^カ鴨^ヲ召^シ賜^ヒ万^ノ旨^ヲ、六^ノ卷^ニ甘^ク卷^ニに、於^テ保^キ吉^キ美^ク能^ク売^ル之^ト思^ヒ野^ノ辺^ニ爾^レ波^ト、十八^ニに、余^ハ思^フ努^ク乃^レ美^ク夜^ヲ乎^レ安^ク里^ヲ我^ガ欲^ク
 比^レ売^ル須^ト、廿^ノ卷^ニに、売^ル之^ト多^ク麻^ト比^ト安^ク伎^ク良^ク米^ト多^ク麻^ト比^ト、又^ハ可^ク久^ク之^ヲ許^シ曾^レ売^ル之^ト安^ク伎^ク良^ク米^ト晚^ト、又^ハ於^テ保^キ吉^キ美^ク能^ク都^ク芸^ク豆^ヲ売^ル須^ト
 良^ク之^トなどあり、(又集中に、所^ニ聞^ク見^ル爲^スとあるを、仮^ニ字^ニ書^クには伎^ク古^ク之^ヲ米^ト須^トと見え、又祝詞式に、所^ニ知^ク看^ル、
 古^ノ語^ニ云^フ志^シ呂^シ志^シ女^ヲ須^トなどありて、凡^テ如^ク此^ノ様^ノの見^ル之^ヲ見^ル須^トを、美^シ之^ヲ美^シ須^トと云^ルこと、仮^ニ字^ニ書^クにをさをさ例^ナ

きことなり、唯昔ムカシ見之ミなどいふ類に、過去し時の事にのみミシとは云り、○日本乃ヤマト、こは借字にて大和之なり、此下に、幸吉野宮キクノミヤ二時に、倭爾者鳴而歎来良武とよめるは、藤原宮フジノミヤ辺を倭と云りと聞えたり、然れば香山をもしかいへる事知べし、○青香具山アヲカグヤマは、青とは木繁く榮えて、蒼々としたるをいふ、○日經ヒノタケ乃は、成務天皇紀に隨二阡マニノタ一以定邑里、因以二東西二為三日縦、南北為二日横、山陽ミナミ日影面カゲトモト、山陰日背面ツトモトといへり、(説文に、路、東西為阡、南北為阡とあるにつきて、タ、サノミチを南北、ヨコサノミチを東西と思ふことなかれ、彼国にては南北を天地の経とし、東西を天地の緯とせれど、吾古カヘはこれに異なれば、阡は横道ヨコサノにあたり、陌は豎道タテサノにあたれども、阡陌と書をタ、サノミチ、ヨコサノミチと訓るは、山海と書てウミヤマ、昼夜と書てヨルヒルと訓ると同理とおもへ)本朝月令に、高橋氏文云、云々日豎日横、陰面背面乃諸国、人乎云々、(和名抄に、唐韻云、道路、南北日阡、東西日陌云々とありて、私記を引て、阡を多知之乃美知、陌を与古之乃美知と注せり、これ彼国のさだめにはよくかなひたれど、吾古カヘに異れり、東西を多知之乃美知、南北を与古之乃美知とこそいふべけれ、ゆめ此等の書によりて混ふことなかれ、さてこゝは、香山は、東の御門に向へる故に、かく云り、)○青山跡アヲヤマト、(旧本青を春に、跡を路に誤れり、又類聚抄に、山の上に日字あるはいよくわろし、)本居氏、旧本春山とあるは、青山の誤なるべし、此歌すべての詞どもを思ふに、分て春といはむこといかゞ、其うへ敵火乃此美豆山者弥豆山跡と云るに對へても、青香具山者青山跡、と有べき物なりと云り、実に然ることぞかし、故今は此考によりて改めつ、跡は真恒校本に古本跡とあるによりつ、○

之美佐備立有とは、之美は繁榮なり、佐備は神佐備の佐備に同じ、○此美豆山は、美豆は贊辭とて美豆枝、美豆垣などの美豆と同じ語にて稚々とうるはしきよしなり、○日緯能は、ヒノヨコノと訓べし、そもく香山は東御門に向ひ、畝火山は西御門に向ひ、吉野山は南御門に向ひ、耳梨山は北御門に向ひたれば、香山を日経と云、吉野山を影面と云、耳梨山を背面と云るはいづれも正しくあたれることなるを、畝火山も西御門に向ひたれば、実はこれも日経と云むぞ、正しくあたれる事なる、しかれども此歌、日経日緯山陽山陰の四をいひてしたてたるに、ひとり日緯をいひもらすべきにあらざれば日緯の言を西御門にやとひたるものなり、かくては事の実にたがひたることなれど、歌は詞を主とするものなれば、強に拘るべきには非ず、しかるを此理をしらでうたがふは、中々に古の歌詞の、理にのみ泥まざりしことをしらざるが所以なり、(本居氏の畝火山は西御門に当るべけれど、西面ながら、少しは南の方によれる山なれば、かくいへるよし云たるは、なほ理に泥める論なり、たとひ山は南の方によれりとも、西門をいへる歌なれば、実には日緯とはいはるまじきことなるをや) ○山佐備伊座は、即畝火山を尊みて、山さびおはしますと云るなり、三卷には富士山を尊みて、日本之山跡国乃鎮 十方座 神可聞とよめり、○耳無之、無字、旧本高と作るは誤なり、十六に、無耳之池とあるに從て今改つ、○青菅山は、別にしかいふ山名には非ず、青は青香具山の青と同じ、本居氏、菅は借字にて、清々しき意にて、青清山といふなるべしといへり、○背友乃は、友は借字にて、背津面之なり、(ツオの切トとなれり、)上に、成務天皇紀を引る如く、山陰を背面といふ、耳無は北の御門に当ればかく云り、○宜名倍は、

宜並ヨシナバにて宜タリトしく満ミ足ツたる意なり、三卷六卷十八卷などにも見えたり、○神佐備立有カムサビタテリは、耳梨山をいへるなり、神佐備は既く云り、○名細ナグバシは、二卷に、名細ナグバシ之狭岑サイ之島シマ之、三卷に、名細ナグバシ寸稻見イナミ乃海ノウミ之などあり、此は名の細クハしく人耳ヒコミミに触フたる由にて、地の名高タカきをいふならむ、細ホソは、勇イサ細ハシ花ハナ細ホソ香カ細ホソ心ココロ細ホソ目メ細ホソなどの細ホソに同じ、倭姫世記大比古命詞に、奈ナ波志忍山ハシニノヤマと有も同意なるべし、○影友カゲトモ之は、これも友は借字カケツにて、影律面カゲツオモ之なり、右に云り、○大御門オホミカド從オホミカド云々ニ（從字、拾穂本に徒と作るは誤なり、）は、南の御門にあたりて、遠く雲居に見放らるゝは、吉野山なり、其外にもあれども、専らなるをもて云るのみ、○高知タカシルヤ也は、高く知ます天といふ意につゞけたり、天は高く知よしにてかくいへり、也ヤは、のどめたる時におく助辞なり、○天之御蔭アメノミカゲは、日之御影ヒノミカゲといはむがごとし、○天知アメシルヤ也は、天を知らず日といふ意につゞけたり、この也ヤも上に同じき助辞なり、○日之御影ヒノミカゲ乃云々ニ（之字、旧本になきはわらし、天之御蔭ともあればなり、今は類聚抄に従つ、）は、天津日の御蔭の映照ウツロコふ清水のよしなり、御影といふに、やがてうつるふ意はこもれり、十三に、天雲アマモク之影塞カゲサヘ所見ユルコトミ隠カケ来笑キタエ長谷之河者ハツセノカハ云々ニとあるを併考セウべし、さてこゝは必竟カナラとは、唯日の御影のうつるふよしなるを、高知也云々の四句をもて文なしたり、ことは異なるれども、延喜式祝詞に、皇御孫命乃スメミマノミコトノ、瑞能御舍乎ミツノミアラカボツカハマツリテ奉ムス氏ノ、天御蔭日御蔭登アメノミカゲヒノミカゲトヨリノ坐カマ氏ノ云々とあり、（こは日影を覆ひて隠坐よしにて、此歌とは意異イダガへり、されど唯日御蔭を、かく文にいひなしたる語味は、同じことぞかし、）一説に、高知也云々の四句は、正しく云ば、此天皇の天の御蔭日の御蔭と隠坐カケツ、此美豆ミマヅの御舍ミアラカボの水こそはといふべきを、推古天皇紀蘇我大臣歌、并祝詞などの古言をい

ひなれて、唯天之御蔭日之御蔭とのみ云て、やがて御舎のことゝはなしたるなり、祝詞式の中にも、遷却崇神一祭詞には、天之御蔭日之御蔭止仕奉豆と云を、句を隔て下に御舎の事をいひ、鎮御魂齋戸祭祝詞には、こゝと同じく、天之御蔭日之御蔭とのみ云て、御舎の事をば略けるをも思ふべし、さて高知也、天知也てふ言をもて文なしたるも、彼高天原爾千木高知豆、天之御蔭日之御蔭止云々、とある古語によるにたゞに、高く知ます天、天を知ます日とのみいへるにはあらで、御あらかの高知ます事をいへるなりと云り、○水許曾波、波字類聚抄拾穂本等に、婆とあるはわるし、○常磐爾有米、(磐字、旧本に脱たるを、今は仙覚注本によりつ、但し彼本には盤と作れど、磐なりしこと決ければ今は改て書つ)常磐は、磐石の常に不変とこしへなるを、常磐といふより出たる言にて、(等許伊波を約めて等伎波といふ許伊の切伎なり)何にても常に変らず、とこしなへなるを云り、さてかく真清水こそ、常磐にあらめと云て、やがて此の大宮の、長久に在なむことを祝たり、○御井之清水、常の例によりて、真の言をそへてミキノマシミツと訓べし、○歌意は、藤原の地に大宮仕へ奉りて、埴安の堤のうへに絶ず幸して、四方を見はるかさせ給ふに、近くは御門ごとくに、めでたき山々立ならび、遠くは吉野山の絶景の、雲居遙に見えて、世にことに似なう、すぐれたるさへ有に、御井の真清水又たぐひなく、きよらにして、天津日の御影の映照ふさま、たとへむ方なく、めでたしともめでたし、かく山にも水にも、よろしく打あひたりとゝのひて、何ひとつあかぬところなき大宮地なれば、この真清水のかはることなく、とこしなへなるがごとく、さてこそ此大宮殿も、今よりして万代に、とみさかえ行めとなり、

始には、持統天皇の藤原に大宮をはじめ給ふことをいひ、中には、この天皇常々埴安の堤に幸して、四方を見はるかさせ給ふに、山なみのよろしく、世に勝れたる地なるよしをいひ、終には、御井の真清水のたぐひなく、きよらなるよしをたゞへて、さて大宮地の、万代にとみさかえむことを祝たり、此は御井の辺に持統天皇の幸し時、大御供つかへ奉れる人のよめるなるべし

2 万葉代匠記

藤原宮御井歌

(精) 藤原宮御井歌 (自録二云) 一首并短歌 (目録) (進)

(初) 藤原宮歌 一首并短歌 目六

(御井(三手本))

八隅知之 和期大王 高照 日之皇子 麿妙乃 藤井我原爾 大御門 始賜而 埴安乃 堤
ヤスマシレシ フカオホキヲ タカテラス ヒノワタミコ アラタケヤマハ フキキカハニニ オホミカト ハシメケヒテ ハニヤノ ツミ

上爾 在立之 見之 賜者 日本乃 青香具山者 日經乃 大御門爾 春山路 之美佐備立有
ウヘニ アリケシ ミレタマヘハ ヤマトノ アラカクヤマハ ヒノタテノ オホキミカトニ ハルノヤマヂ シミサヒカマリ

歌火乃 此美豆山者 日緯能 大御門爾 弥豆山跡 山佐備伊座 耳高之 青菅山者 背友乃
ウネヒ コミツヤマハ ヒノスネ オホキミカトニ ミツヤマト ヤマサヒイマス ミタカノ アサケヤマハ ソトモノ

大御門爾 宜名倍 神佐備立有 名細 吉野乃山者 影友乃 大御門從 雲居爾曾 遠久有家
オホキミカトニ ヨロコサヘ カミサヒタテリ ナクワシ ヨシノヤマハ カケトモノ オホキミカトニ クモキニシソ トホクアリケ

留 高知也 天之御蔭 天知也 日御影乃 水許曾波 常爾有米 御井之清水
ル タカシルヤ アメノミカケ アメルヤ ヒノミカケノ ミツコソハ トキハニアラミ ミキノキヨミツ

(精) 八隅シ、吾大王 (采) 高テラス日ノ若ミコハアラタヘノ

高照中院本云、天知也校合本云、水許曾波中院本云、
タカクテルアマシルヤ波作レ婆

埴安ノ堤ハハニヤスノ池ノ堤也。(朱)〔十市郡ナリ〕此埴安ノ〔池〕(波)ヨ八雲ニウヘヤスト載ラレタル

ハ、御本ニ埴ノ字ヲ植ニ誤テヤ侍ヘケ(ヲ)ン。神武紀云。天皇以前イニシ年秋九月、潜取三天香山之埴土

以造三八十平盆ヒロカフ躬自齋戒(云々)神代紀上曰。土神ツチノカミ号二埴安神一(云々)見之賜者、シハ助語也。青香

具山、八雲ニカク山ノ外ニ青カク山ト載サセ給ヘト、只艸木ノ茂リテ青ミト見ユルヲ褒テカク山ヲ云ナ

ルヘシ。日経乃トハ唐ニハ南北ヲ天地ノ経トシ東西ヲ緯トセリ。此国ハ是ニ異ナリ。日本紀第七成務

〔紀〕曰。五年秋九月、令ノリ諸国ノリ以国郡立ニ造長一、具邑置ニ稻置一並賜ニ楯矛一以為レ表。則隔ニ山河一而分ニ

国コホリ隄ニ阡陌一以定ニ邑里一。因以ニ東西一為二日ヒ縦ニ南北一為二日ヒ横ニ山陽一日ヒ〔影〕(陰)面ニ山陰一日ヒ背面一。

是以百姓安居天下無レ事焉。(朱)ヘカクアレハ東ニテモ西ニテモ経ト云ヘシ。藤原ノ〔旧〕(朱)地ニ因テ思フニ今

ハ東ノ方ヲイヘリ。大御門ハ上ノ如クオホミカト、ヨムヘシ。下皆准之(朱)〔春山路〕之美佐備立有ハ、

シミハ繁ノ字ヲ一書テシケキ也。シミ、ト云モ同シ。サヒハ前ニ見エタリ。〔春山路ハ上ニ額田王ノ、

咲サリシ、花モサケレト、山ヲシケミ、入テモトラストヨメルコトク、春山ハシケル物ナレハシミサヒ

トイハム料ナリ〕敵火乃此美豆山者ヘトハ〕瑞山ナリ。(道)〔ト〕ホムル詞也。名所ニ非ス。日ノヌキハ

南北ヘトモニ云ヘキコト日ノ経ノ如シ。其中ニ今ハ北ナリ。但〔敵火山ハ〕岡寺ヨリ(道)〔敵火山ハ〕西

北ニ当レハ藤原宮ヨリハ弥西北ナルヘシ。摠シテ此哥ニヨメル方角必シモ正当ナルヘカラス。太形ニ見

ルヘシ〕(道)ヲ云故ニ南ニ当リテモ北ニアタリテモ云ヘケレト、下ニ青菅山ソトモニアレハ、ソトモハ北

ナル故ニ是敵火山(宋)ハ(道)南ニアタル也(宋)ハ山サヒ坐ス、此サヒモ亦上ニ云カ如シ。耳高ノ青菅山トハ此耳高モ地ノ名ニテ假令三吉野ノ象山ナト云ニ同シキ歟。又菅ハ中ニ谷アリテ兩ノ側ノ高ケレハ枕詞ニイヘル歟。或者ノ云ク、耳梨山今ノ俗天神山ト云。北八木村ノ東ニアリ(道)ハ又耳高山トモ青菅山トモ云万葉トテ此哥ヲ引テ耳高山トモ青菅山トモ云トイヘリ。彼国ノ案内能知レル者ノ記セル事ナレハ、耳成ヨリ外ニハ藤原ノ旧跡ノ北ニハ山ナキニヤ。(耳成山ヲ)耳高山トモ青菅山トモ云ヘル証ナケレハオホツカナシ。サレト三山トイハル、内ナレハ誠ニ耳成モ此哥ニ取テハ漏マシキ山(虫損)案内知レル者ノ詞ニ付テ一往愚推ヲ加ヘハ、山ノ形ナトヤ菅ニ似テ青菅ノ如クニ耳ヲ成ト云意ニ名(ナレハカ)待ケム。サラハ足引(道)ノ山、空蟬ノ世ヲト云テ山トスル如ク青菅山トモ申テム。耳高ハ青菅トイハムタメノミナル(ツケカ)ハシ宜名倍ハヨロシキ也。第三ニモヨロシナヘワカセノ君トヨメリ。名細ハ細ハ細妙トツ、ク字ニテ共ニタヘトモヨメハ、名モヨシ野ト云テヨキ山トホムル詞也。第三ニ名クハシキイナミノ海トモヨメリ。枕詞ニハ非ス。影友乃大御門カケトモノ從雲居オホミカトニクモキニソトサクアリケル爾曾遠久有家留。カケトモハ南ニ当リテ(道)敵火山ハ近ク都ノシツメトナリ。吉野山ヘノ(道)遠ク立テハ都ヲシツムル也。唐ニモ、ヨキ都ハ皆四面ニ靈山有ナリ。張衡西京賦曰。漢氏初都在渭之渚ホトリノ。奏里三其朔。寔為咸陽云云。文煩ケレハ委ハ不引。披テ見ルヘシ。此哥ノ中間ヨク彼賦ニ似タリ。三体詩、許渾金陵詩落句云。惟有青山似洛中。天隱注曰。李白金陵詩曰、苑方秦地ニ少、山似洛陽ニ多。曾景建曰。洛陽四山。ミミ伊洛ニ灑澗在レ中。建康建康郡亦四山。伊秦淮ニ直瀆在レ中。故許渾云似洛中。オヨソ都ヲ立ラル、ニハ山川ノ向背ナトヲ勸ル(宋)ハ故ニ

(ヤ) 班孟建西都賦曰。其宮室^(清)也。体ニ象乎天地ニ經ニ緯乎陰陽ニ云々。高知也天之御蔭。此歌ハ御井ヲ題シテヨメトモ井ハサシテ物メカシウヨムヘキ風情モナケレハ、先宮殿ヨリ始テ、四面ニ名山ノ有テ、都ノシツメトナル事ヲイヒ尽ヘシテ、本意トスル井ノ事ヲイヒテ、一篇ヲ収ムル也。アメノ御陰日ノミカケトハ、延喜式第八、祈年祭祝詞ニ云。皇^(朱)御孫命^能瑞龍御舍仁奉^氏天御蔭日御蔭登隱坐^兵云々。高キ天ノ影、日ノ影モ移ル水ナレハ、天ノ久シキトモニ日ノウセヌトモニ、トキハニスミタ、ヘテアラム清水トヨメリ。延喜式ノ心ハ、蔭ハ庇蔭ニテ、其陰ニカクレテ安キ心ナリ。西行上人ノ、清水流ル柳陰トイヘル陰也。今ハ影ノ移ルヲ云。但天之御蔭、日御影ト書ル文字ノ心ヲ用テ、天ノ御蔭ニカクレ、日ノ御影ノ移ル水ト心得ヘキカ。推古紀ニ蘇我馬^(朱)大臣ノ帝ニ^{コトフキ}寿ヲ上ラル、哥ニ、ヤスミシ、ワカ大君ノ、カクリマス、アマノヤソカケ、出タ、ス、ミ空ヲ見レハ云々。此天ノ八十カケト云ルハ日ノコト^(道)ナレハ影ニヤト思フヲ、隠レ給フ陰トツケタレハ、日徳ニ庇蔭シタマフ心ト見エタリ。陰ノ字ヲ影也ト注シ^(朱)又蔭也トモ注シタルハ往テハ通スルナルヘシ

(初) やすみし、—— はにやすの堤、 はにやすの池の堤なり。此埴安の池を、八雲御抄に、うへやすと載られたるは、御本に埴の字を、植にあやまりてや侍けむ。見したまへれば、しは助語なり。青かく^(は三手本)

山、八雲御抄に、かく山の外に、青かく山と載させたまへと、只草木のしけりて、青々とみゆるをほめて、かく山をいふなるへし。日のたてのとは、もろこしには、南北を天地の經とし、東西を緯とせり。^(三手本)

此国はこれにことなり。日本紀第七成務紀云。五年秋九月^{ノリコチテ}令^ニ諸国^ニ以^テ国郡立^ニ造長^一、^{イナキ}具邑置^ニ稻置^一並^ニ

(以下ナシ)

賜^{コト}種^{タネ}予^ニ以為^シ表^シ。則^{ソレ}隔^{サカ}二山河^ニ而分^リ三國^ニ。隨^ツ二阡陌^ニ以定^ム三邑里^ヲ。因^リ以^テ三東西^ヲ為^シ三曰^ク縱^ニ南北^ヲ為^シ三曰^ク橫^ニ。山陽^ノ曰^ク影^ヲ。面^ニ山陰^ヲ。曰^ク背^ヲ。面^ニ是以^テ百^ノ姓^ヲ安^ル。居^ル天下^ニ無^ク事^ヲ焉。し^みさ^ひひ^たて^りは、し^みは^繁の字^ヲをかきてしけきなり。し^みゝとい^ふもお^なし。さ^ひは、さ^はつ^けた^る字^{ナリ}なり。神^さひ、翁^さひとい^ふか^ことし。し^けひ^て立^たなり。俗^ノ語^ニに何^レた^て何^レめ^くとい^ふほ^との詞^{ナリ}なり。う^ねひ^の此^みづ^山は、瑞^山なり。ほ^むる^詞なり。日^のぬ^きは^南北^をい^ふゆ^へに、南^にあ^たり^ても、北^にあ^たり^てもい^ふへ^けれ^と、下^に青^菅山^そとも^にあ^れは、そ^{とも}は^北なる^ゆへ^に、これ^はう^ねひ^山の南^にあ^たる^{なり}。よ^ろし^なへ^は、よ^ろし^きなり。第^三にもよ^ろし^なへ^わか^せの^きみ^とよ^めり。名^くは^しは、細^の字^をか^けり。細^妙とつゝ^く字^にて、此^集に^たへ^{とも}よ^めは、名^もよ^し野^{とい}ひ^て、よ^き山^とほ^むる^詞なり。第^三に^なく^はし^き、い^なみ^の海^{とも}よ^めり。枕^詞に^はあ^らず。か^けと^{もの}お^ほみ^かと^に、雲^居に^そ、遠^く有^{ける}。か^けとも^は南^{なり}。南^にあ^たり^てう^ねひ^山は、ち^かく^都の^しつ^めと^{なり}、よ^しの^山は、遠^く立^てし^つむ^るなり。も^ろこ^しにも、よ^き都^は、皆^四面^に靈^山あ^るなり。張^衡西^京賦^曰。漢^氏初^都在^三渭^之浹^{。秦}里^二其^{。以下ナレ}朔^{。寔}為^三咸^陽。左^有二^崤函^重險^{。桃}林^之塞^{。綴}以^三華^一巨^靈。最^負高^掌遠^{。瞻}以^流二^河曲^{。其}跡^猶存^{。右}有^二隴^坻之^隘。隔^二閼^華戎^{。岐}梁^汧雍^{。陳}騫^鳴雞^在焉^{。於}前^則終^南太^一。隆^嶺崔^{。嶂}隱^轡鬱^{。律}連^二岡^乎蟠^冢。抱^二杜^含鄠^{。欲}濃^吐鏘^{。爰}有^二藍^田二^珍玉^是。之^自出^{。於}後^則高^陵平^原。扼^二渭。涇^{。澶}漫^{。靡}迤^化鎮^三於^近。其^遠則^有二^九峻^甘泉^{。涸}陰^{。沍}寒^{。日}壯^至而^含凍^此焉^{。清}。以上ナ

暑^{キヲ}。三体詩許渾金陵詩落句云。惟有^シ青山似^シ洛中。天隱註曰。李白金陵詩曰。苑方^シ秦地^シ少、山似^シ洛陽^シ一^シ。曾景建曰。洛陽四山。々々^シ伊洛^シ。瀧澗在^シ中。建康^シ即金陵^シ。亦四山。匪^シ秦淮^シ直瀆在^シ中。故許

渾云似^シ洛中。およそ都をたてらるゝには、山川の向背などをかんかへ、天地陰陽にかたとりて、はし

めらるゝなり。^{以上ナシ}班孟堅^シ西都賦曰。其宮室也体^シ象乎天地^シ。經^シ緯乎陰陽。たかしるや、あめのみかけ。此

歌は御井を題してよめとも、井は、さして物めつらしう、よむへき風情もなければ、まつ宮殿よりはし

めて、四面に名山の有て、都のしつめとなる事をいひつくして、本意とする井のことをいひて、一篇を

しむるなり。あめのみかけ、日の御影とは、延喜式第八、祈年祭祀詞云。皇御孫命^{スミマノミコ}能瑞能^ニ御舎仁^{ミヤノニ}奉^ル氏、

天御蔭、日御蔭^登隱坐^{云々}。高き天の影、日の影もうつる水なれば、天の久しきとも日に日のうせぬ

ともにも、ときはにすみたゝへてあらんしみつなりとよめり。延喜式の心は、蔭は庇蔭にて、その陰に

かくれてやすき心なり。西行上人の、しみつなかるゝ柳陰といへる陰なり。今は陰のうつるをいふ。但

天之御蔭、日御影とかけるもの心を用て、天の御蔭にかくれ、日の御影のうつる水と心得へき歎。東

坡か、花有^シ清香一月有^シ陰と作れるは、陰影通するにや

藤原宮御宇高天原広野姫天皇代

^{天皇謚曰持統天皇、元年丁亥十一年}
^{讓位輕太子、尊号曰太上天皇也}

大津皇子、竊^下於伊勢神宮^上來時、大伯皇女御作歌二首

吾勢帖乎 倭辺遣登 佐夜深而 鷄鳴露余 吾立所霑之

二人行杼 去過難寸 秋山乎 如何君之 独越武

藤原宮ふじはらのみやに天の下知らしめしし高天原たかまのはらの広野姫ひろのすめらみこと天皇みかどの代しろ天皇諡あはれして持統天皇もちすんてんといふ、元年丁亥とうがいの十一年じゅういちねん位みかどを輕太子かろこに譲り、尊号みかどを太上天皇たうじてんといふぞ

大津皇子おほつのみこ、竊ひそかに伊勢いせの神宮かみみやに下りて上り来ましし時のおほくのひめみこ大伯皇女たうはくひめみこの御作歌みうた二首

わが背子を大和へ遣るとさ夜深けて眺露あかときつゆにわが立ち濡れし

二人行けど行き過ぎ難き秋山をいかにか君が独り越ゆらむ

（卷二 一〇五
一〇六）

1 万葉集古義

フヂハラノミヤニフミノシタシロシメシ、スメラミコトノミヨ
藤原宮御宇 天皇代

此標も既く一卷に出づ、持統天皇文武天皇兩朝の宮号なり、○天皇代の下、元曆本に、高天原広野姫天皇と註せり、此字旧本には无て、天皇諡曰持統天皇と註せり、又古写本には持統天皇の註に引続きて、元年丁亥十一月、讓二位輕太子、尊号曰太上天皇也とあり、共に後人のしわざなり、既く云る如

く、此は持統天皇文武天皇、兩朝の標なるを、一御代のみの標と意得たるひがことなり

大津皇子オホツノミコ。竊シヌヒ下シタ於伊勢神宮イセノカミノミヤニ上來時オホクノヒメノミヨミセルミウケツケル。大伯皇女御作歌二首。

大津皇子は、書紀天武天皇卷に、先納皇后姉大田皇女オホノノミ為妃メカミ、生三ウマヒ大來皇女オホキミ、与二ヨシ大津皇子オホツノミ、同十二年二月己未朔、大津皇子、始聽オホキミ二朝政ニチカサ、十四年正月丁未朔丁卯、授オホキミ二淨大式位ニキヨオホシキ持統天皇卷に、朱鳥元年十月、皇子大津、謀オホキミ反サカサマ發オホキミ覺オホキミ、速オホキミ二捕皇子ニツカサ、庚午、賜オホキミ三死ニシノシ皇子大津於詛語田舎オホキミ、時年二十四、妃皇女山辺ヤマノヘ、(天智皇女)被オホキミ髮徒ハツシ、跣ハダシ奔ハシ、赴オホキミ殉焉ニシノシ、見者皆歎オホキミ歎オホキミ、大津、天淳中原瀛真人天皇第三子也、為オホキミ二天命開別天皇ニチカサ所愛ニオヒ、及長弁有オホキミ二才学ニサガク、尤オホキミ愛ニオヒ二文筆ニフデ、詩賦之興、自オホキミ二大津ニオホツノミ始ニハジ也。懷風藻に、幼年好オホキミ学ガク、博覽而能屬オホキミ二文及ニフデ壯愛ニオヒ武ニタケ、多力而能擊オホキミ二劍ニタケ云々、時有二新羅僧行心ニシラノソウジヤウシン、解オホキミ天文ニフデ卜筮ニタケ、語オホキミ二皇子ニミコ曰ニイフ、太子骨法ニオホツノミノホウホフ、不オホキミ是人臣之相ニヒトノミコノサマ、以此久在オホキミ二下位ニシタノチ、恐不オホキミ二全ニケツ身ニミミ、因進オホキミ二逆謀ニサカサこと見えて、大伯皇女とは、御同母兄弟なれば、ことにむつまじくおはしませり、〔頭註オホキミ古今真名序ニコノノミ。自大津皇子之初作詩賦ニオホツノミノハジメニオホキミノオホキミ、詞人才民業一オホキミ改ニカヘ和歌漸衰ニオホキミ〕○竊下云々、天武天皇は、十五年九月九日崩オホキミ御オホキミせるを、其十月二日に、大津皇子御謀叛ニオホツノミノオホキミのこと覺オホキミはれて、同三日に賜死ニオホキミましニシノシくき、天武天皇大御病おはしますほどより、はやく御大事おぼし立して、其七八月の間に、彼大事の御祈、且は大伯皇女にも相語賜はむとて、伊勢へは竊下り給ひつらむ、さらば清御原宮の標内に載べきに、彼天皇崩ましてより、後のことは、本よりにて、崩賜はぬ暫前のことも、崩後にあらはれし故に、この御代に入しならむ、(このことは、はやく岡部氏考別記にもい

へり。○大伯皇女は、書紀齊明天皇卷に、七年正月壬寅、御船西征、甲辰到于大伯海、時大田姬皇女産み、女焉、仍名是女、曰大伯皇女、(和名抄に、備前国邑久郡於俗久、邑久郷於保久とあるこれなり。○天武天皇卷に、二年夏四月丙辰朔己巳、欲遣侍、大来皇女于天照大神宮、而令居泊瀬齋宮、是先潔身、稍近神之所也、三年冬十月丁丑朔乙酉、大来皇女、自泊瀬齋宮、向伊勢神宮、(十四歳)持統天皇卷に、朱鳥元年十一月丁酉朔壬子、奉伊勢神祠、皇女大来、還至京師、統紀、大宝元年十二月、大伯内親王薨、天武天皇之皇女也など見えたり、十四歳にて齋宮に立たまひ、十四年に當て、京師に還賜へるなり、○二首二字、旧本に無は脱たるなり、古写本拾穂本等に従つ

ワガセコヲ。倭 辺 遣 登。佐夜深而。鷄鳴露爾。吾立所霑之。

吾勢枯乎、(枯字、古写本拾穂本等には枯と作り)勢枯は兄子の仮書なり、大津皇子は御弟なれども、女よりは兄といふ例にて、仁賢天皇紀に、古昔不言兄弟長幼、女以男称兄、男以女称妹、とあるがごとし、(なほ岡部氏考、別記にも論へり、但し彼説の中に、夫を勢、妻を伊毛と云は、伊邪那岐伊邪那美命の、御妹兄夫妻と成賜ひしより始めて、後に他人どちの夫妻となれるをもしかひならへるなり、と云るは甚誤める論なり、さる由縁はさらになし)○倭 辺 遣 登は、大和国へ遣とての意なり、辺は物へ行のへなり、登はとての登なり、○鷄鳴露爾は、アカトキツユニと訓べし、(鷄鳴の字は、推古天皇紀にも、アカツキとよめり)阿可等伎は明時の義なり、集中仮字書には、みな安可等吉とあり、

(阿可都伎といふは、後の訛言なり、) 字鏡に、咄旭晷(略敷)などを阿加止支とよめり又、晨也、於保
 安加止支ともあり、○御歌意、吾兄子の大和国へ上ります、その別のかなしさに、見おくりまゐらすると
 て、もはや夜も更行たるに、暁おきの露に立ぬれし、其艱難はいふばかりなしとなり

二人行杼。去過難寸。秋山乎。如何君之。独越武。

御歌意は、二人手携はりて行ども、鹿の音木葉の散みたれなどして、甚物さびしくて、行過がたき秋山
 なるを、いかにしてか、只独君が越賜ひなむとなり、むつまじき御はらからの、めづらしき、御対面に
 て、ほどもなく帰らせ給ふ御別には、かくもよませたまふべき事ながら、身にしむやうにきこゆるは、
 謀反のことをきこしめして、事のなりならずもおぼつかなければ、又の御対面もいかならむ、とおぼし
 ける御むねより出ればなるべし、と契沖の云る、信に然ることなり

2 万葉代匠記

藤原宮御宇天皇代 天皇諡曰持統天皇

(精) 藤原宮御宇天皇代 此下二天皇諡曰持統天皇、コレハ後人ノ誤テ注シタルヲ、其マ、書付タルナリ。
 其故ハ終二人一丸ノ妻、依羅娘子ノ哥アリ。是文武ノ朝ノ哥ナリ。下ニ至テ見ユヘシ、然レハ兩代ニ互
 ル故ニ誤レルコト明ナリ

大津皇子竊下ニ於伊勢神宮ニ上来時大伯皇女御作歌

(精) 大津皇子竊下——目六ニハ御作歌ニ首トアリ。有ヌヘキ事ナリ。天武紀下云。先納ニ皇后、姉大田、皇女、生ニ大来皇女与ニ大津皇子。又云。二年夏四月丙辰朔己巳、欲遣ニ侍大来皇女于天照大神宮、而令レ居ニ泊瀬齋宮、是先潔レ身稍近レ神之処也。三年冬十月丁丑朔乙酉、大来皇女自泊瀬齋宮ニ向ニ伊勢神宮。天武天皇十五年九月九日ニ帝崩御シタマヒシヤカテヨリ、大津皇子御謀反ノ志出来テ、持統天皇元年十月二日ニ其事顯ハレ、三日ニ賜死タマフ。然レハ摠標ト、哥ニ秋山トヨマセ給ヘルヲ合テ案スルニ、天武天皇ノ一周ノ御国忌事ヲハリテ、九月中旬ヨリ下旬ノ間ニ伊勢へ密ニ下テ、飯上ラセタマフ時、皇女ノヨマセタマヘルナリ。和名云。備前国、邑久於保郡。此郡ニ属スル海ニテ生タマフ故ニ御名トス。第一卷ニ齊明紀ヲ引カ如シ

(初) 大津皇子竊下——大伯皇女、大津皇子は、共に天武の御子、御母もともに大田姫皇女なれば、これにむつまじうおはしませり。大伯皇女は、天武天皇白鳳三年に、十四歳にて齋宮に立せ給ひて、持統天皇朱鳥元年十一月に、二十七歳にて京へ帰りたまへり。今案するに、大津皇子は、天武天皇十五年九月九日崩御のやかてより、御謀反の心出来て、持統天皇元年十月二日に其事〔発〕覺れて、三日に詔語田舎にして、賜死〔たまひ〕けるに、今藤原宮御宇と標したる下に、御哥にも秋山とよませたまひ、詞書にも竊下とあれば、天武の一周の御国忌はてゝ後、九月中旬より下旬の間にひそかに伊勢へ下り、太神宮に祈なとも申給ひ、大伯皇女にも御謀反のこゝろさしをも語申させ給けるなるへし

ワカセコヲ 倭ヤマト 辺ヘ 遣登ヤルト 佐夜深而サヨフケンテ 雞鳴露爾アカツキツユニ 吾立所霑之ワカタクヌレシ

(精) 吾セコヲ大和へヤルトサヨ深テアカツキ露ニワカ立ヌレシ

背子ハ男女ニ通スレトモ、先ハ女ノ男ヲ呼詞ナレハ御弟ナレトモカク読給ヘリ。雞鳴ト書テハ、日本紀ノ推古紀ニモ曉トヨメリ。哥ノ意明ナリ

(初) わかせこをやまとへやるとさよふけてあか「つきつゆに我立ぬれし

日本紀にも、雞鳴とかきてあかつきとよめり

(鶏谷本)

フタリウチト 去過難寸ユキスキカクキ 秋山乎アキヤマヲ 如何君之イカテカキミノ 独越武ヒトリコユラム

(精) フタリ行トユキ過カタキ秋山ヲイカテカ君カ独コユラム

二人トハ此ハ必夫婦ノ心ニ非ス。只陸マシキ間、友ミニ行タニ、秋山ナレハ鹿ナキ紅葉散テ、心細ク行

過カタキヲトナリ。ヨハニヤ君カト云哥ニ感情ヒトシキ御作ナリ。同腹ノムツマシキ御ハラカラノ珎シ

キ御対面ニ、程モナク飯上ラセ給フ飽又御別ニハ、サラテモカクヨマセ給フヘキナカラ、殊ニ身ニシム

ヤウニ聞ユルハ、御謀反ノ志ヲモ聞セ給フヘケレハ、事ノ成ナラスモ覺束ナク、又ノ対面モ如何ナラム

ト、思召御胸ヨリ出レハナルヘシ

(初) ふたりゆけと行過かたき秋山乎いかてか君かひとりこゆらん

むつまじきあひた、ともくに行たに、鹿の音きこえ紅葉打散て行過かたきを、いかにしてか只ひとり

越給ふらんとなり。古今集の、よはにや君かとよめる哥の感情にひとしき御哥なり。むつまじき御はらからのめつらしき御対面にて、ほともなく帰らせ給ふ御別には、かくもよませたまふへき事ながら、身にしむやうにきこゆるは、謀反のことをきこしめて、事のなりならずもおほつかなければ、又の御対面もいかならんと、おほしめしける御むねより出れはなるへし

藤原宮御宇天皇代高天原広野姫天皇、天皇元年丁亥、十一年讓位輕太子、尊号曰太上天皇

大津皇子薨之後、大来皇女從伊勢齋宮上京之時御作歌二首

神風乃 伊勢能国尔母 有益乎 奈何可来計武 君毛不有尔

欲見 吾為君毛 不有尔 奈何可来計武 馬疲尔

藤原宮に天の下知らしめしし天皇の代高天原広野姫天皇、天皇の元年丁亥、十一年位を輕太子に譲り、尊号を太上天皇といふ

大津皇子おほつのみこ薨かむあがりましし後、大来皇女伊勢おほくのめかこの齋宮いづまのみやより京に上る時の御作歌二首

神風かむかぜの伊勢の国にもあらましをなにししか来けむ君もあらなくに見まく欲ほりわがする君もあらなくになにししか来けむ馬疲るるに

1 万葉集古義

フデハラノミヤニアノシタシロシメシ、スメラミコトノミヨ
藤原宮御宇 天皇代。

此標、既く一卷に出づ、○天皇代の下、旧本等に、高天原広野姫、天皇とあるは、後人のしわざなり、こは持統天皇文武天皇兩朝の標なるを、一御代のみ標と意得たる僻ことなり

オホツクミコスギマシシノチ
大津皇子薨之後。オホクヒメミコノ
大来皇女。從ニ伊勢齋宮上京之時。御作歌一首。

大津皇子薨は、朱鳥元年十月二日に、皇子御謀叛のこと覺はれて、同三日に、詛語田舎にして、御年二十四にて賜死まししくしよし、書紀に見えて上に引り、○大来皇女は、大津皇子の御姉なり、この皇女の上京せ給ふ事も、同じ元年十一月丁酉朔壬子、伊勢神社に奉しが、京師に還至しめ給ふよし、書紀を引て上に委云り、大来、上には大伯と作り、書紀にも二様に書たり、○伊勢齋宮は、大御神につかへまつり給ふ皇女たちの、御身をさやめて、齋こもり給ふ宮をいふ、和名抄に、職員令云、齋宮寮、以豆岐乃美夜乃豆加佐とあり、下の歌に見えたる、齋宮とは異なり、混ふべからず、猶委しくは、下にいふべし

カムカゼノ
神風之。イセノクニニモ
伊勢能國爾母。アラマシヲ
有益乎。ナニシカケケム
奈何可來計武。キトモ
君毛不在爾。

之字、類聚抄には乃と作り、○母^メ字、拾穗本には毛と作り、○有^ウ、益^イ乎^ハは、京師に還らずして、さてあらまし物となり、○君毛不在爾^{キミモ不在ニ}(在^ニ字、日本には有と作り、今は拾穗本に従つ)は、君もおはしまさぬことなるに、といふなり、君は大津皇子をさし賜へり、○御歌意かくれたるところなし、皇子のなほおはしますごとおもひていそぎ上り来しを、はや薨給ひぬるよ、とおどろきかなしみ給へるよしなり
欲見^{ミマクホリ}。吾為君毛^{ワガスルキミモ}。不在爾^{不在ニ}。奈何可来計武^{ナニシカキケケム}。馬疲爾^{ウマツカルニ}。

不在爾^{不在ニ}(在^ニ字、日本には有と作り、今は拾穗本に従つ)は、おはしまさぬことなるに、といふなり、
○馬疲爾^{馬疲ニ}(疲^ヒ字、古写本に瘦と作るはわろし)は、ウマツカル、ニと訓べし、○御歌意、これもかくれたる所なし、相見まく欲する皇子も、はや薨給ひて、おはしまさぬことなるに、何の故に、馬の苦み疲るゝをもいとはで、いそぎ上り来つらむとなり、右と同じ様の歌に、少し換てよみ賜へり、さる例古は多し、打連て誦ふるに、ことにあはれるものなり

2 万葉代匠記

藤原宮御宇天皇代 高天原広野姫天皇

(精) 藤原宮御宇天皇代 高天原広野姫天皇 此注殊ニ誤レリ。下ニ至テ自ラ頭ハルヘシ

(初) 藤原宮——高天原広野姫天皇 此繪標につきて、下に高天原広野姫と注せるはあやまれり。此は(摺(谷本))

持統天皇なり。下にいたりて、明日香皇女、弓削皇子のかくれたまへるは、文武天皇の御時なり。但馬皇女は元明天皇和銅元年に、かくれ給へり。そのほか文武元明のあひた、しりかたきことをも載たるに、いかてか広野姫天皇とは注すへき。後の人のくはへたる歟。さらすは草案のあやまれるをそのまゝ流布せるにや

大津皇子薨之後大来皇女從伊勢齋宮上京之時御作歌二首

(精) 大津皇子薨之後云々、持統紀云。朱鳥元年十一月丁酉朔壬子、奉伊勢神社皇女大来、還至京師。

十四歳ニテ齋宮ニ立タマヒ、十四年ニ当テ還タマヘリ。文武紀云。大宝元年十二月乙丑、大伯内親王薨。齊ハ齋ニ改ムヘシ

(初) 大津皇子薨之後——大津は天武天皇第三の皇子、天武十五年崩御のやかてより謀反の御心つきて、

持統天皇朱雀元年十月二日、事あらはれて、三日に賜死、委は第三卷に注すへし。大来皇女齋宮に立たまへることは、天武紀云。二年夏四月丙辰朔己巳欲遣侍大来皇女于天照大神宮而令居泊瀬齋宮。

是先潔身稍近神之处也。又云。三年冬十月丁丑朔乙酉大来皇女自泊瀬齋宮、向伊勢神宮。持統紀

云。元年十一月丁酉朔壬子奉伊勢神宮皇女大来還至京師。齐明紀云。七年辛酉春正月丁酉朔壬寅

御船西征始就于海路。甲辰御船到于大伯海。時大田姬皇女産女為。仍名是女曰大伯皇女。大伯海

は備前なり。和名集云。備前国邑久郡。しかれば日本紀并此集には大来とも大伯ともかき、和名集

(俗(谷本))

には邑久とかけるみなおなし。此皇女十四歳にして齋宮に立たまひ、二十七歳にして京に帰り給ひ、四十一歳にして薨したまへり。続日本紀云。大宝元年十二月乙丑大伯内親王薨。天武紀云。先納^(たま谷本)皇后姉大田皇女^三為^レ妃生^三大来皇女与^三大津皇子。同腹の御はらからなるゆへに、さきにも、ことにむつまじき御歌あり。今の御歌あはせてみるへし

(哥谷本)

(哥谷本)

神風之 伊勢能国爾母 有益乎 奈何可来計武 君毛不有爾

(精) 神風ノイセノ国^(朱)モアラマシヲナニ、カキケム君モアラナクニ

アラマシヲハ、飯ラスシテサテ有^(朱)マシ物ヲト^(道)悔タマフナリ

欲見 吾為君毛 不有爾 奈何可来計武 馬疲爾

(精) 見マクホリワカセシ君モアラナクニナニ、カキケム馬ツカラシニ

詩云。陟^{ノホレハノ}彼高岡^ニ、我馬玄^{カレカ}黄^{ニナリヌ}。遊仙窟云。日晚途^{トホウシテ}遥^{ツカレ}、馬疲^{タクミヌ}人^乏

(初) みまくほりわかせし君もあらなくになに、かきけん馬つからしに

詩曰。陟^{ノホレハノ}彼高岡^ニ、我馬玄^{カレカ}黄^{ニナリヌ}。遊仙窟曰。日晚途^{トホウシテ}遥^{ツカレ}、馬疲^{タクミヌ}人^乏

長屋王故郷歌一首

吾背子我 古家乃里之 明日香庭 乳鳥鳴成 嶋待不得而

右、今案、從_二明日香_一遷_三藤原宮_二之後、作_三此詩_一歌。

長屋王^{ながやのおほきみ}の故郷の歌一首

わが背子が古家の里の明日香には千鳥鳴くなり島待ちかねて

右、今案ふるに、明日香より藤原の宮に遷りし後、この歌を作るか。

(卷三 二六八)

1 万葉集古義

長屋王^{ながやのおほきみの}故郷歌一首。

長屋王は、佐保大臣と号せし是なり、既く出つ、下御伝彼処に委云へり、○故郷歌は旧本左註に、右今案、從_二明日香_一、遷_三藤原宮_二之後、作_三此歌_一歌とあり、(明日香は、天武天皇の宮処、藤原は、持統天皇の宮処なり、既に云、)さもあるべし

吾背子我^{ワガセコガ}古家乃里之^{フルヘノサトノ}。明日香庭^{アスカニハ}。乳鳥鳴成^{チドリナクナリ}。島待不得而^{キエマテカネテ}。

吾背子は、親しき皇子王^{ミコオホキミ}などに、さし賜ふ人おはしまし、なり、○古家乃里之、その皇子王の、もと住居賜ひし宅地をいふなり、十一に、鶉鳴人之古家爾^{ウツナケヒノフルヘニ}とあり、(和名抄に、駿河国駿河郡古家、布留

以倍^{イヘ}とも見ゆ。○明日^{アスカカニハ}香庭^{カニハ}は、他方にむかへて云るなり、○乳鳥^{チドリヲナリ}鳴成^{ナリ}は、千鳥鳴にてありといふ意なり、乳鳥は、品物解にいへり、○島待不得^{シママデ}而^シは、島^{シマ}字^ジ（異本には師と作り、それも非、）は、君の誤なり、五卷に、波流^{ハルサレ}佐^サ乳婆^{ニバ}和^ワ伎^ギ霸^ハ能^ネ佐^サ刀^タ能^ネ加^カ波^ハ度^ト爾^ニ波^ハ、阿^ア由^ユ故^コ佐^サ婆^ハ斯^シ留^ル吉^キ美^ミ麻^マ知^チ我^ガ豆^ト爾^ニ、とあるに似たるを思^ツべし、○歌意は、遷都の後、吾兄^{ワガセ}が住すて賜ひし飛鳥の里の古家のほとりには、君がかへり来ますやと、待ど待得ずして、しきりに千鳥の鳴にてあるよとなり、飛鳥の里に、この長屋^{ナガヤ}王の住賜ひし地ありて、行賜ひたるに、そこに他^タ皇子王等の故郷もある故に、そをおもほして作賜ひしなり

2 万葉代匠記

長屋王故郷歌一首

吾背子我^{ワカセコガ} 古家乃里之^{イニシヘノサトノ} 明日香庭^{アスカカニハ} 乳鳥鳴成^{チドリヲナリ} 島待不得而^{シママデカネテ}

（精）長屋王故郷歌一首

吾背子我古家乃里之

此セコハ妻ナリ。長屋王ノ妻ハ、草壁太子ノ御女吉備内親王ニテ、文武天皇ノ御妹ナリ。〔^{（朱）}第十一〕

（此集）ニ、鶉鳴人ノイニシヘニトモヨメリ。昔ト云ノミナラス、イニシイヘニテ故郷ノ心ナルヘシ。〕

島ハ河ノ洲ナリ。千鳥ハ河洲ニ遊フ物ナルニ、水ナトマサリテ河洲ノ隠タル時ハ、居処ナキマ、ニ、其島ノ出来ルヲ待カヌルナリ。明日川^{（音脱カ）}近キ家ノ、フルサト、成テ人影モナケレハ、島待千鳥ノ所得カホニ

庭ナトニ来テ鳴ナリ。注ノ今案、誠ニ然ルヘシ。我フルサト、ハノタマハテ、吾背子カトアルハ哥ナリ
(初) わかせこかいにしへのさとのあすかにはちとりなくなり鳴待かねて

此せこは妻なり。いにしへの里はふるさとをいふ。此集に、うつらなく人のいにしへにとよめる哥もあ
り。こゝにも古家とかけは、昔といふ心より外に、いにしへといふ心あるか。嶋は河の洲なり。ちとり
は(以下谷本)「河洲にあそふものなるに、水なとまさりて」(以上谷本)河洲のかくれたる時は、居所なきまゝ

に、その嶋の出来るを待かぬるなり。わかせこかすみし、明日香川「ちかき家の、ふるさと」なりて人

影もなければ、河洲を待かぬるちとりの所得かほに庭などにきてなくなり。注の今案、さも待るへし。
わかふるさとゝはのたまはて、わかせことのためへるおもしろし。長屋王の妻は、草壁の太子の御女、
(ナレ谷本)

吉備内親王なり

大津皇子、被レ死之時、磐余池陂流レ涕御作歌一首

百伝 磐余池余 鳴鴨乎 今日耳見哉 雲隠去牟

右、藤原宮朱鳥元年冬十月。

大津皇子、被死らしめらゆる時、磐余の池の陂にして涕を流して作りましし御歌一首
ももつたふ磐余の池に鳴く鴨を今日のみ見てや雲隠りなむ

右、藤原宮の朱鳥元年冬十月なり。

1 万葉集古義

大津皇子被_レ死之時。磐余池 陂 流涕御作歌一首。

大津皇子被_レ死は、持統天皇元年十月二日に、御謀叛のこと覺_アはれて、同三日に、詠語田舎にして、賜_タ死_ナまし_クしなり、猶委_キ事は、二卷上に既_ク云_フり、○磐余池陂、(陂)字は、旧本には般と作り、今は目録、古写本、古写小本、拾穂本等に從_フつ、前漢郊祀志に、鴻軒_ニ于_レ般_ニと有_テ、註に、孟康_ガ曰、般_ハ水涯_ニ堆也、とあれば、般_ハ字義理なきにはあらねども、かくめなれぬ字、用ひけむこともいかゞなれば、陂とあるをや正とせむ、履中天皇_ノ紀_ニ云、二年十一月、作_ニ磐余池_一、枕冊子に、池は云々、磐余の池とあり、磐余は、大和国十市郡なり

百_ツ伝_ス。磐余池爾。鳴_ナ鴨_カ乎_ハ。今日耳見哉。雲_ク隠_カ去_リ牟_ム。

百伝に、本居氏、角障を写誤れるものなり、凡て磐余の枕詞は、書紀繼体卷、又此卷に、今二、十三卷に、二見_ツえたる、何れも皆角障経とありて、百伝と云るは、一もあることなきを以て、誤なることを知べし、但しいづれも、角障経と三字にのみ書るを、経_ノ字は衍と心得て、後に削れるか、又此字は、なくともあるべしと云り、○雲_ク隠_カ去_リ牟_ムは、命終なむと宣へるなり、命の終るを、雲隠るといふこと、此集

殊に多し、二卷上に、委云り、○御歌意は、間近く常に覽馴て、おもしろみしこの池に、鴨などの水鳥のむれゐて遊ぶをも、唯けふばかり見て、命終なむか、とよませ給へるなり、此御歌、唯打出給へるまゝながら、いとあはれにかなしく、身にしみて聞ゆるは、薨給ひなむとせる、まことの御心より、のたまへる故なるべし、今も誦見るごとに、流る涙は留ぞかねつる

〔右藤原宮。朱鳥元年冬十月。〕

2 万葉代匠記

大津皇子被死之時磐余池般流涕御作歌一首

(精) 大津皇子被死之時――

天武紀云。十五年九月戊戌朔丙午、天皇遂不_レ差_崩于正宮。戊申、云々。当_ニ此_時大津皇子謀_ニ反_於皇太子。持統紀云。元年冬十月戊辰朔己巳、皇太子大津謀_ニ反_於。發覺。逮_レ捕_ニ皇子大津、并_レ捕_下為_ニ皇子大津一所_中註誤上。庚午、賜_ニ死_皇皇子大津於_詔語田舎。時年二十四。妃皇女山辺天智天皇之女。母_我赤兄大臣女常陸娘被_レ髮徒跣奔赴_レ殉焉。見者皆歎歔。皇子大津天淳中原瀛真人天皇第三子也。容止_岸音辭俊朗。為_ニ天命_開別天皇二所_愛及_レ長弁有_ニ才_学尤_愛文筆。詩賦之興自_ニ大津_一始也。懷風藻、大津皇子詩伝云。時有新羅僧行心_一解_ニ天文_卜筮_一詔_ニ皇子_一曰。太子骨法不_ニ是人_臣之相_一。以_レ是_久在_ニ下_位、恐_ニ不_レ全_身。因_ニ進_ニ逆_謀。迷_ニ此_註誤_一遂_ニ凶_一不_レ軌云々。河島皇子詩伝曰。始与_ニ大

津皇子ノ為ナ莫逆ノ之契ヲ。及テ津謀逆カ、島則告ク、菱ヲ云ク。磐余池ハ履中紀云。二年十一月、作ル磐余池一。〔朱〕
 年冬十一月丙寅朔辛未、天皇泛フクマノ兩枝ノ船ヲ于磐余市磯池、与皇妃各分乘而遊宴云々。二年二作ラセ給ヘル
 池ヲ市磯池ト名付タマフナルヘシ。帝王編年云。神功皇后磐余若桜宮、十市郡磐余池里是也。或者ノ云
 ク。今ノ池内村〔是〕ナリト。履中天皇ノ稚桜宮モ神功皇后ノ宮ノ旧地ニヤ。或者又云ク。市磯池、彼
 池内村ノ前ニアリト。般ハ史記封禪書云。鴻漸ス三于般、漢書音義曰、般水涯堆也。カクハアレトモ目ナレヌ字用ヘキ所
 ニ非ス。目錄ニ陂ニ作レリ。今ハ陂ヲ誤テ般ニ作レルナルヘシ。〔和名曰。礼記云。畜水曰陂、音碑〕
和名豆持統紀ニ賜死詛語田舎トアレハ同所歟。敏達天皇ノ磐余幸玉宮ヲ詛語田宮トモ申セハ同所ニ摠
 別ノ名アルナルヘシ

〔初〕 大津皇子被死之時 天武紀云。十二年二月己未朔、大津皇子始聽朝政。〔以下谷本〕「十五年九月戊戌

朔丙午、天皇遂不レ差イヘ崩于正宮。戊申、当ニ此時〔大津皇子謀反於皇太子〕。〔以上谷本〕持統紀云。元年

冬十月、〔以下谷本〕「戊辰朔己巳、皇子大津謀反發覺、速レ捕ル皇太子大津、并捕モ為二皇子大津一所註誤上。〇

庚午、賜ニ死一皇子大津於詛語田倉。〔朱〕時年二十四。妃皇女山山邊天智天皇皇女。母竊被髮徒跪奔赴。殉

焉。見者皆歔歔。皇子大津天淳中原瀛真人天皇第三子也。容止墻岸〔我亦兄大臣女常陸娘〕音辭俊朗也。為天命開別

天皇所レ愛。及レ長ナルニ弁有ニ才学。尤愛ニ文筆一。詩賦之興自ニ大津一始也。〔以上谷本〕古今和哥集叙云。

自大津皇子之初〔以下谷本〕「作ニ詩賦一、詞人才子慕レ風繼シ塵。〔以上谷本〕懷風藻序云。竜潜王〔以下谷本〕「子

翔ニ雲鶴一於風筆、〔大津皇子詩曰。天紙風筆画ニ。雲鶴、山機稻杼織葉錦。〕風蕩ノ天皇泛ニ月舟一於霧渚。〔文武天皇御製月詩云。月

舟移ニ霧渚一、楓櫂泛ニ霞浜一。亦大津皇子

伝云。皇子者淨御原帝之長子也。案謂長子者誤矣。如第二注并。状貌魁梧ニシテ。器宇峻遠。幼年ニシテ好學博覽而能屬文。及

壯愛武多力而能擊劍。性頗放蕩不拘法度、降節礼士。由是人多附託。時有新羅僧行心ト云見持統紀ト云見持解

天文卜筮、詔皇子曰。太子骨法不是人臣之相。以是久在下位、恐不全身。因進逆謀。迷此註

誤遂凶不軌。嗚呼惜哉、蘊彼良才、下以忠孝保身、近此奸賢、卒以戮辱自終。古人慎交遊

之意固以深哉。時年二十四。以上谷本川島皇子詩伝曰。以下谷本「始与天津皇子為莫逆之契。及

津謀逆、島則告變。委如第二」以上谷本磐余池般、神武紀云。夫磐余之地、旧名片居片居、此亦曰片立

伽修知。速我皇師之破虜也、大軍集而滿於其地。因改号為磐余。或曰。天皇往菅巖瓮粮、出軍西征、

是時磯城八十梟師於彼処。屯聚居之屯聚居、此果与而天皇大戰。遂為皇師所滅、故名之

曰磐余邑。履中紀云。二年十一月、作磐余池。般、史記、封禪書云。鴻漸于般漢書音義曰。般の字、

義理なきにはあらねとも、かゝるめなれ余也字用へき所にあらず。目錄に跛につくれり。是を

正とすへし。すこし似たるによりて、見あやまりて般につくれなるへし

百伝 モ、ソツク、イハレノイニテ 磐余池爾 ナクカモヲ 鳴鴨乎 ケフノミテヤ 今日耳見哉 クモカクレシム 雲隠 去牟

(精) 百伝磐余池爾——

〈百伝トハ〉五十ト書テイトヨム故ニ、五十六十等ト数ヘテ百ニ至レハ、百ニ伝ルト云意ニ、イト云詞設ケムトテ(消)百伝フト(消) オケリ。(消)第七二百伝八十之島廻トモツ、ケタリ) 第九ニハ百伝之八十之島廻

トモアレハ、今モモ、ツテノト読タラムモ違フマシ。第一二百タラヌ筏ニ作トアリシ、同シ意ナリ。(文選、劉楨カ詩云。方塘含_ム白水_ヲ、中有_ニ鳧_ト与_雁。コレ天然ノ)神功皇后紀ノ神託ニ、百伝_{ツタフタマヒテフカクノ}度会_ノ之_{サツ}拆_ル鈴_イ五十_ス鈴_ノ宮所_ニ居_ル神_云云。コレハ速ク五十鈴ニカ、ル詞カ。又川ヲ渡ルモアマタノ歩ヲ経フレハ(朱)ヘヤカテ_レ度会ニツ、ケル敷。神慮測カダシ。顯宗紀ニ天皇ノ御哥ニ、浅茅原、ヨソネヲ過、百伝、鐸_ス響_ユクモヨ、置_{オキ}目_メ来_キラシモ。是ハ置目ト云老女ヲメクミ給フ故アリ。委紀ニ見エタリ。彼老女ヲ宮ノ傍ニオカセ給ヒテ、御殿ヘモ鐸_スヲ懸_スタル繩ヲ引ワタシテ、ソレニカ、リテ參ラサセ給フ。其事ヲ詠セ給ヘハ、百伝トハ歩ノ數ノ意_朱ヘニテ_朱。(ナリ)今トハ少替レリ。哥ノ意ハ、マチカク常ニ御覽スル磐余池ノ面白キニ、鴨ナトノコ、チヨケニ多ク群テ遊フヲモ、今日ヲ限ニ見テヤ黄泉ニ赴ムカント詠セ給フナリ。(朱)時シモ十月ニテ鴨ノ鳴ヘキ程ナリ)劉公幹詩云。方塘含_ム白水_ヲ、中有_ニ鳧_ト与_雁。詩人此詩ヲ評シテ、天然ノ景趣、高手ノシワサニシテ、眺眺カ澄江淨_{シテ}如_{シテ}練_ト云句ノ及フ所ニ非スト云ヘレハ、此ヨマセ給ヘル池ノサマ、劉楨カ詩ノ景趣ナレハ、涙ヲ落_ルサセ給ヘルモコトワリナリ(ト思フニ堪スシテ)

(百タラヌ磐余ノ池ノ鳧ノ声千世ニ聞エテ何カ悲シキ)

皇子此時マタ詩ヲモ作ラセ給ヘリ。懷風藻云。五言、臨終一絶。金鳥臨_ニ西_ニ舍_ニ、鼓声_{ホス}催_ニ短_ヲ命_ヲ、泉路無_ニ賓_ニ主_ニ、此夕_ノ離_テ家_ヲ向_フ。歌ト云ヒ、詩ト云ヒ、声ヲ吞テ涙ヲ掩フニ違ナシ

(初)百つたふいはれの池に鳴かもをけふのみみてや雲かくれなん
 是は五十とかきては、いとよむゆへに、五十六七十八九十といひて、百につたふるの心なり。いと

(朱) (谷本)

いふ詞まうけんとして、百伝ふとはをくなり。もゝつての八十の嶋わともよめり。又もゝたらぬ八十隅坂とも、百たらぬ三十の槻枝ともよめり。(以下谷本)「又百たらぬ山田の道ときへよみたれば」(以上谷本)百よりうちの数をはもゝつたふとも百たらぬともよめり。神代紀下云。大己貴神曰。今我当於百不足之八十隅將隱去矣。神功皇后紀云。先日教天皇者誰」神也。願欲知其名。逮于七日(朱)夜、乃答曰。神風伊勢国之百伝度会皇之拆鈴五十鈴宮所居神、名撞賢木巖御魂天疎向津媛命焉。これらをもてみるに、もゝつたふ、もゝたらぬとも神語なり。神功皇后紀の百つたふはわたらひにつゝけるか、また下の五十鈴(谷本)宮にかゝる詞敷。神慮はかりかたし。わたらひにつゝけるかといふは、顕宗紀云。詔老嫗置目居于宮傍近処。(以下谷本)「優崇賜卹、使無乏少」是月、詔曰。老嫗伶憐羸弱不(レ)便(ニ)行(一)歩(一)。宜(ニ)張(一)繩(一)引(一)。扶(レ)而(レ)出(レ)入(一)。繩端懸(レ)鐸(一)。無勞諂者。入則鳴之。朕知(ニ)汝到(一)。於(レ)是(一)老嫗奉(レ)詔鳴(レ)鐸(一)而(レ)進(一)。天皇遙聞(ニ)鐸聲(一)、歌曰。阿佐賦簸羅、鳴贈彌鳴須擬、謀謀逗極甫、奴底喻羅俱慕与、於岐每俱羅之慕。」(以上谷本)この老嫗は御父市辺押磐皇子御「骸をおさめたる所を知て、をしへまいらせけるゆへ、かくまてめくませたまへり。もゝつたふぬてゆらくは、彼おきめかなはにすかりてつたひくるにや、ぬりてのゆらく音のきこゆるとよませたまふなり。これ(消)五十六十とはいはて、百つたふとよませたまへは、道をも水をも、百つたひてわたるといふ心にもつゝくへし。三十四より八十九も、みそよそなとこそいふを、いかて五十にかき」りていそともいへと、只いとのみおほくはよむらん。そのゆへ知らず。(在谷本)かもをけふのみみてやとは、さきの持統紀に、庚午、賜死皇子大津於詛語田舎とあれば、まちかくつね(鳴谷本)

に御覽しなれたる池のおもしろきに、かもなどの水鳥おほくむれてあそぶを、唯けふのみ見てやよみちにおもむかんとよませたまへり。文選、劉公幹雜詩云。方塘含白水、中有鳧与雁。これ天然の景趣にして「高手」のしわざなり。諷眺か澄江浄如練といへる句などの及ふ所にあらずとされたためたり。今いはれの池に鳴鳧とよませたまへる。劉(朱)か詩にひとしく聞ゆる景趣なれば、けふのみ見てやとなみ(禿)たをおとさせたまふも御ことほりなり。履中紀云。三年冬十一月丙寅朔辛未、天皇泛兩枝船于磐余市磯池、与皇妃各分乘而遊宴。膳臣余磯献酒。時桜花落于御蓋。天皇異之、則召物部長真胆連、詔之曰。是花也、非時而来。其何処之花矣。汝可求。於是長真胆連独花獲于掖上室山而献之。天皇歎其希有、即為宮名。故謂磐余稚桜宮者此之縁也。かゝれはおもしろき池なるへし。列子云。齐景公游於牛山、北臨其国城而流涕曰。美哉国乎、鬱々芊々。若何滴々、去此国而死乎。(朱)古無死(朱)寡人將去斯而之何。此時皇子また詩をも作らせたまへり。懐風藻云。大津皇子、五言、臨終一絶。金鳥臨西舍、鼓声催短命、泉路無賓主、此夕離家向。詩歌をあはせてみるに、巻をすて、千歳の涙をのこふにいとまなし

右、藤原宮朱鳥元年冬十月

(精) 右藤原宮朱鳥元年冬十月

短歌

藤原之 大宮都加倍 安礼衝哉 処女之友香 乏吉呂賀聞

右歌、作者未レ詳。

短歌

藤原の大宮仕へ生れつぐや処女がともは羨しきろかも

右の歌、作者未だ詳らかならず。

(卷一 五三)

1 万葉集古義

短歌

短字、拾穂本には反と作り

藤原之。大宮都加倍。安礼衝哉。処女之友者。乏吉呂賀聞。

大宮都加倍、(倍字を書たるは正しからず)都加聞と清例なり、(宮仕は宮女の給仕することゝ解来れども非なり)宮を造り奉をいふ古語の例なり、(今世にも貴人の為に、何にても物するを、ツカマツルと云も同じことなり)宮造を宮仕と云る例は、六卷に、田跡河之滝乎清美香從古宮仕兼多芸乃野上

爾、十三に、山辺乃五十師乃原爾内日刺大宮都可倍朝日奈須目細、毛暮日奈須、浦細、毛云々、又津礼毛
 無城上宮爾大殿乎都可倍奉、而殿隱、隱在者、十九に、天地与相左可延牟等大宮乎都可倍麻都礼婆貫久
 字礼之伎、(これら大殿乎云々、大宮乎云々、とあるにても、いよく造り奉る義なること明らけし、)
 祈年祭祝詞に、皇御孫命能瑞能御舍仕奉、氏云々、遷三奉太神宮祝詞に、廿年爾一遍比、大宮新
 仕奉、氏云々など猶多し、皆同じことなり、○安礼衝哉(哉字、類聚抄には也と作り、)は安礼衝は、
 衝は借字にて、顯齋なるべし、顯は顯露事現人神などの顯現と同意なるべし、齋とは、神功皇后紀に、
 撞賢木嚴之御魂、古事記雄略天皇条歌に、美母呂爾都久夜多麻加伎都岐阿麻斯、(齋哉玉垣齋余なり、)
 集中七卷に、三諸就三輪山、六卷に三諸著鹿背山などある都久にて、敬齋奉奉仕ることなり、さて
 朝廷に奉仕をば、顯露事につきて顯齋と云、神祇に奉仕るをば、幽事につきて忌齋とはいへるなるべ
 し、伊都久は即忌齋なり、幽事につきて忌齋と云は、神祇にはことに、禁忌を主として拜祭ゆゑにいふ
 なるべし、(神事ならでも、伊都久と云ふことのあるは、神に奉仕るに擬して敬ふをいふなるべし、)さて
 六卷長歌に、八千年爾安礼衝之乍天下所知食跡云々とあるも、百官に令顯齋乍といへるにて、同意
 なり、(然るを、此言を生繼といふ意とするは、いみじきことがとなり、生繼と云ふこと、此等の歌に謂
 なし、さて集中借字には、清濁通用たる例もあれど、二処まで衝字をかきたれば、久は清音にて、繼
 にはあらず、又本居氏は、類聚国史天長八年条、三代実録貞観十九年条などに、賀茂齋内親王を、阿礼
 乎止売と申せる、その阿礼は奉仕る意なれば、此歌の安礼衝は、奉仕りいつきまつる意なるべし、衝は

伊都久の伊を省ける言なりといへり、按に、内藏寮式賀茂祭の条に。下社上社松尾社、社別阿礼料五色帛各六足盛阿礼料、管八合云々、とある阿礼は、貫之集に、阿礼引に引つれてこそ早振賀茂の川浪立わたりけれ、とある其なるべし、又御阿礼の注連なども歌によめるは、その阿礼の帛を、注連にかくるならむ、又或書には、阿礼幡と云ものも見えたり、又本朝月令に、秦氏本系帳を引て、松尾大神御社者云々、又田口腹女秦忌寸知麻留女、始立御阿礼又高橋氏文を引て、阿礼子孫といへることも見ゆ、これらは阿礼乎止売の阿礼ときこゆ、又歌に、御阿礼山、御阿礼野など云るも、賀茂の御生祭につきていへることきこゆ、いづれもみな阿礼は、賀茂社の事に云るのみにて、ひろく他の事のうへにいへりとおぼえざれば、今の歌の安礼と同意ならむこと、おぼつかなし、しかれどもこの安礼も、顯齋の安礼と、もと同意にてもあらむか、其は未詳ならず、なほ後に考得たらむほど、又もいふべし、かくて都久は、伊都久の伊を省けりと云ことは非なり、伊は忌、都久は齋にて、もと二言を合せていへることなるをや。かくてこの藤原の新宮にして持統天皇に奉仕る官女等を、顯齋や処女が徒とはいへるなるべし、哉は高知也、天知也、天飛也など云也に同じく、のどめたる時におく助辭なり、○処女之友者（之字、拾穂抄に、異本に乃とあるよし記せり）は、官女のともがらはといふなり、○古呂賀聞、（旧本に、乏を之に、呂を召に誤れり、類聚抄によりつ）乏はうらやましきなり、うらやましきを、古言に乏きといへる例は、此下に、木人乏母、三卷に、武庫浦乎撈舩小舟粟島矣背爾見乍乏、小舟、四卷に、家二四手雖見不飽乎草枕客毛妻与有之乏在、五卷に麻都良河波多麻斯麻能宇良爾和可都由流伊

毛良遠美良牟比等能母斯佐、六卷に、鳥隱、吾擄來者之、羆倭、刃上、真熊野之船、また、朝波海辺爾安在里為暮去者倭、部越、雁四乏、母、七卷に、足柄乃管根飛超行鶴乃、乏、見者日本之所念、また、妹爾恋余越去者勢能山之妹爾不恋而有之乏、左、又吾妹子爾吾恋行者之、雲並、居鴨妹与勢能山、八卷に、吉名張乃猪養、山爾伏鹿之婦呼音平聞之登聞思佐、十卷に、久方之天、漢原丹奴延鳥之裏歎座津、乏、諸手丹、十五に、由布豆久欲可気多知与里安比安麻能我波許眞布奈妣等乎見流我等母之佐、十七に、夜麻扶积能之氣美登毗久久黧、能許惠乎聞良牟伎美波登母之毛、また伊未太見奴比等爾母都氣牟於登能未毛名能未母伎吉底登母之夫流我禰、廿卷に、佐伎母利爾由久波多我世登刀布比登乎美流我登母之佐毛乃母比毛世受、などあり、是なり、呂は助辭なり、古語に例多し、(呂迦母と云る例を云は、三卷に、悲、呂可聞、五卷に多布刀伎呂可舞古事記仁德天皇条に淤富伎美呂迦母、又他賀多泥呂迦母、雄略天皇条に、登母志伎呂加母、書紀仁德天皇、卷に、箇辞古着呂箇茂などあり、)賀聞は歎息の字なり、(賀字を書くは正しからず、清て唱ふべきこと論なし、)○歌、意藤原大宮殿新造奉りて、さて躑躅斎仕奉る宮女のともがらのうらやましきことかな、女の身ならば、さばかりめでたき大宮の内に、朝暮親くなれ仕奉るべきに、さることの叶はねば、猶あかずおもはるゝことゝなり、持統天皇は、女帝にておはしまし、かば、ことにみや女のたぐひは、親くつかへまつりしこともふべし、(此歌を岡部氏考に、右の長歌の反歌ならずとして、右に短歌とあるをも削去て、さて云、是は別に端詞の有しが落たるか、又は乱れたる一本に、短歌と有しを以て、この歌をみだりに、こゝに引付たるにも有べし、といへるはいかにそや、思ふに、

こは右の長歌は御井歌なるを、この短歌には御井の事をよまざれば、別歌とおもへるなるべし、端に御井歌と題るは、一首の大抵によりて、後にかけるものにこそあれ、主とはこの藤原大宮処の、世に勝れたる地なるよしを賛奉り祝奉りて、さてその反歌に、かゝるめでたき大宮の内に、親くなれ仕奉る宮女のともがらをさへ、うらやみたる趣なれば、いかで右の反歌にあらずとはいはむ、おほかたに考ふべからず、読者よくおもひ見よ

右歌。作者未詳。

2 万葉代匠記

短歌

藤原之 大宮都加倍 安礼衝哉 処女之友者 之吉召賀聞

(精) 藤原ノ大宮ヅカヘアレセムヤヲトメカ友ハシキリメスカモ

〔朱〕 処女之友者 幽齋本云、ヲトメノトモハ

安礼衝哉ヲアレツゲヤトヨムヘキカ。第四ニ神代従、生継来者〔云々〕第六ニ八千年爾、安礼衝之乍

〔云々〕アレハ生ル、也。〔衝〕ハ継〔ツグ〕ハ継〔朱〕ニ倍テカケリ。富士ニ第七ニハ伏ヲ借テカケルニ例スヘシ

シ〔消〕ノ心也。ツケヤハ下知ニアラス。アレツカムヤ也。前ニアハムトオモヘヤト云所ニ釈セリ。ヲトメカ友ハ、トモカラ也。後ニシツヲノトモマ斯拉ヲノトモト有ニ意同シ。之吉召賀聞、吉ト書テキリト

ヨメル事、此集ニ例ナシ。シキトノミ云モ頻リナレハ、シキメサムカモトヨムヘシ。哥ノ心ハ二（義）
有ヘシ。一ノ心ハ子孫生レツ、キテ藤原ノ大宮ツカヘヲセヨヤ、吾モ男子ナレハコソ此幸ノ供ニモ参リ
タレ、処女カ友カラハシキリニ召レムカ、（遣）召（サ）ルマシキト云ナリ。一説ハ上ノ句ハ初ノ如シ。下
句ハ天子女帝ニテマシマセハ、生ツカン処女ハシキリニ召給ンカト云心也。此哥御井ノ反歌トハ見え
ス。サレトモ其由ヲモ注セサレハ不審ナリ。重テ考ヘシ（遣）（処女之友者阿野本云、ヲ）

（初）藤原のおほみやつかへ安礼衝哉

安礼衝哉を、あれせむやとある点は、あやまれり。衝は突なれとも、継の字にかりて用たり。雉を岸に
かりて用るに准して知へし。あれは、むまるゝなり。つけやは下知にはあらず。さきに、あはむとおも
へやといふ所に、尺せるかことし。あれつがんやなり。第四、岳本天皇御製には、神代より、あれつき
くれは、人さには、国にはみちてとよませたまへり。第六には、やちとせに、安礼衝しつゝと、今のこ
とくかきて、あれつきしつゝとよめり。をとめかともは、ともからなり。しきりめすかも、之吉とかけ
るを、しきりとよめり。此集に吉の字きりとよめる例なし。しきとのみいふも、しきりなれば、しきめ
さんかもとよむへし。哥の心は、所からも、都に相応したる地なれば、いく久しく、おさめましますへ
し。我子孫に、宮仕にたへたる男女の、あひつきてむまれつかんや。あはれむまれつゝきて、つかへた
てまつりて、御まもりともならせはや。（子）ますらをならぬをとめがともからは、むまれつきたるとも、御
まもりともなるましければ、しきりにめしてつかはせ給ふ事もあらしとよめる歟。いかさまにも、此哥（り）

は、御井をよめる反哥には、もとよりかなはしとそみゆる

右歌作者未詳

藤原 古郷之 秋芽子者 開而落去寸 君待不得而

藤原の古りにし郷の秋萩は咲きて散りにき君待ちかねて

(卷十 二二八九)

1 万葉集古義

藤原。古郷之。秋芽子者。開而落去寸。君待不得而。

歌意は、咲たる間に、よも一度は見に來座べしとて、君を待待て、芽子が自散ずありしに、心づよくつひに來まさざりしかば、せむ方なく、藤原故郷の芽子は散失にけりと、実は吾が待しことを花に負せて、花が自ら待しさまにいへること面白し、契沖、これは元明天皇和銅三年に、藤原宮より奈良へうつらせ給ひて後、猶かの藤原にのこり居ける人の、奈良なる人へよみておくれるなるべし、藤原は高市郡なり、といへり

2 万葉代匠記

藤原フヂハラノ 古郷之フリニシヤトノ 秋芽子者アキハキハ 開而落去寸サキテオリニキ 君待不得而キミマデカネテ

(精) 藤原古郷之

此八都ヲ寧楽ヘ遷サレテ後ノ哥ナルヘシ

(初) ふちはらのふりにしさとこれは元明天皇和銅三年に、藤原宮より、奈良宮へうつらせたまひて

後、猶かの藤原にのこり居たる人の、奈良なる人へよみておくれるなるへし。(ナレニ手本) 藤原は高市郡に在

(付三手本)

香具山

高市岡本宮御宇天皇代息長足日広額天皇

天皇登ニ香具山ニ望国之時御製歌

山常庭 村山有等 取与呂布 天乃香具山 騰立 国見乎為者 国原波 煙立竜 海原波

加万目立多都 怜何国曾 蜻嶋 八間跡能国者

たけらのをかみとのみや
高市岡本宮に天の下知らしめしし天皇の代息長足日広額天皇

天皇、香具山に登りて望国したまふ時の御製歌

大和には 群山あれど とりよるふ 天の香具山 登り立ち 国見をすれば 国原は 煙立ち立つ 海

原は 鷗立ち立つ うまし国ぞ 蜻蛉島 大和の国は

(卷一一)

1 万葉集古義

高市崗本宮御宇天皇代

高市崗本宮、(崗字、拾穗本類聚抄又袋冊子に引るにも岡とあり、○和名抄に、岡丘也、正作崗、)高市は和名抄に、大和国高知郡(多介知)とあり、崗本は飛鳥にあり、書紀舒明天皇卷に、息長足日広額天皇、淳中倉太珠敷天皇孫、彦人大兄皇子之子也、母曰糠手姫皇女云々、元年春正月癸卯朔丙午、云々、即日即天皇位、二年冬十月壬辰朔癸卯、天皇遷於飛鳥岡傍是謂岡本宮、十三年冬十月己丑朔丁酉、天皇崩于百濟宮とあり、この天皇御陵は、大和国城上郡にあり、書紀皇極天皇卷に、元年十月壬午朔壬寅、葬息長足日広額天皇于滑谷崗、二年九月丁丑朔壬午、葬息長足日広額天皇于押坂陵と見ゆ、諸陵式に、押坂内陵、(高市崗本宮御宇舒明天皇在二大和国城上郡一、兆域东西九町南北六町陵戸三烟)忍坂村の上において、後に段々塚といふ、高十七間廻百三十六間ありと云り、○天皇代の

下に、息長足日広額天皇とある本どもは、後人のしわざなること既に云る如し、(拾穂本には、天皇謠曰ニ舒明天皇一と云注もあり、)

天皇登ニ香具山一望國之時御製歌

香具山は、延喜式神名帳に、大和国十市郡天香山坐云々、書紀神武天皇卷に、香山此云ニ介遇夜磨ことあり、山の南の麓に今香山村と云ありて、土人は山をも村をも具を清て呼ふといへり

山常庭。村山有等。取与呂布。天乃香具山。騰立。国見乎為者。国原波。烟立竜。海原波。加万目立多都。何怜国曾。蜻島。八間跡能国者。

山常庭は、山常は借字にて大和国なり、庭は爾波の借字、爾波とは他の国にむかへていふ詞なり、○村山有等は、群りたる数々の山は有どもと詔ふなり、等は雖なり、(大和国には群山あり、雖然の意なり、有等をアリトと訓て、有との意とするはわるし)、三卷に、鶉之鳴東国爾高山者左波爾雖有朋神之貴山乃云々(下に引)とある、雖有に意同じ、○取与呂布、(与字、類聚抄には輿と作り、)取はいひおこす詞とて、打撫、搔撫などいふ打搔に同じ、そは手して物することに、多くはそへていふ詞なり、今も山の形容の全備たるを、手して物したることに見なし給ひて、詔へるなるべし、与呂布は此山の形の具足へるを称賜ふなり、形のととのふとは、峯谷石木にいたるまで、なに一あかぬところなく、たらひて具足たるをいふなるべし、下に青香山とあるも、草木のうるはしく生しげりて、山の形の

宜しきよりいへるなるべし、与呂布ヨロフといふ詞は、書紀齊明天皇卷に、弓矢二具ユツヤヒニツグ、また源氏物語梅枝に、まだかゝぬ双紙フタシどもつくりくはへ、標紙ヒラシ紐ヌなどいみじうせさせ給ふ云々、みづから一与呂比トヨロヒは書べし、若菜に、螺鈿シロヂの御厨子ミツクシ二与呂比トヨロヒ云々、置物の御厨子ミツクシ二与呂比トヨロヒ云々、したむの筥ツクリ一与呂比トヨロヒ、東屋トヨロヒに、たかきたなづしト一与呂比トヨロヒ、蜻蛉トヨロヒに、くしの匣ツクリ一与呂比トヨロヒ、衣匣ツクリ一与呂比トヨロヒ、紫式部日記にも御屏風ミツクリ一与呂比トヨロヒ、しろきみづしト一与呂比トヨロヒ、大なる厨子ミツクシ一与呂比トヨロヒ、手匣ツクリ一与呂比トヨロヒ、はこ一与呂比トヨロヒ、枕冊子ツクリに、三尺の御几帳ミツクリ一与呂比トヨロヒ、うつば物語トヨロヒに、からひつト一与呂比トヨロヒ、落窪物語トヨロヒに、ころも筥ツクリ一与呂比トヨロヒ、枕冊子ツクリに、三尺の御几帳ミツクリ一与呂比トヨロヒ、吉物語トヨロヒなどにも見えたれど、わづらはしければ引ず、且鍛ツクリてふも、与呂布ヨロフは具足ツクリ、へる謂イハレの詞なるを、体言イハレになして名づけたるをも考合ハスべし、(契沖ツクリ、俗語イハレに鍛ツクリを具足ツクリといふも、小手すねあてまで、取備ツクリて着るものなればいふにやと云り、即ツクリその意なり、)○天乃香具山ツクリは、アメノカグヤマと訓べし、(アマノと云は後なり、)古事記中卷倭建命御歌ツクリに、比佐迦多能阿米能迦具夜麻ヒサカガタノアマメノカグヤマとあり、(天を阿米アマメといひ、天麻アマメと云、天麻都アマメツといふことおのれ考あり、)そもく此山ツクリは、もと天上アマメにありし故、天之香山ツクリといひけるを、此国土ツクリに天降ツクリて後も、なほもとの存マに天之香山ツクリとは称イヒけるなり、さてその天上アマメよりあまくだりしと云は、集中ツクリにも天降ツクリ付天之芳来山ツクリなどよみたるうへ、正しくは伊予国風土記ツクリに、伊予郡自那家ツクリ以東北ツクリ在天山ツクリ、所ル名天山ツクリ、由者、倭ツクリ在天加具山ツクリ自天降時ツクリ、二分而以三片端ツクリ者天降於倭国ツクリ、以三片端ツクリ者天降於此土ツクリ、因謂天山ツクリ、也と見えたり、(仙覚註ツクリには、阿波国風土記ツクリにありと此事ツクリをいへり、)かくてこの迦具山の天降ツクリしなど云類は、いかにぞや思ふ人もあらむ、そは古学ツクリの非熟ツクリうへのさだにて、さ

とすに足ざれば今ことさらにいはず、(岡部氏考に、天上の迦具山に擬へて崇み賜ふ故に天乃迦具山とも云といへるこそいと意得ね、そは天上のと国土のと、迦具山の二あるごとおもひしにや、中々に人のまじふわざぞかし)○騰立云々、下持統天皇吉野に幸し給へる時、人麿のよめる歌にも、上立国見乎為波とあり、○国見乎為者は、高き処に登りまして、国のありさまを看察賜ふよしなり、神武天皇紀に、陟ニ彼菟田高倉山之巔ニ瞻ニ望ニ域中云々、また因登ニ腋上ニ瞰間丘、一而廻ニ望ニ国状ニ曰、云々(下に引)などあるや、天皇の国見し賜ふことの、物に見えたるはじめと申べからむ、(即瞰間丘を国見山ともいへり、今本馬村といふ処の南にありて、本馬は即瞰間の転れるなり)凡国見は国状の勝れる劣れる、また国民の盛なると衰とを、天皇の見そなはし給ふを主として、また意をはるかしやるがために、高き処に上りて、常人もすることなり、三巻登ニ筑波岳、丹比真人国人作歌に、朋神之貴山乃儕立乃見泉石山跡神代從人之言嗣国見為筑羽乃山矣云々、十巻に、雨間開而国見毛将為乎故郷之花橘者散家牟可聞などあれば、つね人もせしことおもふべし、さて神武天皇紀に、擊三八十梟帥於国見丘(大和国なり)と見え、今も諸国に、遠く見はるかさるゝ山を国見といふは、みなその国見する処なる故にいへるなるべし、○国原者、国は大小にかゝはらず、凡て人の境をたてゝ往処をいふ称なり、原は其群り多きをいふ称なり、国原とは其人の往処の群り多きを云り、海原、天原、野原、河原、松原、葦原、草原などの原と同じ、(松原とは松の群り多き地を云、葦原とは葦の群り多き地を云に准ふべし、後世奴原、法師原などいふ原も、其一人をいふことならねば同言なり、しかるを原字になづみて、たひらか

にひろき処をいふ称とのみ思ふはひがことなり、字彙に、説文高平、曰原、人所登也、李巡曰、土地寛博、而平正、名之曰原、即今所謂曠野也、と見えて、古言に波良といふとは異りたれど、其物の群り多き地は、おしなべて平らかに見なざるより原字は填たるなり、ゆめ字に泥みて言の源を混ることなかれ、さて原は清て唱ふべし、(濁るは非なり)下に、伊奈美国波良とあり、はその証なり、○煙、立竜、(竜字、旧本に籠と作るはわるけれど、タツと訓たるはなほ古を存せるなり、今は古写本拾穂本類聚抄等に從つ、略解に籠とあるを用ひて、コメと訓たれども、コムにはいつも隠字をかきて、籠字をコムと訓ること、古書等に凡て例なきうへ、詞つき後世めきてきこゆるをや)煙は旧本にケプリと訓るよろし、岡部氏考に、ケムリとよめるは同じやうのことながら非し、和名抄に、四声字苑云、烟火焼ニ艸木ニ黒氣也、和名介布利、字鏡に、孺孺同介夫利、元慶六年書紀竟宴歌に、氣不利奈岐也度遠女玖美之とよめり、名義ケは氣、プリは荒振、和振などの振と同言にて、その形容をいふ詞なり、(さてこのケプリは火氣をいへど、古は何にても氣の立のぼるをいへり、十三に、煙立春日暮とあるも、霞のこと、聞えたるをや、又源氏物語若紫に、後の山に立出て京の方を見賜ふ、遙に霞わたりて、四方の梢そこはかと無うけぶり渡れるほど、画に能も似たる哉、柏木に、御前の木立いたうけぶりて、花は時を忘れぬけしきなるをながめつゝ云々、などあるけふるも、霞みたる景をいへるを思ふべし、こはこゝにはでもあるべけれど、一偏になづめる、後世の耳をおどろかしおくのみなり)立竜は、(竜は借字にて立に立の意にて、立ことの絶ざるをいふ、古語に、神集集神議々を、神集爾集神議爾議とも云る

にて意得べし、七卷に、雖追雖追、十卷に、声伊統伊繼、二十に、余曾比余曾比豆なども云り、さてこゝは人家のかまどにたつ烟の、にぎはゞしきを御覽して詔はせたるなるべし、書紀竟宴に、仁徳天皇を得て、時平大臣の、たかどのにのぼりて見ればあめのしたよもにけぶりていまざとみぬる、とよみ給へるは、今の大御歌をまねばれたるなるべし、(かくよみ給ふは、仁徳天皇紀に、四年春二月己未朔甲子、詔群臣曰、朕登三高台以遠望之、烟氣不起於域中、以爲百姓既貧而、家無炊者云々、七年夏四月辛未朔、天皇居三台上而遠望之、烟氣多起、是日語三皇后曰、朕既富矣、豈有愁乎、とあるをのたまへるなり、)さて今の大御歌、烟氣のにぎはゞしきを見そなはして、国民の富豊なるをしらしめして深くよるこび給へるさま、御詞のうへにいちじるし、○海原、集中仮字には、宇奈波良とあるによりて波を清て訓べし、奈は之に通ふ詞にて海之原なり、即二十卷には、伊蘇爾布理宇乃波良和多流ともよめり、さてこの海原とさすものは、香山の禁壇安の池をいへり、古は凡て潮にも水にも海と云り、(契沖は、かの山のいたゞきよりは、難波の方まで見ゆるにやといへり、香具山の峯より、難波の海の見ゆることもあるかしらねど、なほこゝにいへるは壇安の池なり、)三卷狛路池にて人麻呂の、皇者袖爾之坐者真木之立荒山中爾海成可聞、同卷不尽山の歌に、石花海跡名付而有毛彼山之堤有海曾、と云るなども水を海といへるなり、(土佐国長岡郡池村の池を、土人は海と云り、)かく水池などを海とよめること、古歌にまゝあれば、ことさらに池を海に見なして、作ませりといふはあらぬことなり、(又略解に、三卷香山歌に、池浪颯奥辺波云々とあるを引たれども、彼歌に奥といへるは、池の奥をい

へるにて、こゝにあづからず、詳しくは彼巻に云べし。○加万目立多都、(目字、拾穗本に月とあるは
 わろし) 加万目は鳥名なり、凡て鳥獸艸木魚虫の類は、別につみ出で注して、見る人にたよりよから
 しむ、委しきことは別に付る巻を考べし、さて此鳥古は加万米といひしを、今京の比よりぞ加毛米とは
 いひけむ、(土左日記に、今しかもめむれるてあそぶ所あり云々、とあるを思ふべし、又三巻に、鴨妻
 喚とあるを、カモメヨバヒとよみたれども非にて、かれはカモツマヨバヒとよむなるよし、彼処に云
 べし、まがふべからず) 立多都は上に同じ、ゆきかよふ舟のひまなければ、かもめもしづかに居るほど
 なくて、しばくたつなりと契沖が云る、さも有べし、三巻鴨君足人香具山歌に、天降付天之芳来山云
 々 松風爾池浪立而云々 奥辺波鴨妻喚 辺津方爾味村左和伎百磯城之大宮人乃退出而遊 船爾波梶棹毛無
 而不樂毛己具人奈四二、その反歌に、人不傍有雲知之潜 為鸞与高部共船上住、これ埴安の池にて、そ
 のかみ盛なりし世には船のゆきかひしげく、又水鳥の集居処なりしをもしるべし、○何怜国曾、何怜は
 旧本下上に誤れるを、例に据て改つ、宇麻志は後世はたゞ食物の味にのみつきていへど、古は然のみな
 らず、心にも耳にも目にも口にも、美きをば皆贅ていへり、さて何怜をウマシと訓は、書紀神代巻に、
 可怜小汀と書る注に、可怜此云三于麻師とも、また可怜御路、可怜国などもあり、但し可怜とあるは、
 字書に、憐俗作怜愛也と見れば、可愛とかきて、エとよめると同じ類なれば論もなし、何怜の字は集
 中に、ウマシ又タスシ又アハレ又オモシロシなど訓べき所にあまた用ひ、書紀仁賢天皇巻に、吾夫何
 怜、新撰字鏡に、憇何怜也、於毛志呂志などあれども、凡て字書どもに何字あることなし、(されば本

居氏も、何は皇国にて、ト扁ヒラを加たるにて、書紀に可マ怜シと書るぞ正マサ字ジなるべき、といへるよし略解に見えたるも、一トわたりはさることトきこゆれども、昔より扁ヒラを略ワシし例レイこそ多けれ、扁ヒラを加たることをさくなければ、猶ナ従ツひがたし、こは漢籍遊仙窟カンシキユゼンクツに、何ナニ一ヒト怜嬌レンキョウ裏面可愛語ウラオモイコト中声ナカナゲと見えたる字モジなりけり、彼書はいと古より皇朝に渡ワ来て、人皆読ミもてあそびしと見えれば、此方の書に何怜レンと見るかぎりは、みな彼書によれるものなりけり、さて曾ソノの御辞ミコトコトに力チカラあり、この御辞ミコトコトに心を付て聞キべし、此大和国を、此レまでは、かばかりよき国ともおもはざりしを、今此香具山に登ノりて、尤モト怜レン国なるぞと詔ミコトコトへるなり、大和国のよろづの国にすぐれたることはいふもさらなれど、神武天皇紀に、この国のことを、抑マ又ク聞キ、ニ於ニ塩シホ土ツチ老ノ翁ニ曰ク、東有ニ美ミ地チ青ニ山ニ四ニ周ニ云ク々々、古事記倭建命御歌に、夜麻登波久爾能麻本呂婆多々那豆久阿袁加岐夜麻基母礼流夜麻登志宇流波斯、(書紀にも見ゆ)などあるをも思合ヒべし、○蜻島は、書紀に、神武天皇三十有一年夏四月乙酉朔、皇興巡幸因登三腋上ミ曠間丘ニ、而廻望国状曰、妍哉乎、クニ之ノ獲ユ矣ト、雖モ内木綿之真マ迮サ国ニ、猶モ蜻蛉之臂ヒ咄ト焉ト、由是始有秋津洲之号也、と見えたるより起れる名にて、大和国葛上郡にある地なりしが、孝安天皇の此処に、百余年久しく宮敷坐マりしより、蜻島倭とつづけていひならへり、猶本居氏国号考ニに甚詳しきを併考セべし、さてこの二句は、もと何怜国曾の上にあるべきを、かく倒置オキカヘてのたまへるは古語の常なり、○八間跡能国者、かくのたまふにふかくよろこばせ賜タマひて、御歎息ミナガキし賜タマふ御意あらはれたり、○大御歌意は、大和国には、あまたの山々群ムりておほくあるが中にも、峯谷石木にいたるまでよろづたりとゞのひて、あかずおもしろき香具山に登りて

国内を見わたすに、里のみならず水上までもにぎはひて、さてく大和国は、あるが中にも何怜国にてあるぞと詔へるにて、ふかくよるこばせ賜なり

2 万葉代匠記

高市岡本宮御宇天皇代 息長足日広額天皇

(精) 高市岡本宮御宇天皇代 息長足日広額天皇

天皇ハ第三十五代舒明帝也。敏達天皇ノ御孫、彦人大兄皇子ノ御子ナリ。初ハ田村皇子ト申キ日本紀曰。二年冬十月、天皇遷ニ於飛鳥岡傍。是謂ニ岡本宮。高市ハ和州ノ郡ノ名也。延喜式祝詞ノ中ニ多ク見エタル、六郡ノ随一也。神代卷曰。故会ニ八十萬神於天高市ニ而問之。纂疏曰。一云大和国高市郡是也。今高市神社在焉。岡本宮ハ帝王編年云。島東岡本地也。玉林抄云。岡本宮橋寺東逝廻岡則今岡寺地也

(初) 高市岡本宮御宇天皇代 息長足日広額天皇

第三十五代、舒明天皇なり。初は田村皇子と申奉き。敏達天皇の御孫、彦人大兄皇子の御子、天智天皇の御父なり。御母は糠手姫皇女と申。在位十三年、冬十月九日崩。日本紀にいはいはく。或本云。呼ニ広額天皇ニ為ニ高市天皇ニ也。又云。二月冬十月壬辰朔癸卯、均皇遷ニ於飛鳥岡傍。是謂ニ岡本宮。高市は和州十五郡の中に、別して名高き郡六郡あり。その随一なり。延喜式第八、祝詞の中におほく見えたり。日

(六三手本)

府(三手本ナシ)

本紀神代上云。故會三十八万神於天高市而問之。纂疏曰。一云大和国高市郡是也。今高市神社在焉。

天皇登三香具山二望レ国之時御製歌

山常庭 村山有等 取与呂布 天乃香具山 騰立 国見乎為者 国原波 煙立籠 海原波 加万
目立多都 怜何国曾 蜻島 八間跡能国者

(精) 天皇登三香具山二望レ国之時御製歌

ヤマトニハムラヤマアレト——

〔有等八雲〕立籠(采)八雲御抄、タチコメ仙覽(采)抄〔漕(点)〕(漕(点抄亦)如今(采)点)疑(采)彼

村山ハ〔群〕(漕)レル山也。〔漕〕(漕)トリヨロフハ神武紀曰。抑又聞於塩土老翁。曰。東有美地。青山

四周。是〔大〕和国ヲ云ヘリ。景行紀ノ思邦御歌ニ、ヤマトハ、国〔ノ〕マホラマ、タ、ナツク、ア

ヲカキ山、コモレルト云々。トリヨロフハ齊明紀、弓矢二具トイヒ、源氏「物語ニ屏風一ヨロヒト云

リ。俗語ニ鎧ヲ具足ト云モ、物ノ具リタルヲ云カ。然レハ、大和ニハ山多ケレトモ、中ニモ香具山ハ、

嶺「谷草」木トモニ面白ソナハレル山トホメテノタマヘルカ。又ハ下ニ青カク山トヨメレハ、今モ艸木ノ

ウルハシク生茂リテ山ヲ取ヨソヘル心カ。ロトソト同韻ニテ通セリ。香具山〔ハ〕神代紀曰。亦以三

香山之真坂樹為レ鬢。(采)消シ朱「カクヘシ」〔又云其天火明〕命兒天香山是尾張連等遠祖也。积日本紀曰。伊予国風土記曰。伊予郡自二郡一家二以東北有三天山。所レ名三天山二由者、倭有三天加具山。自天降時分

而以片^{チカ}端^{ハシ}者^ハ天^ニ降^ル於^テ倭^ノ国^ニ。以^チ片^チ端^{ハシ}者^ハ天^ニ降^ル於^テ此^ノ土^ニ。因^テ謂^フ天^ノ山^ト本^{ナレハ}也^{ナリ}。^(宋)〈ヨ〉レニ^(通)ヨリテイヘハ^(天)降^ルテモ只ナラヌ山ナリ。下^ニ天^ノ智^ノ天^ノ皇^ノヨマセ給^{ヘル}三^ノ山^ノ御^ノ哥^ヲモ思^ヘ合^スヘシ。カク山トモカコ山トモ呼^レ来^レリ。下^ノ字、共^ニ或^ハ清^クテヨミ、或^ハ濁^クレリ。国^ノ見、神^ノ武^ノ紀^ニ国^ノ見^岡ト云^所アリ。此下^ノ人^ノ麿^ノ歌、第三^ノ筑^ノ波^ノ山^ノ歌、共^ニ国^ノ見^ノ詞^{アリ}。是^ニヨレハ、高^キヘニ^(宋)登^リテ眺^ミ望^スルヲ云^也。又^(宋)第十二^(マヤ)両^ノ間^{アケ}テ国^ノ見^モセムヲトヨメリ^(通)。国^ノ原、原^ノ字^ハ爾^ニ雅^ニ平^曰原^ト积^シテ^(宋)原^野ノ心^ナカ^ラ国^ノ広^キ所^ヲ云^也。^(通)前^(宋)ヘニ引^ルル^(通)。国^ノマ^ホラトヨマセ給^モホトハト音^通シテ国^ノ真^ハ原^{ナリ}唐^ニ中^ノ原^ト云^也、此^ニ天^ノ原^海原^ナト云^類也。和^州ニハ海^ナキヲ、カクヨマセ給^フハ、彼^山ヨリ難^波ノ方^ナトノ見^ユルニヤ。又^只サルヘキ事^ヲ興^ニヨマセタマヘル歟。怜^何ヘハ^(宋)古^語拾^遺云^也。当^ニ此^時上^天初^ノ晴^衆俱^ニ相^ニ見^面皆^明白^也。伸^レ手^ノ歌^舞相^ニ共^ニ称^レ曰^ニ阿^波礼^言天^阿那^於茂^志呂^古語^事之^甚切^皆称^ニ何^怜ヲ^(マ)此^集ニアハレトモ^(宋)ヘカナシトモ^(宋)ヨメリ^(宋)日本^紀ニハウマシトモヨメリ^(宋)蜻^島ハモトハ和^州ノ別^名。神^武紀^ニ見^エ、又^雄略^紀ノ御^製ニ見^エタリ。委^ハ別^ニ积^ス。カマメハ鷗^也。マトモト音^通ス。此^歌初^二句^ハ総^シテ和^州ニ山^多キ事^ヲ述^給ヒ、次^二句^ハ、別^而香^具山^ヲホメ、次^二句^ハ国^見シ給^フヨシヲ述[、]次^四句^ハ太平^ニ見^ユルヲ悦^ヒ思^召ヨシヲ述[、]末^ノ三^句ハ和^州ノ上^域ナル事^ヲ述^テ結^シ給^ヘリ。按^ニ古^事紀^ニ仁^德天^皇ノ段^ニ云^ク。於^是天^皇登^高山[、]見^四方^之国^詔之^{。於}国^中烟^不發^云々。後^見国^中、於^国滿^烟故^為人^民富[、]今^科課^役、是^以百^姓之^業不^苦役^使トイ^ヘリ。今^煙タチ^タツ^ノ二^句ハ^(宋)仁^德帝^ノ煙^氣ノ多^クタツ^ヲ見^テ彼^(宋)民^ノ竈^ハ賑^ヒニケ^リノ御^製ノ面^影アリ。国民^ノ豊^{ナル}ヲ悦^ヒ思^召ス事[、]言^(宋)

ノ外ニ浮ヘリ。(采)又按スルニ、烟立タツハ、八雲御抄并校本ニ從(采)《ヒ且ハ当本ノ字ニ任》テタチコメトヨムヘキ歟。カマメ立タツハ禽獸マテモ所ヲ得ル意ナルヘシ。此御哥八雲(御抄)ニヨキ長歌ノ例ニ出シ給ヘリ

(初) 天皇登三香具山望國之時御製歌

ヤマトニハ、ムラヤアレト、トリヨロフ、アマノカケヤマ、ノホリタケ、クニミヲスレハ、クニハラバ、ケワリタチコメ、ウツハラハ、カマメメタケ
山常庭、村山有等、取与呂布、天乃香具山、騰立、国見乎為者、国原波、煙立籠、海原波、如万目立
多都。怜何、国曾句蜻島、八間跡能国者
アハレナル此集有此反(三手本ナシ)

(以下傍書) 八結句八間跡、下釈為本朝摠称。後按、猶是一州別号邪。神代紀曰。迺生大日本豊秋津洲。纂疏曰。秋津洲割分為四十三国。今五畿内東山之八国東海之十五国山陽之八国山陰之七国南海之紀伊北陸之若狹等也。(以上) 此

御歌初二句は、惣して和州に山おほきことをのたまひ、次二句は別してかく山をほめ、次二句は国見したまふよしをのへ、次四句は太平にみゆるを、よろこひおほしめすよしをのへ、末の三句は、本朝の上城

なることをのへて結したまへり。むら山は群山なり。唐謝颯か白賦にも睨入三梁王之苑雪滿群山とい(見三手本)

へり。神武紀にいはいはく。抑又聞ハタ於塩土老翁レク曰。東有美地ヨキクニ。青山四囲ニレリ。これやまとの国をいへり。景行紀の思ウシシノテ邦歌の中にも、やまとは、くにのまほらま、たくなつく、あをかき山、こもれるとよませたまへるは、筑紫にて、和州のかたをなかめやらせたまひてなり。取よろふは、取よそふなり。軍にきる

鎧も、身をよそひて、かこむ物なれば、よろふといふ用の詞を、体にいひなして、名つくるなり。うた

ひ、まひ、つかひのことし。和名集にいはいはく。唐韻云。鎧外蓋反。和甲也。釈名云。甲者似物之有鱗名与路比

甲一也。うをのうろこあり、貝の甲あるに似たれば、甲といふかごとく、村山の取つゝめるかく山なり。又齊明紀に、弓矢二具とかきて、ふたよろひとよめり。源氏物語に、屏風ひとよろひといへるも、二帖を一具といへるなり。これは、具足したる義なれば、峯谷岩木にいたるまで、そなはりて、円満したる山とはめたまふ歟。日本紀に、兵器をものゝくとよみ、俗語によるひを具足といふも、小手すねあてまで、取そなへてきる物なれはいふにや。また村山有跡を、むら山あれとゝもよみ、むらありとゝもよむ(山脱カ)へければ、むら山の有てさはれば、中にも高きあまのかく山のいたゝきより、見はるかし給ふとにや。そのゆへは、下に遠く海上までも、なかめやらせたまふよしなればなり。かく心うる時は、とりよろふは、村山のかこむにはあらで、此巻下に至りて、青かく山ともよめるかごとく、草木のうるはしくおひしけりて、山を取よそふ心なり。又その山ともの、取つゝめるかく山のみねにのほりて、国見したまふといはむも通すへし。のほりたち、国見をすればとは、下に至りて、持統天皇、よしのへみゆきし給ふ時、人まろの歌にも、此二句あり。天子は巡狩といふ事をさへして、(三手本)国々の様を見給ふことなれば、国見は国の盛衰、民の哀楽を、うかゝひしろしめすに、尤要なり。神武紀には、国見岳といへる所の名も、和州に見えたり。今も山々に、遠く見はるかさるゝところを、国見といふめり。第三巻に、筑波山にのほりて国見せる事をよめれば、諸臣よりつねの人にもいふへし。くにはらは、煙立こめとは、高平曰、原と、毛詩の伝にもいひて、此国にも、ひろくとしたるところを、原といへば、国はらといひ、天原、海原などいふなり。さきの、景行天皇のくにのまはらまとよませたまへるも、国の真原といふ事

にて、今とおなし。ほととは、五音通し、下のまは昔よく物につけたることはなり。やつこらまなといへるかとし。此二句は、高津宮の御宇の心ちす。日本紀第十一、仁徳紀云。四年春二月己未朔甲子、詔群臣曰。朕登高台以遠望之烟氣不起於城。以為百姓既貧而家無炊者。○三月己丑朔己酉詔曰。自今之後至三載悉除課役息百姓之苦。○七年夏四月辛未朔天皇居台上而遠望之。烟氣多起。是日語皇后曰。朕既富矣。豈有愁乎。また御製のうたにはく。たかきやにのほりてみればけふりたつ民のかまとはにきはひにけり。今の御うた、けふりたちこめとあれは、民を愛子のことくおほしめす、みかとの御よろこひ、御ことのはのうへにうかへり。うなはらは、かまめたちたつとは、かまめはかもめなり。まとも五音相通なり。かの山のいたゞきよりは、なにはのかたまでみゆるにや。さらても興によみたまへるか。延喜式の祝詞に、舟の上は、さほかちほさすといへるかことく、のほりくたりに、ゆきかふ舟のひまなければ、かもめもしつかにゐるほとなくて、しけくたつなり。おもしろき、くにそ句、あきつしま、やまとの國は。おもしろきとは、古語拾遺云。当此之時上天初晴、衆俱相見面皆明白。伸手歌舞相共称曰阿波礼言天阿那於茂志呂阿那古語事之甚切皆称。怜何を此集にあはれともよめり。結句のやまとは摠名なり。此御製は、今さへ見奉るものしきやうなれば、子夏か詩序に、治世之音安以樂。其政和ハシテといへるにもかなひて、又世も遠くして、人も君にましますは、雄略天皇の御歌なくは、かならず此歌第一に載へければ、やかてさしつきて、兩帝の御うたをのせて、後の君たる人をして、おもはしめたてまつらんとするへし。孔子のこときの聖人も、位なければ、道をこなは

れず。これによりて、まつみかとの御歌をつゝけて載るなり。守護国界主陀羅尼經に、仏広く国王を護持する法要を説たまへる時、(ナ) 仏の慈悲は、(三手本) 一切衆生にあまねし。なんそ国王を、わきてしものたまふといふ難の有しに、たとへは、母に歎楽あれば、子は、随ひて、安穩をうるこくなるゆへに、国王のため、護持の法要は説なりとこたへたまへり。かゝる御歌よませたまふ御世に、むまれあひけん民は、宿善のほともおもひやられ侍り。定家卿の、百人一首に、初に天智持統両帝のおさまれる世の御製をのせたまへるも、此集をおもはれけるにや

中大兄近江宮御 三山歌
宇天皇

高山波 雲根火雄男志等 耳梨与 相諍競伎 神代徒 如此余有良之 古昔母 然余有許
曾 虚蟬毛 孀乎 相格良思吉

反歌

高山与 耳梨山与 相之時 立見余来之 伊奈美国波良

なかおほえ 中大兄近江宮に天の 下知の三山の歌
うねびを 大兄らしめしし天皇

香具山は 敵火雄々しと 耳梨と 相あらそひき 神代より 斯くにあるらし 古昔も 然にあれこそ
うつせみも 孀を あらそふらしき

反歌

香久山と耳梨山とあひし時立ちて見に來し印南國原

卷一 十三
十四

1 万葉集古義

中大兄ナカチホホエノ字シ天智チ三山ヤマノミヤ御歌

中大兄は、近江宮御宇天智天皇の、まだ皇子にておはします時の御名、ナカチホホエと読べし、中をナカチとよむべきよしは上に云り、(略解に、中大兄命とあるべきなりといひ、既ハヤく契沖も中大兄尊とか、中大兄皇子とかあるべきが脱たるなるべしと云り、皆非なり) 大兄オホエは、皇子と申すと同ことなり、(そもく、此目録にも、且マ異本等にも、又書紀にも、中大兄とのみ書て、皇子とも命ともなきは、大兄と申すと、皇子と申すと同じきが故ぞ、然るを聖德太子伝曆、職原抄などに、中大兄皇子、元亨釈書に、中大兄王子など書るはかへりて後なり) 其キ拠は、書紀孝德天皇卷に、古人皇子を古人大兄ともかたみに多く書て、古人大兄皇子とは連書ざるにて知べし、(皇極天皇紀に唯一ところのみ、古人大兄皇子とあるは、却りていかゞにおぼゆるなり、又舒明天皇紀に、法提郎媛生古人皇子、註に更名大兄皇子とあるも甚疑はし、後人の書加へしものところもおもはるれ、孝德天皇紀には、古人大兄とある註に、更名古

人大市皇子とあるをや、私記に、昔称皇子^ヲ為^ニ大兄^ト、又称^ニ近臣^ヲ為^ニ少兄^ト也、と見えたるが如し、但し集の例にて、日並皇子尊、高市皇子尊などある例なれば、こゝも中大兄尊とあるべきものならむとも思ふべけれども、こゝは末皇太子に立給はぬ間に作給へる御歌なれば、猶もとのまゝに記せるならむ、なほこの大兄の御伝は下に委云べし、○三山は、高山、雲根火山、耳梨山をさす、〔頭註〕古本後紀十三、勅大和国歌火香山耳梨等山、百姓任意伐、延曆廿四年十二月丁巳、国史寛容不加禁制、自今以後莫令更然、さてこれは此三山を見ましてよみませる御歌にあらず、下に引

播磨風土記に見えたる故事を聞まして、播磨にてよみ給へるなり、その故事といふは、むかしいづれの代にか有けむ、此三山の相闘て、なりとよめきけるを、出雲国阿菩と申す大神の聞給ひて、諫めてその闘をやめしめむとて、播磨国までおはしけるほどに、山の闘止ぬと聞て、乗給ひし船をうちうつぶせて、それに座して本国へはかへらで、播磨にとどまり給ふ、これを三山の闘といふそれなり、○御歌の御字、日本脱せり、目錄によりて補へり、○歌下、旧本一首の二字あり、今は類聚抄、元暦本等に無に従つ、凡この一卷題詞には、首数をしるさざる例と見えなければなり

高山波。雲根火山雄男志等。耳梨与。相諍競伎。神代従。如此爾有良之。古昔母。然爾有許曾。虚蟬毛。媼乎。相格良思吉。

高山波。高山を迦具山と云に用ひたるは、カウの音のウをグに転用たるなり、香山と書るも全同義なり、香も高も共にカウの音なればなり、波は耳梨与とある与の言にむかへて意得べし、(しかるを古来註者等、かぐ山をばといふ意に見たるはひがことなり、これかぐ山を女山とするよりの説なれど、かぐ

山は女山にあらず、なほ次に云べし、○雲根火雄男志等、この訓は次にいふべし、雲根火は、高市郡八木村の南一里ばかりにありて、今俗に慈明寺山と称とぞ、そも、此御歌フルキトキゴト旧説は皆誤なり、故まづ初句より四句までの意をこゝにいはむ、大神真潮翁説に、雲根火は女山、高山、耳梨の二は男山、然て雲根火雄男志の雄は辞、志男は愛の意にて、高山と耳梨と、雲根火山を愛とて互に諍ふなり、且反歌の相之時アヒシトキと有も、高山と耳梨山と相戦し時といふ意ぞといへり、かく見るときは高山波といへる、波の語辞カタリコトバ穩に聞ゆれば、まことにいはれたりといふべし、雲根火を女山とする事の証を云ば、古事記安寧天皇条に、歎火山之美富登ウネビヤマノミカトとあるは御女陰にて、これ女山なるが故なり、さるはずべて古事記、書紀を考へわたすに、富登といへるは大抵女陰ならぬはなきが如くなるを思ふべし、(其中古事記に、迦具土神之於陰所成神ナラフセルカミ、とある陰はミホトと訓べきか、又他に訓べきやうあるか、もしこれをミホトと訓ときは、富登は男女にわたりて云し称とすべきか、これひとつにて男女に云称とは決ツめがたし、又草類の百部をホトツラホトツラといふは、陰葛にて、其は男陰に形どりていへる称にてもあるべきか、さらばなほ男女にわたりて、いひし称にてもあるべからむか、もしはもとは、男女にかぎらず云る称とするときは、女の陰門はその成出る元処なるが故に、人はさらにて、万物女陰によりて心動すること、そのもとふかきゆゑあることにて、たやすくつくしがたし、かく心動せらるゝが故に、そのもと男女にわたりし称なるが、おのづから女にかぎりていふ称のごとくになれるにも有べし、さればもと実は歎火山の御女陰に心動せしよりことおこりて、つひに二山の会戦アラソヒはありしなれど、あだし国などの如く、さまざま物をあらは

にあさましくいひたりしことのなきは、神代よりのみやびてぶりなりとしるべし、然るにかの翁説に、男志を愛の意ぞといへるは、なほ俗意なり、(愛を古乎思と云る例なきことなり、孝徳天皇紀に、大臣謂三長子興志曰、汝愛^{ヲレキ}身乎とあるは、ヲシキとよめる言のうへにては惜意なり、愛字の本義にはあらず、混ふことなかれ、)故按るに、男は曳字を写誤れるものにぞありけむ、さらばウネビヨエシトと謂べし、(曳字をエの仮字に用ひたる例、此集の末に多し、)曳志は善しなり、善を曳と云ること、集中にも書紀にもこれかれ例あり、又吉野をも古は延期努といひしこと、又住吉、日吉などいふ類をも考合べし、さてこゝは畝火を善しと愛憐むなり、愛憐は善しとする事の最一なれば、やがて曳志とのみ云て、愛憐む意になれり、されば古事記上巻に、阿那邇夜志愛袁登古袁とあるも、延を体に可愛男とのたまへるなり、即書紀には、妍哉可愛少男歟とあるにてしるべし、又古事記中巻神武天皇大御歌に、加都賀都母伊夜佐岐陀^ヲ流延^ヲ袁斯麻加牟^カ、とある延も可愛の意なるを思ふべし、等はとの意なり、○耳梨^{ナシト}与は、耳梨は大和志に、在三十市郡木原村上方、四面田野、孤峯森然、山中榭樹多矣、因又呼三榭子山とあり、〔頭註〕古今集詳譜。耳なしの山のくちなしえてしかな思ひの色したそめにせむ、東遊草天神山(耳梨山なり) 与は与共^{トト共}の意なり、○相諍競伎は、雲根火を得むとて、高山と、耳梨と、相共にあれさきにと諍ふよしなり、伎はさきにありしことを今かたるてにをはなり、○神代從、神代といふは、大かた上古をひろくさしていふ辞なり、人代にむかへていふ神代にはあらず、こゝは即かの播磨風土記に見えたる、故事の有し時をさす、從とあるは、今はじまりたるにはあらざるよしを宣へるなり、○如此爾有良之は、カクナルラシと六言に訓るよろし、此如

とさし給へるは、今の人の婦あらそふ事をさし給へるなり、それを神代へかへして、今新にはじまれるにはあらず、神代よりしてかやうにあるらしとなり、良之は大かたしたかにはしられねど、大概その事の察知るゝをいふ辞なり、(今の、俗に、サウナといふに同じ) ○古昔母、伊爾之閑とは往方といふにて、今より以往をひろくさす詞なり、母は現在にむかへたるなり、○然爾有許曾は、シカナレコソと六言に訓る宜し、然とはさやうにといふ意なり、ナレはニアレの約まれるなり、ナレコソはナレバコソの意なり、(これを、婆を略けるなりとおもふはわるし、古言には、婆はなくても其意に聞えたることにて、もとより有べきものを略きたるにはあらず) かくさまにいへること古言に例多し、上には今の世のありさまをもて如此とのたまひ、こゝには古昔の事をさして然とはのたまへるなり、許曾は上に註るが如し、この辞一首の眼なり、こゝろをつけて聞べし、上には良之とおしはかりて宣ひ、こゝには許曾と決めて宣へるなり、神代のむかしよりかやうのことは、あるならひにてあるらし、さやうにあればこそ現在の身もとゞく意なり、○虚蟬毛は、現在の身もといふが如し、毛は古昔にむかへてのたまふなり、さて虚蟬は、集中借字には空蟬とも、打背見とも、又仮字には鬱瞻、宇都曾臣、宇都世美などかけり、さてこは頭身てふことぞとは、たれもしかおもひよれる事にて、実に其義なることは、論を待たずて明らかなり、然るを文字は右に載る如く種々に書たれども、宇都思美と書るは一もなくて、皆宇都曾美、宇都世美とのみ書れば、宇都世、宇都曾、宇都思の思の語を転したるにはあらで、いささか意味ある語なるべし、もし宇都思の思を転したりとせむには、宇都思伎、また宇都思伊波比、また宇都思

情、宇都之真子、などいふ宇都思をも、宇都世とか宇都曾とかいひたるがあるべきに、しかいへるはをさく見えざるを思ふべし、又打背貝といへるも、只空し貝てふことにはあらで、空石花貝てふことなれば、別なり、そのうへかゝる詞の思と曾世とは通し言る古証をも、見及ばざることなれば、かにかくに直に顯し身てふ意にはあらじとぞ思ふ、されど其義は未思得ず、古事記に、雄略天皇の葛木山にて、一言主大神の御ありさまを顯しく見し賜ひて、のりたまふ大御詞に、恐我大神、有宇都志意美二者、不覚白而、云々とある、この宇都志意美は現大身と聞えて、大神を敬ひて詔ふことゝはおぼゆれど、そのもとは宇都曾身と云と一か別か、宇都志意美を切れば、宇都曾美となればなり。(志意の切曾)猶考べし、○孀乎、三言一句なり。此は七言の位の句を三言に詔へるなり。此格の例は余が永言格に委云り、彼書に就て考べし、さて孀とは、夫よりも婦よりもいふ称なり、集中に例多し、○相格良思吉、(格字、日本に格、類聚抄に、格と作るはわろし、元曆本、官本等に從つ、字彙に、格撃也闕也とあり)相格をアラソフと訓は、二卷に相競、十卷に相争など、アラソフと訓処に皆相字をそへて書り、カタラフといふに相語とかけるに同例なり、又格字を用ひしは、十六詞書に有三二壯士、共詠此娘二而捐生格競と書り、良思は上にいへるが如し、吉は今世に伊といふに同じ、(今俗にラシイといふこれなり)良思吉とつゞきたるは、書紀推古天皇大御歌に、於朋枳弥能菟伽破須羅志枳、とあるをはじめてかたゞに見えたり、さてこの吉は、上の然爾有許曾を結めたり、許曾といひて吉ととぢむる例、天智天皇紀童謡に、阿喩拳曾播施麻倍母曳岐、仁徳天皇紀皇后御歌に、虚呂望虚曾赴多弊茂予者、

集中十一に、難波人葦火燎屋之酢四手雖有己妻社常目頰次吉、又最今社恋者無為無寸、又加敵良末爾
 君社吾爾梛領巾之白浜浪乃縁時毛無、十二に、玉釧卷宿妹母有者許曾夜之長毛、敏有倍吉、十七に、
 野乎比呂美久佐記曾之既吉、などある此等その例なり、又許曾と云て良思吉と結めたるは、六卷に、諾
 石杜見人每爾語、嗣偲家長思吉とあり、(中昔にもコソをキと結めたる例あり、古本枕草紙に、紅のは
 月夜こそ悪き、榮花物語に、さやうの事こそかはるべき、落窪物語に、しられ奉らんこそくるしきとの
 たまへば、今昔物語に、行着で道にてこそ落申べきなどあり、又かげるふの日記に、たびかさなりける
 そあやしきなど、もろともにこそわらひてき、大鏡に、宣旨かうふらせ給ひて、あるき給ひしありさま
 こそ、落居てもおぼえ侍らざりき、梁塵秘抄口伝集に、土佐守盛長が甲斐へ具してまかりたりしに、な
 らひたりしをこそ、おや申候きなどもみゆ、猶多かるべし、今は姑記得たる耳を挙つ、○御歌意は、
 播磨におはしまして、かの阿菩大神のとゞまり給ひし処にて、三山のあらそひの事をおぼしいでられ、
 神代以来さる例ある故に、今人も媼をあらそふならし、しかれば今人のおとなしからぬにしもあらず、
 いにしへよりのならひにこそあれと、今人つまあらしむるを、あらぬことにおぼしめせるに、その大
 古よりはじまれることに御心つきて、今までの御疑をはるけ給ひしよしなり

反歌

高山与。耳梨山与。相之時。立見爾来之。伊奈美国波良。

相之時は、高山と耳梨山とふたつの雄山が、共に敵火の雌山を得むとて、会戦し時の義なり、(これ

を高山と耳梨と婚合し時とするは、いたく齟齬すること上に委弁たるがごとし。書紀神功皇后卷に、烏智筒多能阿邏々、麼菟麼邏麼菟麼邏珥和多利噲祇氏菟区噲弥珥末利椰塢多具陪宇摩比等破于摩譬苦奴知野伊徒姑播茂伊徒姑奴池伊装阿波那和例波、(去来将ニ会戦ニ我者なり)、又多摩岐波履于池能阿曾餓波羅濃知波異佐誤阿例椰伊装阿波那和例波、(上に同じ)、これら会戦ことを、会とのみ云る証なりけり、(毛詩に、肆伐ニ大商ニ会朝、清明、とありて、注に会朝会戰之且也といへり、かゝればから国にても、会戦ことを会とのみも云り)。○立見爾来之は、立とはかの阿菩大神の、出雲国を立てといふなり、見爾来之とは、大和国にいたりて見むとて来給ひしをいふ実はたゞ見そなはむとてにはあらず、三山の相闘を諫めむとて、上來給ひしをかくよみたまへるなり、(見とは単に見ることのみに非ず、見行ことをいへること多し)さてこの印南まで来ましに、山の闘止ぬときこしめして、大和までのぼり給はずして、そこにとゞまり給ひしを、おほよそのたへるなり、播磨風土記に、出雲国阿菩大神、聞ニ大和国敵火香山耳梨三山相闘、以此欲諫山上来之時、到ニ於此処、乃聞ニ闘止、覆ニ其所乘之船而坐之、故号ニ神集之覆形、とあるは則その故事なり、(今も播磨国鹿子川の西に、神詰といふ所ありとなむ)さて此御歌もその故事を聞坐て、播磨国にて作たまへるなり、○伊奈美国波良、(波良、拾穂本に原と作り)、伊奈美は和名抄に、播磨国印南(伊奈美)郡とあり、是地なり、(統紀二十六に)、播磨国賀古郡印南野とあるは、此野は印南郡より、賀古郡にも渉れる地なるべしといへり、)集中三卷に、稻日野、又(二十四丁)稻見乃海、四卷に、稻日都麻浦箕乎過而、六卷(十七丁)に、神龜三年、幸ニ於播磨国

印南野ニ時、云々、稻日野能大海乃原筈、古事記中卷景行天皇条に、天皇娶テ針間之伊那毘能大郎女ヲ、云々などありて、古より伊奈美とも伊奈ニとも云りしなり、国と云るは初瀬国、難波国、吉野国などいへる類にて、一郡一郷をも国といへり、原の事は上に云り、さてかくよみすてたまひて、印南の形状いかにありともことわりたまはざるが、中々に御余意ふかくかぎりなくて、後、人のかけても及奉らるべききにはあらずかし、○御歌意は、雲根火の女山を得むとて、かぐ山耳梨山の相戦し時に、その戦を諫めむとて、わざ／＼出雲国を立て、阿菩大神のおはし／＼が、そのあらしひやみぬときこしめして、とまらせ賜ひし印南国は、こゝそとのたまへるなり、○此三山の相戦の事を甚く異みて、山の焼しを相戦にならずらへて、いひなせしものぞなどいふなるは、例の理を主とする徒トモガの言ぞ、近く長尾謙信の、越後国春日山の城内にて、大石の戦ひて砕け散しと云ことも聞伝れば、まして上古には、さる事も常有けむをや

2 万葉代匠記

中大兄 近江宮御宇天皇 三山歌一首

(精) 中大兄近江宮御宇天皇三山歌一首并短歌目錄

中大兄ハ天智天皇ナレハ尊トカ皇子トカ（朱）有又ヘキニヤヤ傍例ニヨルニ尤有ヘシ。三山ノ下ニ、目錄ニハ御ノ字アリ。脱セルカ。三山ハ、香具山耳梨山（朱）敵（朱）傍山也。仙覚鈔曰。播磨風土記云。出雲国阿菩

大神聞^{オホカミヲ}大和国^{ヤマト}敵火^{カキヒ}香山^{カミヤマ}耳梨^{ミミ}三山^{ミヤマ}相鬪^{アヒ}之時^{トキ}、到^イ於^ニ此^ノ處^ニ乃^{シテ}聞^ク鬪^ハ止^ム之^ヲ、(山)
ウツカヘシ覆^フ其所^ノ乘^リ之^ヲ船^ヲ而坐^シ之^ヲ。故^ニ号^フ神集^ノ之^ヲ形^ノ覆^ハ。今^ハ御哥^ニヨレハ香山^ハ雌山^ニテ、敵火^{耳梨}
 ノ二ノ雄山^ケサウシテ我妻^ニセント相争^シ事^ヲヲ詠^シ給^{ナリ}。此事^何ノ比^ト云^事ヲ不知^ス。香山^{耳梨}ハ
 十市郡^ニテ、南^ニ香山、北^ニ耳梨山^{アリ}。敵火^ハ高市郡^ニテ二ノ山^{ヨリ}ハ西^ニ鼎^ノ如^クニソハタテリ。五
 雑俎^ニ宋史、竹書紀年、説海紀等^ヲ引^テアマタ(衆)水ノ鬪^{コト}ヲ載^ス。此類^{ナル}ヘシ

(初) 中大兄近江宮御宇天皇 三山。歌一首并短歌二首 目六

中大兄とのみかけるは、すこしいかとおほゆ。尊とか、皇子とか有ぬへきにや。三山の下に、目六
 には御の字あり。おちたるなるへし

(有(三手本))

三山は、かく山、うねひ山、みゝなし山なり。昔いつれの時にか有けむ。此三山あひたゝかひけること
 あり。そのゆへは、かく山は雌山にて、うねひみゝなしのふたつは、雄山なり。此ふたつの山、ともに
 かく山にけさうして、をのゝわれこそえてつまにせめと、あらそひて、なりとよきけるを、出雲国の
 阿菩大神と申神、聞たまひて、いさめてあらそひをやめしめむとて、はりまの国までおはしけるほと
 に、山のあらそひやみぬときゝて、のりたまひし舟をうちうつふせて、それに坐して国へはかへらて、
(ナニ(三手本))
 はりまにとゝまりたまふ。此事をみつ山のあらそひといふを、よませたまへるなり。播磨国風土記云。
 出雲国阿菩大神聞大和国敵火、香山、耳梨山三山相鬪、以此欲諫山上來之時、到於此処乃聞鬪
(ナニ(三手本))
 止覆其所乗之船而坐之。故号神集之形覆。もろこしにも、水のたゝかふことあり。明朝謝肇淛か

撰せる五雜俎曰。水固ヤマト常有二闔者。春秋書三穀洛闔毀三王宮、竹書紀年載洛伯用与三河伯憑夷二闔。○宋史五行志載高宗紹興十四年渠平泉河決衝三田數百頃。田中水自起立如三為レ物所レ吸者。高地數尺不レ假二堤防三而水自行。里南程家井水又高數尺天矯如虹聲若雷霆、穿レ垣毀レ樓而出。二水闔三於杉墩、且前且卻十余刻乃解各復三其故。說海紀貴州普定衛有三水二一曰滾塘塞二一曰開蛙池、相近前後。吳人從レ軍至レ此夜聞三水聲搏激。既而其響益大。居人開レ戶視レ之波濤噴レ面不レ可三逼近。坐以伺旦。及レ明聲息。二水一涸一溢。人以為三水闔。此亦古今所レ有不足レ異也。三山のあらそひも此類なり
(三手本)

高山波 カクヤマハ 雲根火雄男志等 ウネヒトヲヲシト 耳梨与 ミ、オシト 相諍競伎 アヒアラヒキ 神代從 カミヨヨリ 如此爾有良之 カ、ルニアラシ 古昔母 イシレヘモ 然爾有許曾 シカニアレコソ 虛蟬 ウツセ
毛 モ 孀乎 ツマヲ 相格良思吉 アヒツラシキ

(精) カク山ハ、敵火ヲ、シト、耳梨ト、相アラソヒキ、神代ヨリ、カ、ルニアラシ、古ヘモ、シカニアレコソ、空蟬モ、妻ヲ、アヒツラシキ格異本作拾非

カク山ハトハ、此ニテハカク山ヲハト云心ナリ。高山ト書事ハ、神代ヨリ他山ニ異ナレハ義ヲ以テ書リ。ヨ、シ(宋)ハハ日本紀ニ雄略雄拔又雄壯ト書(宋)男ラシキ心也。源氏物語、葵ノ巻、イトヲハ、シクアサヤカニ心恥シト。又乙女ニ、少シヲ(宋)シクアサヤカタルミ心ニハト云々。カク山(宋)ハハ上ニ云

ヘルカ(消)(サキノ)コトシ。敵火耳梨又面白山ナリ。故ニ允恭紀云。爰新羅人恒愛ニヲシムキヤフ京城傍耳成山敵傍山、則到ヲ琴引坂ノ顧テ之曰。宇泥咩巴椰弥ウネメハヤミハハ椰ミツフサニハ此前後ヲミルヘシ。異国ノ人サヘメテケ

ルニテ知ヘシ。神代ヨリカ、ルニアラシトハ、神代ヨリ妻ヲ争フ事ハカクアルラシト也。古ヘモシカニアレコソトハ、シカハサト云ニ同シ。サスカラシカスカトモ云カ如シ。サアレハコソ也。アレハコソトイハテ叶ハヌ所ニ、カヤウニハノ字ナケレハ、カタコトノヤウナレト、此集ニ此類多シ。(古語ナリ)ウツ蟬モ妻ヲアヒウツラシキトハ、ウツセミハ、世ト云マクラ詞也。別ニ積セリ。今其マクラ詞ヲ世ノ事ニ用ル事ハ、アシヒキト云テ山トシ、玉銚トノミ云テ道ノ事ニ用ルカ如シ。上ニ神代ト云、古モトアレハ、此空蟬ハ今ノ世ヲ指テノタマフナリ。妻ヲ相ウツトハ、妻故ニ相ウツ也。相格ヲ義訓シテアラソフトヨムヘキカ。然ラハ(朱)妻ヲ(朱)テニヨハ(消)文字モ能聞ユル也。格ノ字ハ、相如カ子虚賦ニモ獸ヲ格ト云ニ用タリ。上ニコソト云テキトウケテ止ルテニヨハ、此集ニ数多見エタリ。(朱)仁徳紀皇后御哥云。虚呂望虚曾、赴多弊茂予誓云々。此集ヨリ(消)推古紀ノ御製ニモアリ。以後ノ集ニハ不見。哥ノ心ハ、神代ヲ始テ其後ノ古ヘモ今ノ世モ、互ニ争ウチテ身ノ失ルヲモ不知ハ色ノ道ナリト云心ヲ、情ナキ山ヲ云出シテ人間ノ上ニ云及ホシ玉フナルヘシ。妻ヲ争事ハ、此集ニ(朱)アル(朱)纒兒、桜兒、苜屋ノウナヒヲトメナトノ類ナリ

(消)相如子虚賦曰。於是乎乃使專諸之倫手格此獸(朱)

(初)かく山はうねひを、しとみ、なしとあひあらそひき

此四句は、みつ山のあらそひしことをのへたまへり。第一の句かく山をはと心得へし。かく山を、高山とかきてよむことは、神代より名高き山にて、他の山にことなれば、義をもてかけり。を、しは、をの

ころしきなり。日本紀に、雄略、あるひは雄抜、又は雄壯とかきて、をくしとよめり。その心字のことし。源氏物語のあふひの巻にも、中將の君、にひ色のなをしさしぬきうすらかに衣かへして、いとをくしくあさやかに、心はつかしきさまして参りたまへり。をとめには、すこしをくしく、あさやきたる御心には、しつめかたしともかけり。うねひのをくしき山と、耳成山とか、をのくわれえむとあらそふなり。神代よりかゝるにあらし。いにしへもしかにあれこそとは、此三山のあらそひ、神代の事にて、さて神代よりかゝるわさはあることにあるらしとよませたまへるか。また人代になりてのことなるを、それよりさきの神代よりとよみたまふ歟。しかにあれこそとは、しかはさといふにおなし。さすかともしかすかとも、いふかことし。さあれはこそなり。あれはこそといはてかなはぬ所に、かやうにばの字なければ、今のみくにきけは、かたことのやうなれと、此集に此類おほきことなり。古語のならひと知へし。うつせみもつまを、あひうつらしきとは、うつせみは、世といふへき枕詞別に釈しをけり。今はその枕詞を、やかて世の事に用たまへるは、あしひきといひて山とし、玉ほことのみいひて、すなはちみちとするかことし。神世といひ、いにしへもとあれは、これは今の世なり。格の字は手に従て格につくるへし。妻をあひうつとは、つまにあひうつなり。つまゆへにたかひにうつ心なり。相格をあらそふともよめり。上にこそといひて、きとうけてとむるてにをは、此集にはあまた見えたり。古今集をはしめて、そのくちはみえぬことなり。つまにあひうつといふへきを、つまをとあるたくひもまたこの集におほし。さて妻をあらそへることは、此末に見えたる、縷児、桜児、芦屋のうなひをとめなどのたくひな

り。おほよそ色このむことにつきては、法華經文に姪欲熾盛不摂禽獸と、かれたるかこときは、あさましきことにて、色このむといふまでもなし。又もろこしのたゞしき聖の道などはしはらくをきぬ。此国には聖君賢臣ときこゆるも、すこし色をはこのまればなり。されと古公の時、内に怨女なく、外に曠夫なしといふかごとく、身をつみて人のうへにもをよほしたまひければ、はかなきことの、あはれにもやさしくもきこゆる事おほし。そのほかよのつねのおとこ女のなさけも、俊成卿の、こひせすは人は心のなからまし物のあはれはこれよりそしると、よみたまひけんやうに、おかしうきこゆる昔物かたりもあれと、あまりに入たちぬれば、人をも身をもそこなふ、むくつけき事さへ出来るものなるゆへに、三山のあらそひにことつけて、いましめをのこしたまふなるへし

反歌

高山与 耳梨山与

相之時

立見爾来之

伊奈美国波良

(精) 高山ト耳ナシ山トア(朱)シトキタチテ見ニコシイナミクニハラ

イナミ国原トハ、播磨ニ印南郡アリ。阿菩大神ソコニ止リ給ヒケルナルヘシ。難波ノ国芳野ノ国ト云カ如ク、郡ナレトモ国ト云ヘシ。地ノ字郷ノ字ナト、クニトヨメリ。此マ、ニテハ阿菩大神ノ播磨マテオハシタルコト、ハ聞エスシテ、印南カ大和ヘ来タラムヤウナレト」古哥ハ例トシテ委カラス。又今コソアレ昔ハ此争ノ事時ノ人普ク知ヘケレハ、大抵ヲ取テヨミ給ナルヘシ。業平ノ雨中ニ藤ヲ人ニ送ルト

テ、ヌレツ、ソ強テ折ツルトヨマレタル類ニ見ルヘシ。(朱)此哥ニテハ、耳梨山ニ逢テ敵火山ノ負タルヤ
ウナレト、アヒシ時ハ、アハムトセシ時ナルヘシ。争ノ止ケムヤウハシラネト、推量スルニ耳梨山ニア
ハムトスル時、敵火山ノ殊ニ恨テ争ケルナルヘシ。サテ耳梨モエアハス、敵火モ思ヒ止テ、持ニナリテ
果ケルニヤ

(初) かく山とみゝなし山とあひし時たちてみにこしいなみくにはら

此哥にては、耳梨山にあひて、うねひ山のまけてやみたらんやうなれと、あひし時は、あはむとせし時な
るへし。あらしひのやみけんやうはしらねと、はかりておもふに、みゝなし山にもあはむとする時、う
ねひ山のこと(テシ(三手本))にうらみてあらしひけるなるへし。さてみゝなし山もえあはず、うねひ山もおもひやみ

て、持になりて和睦せるにや。下の句阿菩大神出雲よりたちて、はりまにおはしてとまりたまへと、
あらしひやますは、やまとまてのほりたまふへき本意なれば、かくはのたまへり。(アテ(三手本))いなみくにはらと

は、播磨に印南郡あり、そこにとまりたまひけるなるへし。くにはらはさきに釈せるかとし。なに
はのくに、よしのゝくにといふかごとく、郡なれともくにといふへし。地の字郷の字など、くにとよめ
り

鴨君足人香具山哥一首并短哥

天降付 天之芳来山 霞立 春余至婆 松風余 池浪立而 桜花 木乃晚茂余 奥辺波

鴨妻喚 辺津方余 味村左和伎 百磯城之 大宮人乃 退出而 遊船余波 梶棹毛 無而
不樂毛 己具人奈四二

反歌二首

人不榜 有雲知之 潜為 鶯与高部共 船上住

何時間毛 神左備祁留鹿 香山之 銚楹之本余 薜生左右二

鴨 君足人の香具山の歌一首并に短歌

天降りつく 天の芳来山 霞立つ 春に至れば 松風に 池波立ちて 桜花 木の晩茂に 奥辺は 鴨妻
呼ばひ 辺つ方に あぢむら騒き 百磯城の 大宮人の 退り出て 遊ぶ船には 梶棹も 無くて不樂し
も 漕ぐ人無しに

反歌二首

人漕がすあらくも著し潜きする齋とたかべと船の上に住む
何時の間も神さびけるか香山の銚楹が本に薜生すまでに

1 万葉集古義

鴨君足人 香具山歌一首并短歌。

鴨君足人は、伝詳ならず、○香具山歌、こは高市皇子尊薨賜ひて後、香具山官の荒たるさまを作るなり
天降付。天之芳来山。霞立。春爾至婆。松風爾。池浪立而。桜花。木晚茂爾。奥辺波。鴨妻喚。辺津
方爾。味村左和伎。百磯城之。大宮人乃。退出而。遊船爾波。梶棹毛。無而不染毛。己具人奈四二。

天降付は、天より天降りて、此国土に著たる由なり、安母理の言は、二巻に出づ、香具山の天降りし所
由は、一巻に風土記を引ていへり、○春爾至婆は、春になればと云が如し、十七にも露霜乃安伎爾伊
多礼波と見えたり、○池浪立而(浪字、拾穂本に、津と作るはいかゞ)は、埴安の池浪発てといふな
り、○木晚茂爾、(木の下拾穂本に乃字あり)、爾は弥字の誤なり、コノクレンジギミと訓べし、木晚は、
桜の花開、若葉芽出て、木闇きをいふ、十八に、多胡乃佐伎許能久礼之氣爾保登等芸須、伎奈伎等余末
婆波太古非米夜母、(この之氣爾は、繁みにといふ意か、はたこれも、爾は弥の誤にて、霍公鳥の繁く
鳴に、いひかけたるか)十九に、許能久礼乃繁思乎、甘卷に、許乃久礼能之氣伎乎乃倍乎などあり、
茂弥は、俗に茂んでといはむが如し、(略解に、爾は弥の誤なることをしらで、此句の下、二句ばかり
脱たるか、と云るはひがことなり)猶この弥の辞の例は、首卷に委云り、○奥辺波は、池の奥方には
なり、古は海のみに限らず、河池などにも、岸より遠く隔りたる方をば、奥と云るなり、此下に、吉野

川奥名豆瀨、十六に、猪名川之奥乎深目而などあり、古今集に、ながれ出る方だに見えぬ涙川沖ひむ時や底は知れむ、とも見ゆ、(後ながら西行が、広瀬川わたりの奥の水脈つ串水かさそふらし五月雨の比、早瀬川綱手の岸を奥にみてのほり煩ふ五月雨の比、とよめり) ○鴨妻喚は、カモツマヨビヒと訓べし、(旧本にカモメヨバヒヒとよめるはわろし、又荒木田氏は、カモメツマヨビとよみて、其説に、蕪を、つばとも、つばめとも云類にて、鴨にめの言をそへて、かもめつまよびと訓べし、さて蕪鴨のめは群の約めにて、下に味村佐和伎とある村も同言なり、一卷の香山歌にも加万目とあれば、かならずかもめなるべく、鴨は仮字とすべしと云るは、いとくまぎらはしき説なりけり、蕪を、つばとも、つばめとも云類にて、鴨にめの言をそへて、云々と云るを見れば、鴨と鴨と、一種と心得しにやとおもへば、又下に、鴨は、仮字とすべしと云るも、其意を得ず、且古は、鴨は加万米とこそいひたれ、右の説は、かにかくに論にたらず) ○味村左和伎は、阿遅鴨といふ鳥の群の散動といふなり、味鴨の事は品物解に委云り、○百磯城之(磯字、拾穂本には磯と作り)は、枕詞なり、一卷に出づ、○大宮人乃は、王卿百官人等のと云なり、○退出而は大宮内より罷り出てといふなり、罷といふことは参の反にて、宮内より外に出退くことに云り、○遊船爾波は、過去し時の事をいふなれば、遊びし船には、といふべきが如くなれども、かく云るぞ、かへりておもしろき、是は、用言の体にて、(俗にいはゞ、遊ぶべきあたりまへの船には、といふ意にきこゆる詞なり) 媛女乃袖吹反明日香風といへると同例なり、爾波は他の方にむかへいふ詞なり、上に云り、○梶棹毛(梶字、拾穂本には楫と作り)は、梶棹さへもと

いふ意なり、梶棹とも棹梶とも連云たり、十卷に、
梶棹無而、古事記仲哀天皇条に、不乾船腹、不
乾船楫、書紀敏達天皇卷に、楸櫂、祈年祭祝詞に、棹枚不干などあり、梶は既云り、梶字は樹抄、
注て、加運にあたる義は、字書に見えず、楸、檜、俣、前などの類なるべし、棹は和名抄に、楸棹竿
也、刺船竹也、和名佐乎とあり、○不樂毛は、佐夫之は苦々しといふが如し、一卷に云り、統紀に、
宝龜二年、左大臣藤原永手朝臣、薨坐る時の詔詞に、佐夫之支事乃未之、弥可益加母とあり、毛は歎
息辞なり、○歌意かくれなし、香山宮の荒たるを、ふかく歎きたるなり

カヘシウタフクツ
反歌二首。

ヒトコガズ。有雲知之。潜為。鸞与高部共。船上住。

有雲知之は、有も著しの伸りたるにて、(良久は留と切る)有やうも著しといふ意なり、○潜為は、
頭漬為にて、既く二卷に云り、○鸞与高部共は鸞鸞と鴈と、共にといふなり、共に鳥名にて、品物解に
云り、(赤染衛門集に、水鳥は鸞も高部もかよひけり芦鴨のみはすまぬなるべし、惠慶法師集に、見る
人はおきつ荒浪うとけれどわざとなれぬる鸞高部かも)○船上住(住字、活字本異本等に位と作り、
さらばキルと訓べけれど、なほ住とあるぞ宜しき)はフネノヘニスムと訓べし、(フナノへと訓むはわ
ろし)○歌意かくれなし

イツノワモ。何時間毛。神左備禰留鹿。香山之。鈴楹之本爾。薛生左右二。

何時間毛は、何の間にもこのろなり、毛は歎息辞なり、此は鹿の下にうつして意得べし、○神左備那留鹿は、神さびける事にかもといふ意なり、神左備は、年経て神々しくなれるさまを云、○香山之、官本に香久山之とあれど、(清音の久字を用ること)、例にもたがひたればわろし、○銚楹之本爾は、銚杉の木にと云が如し、銚楹は、杉の若木の、梓の長さばかりあるが、且梓の形にも似たれば、云なるべし、(略解に、杉の若木は、梓の如くなればいふと云、荒木田氏は、梓の如く立る杉なりと云れど、共に尽さず)、猶須疑といふ名義、又楹字を用ることなど品物解に甚委云り、十九にも楹野とあり、(二卷に、子松之末爾蘿生万代爾とあれば、こゝも本は末の誤なり、と云説あれど、そは中々に偏りたることなり)本は木と云に同じ、○薛生左右二は、コケムスマデニと訓べし、薛は品物解に云り、生を牟須と云ことも、既く云り、○歌意は、高市皇子尊の薨ましは、きのふけふの事とおもふに、はやさきに見し、香山の若木の梓楹に、薛の生までに、いつの間に年を経て、かく神々しく神さびけることにか、さてもかなしやとなり、上件の歌どもは、皇子尊の薨まして後、年経てこゝに來てよめるなり

2 万葉代匠記

鴨君足人香具山歌一首并短歌

(精) 鴨君足人香具山歌一首并短歌 作者ノ系図未詳

天降付 アモリツク アマン カクヤマ カスミクヂ ハルニ イタレハ マツカセニ イケナミクヂテ サクラハナ コノクレシケニ オキヘニハ カモメ ヨハヒテ
 天之芳来山 霞立 春爾至 婆 松風爾 池浪立而 桜花 木晚茂爾 奥辺波 鴨妻 喚

ハツカニ
辺津方爾 味村左和伎 百磯城之 大宮人乃 退出而 遊 船爾波 梶棹毛 無而不窠毛 己具人
オシニ
奈四二一

(精) 天降付天之芳来山——

木晚幽齋本作 鴨妻喚幽齋本又云、カ 退出而紀州本云、マカリ
木乃晚鴨妻喚モメツマヨヒ(異筆) (消イ)テ、

天降付ハ、アメフリツクヲ、米布ノ反牟ナルヲ三五相通シテ「アモリトハイヘリ。十九卷ニハ安母里トカケリ。博物志云。泰山、一曰天孫、言為天帝孫也。主召ニ人魂魄也。東方万物始成、知三人生命之長短。香具山モ此ニ准ラヘテ知ヘシ。霞立ハ、カスミタツトモヨムヘシ。木晚茂尔トハ、青葉ノ茂リテ木クラキナリ。唐李嘉祐詩云。江花鋪淺水、山木暗殘春。鴨妻喚ハ、鴨ノメヲ呼ト云心ニ点セルカ。鷗ノ呼ト云心カ。六帖ニハ鷗ノ哥ノ中ニ鷗ノ哥ヲモ入タリ。今按、下ノ或本ノ歌ニモ同サマニ書タレハ、鴨ノ妻喚ナルヘケレハ、鴨ツマヨハヒトモ和スヘキカ。梶棹モナクテ、韋応物詩云。野渡無入船自横。鄭巢詩云。秋萍滿敗船。コレヲ同シ感情アリ

(初) あもりつく天のかく山 あもりつくは、あめふりつくなり。天くたりつくといふことろなり。米布(ナレ谷本)

切牟なれば、あむりつくといふへきを、きよのよろしからねは、三五を通してあもりとはいへり。この集末にいたりて、第十九に家持のよめる長哥に、安母里麻之といへり。前後のつゝきなかければこゝに(も谷本)

ひかす。かく山は神代より名高き山なり。神代紀上云。亦以香山之真坂樹為鬘云々。風土記曰。天上有山、分而墮地、一片為伊与国之天山、一片為大和国香山。(天谷本) もろこしにもかゝることあり。「博物志曰。(之谷本)

泰山、一曰天孫、言為天帝孫也。主召人魂魄。東方万物始成、知人生命之長短。あまりつくといへは、
 天上に有ける山の、あまくだりけるなるへし。木のくれしけにとは、わかはのしけりて木くらくなるを
 いへり。李嘉祐詩曰。江華鋪淺水、山木暗殘春。鴨妻喚、かものつまをよふなり。〔以下谷本〕「あちむら
 (谷本) さわき、」〔以上谷本〕あちといふ鳥は、おほく打むるゝものなれば、あちむらさはきとおほくよめり。たち
 いてゝあそふ」舟には。韋応物詩曰。野渡無人船自横。鄭巢詩曰。秋萍滿敗船 (わ谷本)

反歌二首

ヒトコカス アラクモシルシ
 人不榜 有雲知之 潜為 鸞与高部共 船上住

(精) 反歌二首

人不榜有雲知之——

潜為ハ、今接、カツキスルトへモ (朱) ヨムヘシ。〔和名云。潜女加豆 岐米。イサリトハ此集ニモヨメル例ナシ〕

高部ハ、和名云。爾雅集注云。鸞音弥。一音施。漢語抄云、多加閉 一名沈鳧。貌似鴨而小、背上有文

(初) (以下谷本) 「人こかす」 (以上谷本) 潜為、かつきすとよむへし。高部は、和名集云。尔雅集注云。鸞

音弥。一音施。漢語抄云、多加閉 一名沈鳧。貌似鴨而小、背上有文 (は谷本) (る谷本)

イッシカモ
 何時間毛 神左備祁留鹿 香山之 銚相之本爾 薛生左右二

(精) 何時間毛神左備祁留鹿

香山之官本又云、カコヤマノ。 榲榲之官本又云、 薛生官本又云、

発句ハ今按、イツノマモトヨムヘ(異筆)ヘシ(道)(キカ)其故ハ何時ヲ此集ニイツトヨミ、何時鹿ナトカキ

テイツシカトヨメル時モ、何時ハイツナリ。何ノ一字ヲイツトヨメル事ナシ。イツノマモハ、イツノマ
ニカモナリ。(采)神サヒ、此所ニテハ物フリタル心ナリ。榲榲ハホコスキトヨメルニ依ルヘシ。榲ハ直

キ木ニテ、銚ヲ立タルサマニ見ユレハナリ。榲ノ字ハ、和名、杉ノ字ノ下ノ注ニ云。今按、俗用ニ榲字ニ
非也。榲音於粉反。柱也。見唐韻。昔ハ通シテ此字ヲ用タルカ。顯宗紀云。石上振之神榲榲、此云 榲。此集

第十九ニ、スキノ野ト云所ノ名ニモ此字ヲ用タリ。哥ノ心ハ、香山ノ杉ノ(采)代ヲ(道)年。経テ苔ムシタ
ルヤウニ、イツノ間ニカ此繁華ナリシ処ノカクマテハ物古ツラントナリ

(初)(以下谷本)「何時かも」(以上谷本) 榲榲、ほこすきとよむへし。むすきとよみたれとも、音によみてこゝろ
は和訓を用る事ことほりたかへり。杉のたてるかなをくて、ほこのやう(采)なればほこすきといふなるへ
し。(采)榲(采)の字を榲につくれるはあやまれり。榲の字すきとよむ事、和名集にも未詳とあれとも、

そのかみかんかける所ありけるにや。日本紀にも此集にもおなじく用たり

萱草 吾綴二付 香具山乃 故去之里乎 忘之為

わすれ草わが紐ひもに付く香具山かぐやまの故ゆりにし里を忘れむがため

(卷三 三三四)

1 万葉集古義

萱草。吾紐二付。香具山乃。故去之里乎。不忘之為。

萱草のことは、品物解に委云り、○吾紐二付は、萱草を紐に著れば、憂思を忘失ふといふ諺のある故に、しか為るなり、四卷に、萱草吾下紐爾著有跡鬼乃志許草事二思安利家理、十二に、萱草吾紐爾著時常無念度者生跡文奈思などあり、(からくに陸士衡詩に、焉得三忘婦草二言樹三背与。襟とあるは、毛詩に、焉得二護草二言樹三之背一、といへるを思ひて作れるなり、護草は即萱草なりといへり、さてこの萱草を、忘婦草といひなせりと見ゆ、かくて背は北堂を云、襟は南庭を云と云、或は背を背上とし、襟を胸前とする説もありとぞ、琅邪代醉編四十に見えたり、かゝれば萱草を紐に著るといへるは、もと樹襟を胸前とする説を、思ひてよめるが如し、○不忘之為は、忘れむとすれども、得わすれぬ故に、いかで忘れむと思ふが為にとなり、○歌意は、故郷を恋しく思ふ心をいかで忘れなむとおもへども、得忘れぬが故に、もしや萱草を帯たらば、忘るゝ事もあらむかとして、わすれ草をとりて、吾衣紐に結著とな

2 万葉代匠記

萱草 吾紐二付 香具山乃 故去之里乎 不忘之為

(精) 萱草吾叙二付——

香具山校本、具作久

〔萱草ハ〕毛詩云。焉得イックシツテ護草ヲ、言樹ワレウエム之背ヲ。毛萇云。萱草ハ令人忘ヲ憂ヲ。第四第十二ニモ叙ニ著トヨメリ。

香具山ノフリニシ里トハ、第六ニ〔モ〕此卿奈良〔ニ〕テ〔思〕故郷哥ニ行テ見テシカ神名火ノ淵

ハ浅ヒテ、又栗栖ノ小野ノ芽花トモヨマル。香具山ハ十市郡、神南備ハ高市郡、栗栖ハ忍海郡ナレハ、

本宅別業或ハ所領ナト、此等ノ三郡ニ亘テ有ケルカ。」彼遠祖道臣命ハ高市郡築坂邑ニ宅地ヲ〔神武天

皇ノ〕賜ハリケル由、〔神武〕〔日本〕紀ニ見エタリ。此等モ相伝セラレケル歟

〔初〕わすれ草わかひもにつくかく山の 毛詩云。焉得護草、言樹之背。毛萇詩伝云。萱草令人忘憂。兼

名苑云。萱草一名忘憂。〔草〔谷本〕〕

〔萱音喧。漢語抄云。和須礼久佐。俗云如環藻二音〕名医別録云。萱草是今之鹿葱也。嵇叔夜養生論云。

合歡蠲忿、萱草忘憂、愚智所共知也。第四に、わすれ草わか下ひもにつけたれとおにのしこ草ことにし

有けり。第十二に、わすれ草わか叙につく時となくおもひわたれはいけりともなし。大伴氏先祖道臣

命、檀原宮のあたりに宅地を賜られけるを、相伝して領せるなるへし

柿本朝臣人麿見ニ香具山屍ニ悲働作詞一首

草枕 羈宿余 誰嬌可 国忘有 家待真国

柿本朝臣人麿、香具山の屍を見て、悲慟びて作る歌一首
草枕旅の宿に誰が夫か国忘れたる家待たまくに

(卷三 四二六)

1 万葉集古義

柿本朝臣人麻呂。見三香具山。屍一。悲慟作歌一首。
草枕。羈宿。爾誰孀可。国忘有。家待莫国。

羈字、類聚抄拾穂等本には、羈と作り、○誰孀可は、孀は、借字にて夫なり、可は忘有の下にめぐらして意得べし、誰が夫の、国忘たるにか、とつゞく意なり、二卷に、神楽浪乃大山守者為誰可、山爾標結君毛不有国とあるも、誰為に、山に標結にか、といふ意にて、今と同じ例なり、○国忘、有は、本国を忘れてあるといふなり、国とは本国なり、十九に、鷹之鳴者本郷思都追雲隱、喧と有に同じ、○家待莫国は、(莫字、異本又類聚抄には、真と作り、さらばイヘマタマクニ、と訓べけれども、猶もとのまゝなるべし)家人の待居むものをの意なり、家待まくにといふべきを、かく云るは、本居氏十四に、をつくばのしげきの木の間ゆ立鳥の、めゆかなをみむさね射良奈久爾、十五に、おもはずもまことありえむやさぬる夜の、夢にも妹が見え射良奈久爾、十七に、庭にふる雪は千重しくしかのみに、おもひて君をあが麻多奈久爾、これらは、さねざるに、見えざるに、待むにといふ意なり、かてといふも、か

てぬといふも、同じ意なるが如し、後世の語にも、怪しかるといふべきを、けしからぬ、はしたといふべきを、はしたなしと云に同じ、と云り、(余云、いづれも、右に引る証歌のごとく、麻久と云べきを、奈久と云るなり、さて十四なる、さねざらなくには、今意に訳しては、さねずに居るものを、と聞べきところなり十五なる、見えざらなくには、見えぬことなるものを、と聞べきことなり、十七なるは、今と全同じ、又十卷に今更、吾者伊不往春雨之、情平人之不知有名国とあるも、知ぬことなるものをの意にて、同格なるべし。)○歌意は、誰女の夫の、本国を忘れて、旅宿に死たるにかあらむ、かくともしらずで、家人は、今日か明日かと帰り来む日を、待つゝ居らむものをとなり

2 万葉代匠記

柿本朝臣人麻呂見ニ香具山屍一悲慟作歌一首

草枕クサマクラ 鞆宿爾タビノヤトリニ 誰嬌可タカツマカ 国忘有クニワスレタス 家待莫国イヘマタナクニ

(精) 柿本朝臣人麻呂見

草枕鞆宿爾

誰嬌ト書タレト、端作ニ見孃子屍ト云ハサレハ男子ナルヘシ。第二ニ、吉備津采女カ死セルヲ慟ム哥ニ、夫ヲツマト云ヘルニモ此字ヲ借テ書ケリ。国忘タルハ、郷ノ字土ノ字ヲモクニトヨメハ、故郷ヲ忘タルト云意ナリ。第二ニ(朱)ヘモ、人丸へ妻ノ死セルヲ紅葉見ニ山ニ入テ道忘テ販ラヌトヨマレシ意ニ、

故郷ノ道ヲ忘テ販ラヌト云ヒナサレタルカ。道ノミナラス、第十六ニ、荒雄等ハ妻子ノ業ヲハ思ハスロ年、八トセヨマテトキマサヌトヨメル如ク、元来家ノ事ヲ忘タル物ニ云ヒナサレタル歟。家マタナクニハ、家人ノ待シニト云意ナリ。物ナラナクニナト云ナクニハ非ス。荒キヲアラケナクト云如ク、ナハ助語ヘニ似タリ(通)如シ。古今ニ、イツシカトマタク心ヲトアルモ、待心ナレハ彼ニ同シ。第四ニ、我セコハ物ナ思ヒソ事シアラハ火ニモ水ニモ我成ラナクニ。此テニヨハ、今ト同シ

(初)草枕たひのやとりに 国わすれたるとは、帰るへき国をわすれたるやうにいひなせり。家またなくに、これは家人のまたんといふことなり。莫の字を書たれとも、此なくはいにしへのてにをは」にて物ならなくといふ時のなくにはおなしからず。第四に、わかせこは物なおもひそ事しあらは火にも水にもわれならなくに。これ事いてきは火とも水とも君とゞもにならんといふ心なり。第一第十五にも、此てにをはあり。さきに第一巻にもすてに尺しつ。此たかつまといふは、婦の字はかきたれと男子なるへし。長流か昔の抄に、またんなどいふなもしなり。くにと」をけるは、恋らくになといふ心なりといへるはよろしからず。おほけなく、あらけなくのなくには通す(ナ)
(ナ)
(ナ)
(セ)

香山余 雲位桁曳 於保々思久 相見子等乎 後恋牟鴨

香具山かぐやまに雲居たなびきおほほしく相見し子らを後恋ひむかも

1 万葉集古義

香山爾。雲位桁曳。於保保思久。相見子等乎。後恋牟鴨。〔頭註、四首 寄雲〕

雲位桁曳クモキ タナビキ（桁の字、タナとよむにや、棚の字の誤歟、と契沖は云り、姓氏録右京神別の下に、天湯河桁命とあるを、山城神別の下には、天湯河板拳命とあり、かゝれば桁字、タナと訓しこと明けしと云説あり、さることなり）は、たゞ雲の罪穢クナヒキなり、さてこれまでは、於保保思久オホホシクをいはむ料の序なり、○於保保思久オホホシクは、おぼつかなくほのかなる意なり、○歌意かくれたるすぢなし

2 万葉代匠記

香山爾カクヤマニ 雲行桁曳クモキ タナビキ 於保保思久オホホシク 相見子等乎アヒミシコラヲ 後恋牟鴨ノチコヒムカモ

（精）香山爾雲位桁曳

雲位桁曳ハ雲ノ居テタナヒクナリ。桁ハ棚ノ字ヲ誤レルナルヘシ。（朱）此ヨリ去テ六首ハ寄雲

（初）かく山に雲居たなひき 雲のゐてたな引心に、雲ときるやうにてよむへし。桁タナをたなとよむにや。棚の字の誤歟。おほくしくは、おほくしくにて、ほのかにおぼつかなきなり。（も三手本）

昔者之 事波不知乎 我見而毛 久成奴 天之香具山

いにしへの事は知らぬをわれ見ても久しくなりぬあま天の香具山

(卷七 一〇九六)

1 万葉集古義

昔者之。イニシヘノ 事波不知乎。コトハシラヌヲ 我見而毛。アレミテモ 久成奴。ヒサシクナリヌ 天之香具山。アメノカグヤマ

歌意は、往昔の事は、いかにありけむ、吾親見ぬことなれば知ぬを、あの天のかぐ山は、吾見始てより以来も、年歴て久しく成ぬるよ、となり、吾齡の間の久しく歴たることを、山に負せて云るなり、古今集に、我見ても久しく成ぬ住吉の岸の姫松幾代経ぬらむ、とあると同じころばえなり

2 万葉代匠記

昔者之。イニシヘノ 事波不知乎。コトハシラヌヲ 我見而毛。アレミテモ 久成奴。ヒサシクナリヌ 天之香具山。アメノカグヤマ

(精) 統古今雜下ヨミ人シラス 昔者之事波不知乎——

古今ニ、我見テモ久シク成ヌスミヨシノ岸ノ姫松幾代ヘヌラム。同意ナリ

(初) いにしへのことは 我みてもひさしくなりぬすみよしのきしのひめ松いくよへぬらん。古今集の此

哥とおなし心なり

春雜詠

久方之 天芳山 此夕 霞霏霽 春立下

春の雜歌ざよふか

ひさかたの天あまの香具山かぐやまこのゆうべかすみ霞たなびく春立つらしも

(卷十 一八二)

1 万葉集古義

ハルノクサノノウタ
春 雜 歌

これは以下凡七十八首歌の総標なり

ウタノノウタ
雜 歌。

この二字、旧本にはなし、目録にはかくあり、総標に春雜歌とあるは、下の旋頭歌、譬喩歌とあるまでを総たれば、今の七首の題詞、別に挙ずしては足はず、春相聞も、をはりの問答十一首までの総標なれ

ば、はじめの七首、別に題を擧べきに、旧本になきは足はず、秋相聞の下の相聞五首、冬雑歌の下の雑歌四首、冬相聞の下の相聞二首、みな此に准ふべし、さて今この七首は、みな霞の歌なるを、下に詠霞三首といへると別てるは、所由あるにや

久方之。天芳(来)山。此夕。霞霏霏。春立下。

天芳来山、来字、旧本になきは、脱たるなるべし、三卷に、天之芳来山、とあるにて、必来字あるべきことを思ふべし、但別所に香山と多く書たるは、芳香同義にて、かぐはしきと云訓を、用たるものと思ふはあらず、香山と書るは義異れり、香は、カウの音を転し用たるものなり、高山と書ると同義なり、既く云り、混ふべからず、○歌意は、此夕方あの迦具山に、霞の立たなびきたるよ、これにて思へば、春が来たるにてあるらし、さてものどかなるけしきぞ、となり

2 万葉代匠記

春雑歌

(精) 春雑歌

久方之 天芳山 此夕 霞霏霏 春立下

(精) 久方之天芳山

新勅撰 春上ヨミ人シラス

意明ナリ

高市皇子尊城上殯宮之時、柿本朝臣人麿作歌一首并短哥

挂文 忌之伎鴨一云、由遊志計礼杼母 言久母 綾余畏伎 明日香乃 真神之原余 久堅能 天都御門

乎 懼母 定賜而 神佐扶跡 磐隱座 八隅知之 吾大王乃 所聞見為 背友乃国之 真

木立 木破山越而 狛劍 和射見我原乃 行宮余 安母理座而 天下 治賜一云、掃賜而 食国乎

定賜等 雞之鳴 吾妻乃国之 御軍士乎 喚賜而 千磐破 人乎和為跡 不奉仕 国乎

治跡一云、掃部等 皇子隨 任賜者 大御身余 大刀取帶之 大御手余 弓取持之 御軍士乎 安

騰毛比賜 齋流 鼓之音者 雷之 声登聞麻低 吹響流 小角乃音母一云、笛乃音波 敵見有 虎

可叫吼登 諸人之 協流麻低余一云、聞或麻泥 指举有 幡之靡者 冬木成 春去来者 野每 著

而有火之一云、冬木成春野燒火乃 風之共 靡如久 取持流 弓波受乃驟 三雪落 冬乃林余一云、由布乃林 颺

可毛 伊卷渡等 念麻低 聞之恐久一云、諸人見或麻低余 引放 箭之繁計久 大雪乃 乱而来礼一云、霰成曾

知余里 久礼婆 不奉仕 立向之毛 露霜之 消者消倍久 去鳥乃 相競端余一云、朝霜之消者消言余打蟬等安良蘇布波之余 渡

会乃 齋宮從 神風余 伊吹或之 天雲乎 日之目毛不令見 常闇余 覆賜而 定之 水

穗之国乎 神隨 太敷座而 八隅知之 吾大王之 天下 申賜者 万代余 然之毛将有登

一云、如是
毛安良無等 木綿花乃 栄時余 吾大王 皇子之御門乎一云、刺竹
皇子御門乎 神宮余 装束奉而 遣使

御門之人毛 白妙乃 麻衣著 埴安乃 御門之原余 赤根刺 日之尽 鹿自物 伊波比伏

管 烏玉能 暮余至者 大殿乎 振放見乍 鶉成 伊波比廻 雖侍候 佐母良比不得者

春鳥之 佐麻欲比奴礼者 嘆毛 未過余 憶毛 未不尽者 言左敵久 百濟之原從 神葬

ゝ伊座而 朝毛吉 木上宮乎 常宮等 高之奉而 神隨 安定座奴 雖然 吾大王之

万代跡 所念食而 作良志之 香来山之宮 万代余 過牟登念哉 天之如 振放見乍 玉

手次 懸而将偲 恐有騰文

高市皇子尊たけのひのみこの城上きのへの殯宮おほのみやの時、柿本朝臣人麿かきもとの作る歌一首并に短歌

かけまくも ゆゆしきかも 一に云ふ、ゆ 言はまくも あやに畏き 明日香の 真神まかみの原に ひさかたの

天つ御門を かしこくも 定めたまひて 神さぶと 磐隠いはかくります やすみしし わご大君の きこしめす

背面せうめんの国の 真木立つ 不破山ふはのやま越えて 高麗劍こまろのぎ 和麴わがむぎが原の 行宮かりみやに 天降あちり座して 天の下 治め給

ひ一に云ふ、 食す国を 定めたまふと 鶉とりが鳴く 吾妻あづまの国の 御軍士みいくさを 召し給ひて ちはやぶる

人を和せと 服従まつらはぬ 国を治めと 一に云ふ、 皇子みこながら 任せ給へば 大御身おほみみに 太刀取りたち帯おばし

大御手おほみてに 弓取り持たし 御軍士みいくさを あどもひたまひ 齊ととのふる 鼓つづみの音は 雷いかづちの 声こゑと聞くまで 吹き

響なせる 小角くだの音も 一に云ふ、 笛ふエの音は 敵あ見たる 虎とらか吼ほゆると 諸人もろひとの おびゆるまでに 一に云ふ、 聞 捧たげた

1 万葉集古義

る 幡はたの靡なびは 冬ふゆごもり 春はるさり来きれば 野のごとに 着つきてある火の一にに云ふ、冬ふゆごも 風かぜの共とも 靡なびくがど
 とく 取とり持もてる 弓ゆみ弭ひの騒さわ み雪ゆき降ふる 冬ふゆの林はやしに一にに云ふ、 躑つむじ風かぜかも い巻まき渡わたると 思おもふまで 聞き
 きの恐おそく一にに云ふ、諸しよ人にんの 引ひき放はなつ 矢やの繁しげけく 大雪おほゆきの 乱みだれて来きたれそちより来きれば 服まつろ従したがはず 立たち
 向むかひしも 露つゆ霜しもの 消けなば消けぬべく 行ゆく鳥とりの あらそふ間まに一にに云ふ、朝あ霜しもの消けなば消けと 渡わた会あひの 齋いっの
 宮みやゆ 神かみ風かぜに い吹ふき惑まどはし 天あま雲ぐもを 日ひの目めも見みせず 常とこ闇やみに 覆おほひ給たまひて 定さだめてし 瑞みづは穂ほの国くにを
 神かみながら 太た敷敷きまして やすみしし わご大王おほきみの 天あまの下した 申まをし給たまへば 万よろづ代よに 然しかしもあらむと
 一にに云ふ、か 木ゆ綿はな花はなの 栄さかゆる時ときに わご大王おほきみ 皇みか子この御みか門かどを一にに云ふ、さす竹たけ 神かみ宮みやに 装よそひまつりて
 くもあらむと 使つかはしし 御みか門かどの人ひとも 白しろ栲たへの 麻あさ衣ころも着き 埴はに安やすの 御みか門かどの原はらに 茜あかねさす 日ひのことごと 鹿しかじものい
 匍はひ伏ふしつ つ ぬばたまの 夕ゆふべになれば 大おほ殿とのを ふり放はなけ見みつ つ 鶉うづらなす い匍はひもとほり 侍さむらひへど
 侍さむらひひ得とねば 春はる鳥とりの さまよひぬれば 嘆なげきも いまだ過おほぎぬに 憶おもひも いまだ尽こときねば 言ことさへく
 百ひゃく濟だの原はらゆ 神かみ葬はふり 葬はふりいまして 麻あさ裳もよし 城きのへ上の宮みやを 常とこ宮みやと 高たかくまつりて 神かみながら 鎮しづまり
 ましぬ 然しかれども わご大王おほきみの 万よろづ代よと 思おもほしめして 作からしし 香かぐ具ぐ山やまの宮みや 万よろづ代よに 過おほぎむと思おも
 へや 天あまの如ごとく ふりさけ見みつ つ 玉たま禪だん かけて俣しのはむ 恐かしこかれども
 (卷二 一九九)

高市皇子尊^{タケチノミコノミコトノ} 城上^{キノヘノ} 殯宮之時^{アヲケノミヤノトキ} 柿本朝臣人麿作歌一首并短歌^{カキノモトノアソミヒトマロガヨメルウタヒトツマタミシカウタ}

高市皇子尊の御伝は、二上^{タカ}に既^キく委^ツく云^クり、壬申の御乱に御功を立^テまし、ことは、天武天皇紀云、元年六月辛酉朔甲申、先遣^ニ高市皇子於不破^ニ、令^レ監^ス軍事云々、丁亥、高市皇子遣^シ使於桑名郡家^ニ以奏言^ク遠^ニ居御所^ニ、行^レ政不^レ便^ニ、宜^レ御^ニ近所^ニ、既^ニ日天皇留^シ皇后而入^リ不破^ニ、云々、到^リ于野上^ニ、高市皇子自^レ和暫^ニ参迎^シ以便奏言^ク、云々、既^ニ而天皇謂^ク高市皇子^ニ曰、其^レ近江朝^ニ、左右大臣及智謀群臣共^ニ定^ム議^ス、今朕無^ニ与計^ス事者^ニ、唯^ニ有^リ幼小孺子^ニ耳^ニ、奈^ニ之^ニ、何^ニ、皇子攘^レ臂^ニ按^レ劍^ニ、奏言^ク、近江群臣雖^レ多、何敢逆^ニ天皇之靈^ニ哉、天皇雖^レ独^ニ、則^レ臣高市、頼^ニ神祇之靈^ニ、請^ク天皇之命^ニ、引^シ卒諸將^ニ而征討^ス豈有^レ距乎、爰^ニ天皇誉^フ之、携^レ手撫^レ背曰^ク慎^ニ不^レ可^レ怠^ニ、因^ニ賜^フ鞍馬^ニ悉^ニ授^ク軍事^ニ、皇子則還^リ和暫^ニ、天皇於茲行宮興^ス野上^ニ而居焉^ニ、此夜雷電雨^ニ甚^ニ、天皇祈^フ之曰、天神地祇扶^レ朕者雷雨息^ム矣、言訖即雷雨止^シ之、戊子、天皇往^テ於和暫^ニ檢^シ投軍事^ニ而還^リ、己丑、天皇往^テ和暫^ニ命^ク高市皇子^ニ号^ク令^ク軍衆^ニ、亦還^リ于野上^ニ而居^スとあり、此後太政大臣に為^リ賜^フひ、淨広菴の位を授^リりしなど、みなこの壬申の乱の御功によれるなり、(既^ニく上^ニに云^フ)、さて此皇子、皇太子に立たまへることは、書紀には見えざれども、後、皇子尊と申し、又懷風藻にも其証見えて、上に引たるが如し、○城上殯宮之時は、此皇子の御墓、大和国広瀬郡三立岡といふ処にあれば、城上は其地の大名なるべし、和名抄に、大和国広瀬郡城戸とあり、十三挽歌に、城於道とも、城上宮とも見えたり、此下に、明日香皇女城上殯宮、とあるも同じ、武烈天皇紀に、三年十一月、詔^シ大伴室屋大連^ニ、発^シ信濃国男丁^ヲ、作^シ於城像水^ニ、仍^テ曰^ク城上^ト、とある処なるべし、さて薨賜

へる年月は、左註に書紀を引るがごとし、○契沖云、人麻呂の長歌おほき中にも、此歌ことに長篇にて、つぶさに、壬申の乱を、しづめ給へることを、しるされたれば、皇子の威名大功、此歌により、不朽を日月に懸たりといふべし、千歳の英魂、皇子の精神にそひて、此歌にとゞまれば、後の長歌を見るに只艶麗にして、当世にかなへるをのみいひて、これらの歌におよばぬは、人麻呂赤人とのみ声にほし^本て、すこしもその心をしらぬなるべし

挂文。忌之伎嶋。言久母。綾爾畏伎。明日香乃。真神之原爾。久堅能。天津御門乎。懼母。定賜而。神佐扶跡。磐隱座。八隅知之。吾王乃。所聞見為。背友乃国之。真木立。不破山越而。伯劍。和射見我原乃。行宮爾。安母理座而。天下。治賜。食国乎。定賜等。鳥之鳴。吾妻乃国之。御軍士乎。喚賜而。千磬破。人乎和為跡。不奉仕。国乎治跡。皇子隨。任賜者。大御身爾。大刀取帶之。大御手爾。弓取持之。御軍士乎。安騰毛比賜。斉流。鼓之音者。雷之。声登聞麻低。吹響流。小角乃音母。敵見有。虎可叫吼登。諸人之。協流麻低爾。指サ有。幡之靡者。冬木成。春去來者。野毎。著而有火之。風之共。靡如久。取持流。弓波受乃驟。三雪落。冬乃林爾。飄可毛。伊卷渡等。念麻低。聞之。恐久。引放。箭繁計久。大雪乃。乱而來礼。不奉仕。立向之毛。露霜之。消者消倍久。去鳥乃。相競端爾。渡会乃。斉宮從。神風爾。伊吹惑之。天雲乎。日之目毛不令見。常聞爾。覆賜而。定之。水穗之國乎。神隨。太敷座(而)。八隅知之。吾大王之。天下。申賜者。万代。然之毛將有登。木綿花

乃、^{サカユルトキニ}榮時爾。吾大王。^{ミコノミカドヲ}皇子之御門乎。神宮爾裝束奉而遣使。御門之人毛。白妙乃。麻衣著。埴安乃。御門之原爾。赤根刺。日之尽。鹿自物。伊波比伏管。烏玉能。暮爾至者。大殿乎。振放見乍。鶉成。伊波比廻。雖侍候。佐母良比不得者。春鳥之。佐麻欲比奴礼者。嘆毛。未過爾。憶毛。未尽者。言左散久。百濟之原從。神葬。葬伊座而。朝毛吉。木上宮乎。常宮等。高之奉而。神隨。安定座奴。雖然。吾大王之。万代跡。所念食而。作良志之。香来山之宮。万代爾。過牟登念哉。天之如。振放見乍。玉手次。懸而將偲。恐有騰文。

挂文（挂字、拾穗本には掛と作り）は、かけむもの伸りたるにて、（マク。の切ムとなる。）言端にかけ
ていはむ事もあり、（岡部氏考に、挂を心にかくこととせるはわろし、そは次に、言久母とあるにより
てなれど、同じ意のことをも、言を少しかへて、打かへしいふは、古歌の常ぞ。）○忌之伎鴨は、（旧
本に、一云由遊志計礼杼母と註せり、こはわろし、志字、拾穗本には之と作り）恐多く忌憚しき哉と
なり、凡て由遊之といふ言は、恐みて憚らるゝと、嫌はしくて憚らるゝとありて、総て忌憚らるゝこと
をいへり、其中に三卷に、言卷毛齊忌忌可物、六卷に、言卷毛湯々敷有跡、又繫卷裳湯々石恐、十
五に、湯種蒔忌々伎美爾故非和多流香母、などあるは、こゝと同じく、恐みて忌憚らるゝ方なり、四卷
に、独宿而絶西紐緒忌見跡、十卷に言出而云忌染、十二に、忌々久毛吾者歎鶴鴨、十七に、許登
爾伊泥底伊波婆由遊思美、古事記雄略天皇大御歌に、由々斯伎加母加志波良袁登壳、などあるは、嫌は
しくて忌憚らるゝ方なり、鴨は歎息辞なり、哉と云むが如し、○言久母は、言むもの伸りたるにて、言

端に出して云む事もなり、○綾爾畏伎は、あやしきまでに恐き、といふなり、既く出づ、凡て天皇の御うへを申さむとしては、必上件の言を、先初に冠らしめたるは、古語の常なり、是にても、凡て古人の、天皇を深く畏み、厚く敬奉りしことを、おしはかるべし、古学せむ徒は、こゝに要すまづ心を附べし、ゆめおほにな見すぐしそ、○真神之原爾云々は、天武天皇の御陵を造奉れる事を云、真神は、崇峻天皇紀に、始作法興寺此地、名飛鳥真神原、亦名飛鳥苦田とあり、岡部氏云、こゝには、明日香の真神の原とよみたるを、紀には、大内てふ所と見え、式には、檢隈大内陵と有は、本明日香檢隈はつゞきてあり、大内は、その真神原の小名と聞ゆ、然ればともに同じ辺にて、違ふにはあらず、今見るに、飛鳥の岡里の西北二十町ばかりに、五条野といふ所あり、そこに陵あり、是天武持統二天皇、合せ葬まつれる陵なりといへり、○天津御門乎、(津字、拾穗本には都と作り、)此は御陵を、皇居の御門に准へて、天津と云り、その皇居を天といふも尊みて高天原になぞらへたる称なり、十三に、久堅之王都とあるにて、その高天原に效へたる趣をしるべし、○懼母は、恐多くもといふが如し、○定賜而は、万代不変常の御門と定賜ひてなり、此上に御食向木應之宮平常宮跡定賜とあり、○神佐扶跡は、神さぶるとてといふなり、佐扶の言は既く云り、跡はとての意なり、○磐隱座は、御陵に永く鎮り座をいふ、三卷河内王を、豊前鏡山に葬れる時の歌に、豊国乃鏡山之石戸立、隱爾計良思雖待不来座、とよめるが如し、鎮火祭視詞に、伊佐奈美乃命火結神生給氏、美保止被焼氏、石隱坐氏、倭姫命世記に、倭姫命、自退三尾上山峯二石隱坐などあり、さて御陵は、持統天皇紀に、冬十月辛卯朔壬子、

皇太子率二公卿百寮人等、并諸国司国造、及百姓男女、始築三内陵一、諸陵式に、松隈大内陵、(飛鳥淨御原宮御宇天武天皇、在三内和国高市郡一、兆城東西五町南北四町、陵戸五烟、)と見えたり、○所聞見為は、廿卷に、伎己之米須四方乃久爾、とあるに全同じ、凡て天皇の天下を治め給ふことを、伎己之乎須とも、伎己之米須とも、之呂志米須とも云ること、なほ一巻此朝臣の吉野の長歌に、八隅知之吾大王之所聞食天下爾、とある下に委注たるが如し、さて是よりは、天武天皇の天下しろしめし、そのかみのこと立かへりていふなり、○背友乃国^{ソトモ}之^{クニ}は、背面^{ソトモ}のことは、一巻に委云り、こゝにては美濃国をさす、東山道にて、大和よりは北良の方にもあたるべければ、かくいへり、(必山陰道に限りていふにはあらず、宅地にても、後にあたる方を云にて知べし、)○真木立^{マキタツ}は、一巻に、真木立^{マキタツ}荒山道乎、三巻に、真木之立^{マキノタツ}荒山中爾^{アラヤマノチノニ}などあり、真木の事は、既く云り、○不破山^{フハヤマ}越而^{ヤマコエテ}は、美濃国不破郡の山を越てなり、前に書紀を引て云る如く、是は天皇初吉野を出まして、伊勢の桑名におはしまし、を、高市皇子の奏給ふによりて、桑名より美濃の野上行宮へ幸し時、此山を越賜ひしなるべし、○^{コマツルキ}狗^{イヌ}と作るは誤なり、枕詞なり、契沖^{キヅキ}狗劍^{イヌノツルギ}は高麗の劍なり、もろこしの劍には、櫛のかしらに鏝をつくれば、高麗にもつくるべし、鏝のたぐひをも、わといへば、わざみとつゞけむためにいへり、戦国策云、軍之所出、予戟折鏝鉞絶、(鏝^ハ刀鏝、補曰、鏝^ハ姚、本作^レ弦、)古楽府曰、藁砧今何在、(藁砧^ハ砧也、砧借^レ為^レ夫、)山上更有^レ山、(山上^ハ山言出也、)何日大刀頭、(大刀頭有^レ鏝、鏝借^レ為^レ還、)破鏡飛上天、(破鏡^ハ月也、)第十一に、笠のかりてのわざみのにとよめるも、笠のうらにちひさきわをつけて、

それよりををすべるを、かりてといふゆゑに、これもわとつゞくるためは、今とおなじ心なりと云り、伊勢大神宮式神宝の中にも、玉纒横刀一柄云々、頭頂著ニ仆環一勾フ、(絳一寸五分玉纒十三町、四面有五色玉ツ)と見えたり、(これは古異国より獻りしを、神宮に奉りしなりといへり、谷川氏云、藻塩草にも、狛劍は柄長くて、輪のあるなりと見えたり) ○和射見我原は、不破郡和野の原なり、なほ次に云べし、十一に、和射見野爾吾者入跡妹爾告乞とあり、○行宮は、天皇のかりそめに、御座まし給ふ宮をいふ、○安母理座アモリイマシテ而は、安母理は、安麻於理の約りたるなり、(麻於の切母)三卷に、天降付天之芳山ノカケヤマ、十三に、葦原乃水穂之国丹手向為跡天降座兼アシハラノミヅホノクニニタムケストアモリマシケム、十九に、安母理麻之とあり、さてこれは、天上より此国土に降るをいふことなるを、こゝは天皇のいたりおはしますを尊みて、高天原より降座になぞらへて云るなり、さて高市皇子は和野におはしまし、天皇は野上行宮におはしまし、その野上より、和射見へ度々幸して、御軍事を檢授賜ひしこと、書紀に見えて、上に引ることし、○治賜は、旧本に、一云、弘賜ハラヒタマヒテ而と註せり、(こを岡部氏考に、一二の方をとりて治賜とあるを、あしざまにいひたるはいかに) 続紀卅卷詔に、新城乃大宮爾ニヒキノオホミヤニ、天下治給アメノシタマハシ之中都天皇、靈異記に御字を阿米乃志多乎カワサメクヒシ左女多比之と註り、○食国乎は、所聞食給ふ国をと云なり、○定賜等は、皇化に帰服ぬ賊徒を払ひ平らげて、定賜とてといふなり、等はとての意なり、○鳥之鳴トリガナリ(鳥字、拾穂本には鶏と作り)は、東の枕詞にて、集中にこよなく多き詞なり、さてこのつゞけの意、昔來諸説あれど、論に足らず、今按に、こはさは鶏が鳴ぞ、やよ起よ吾夫と云意につゞくなるべし、(即東といふも、吾妻といふより興れ

ること、古事記書紀に見えて人皆知るが如し、都麻は夫をいふも、妻をいふも同意なり、神樂歌には鳥はかけるとなきぬおきよくわがかとよつま人もこそ見れ、此集にも又、吾門に千鳥數鳴起よ起よ、といへるなどを思合べし、○吾妻乃國之云々は、上に書紀を引たる如く、先遣高市皇子於不破令監軍事云々、とある以下の事にて、東方諸國の官軍を召集め給ふことなり、(遣山背部小田安斗連阿加布發東海軍、又遣稚桜都臣五百瀬土師連馬手發東山軍などあるをいふ)さて阿豆麻といふこと、古事記景行天皇条に、倭建命自其(相模國燒津)入幸、渡走水海之時其渡神興浪廻船、不得進渡、爾其后名弟橋比売命白之、妾易御子而入海中、云々、到足柄之坂本云々、故登立其坂一三歎、詔云阿豆麻波夜故号其國謂阿豆麻也、書紀には、日本武尊曰、蝦夷凶首威伏其辜、唯信濃國越國頗未從化、則自甲斐北軫歷武藏上野、西逮于碓日坂時、日本武尊每有顧弟橋媛之情、故登碓日嶺而東南望之、三歎曰、吾孀者耶、故因号山東諸國曰吾孀國也とあり、これ古事記と書紀と、伝の異なるが中に、彼弟橋媛命の亡坐しを、慕ひ歎給へる謂なるは、共に違はず、さて古事記に依ときは、相模一國を指て、阿豆麻と云る意なれど、広く云ときは、足柄より東方なる、諸國に涉りて、書紀に、号山東諸國、曰吾孀國、とあるにたがはず、今世に人の心得たる如し、さて彼御歎のありし地の、足柄と碓日と伝の異なるは、何れか正しからむ、決めがたし、上野國に吾妻(阿加豆末)那あるを以見れば、碓日とせむこと正しからむか、然れども書紀の文の次第にては、吾孀の御歎時後れて似つかはしからず、かにかくに決めがたし、さて倭建命の此行

の路次ミチノナヰの趣、古事記なるは皆よくかなへるを、書紀には、国の次第順はず、と本居氏古事記伝に委論ウヰへり、○御軍士ミイクサヲ乎は、伊久佐イクサはこゝに書る如く、軍士をいふ称なり、古事記に、黄泉軍ヨモイイクサ、書紀神武天皇巻に、女軍メイクサライクサ、男軍オイクサ、六巻に、千万チヨロツノイクサ乃軍ノイクサ、廿巻に、多家吉軍卒タケケイクサ、また須米良美久佐スメラミクサなどあり、こゝは官軍なれば御軍士ミイクサと云るなり、(本居氏云、凡て戦を伊久佐イクサと云ることは、古書にはみえず、いと後のことなり、軍、字師シ字などを書も、其人衆を云故なり、然るにいくさは射合箭イクサと云ことなり、と師のいはれつるはいかゞ、戦シ字などを、いくさと訓る例もなきをや、)○喚賜メシタマヒテ而は、東海道東山道の軍士を、めし呼給ひてといふなり、○千磐破チハセブルは、二上ニノに出て既く委ウヰ云り、こゝは官軍に不奉仕ソムキて、猛く烈き人を云り、○人乎和為跡ヒトヲヤハセトは、ヒトヲヤハセトと訓、廿巻に、知波夜夫流神乎チハヤブルカミヲ許等牟氣麻都呂倍奴比等乎コトムケマツロハスヒトヲモヤハシ母夜波志モヤハシ、大殿祭祝詞に、言直志和志コトナホシヤハシ(古語云夜波志)坐弓マシテ、倭姫命世記に、夜波志志都米ヤハシシメなどあり、和為ヤハセは、和せよといふ意なり、和せよと皇命もて任し賜ヨサへばといふなり、○不奉仕マツロハスは、不マツ二マツ從服マツロハなり、麻都呂布マツロフといふ言意は、奉るの伸りたるなり(呂布は留ルと切る、)從服ツキレタガフは、其身を上へ奉る故にいふことぞ、既く一卷に委ウヰ云り、(岡部氏考に、纏マツふことに解なせるは非なり、)○国乎治跡クニヲシサメトは、(旧本に、一云、掃部等と註せり)国を治めよといふ意なり、治めよと皇命もて、任し賜へばといふなり、○皇子隨ミコナガラは、神隨カミナガラとあるにひとしきいひ様にて、皇子とまします其まゝに、任賜へる軍事を負持給ふよしなり、○任賜者マキタマハは任賜ふまゝに、軍事を負持賜者マキタマハといふなり、さて元麻氣マキは令セ罷マカフの切りたる言にて、皇命以て、京外の国々の官事などに遣すをいひ、麻伎マキは罷マカフの切りたる言にて、皇命を奉て、京外の国々の官事などに遣すをいひ、

るを云ことなるを、それより転りては、何事にまれ、命令て負持しむるを麻氣といひ、承諾て負持を麻久と云しとおぼえたり、されば下に、人麻呂妻死之時作歌の或本に、縁、児之乞哭別、取委物之無者とあるも、児に与へて持する物を取委物と云りときこえたり、故こゝも任し賜ふまゝに、負持賜へばといふ意を、任賜者と云るなるべし、かくて諸皇子等多くましましける中にも、此皇子にのみ、御大事を任し賜へることは、すぐれてさとくたけく、ををしくましくけるのみにあらず、此時草壁皇子は纔に十一歳、大津皇子は九歳なれば、其余は知ぬべし、此皇子の御歳は物に見えねど、天武天皇六年に、嫡子長屋王出生賜へるなどをもておもふに、此皇子は長子にて、この御時二十歳にも及賜ひけるなるべし、○大御身爾は、皇子尊の大御身になり、大御と尊称こと既く云り、○大刀取帯之は、劍取佩賜ひといふなり、多知といふ名義は、物を断切よりの称なり、取は、もはら、手して為る事にそへいふ称なり、帯之は於妣の伸りたる言にて、(婆之切妣)、佩賜ひといふ意なり、○弓取持之は、弓を取持賜ひといふ意なり、持之は毛知の伸りたる言なること、帯之の如し、○安騰毛比賜は、誘ひ率ゐ給ひといふなり、九巻に、足利思代榜行舟薄、又三船子呼阿騰母比立而、十巻に、阿跡念登夜渡、吾乎聞人哉誰、廿巻に、安騰母比弓許芸由久伎美波などあり、書紀に誘字をアドフと訓るも同じ、詠と云も、誘都良布なり、都良布は、拳都良布、引豆良布、言豆良布、丹豆良布など云都良布なり、○齊流は、軍士を呼興し齊、整ると云なり、字鏡に唯調人率三下人一也、止々乃不とあるが如し、古事記中巻仲哀天皇、条に、整軍双船度幸之時、書記舒明天皇巻に振旅、また同紀に、卯始朝之已後退之、因以鐘為節

とある、節をト、ノへとよめるも、人々を令^{フル}齊^ト謂^フなり、統紀廿五^ノ詔^ニに、又竊^{ニム}六千^ノ乃^ノ兵^ヲ乎^オ發^シ之^ヲ等^ヲ々^ト乃^ノ比^トとあるも同じ、三卷に、網^ゴ子^ノ調^ハ流^ハ海^ノ人^ノ之^ノ呼^ビ声^ト、十卷に、左^サ男^ノ鹿^ノ之^ノ妻^ヲ整^ツ登^ル鳴^ク音^ト之^ヲ、十九に、物^ノ乃^ノ布^ノ能^ハ八十^ノ友^ト之^ノ雄^ヲ乎^ヲ撫^ク賜^フ等^ヲ登^ル能^ク倍^ス賜^フ、廿卷に、安^ア之^ノ我^ノ知^ル流^ハ難^ク波^ニ能^ク美^ク津^ニ爾^ト、大^オ船^ノ爾^ノ末^ヲ加^フ伊^ノ之^ノ自^ラ奴^ト伎^ト、安^ア佐^ノ奈^ノ芸^ト爾^ト、可^カ故^コ等^ト登^ル能^ク倍^ス、由^ユ布^ノ思^シ保^ル爾^ノ可^ク遲^ク比^キ乎^リ里^ト、安^ア騰^ト母^ト比^ト三^ノ許^ク芸^ト由^ユ久^ク伎^キ美^ク波^ト、又^マ奈^ノ爾^ノ波^ノ都^ノ爾^ノ船^ノ乎^ノ宇^ノ氣^ノ須^ト惠^ト、夜^ヤ蘇^ノ加^ノ奴^ノ伎^ノ可^ク古^ク登^ル々^ト能^ク倍^ス三^ト、安^ア佐^ノ婢^ノ良^ノ伎^ノ和^ク波^ト己^ト芸^ト渥^ク奴^ト等^ト、統後^ト紀^ノ十^九興^ノ福^ノ寺^ノ僧^ノ長^ノ歌^トに、行^オ布^ノ人^ノ乎^ト調^トなどあり、(岡部^ノ氏^ノ考^ニに、齊^ト流^トを鼓^ノ吹^ノ調^ノ練^ノのことにときなせるは、いみじきひがことなり。)○鞞^ト之音^ト者^ト(鼓^ノ字^ヲ、拾^レ穗^ノ本^ニには鼓^トと作り、鼓^ハは鼓^ノの俗^ノ字^{ナリ}とあり)は、谷^ノ川^ノ氏^ノ書^ノ紀^ノ通^ノ証^ニに、鼓^ハ都^ノ曇^ト也^ト、唐^ノ書^ノ礼^ノ樂^ノ志^ニ、天^ノ竺^ノ伎^ノ有^ニ都^ノ曇^ノ鼓^ト、白^ノ孔^ノ六^ノ帖^ト、都^ノ曇^ハ各^ノ臘^ノ本^ノ外^ノ夷^ノ樂^ト、都^ノ曇^ハ似^ニ腰^ノ鼓^ト而^シ小^ト、荅^ノ臘^ハ即^チ蜡^ノ鼓^ト也^トとあり、古^ノより鼓^ヲを撃^テ軍^ノ卒^ノの節^トとせしこと、書^ノ紀^ノ等^ニに見^エたり、下^ニに云^フ、○雷^ノ之^ノ云^々は、音^ノの高^ク繁^クきをいふ、伊^ノ加^ノ都^ノ知^トといふ名^ノ義^ハは、本^ノ居^ノ氏^ト、伊^ノ加^ハは嚴^{ナリ}なり、豆^ハは例^ノ之^ニに通^ス助^ノ辭^ト、知^ハは美^ノ稱^{ナリ}と云^フり、(契^ノ沖^ノが、嘯^ノ槌^ノの義^トと云^フるはあたらす)薬^ノ師^ノ寺^ノ仏^ノ足^ノ石^ノ碑^ノ御^ノ歌^ニに、伊^ノ加^ノ豆^ノ知^ノ乃^ノ比^ノ加^ノ利^ノ乃^ノ期^ノ止^ノ岐^トとあり、今^ノ按^ニに、豆^ノ字^ハは書^レたれども清^テて唱^フべし、(今^ノ世^ニに、濁^テて唱^フるは、よろしからず。)○吹^ノ響^ノ流^ハは、吹^ラならせるといふなり、凡^テて鳴^スずを那^ノ須^トと古^ノ言^ニに云^フること多^シし、こは足^ラすを多^ク須^ト、借^ラすを可^ク須^ト、減^ラすを閑^ス須^ト、余^ラすを阿^ノ麻^ノ須^トなど云^フ格^{ナリ}なり、繼^テ体^ノ天^ノ皇^ノ紀^ニに、管^ノ母^ノ喇^ノ矩^ノ能^ノ窳^ノ都^ノ細^ノ能^ノ智^ノ婆^ノ度^ト、那^ノ我^ノ例^ノ俱^ノ屢^ノ馱^ノ開^ト能^ト、以^テ矩^ノ美^ノ娜^ノ開^ノ余^ノ囊^ノ開^ト、謨^ト等^ノ陸^ノ鳴^ノ麼^ノ管^ノ等^ノ儺^ノ都^ノ俱^ノ喇^ト、須^ノ衛^ノ陸^ノ鳴^ノ麼^ノ府^ノ夷^ノ儺^ノ都^ノ俱^ノ喇^ト、府^ノ企^ノ儺^ノ須^ノ美^ノ母^ノ盧^ノ我^ノ紆^ノ儺^ノ爾^ト云^々、古^ノ今^ノ集^ニに、秋^ノ風^ノにかきなすことなどある。儺^ノ須^ハは、皆^ノ鳴^スすなり、○小^ノ角^ノ乃^ノ音^ノ母^ハは、旧^ノ本^ニに、一

云、笛乃音波と記せり、天武天皇紀に、十四年十一月癸卯朔丙午、詔四方国曰、大角小角鼓吹幡旗及弩抛之類、不_レ應_レ存_三私家_一、咸收_三于郡家_一、和名抄に、兼名苑註云、角本出_三胡中_一、或云、出_三呉越_一以象_三竜吟_一也、揚氏漢語抄云、大波角良乃布江、小角久太能布江、軍防令に、凡私家不_レ得有_三鼓鉦弩矛_一、並免_三徭役_一などあり、○敵見有は、寇而有なり、寇限_一、民部式に、凡諸国、国別置_三鼓生_一二人、大角生五人、小角生三人、並免_三徭役_一などあり、○敵見有は、寇而有なり、寇んだると云むが如し、(敵を見たると云にはあらず)見は、難見_一為_レ而など云見に同じ、敵にはりあひむかひ、いかれるをいふなり、○虎可_一吠吼登は、虎の吼るかといふ意なり、可は、吼の下にうつして意得べし、虎牛犬の類の鳴を保由流といふこと、今世もしかり、吠字は、叫と古御国にて通書りと見ゆ、吼牛鳴也と註せり、十三に、吾待_一公犬莫吠行年、字鏡に、吠大乃保由留などあり、○諸人は、毛呂比等と清て唱べし、○協流麻低爾、(協字、拾穗本に脅と作るは非なり)旧本に一二云、聞惑麻低と註せり、協流は、字鏡に、協憫_一於比也須、又愕然_一驚愕也、於比由、又忙_一怕_一於比由などあり、○指举有は、佐々宜多流と訓、(之阿の切佐となる)古事記雄略天皇条歌に、佐々賀世流美豆多麻字岐爾、藥師寺仏足石碑御歌に、乃知乃保止氣爾由豆利麻都良牟佐々義麻字佐牟、甘卷に、佐佐己由加牟などあり、○冬木成は、春の枕詞なり、既く出づ、○野每_一著而有火之、(之字、拾穗本には乃と作り)旧本に、一二云、冬木成春野焼火乃と註せり、春は白田作るとて野を焼こと、今世も然り、下志貴親王薨時歌に、春野焼野火登見左右と見ゆ、日本紀略に、寛弘二年乙巳二月八日丙戌、野火及_三大歌所_一、延_三及_三大藏省_一、西倉一字焼亡、○風之共は、風の吹と共にと

いふ意なり、○靡ナヒクガゴトク如久は、赤旗の靡が野火に似たるなり、○弓波受ユハズノサワキ乃驟ノサワキとは、弓波受ユハズは、和名抄に、
釈名ユ云、弓末曰ヲ彌ト、和名由美波数ユミハズとあり、波受ハズは弓末の端に在て、角また骨などを以テ造れる物なり、
古事記に、弓端之調ユハズノミツギ、十六鹿の詞に、吾爪者御弓之弓波受アガツメハミユノユハズとよめり、是を以見れば、鹿の爪にても造し
なり、さて一巻に、梓弓之奈利弭アツサノユニナリハズ乃音為奈利オトスナリとあると、こゝとを合考るに、古の弓に弭の音高く、こ
とに鳴べく製りしがありしなるべし、さていかなれば、弭の鳴やうにつくれるぞといふに、其音以て威
すが料なりけり、かの鳴鐘ナリカワトモ鞞ニなどにて、さるゆゑをさとるべし、○三雪落ミユキフルは、三は借字にて、真雪と
いふに同じ、十三に、三雪零冬ミユキフツユノシタハ朝者アサノヒト、十八に、美由伎布流冬爾伊多礼波ミユキフルコユニイタレバ、廿卷に、三雪布流布由波ミユキフタフユハ
布能未フノミなどあり、○冬乃林爾フユノハヤシニ、旧本、二云、由布乃林ユフノハヤシと註せり、由布は布田の倒置タガヒたるなり、○飄フムシカ可
母モとは、飄は和名抄に、文選詩、回颺ウキ卷マキ高樹タカキ、和名豆無ツムシカゼ之加世ノカゼ、字鏡に、颺飄ウキハヤシ、四形作暴風ウツリ、豆
牟志加世ムシカゼ、又颺ウキ夙ソク颺ウキの字をも、豆牟自加是ツムシカゼとあり、神功皇后紀に、飄風をツムシカゼとよめり、又延喜
式神名帳、出雲国意宇郡波夜都武自和氣神社とあるを、文徳天皇実録に、速飄ハヤツムシカゼ別命ワカサマとあり、又神名帳
に、出雲郡都武自神社、また出雲風土記に、島根郡波夜都武自神社あり、後世の歌に都之風ツムシカゼとよめる
は、即都武之の武の訛略たるにて、比武可ヒムカシ之を、比可ヒカシ之といふと同例なり、かくて都武といふ義は、未
思オモひ得ず、之は、風カゼの之ノに同じくて、疾風ハヤチコチ東風トウフウなどいふ知に通ひて、風の古言なり、知チと之シとは、いと
親オトナ通ふことにて、例多し、さて多く自字は書たれども、必清ヒツキヨて唱べき理なり、(濁ナて唱ふるは、ひがこ
となり)可毛モは、卷渡の下にうつつして意得べし、○伊卷渡イマキワタ等は、伊は発語にて、卷渡るかと思ふよし

なり、卷は木葉吹卷などいふ卷なり、○聞之恐久、日本に、一云、諸人見惑麻低爾と註せり、(この一本はわるし、用べからず、さて岡部氏考に、聞字を見に改て、こゝは聞之恐久といふべき処にあらず、見を誤れること明らけし、又一本には、諸人見惑麻低爾とあれど、上にも諸人云々とあるに、わざと対へいへるとも聞えず、且雷虎に聞協、幡弓に見恐むと見ゆれば、彼此取捨たりとあるは、一わたりはまづ理めきて聞ゆれども、よく思へば、こはいみじきみだり説にぞありける、さるは指拏有幡之靡と云詞は、風之共靡如久といふ句にていひ終れり、風の共なびくが如く、見まがふといふ意なればなり、さて取持有弓波受乃驟云々は、飄可毛伊卷渡等念麻低聞之恐久といひ終たるにて、驟は弓弭の音の高くしばしするを、聞恐む意なればなり、佐和久は形に就ても云、音につきても云詞なればなり、驟字は、もはら形につきて云、佐和久なるべし、左伝に、驟願三諸朝などあれば、形につきて云る字なり、されど佐和久といふうへにては、字には、拘はらず、こゝは音につきて云るなり、字鏡に、貉衆口也、佐和久とあるは、音につきて云るなれば、其意なり、三卷に、旦雲一多頭羽乱夕霧丹河津者驟、七卷に、鳥自物海二浮居而輿津浪膠平聞者とよめるなども、皆字には拘はらず、音につきてのみ云るをもおもへ、○箭繁計久は、箭の繁き事とはいふ意なり、○乱而來札は、(日本に、一云、霰成曾知余里久礼婆と註せり、彼方より來ればなり、されどこの一本はおとれり、岡部氏考に、曾知は、そのみちのみを略けるにて、彼の方といはむがごとし、をちこち、いづちなどのちと同じと云り、ソチを彼方の意と見しはたがはねども、そのみちのみを略けりと云るは心得ず、みちのみは御にて、もとよりそへたる

詞なれば、略けりとはいふべからず、且知は、道てふ言にもあらじをや、乱て来ればといふなり、本居氏、きたればといふべきを略きて、きたれと云は、長歌の中に殊に一格なり、すべて上と下と、事の転ずる所の境には、如此いふ古の長歌の常なり、師考に、者は補て、クレバと訓れたるは、中々にわるしと云り、(但しきたればといふべきを略きて、ニ云々と云るはいさゝかわろし、者はいはでも、もとよりしか聞ゆる古語なれば、ことさらに略きたるものにはあらず、さてこは御方の箭の事をいへるなれば、乱而行れといふべきやうなれども、こゝは敵方になりて、しか云るなり、一卷に、倭者鳴而歎来良武、と云る歌の来と、意味ひとし、相照べし、さてこゝは、引放つ矢の、雪の如く、繁く乱れちるさまを云、景行天皇紀云、時賊虜之矢横、自川射之、流ニ於官軍前一如レ雨とも見ゆ、○不奉仕、是より下六句は、敵方のことを云なり、○露霜之は、消の枕詞なり、十二に、露霜乃消安我身雖老とあり、露霜の事は上に云り、○消者消部久は、消なば消ぬべくにて、身を捨て向へるよしなり、○去鳥乃は、群り飛行鳥の、おのれさきだゝむと、進み競ふものなれば、相競の枕詞とせり、○相競端爾(旧本に、一二云、朝霜之消者消言雨打蟬等安良蘇布波之爾と註せり、言は香の誤にて、ケナパケヌガニなるべし)は、相字は理も添たるなり、端は、契沖、あひだといふ詞なり、すなはち間字をはしとよめり、用明天皇の後、聖徳太子の御母、穴太部間人皇女と申、日本紀に見えたり、此集にも、第一に間人連老、第三に間人宿禰大浦あり、みな間字はしとよめり、古今集に、高津内親王の御歌に、木にもあらず草にもあらず竹のよのはしにわが身はなりぬべらなり、とよませ給へり、竹は草木のあひだに

て、よはまた兩節の間なれば、いづかたへもつかぬうきたる御身と、竹によそへ賜へるなれば、此はしもあひだなり、又川にわたすをはしといふも、兩岸の間なれば、間の字の心を、橋の体に付たる名なるべし、第十九に家持の、ほとゝぎすならびに時の花をよめる長歌に、また此あらそふはしにといふ詞あり、そこはますくあひだの心なりと云り、(本居氏、柱といふ名義も、波斯は間なるべし、柱は屋と地との間に立る物なればなりと云り) 群鳥の飛立時、我先にといそぐごとく、互に先鋒を相争ふあひだにといふなり、○度会乃、此より下八句は、御軍に神助のおはしまし、事をいふなり、渡会は、十二に、度会、大河辺、若歷木云々、和名抄に、伊勢、国度会郡(和多良比)とあり、○齋宮従は、イハヒノミヤと訓べし、(イツキノミヤと訓るも難はなけれど、さては齋王の坐宮を云にもまぎらはしければなほイハヒと訓べし) 大御神宮をも、齋王の坐宮をも、俱に字には齋宮と書れども、大御神宮なるを申すには、イハヒといひ、齋王の坐宮をば、後までも唱来れるごとく、もとよりイツキといひて、別てりとおぼえて、雄略天皇紀にも、稚足姫皇女侍伊勢大神祠とある、このイハヒと訓来れるをも思ふべし、齋宮は、垂仁天皇紀に、天照大神誨、倭姫命、曰、是神風伊勢国、則常世之浪重浪帰国也、傍国、何恰国也、欲、居是国、故、随大神、教、其祠立於伊勢国、因興齋宮于五十鈴川上、云々と見えて、齋宮は即大御神宮なると、古事記に、此二柱、神者拜祭、佐久斯呂伊須受能宮とある、二柱神は、大御神の御霊と、思金神の御霊とを指て申せるにて、五十鈴川上とあるは、即大御神宮なることを、思定むべし、(然れば書紀に、祠立於伊勢国、とある立字は定を誤れるにて、其祠を伊勢国に定め

て、さて宮を五十鈴川上に興といふなるべし、と本居氏のいへる、さることなり、さて既く一巻題詞に、伊勢齋宮とあるは、延喜式に、齋宮凡天皇即位者、定伊勢大神宮齋王、仍簡内親王未嫁者ト之、とあるごとく、御世御世の齋王に立給ふ皇女の坐ます宮をいふことにて、此の齋宮とは異れり、古語拾遺に、泊于卷向玉城朝一（垂仁天皇）、令皇女倭姫命奉齋天照大神、仍隨神教、立三其祠於伊勢国五十鈴川上、因興齋宮、令倭姫命居焉と見えれば、即同じ御代に、大御神を齋奉り給皇ふ女の坐宮を、齋宮と申すこともはじまれるなり、されば拾遺なる齋宮の書紀に見えたる齋宮とは異なる謂は、書紀には、齋宮を五十鈴川上に興給へる趣にいひ、拾遺には、其祠を伊勢国五十鈴川上に立て、さて皇女の居給ふために、齋宮を興たるよしにいへる、五十鈴川上といふことのおきどころ別なるに、心をつけて思ひ弁つべし、よくせずは混ふべきことなり、従は常の從にて、齋宮より吹来るよしなり、○神風爾は、風はもとより神の掌給ふものなれど、ことに所以ありて、神の興し給ふを神風といへり、○伊吹惑之は、息吹令惑なり、風は神の御息よりおこるものなれば、かくいへり、○天雲乎、此は常闇爾の下にうつして、意得べし、天雲の覆賜ふよしなればなり、○日之目毛不令見は、日光の所見も不令見といふなり、目はそのもと所見の縮りたる詞にて、此方に所見るを云て、君之目妹之目などいふ其なり、○常闇は、神代紀、天磐戸条に、故六合之内常闇而、不知昼夜之相代ことあり、○定之は、乱国を安め定めてしといふなり、之は過去し方のことをいふ之なり、此は七月辛亥、瀬田にての合戦のことなり、天武天皇紀云、元年秋七月庚寅朔辛亥、男依等到瀬田二時、大

友皇子、及群臣等共營於橋西、而大成陣不見其後、旗幟蔽野埃塵連天、鉦鼓之声聞數十里、列弩乱發、矢下如雨、其將智尊率三精兵以先鋒距之、仍切斷橋中須容三丈、置一長板、設有闕板度者、乃引板、將鹽、是以不三得進襲、於是三有勇敢士曰大分君稚臣、則棄長矛以重擐甲、拔刀急蹈板度之、便斷着板綱以被矢入陣、衆悉乱而散走之不三可禁、將軍智尊拔刀斬退者而不能止、因以斬智尊於橋邊、則大友皇子、左右大臣等僅身免以逃之、男依等即軍于粟津岡下、是日羽田君矢国、出雲臣狛、合共攻三尾城降之、壬子、男依等斬近江將犬養連五十君、及谷直塩手於粟津市、於是大友皇子走無所入、乃還隱山前以自縊焉、時左右大臣、及群臣皆散亡、唯物部連麻呂、且一舍人從之、之と見えたり、この瀬田の合戦の時、皇子何処におはしましけるとも、書紀には見えねど、此歌にかくあれば、証明なり、かくて此時伊勢より神風の息吹来て、急に日光を覆ひ、大友皇子の軍士をまどはせしといふことも、書紀に見えざるは、伝失せしなるべし、此歌にかくよまれたるからは、実説なり、さらにうきたることにはあらず、(事として神風を發し給ふこと、有がたしとは云もさらなり、大御神の冥助おそるべし)、又三代実録三十四に、元慶二年八月四日丁卯、云々、是日彼国正三位勲五等大物忌神進勲三等、正二位勲六等月山神四等、從五位下勲九等小物忌神七等、先是右中弁兼權守藤原朝臣保則奏言、此二神自上古時、方有征戰三標奇驗、去五月賊徒襲來、誂三戰官軍、当此之時、雲霧晦合、对坐不相見、營中擾乱、官軍敗績、求之著龜。神氣飯賊、我折无感、增其爵級、必有靈応、国宰齋戒、祈請愍愍、望請加進位階、將答三神望、仍增此等級、と

見えたるなどをも、因に考へ合て、神威を恐むべきことを思ふべし。○神隨カムナガラは既に出づ、此より下五句は、天皇の御事を云なり、○太敷座而（太字、日本大に誤、今は拾穂本に従つ）は、フトシキイマスにて、而は衍字なるべし、座而マシテといひては、下の申賜者ヲシクマヘバといふこと、天皇の申給ふこと、聞ゆればなり、○申賜者マシクマヘバは、天皇の敷坐天下の大政を、皇子の執奏し給へばなり、五卷に、神奈我良愛能盛爾カムナガラメデノサカリ、天下奏多麻比志、家子等撰多麻比天とよめり、此は持統天皇四年に、太政大臣となりて、天下の政を執奏しけるを云り、（或人問、天武天皇は、朱鳥元年九月崩賜ひて、日並皇子尊、大政を執奏し給ひしを、此尊も、同三年に薨賜ひしに依て、高市皇子尊、同四年七月に、太政大臣とならせ給へり、然るをこゝは、天武天皇の御字代の中に、此皇子、大政奏し賜ふごとく聞ゆるはいかに、答、上より定之云々、といひ下したる、詞の表にては、もとより天武天皇の御ことのみなれども、吾大王と云ことは、持統天皇へもわたりて意得べし、さてしからば、此間に、崩御即位のことをいはでは、語足はずといはむか、されど此歌は、高市皇子尊のことを主とよめるなれば、さることまでを、猶こまかにいはむは、かへりてくゞしく聞ゆるをや。○然之毛將有登、日本に、二云、如是毛安良無等と註せり、いづれにても同じく聞ゆ、（然は、俗に云、そうなり、そのやうになり、如是は俗に云、かうなり、このやうになり、しかれば、然と如是とは、彼と此との差あることなるを又相通はして、然と如是と、同じ意に聞ゆる処もあれど、熟見れば彼方をいふと、此方を云とのたがひあることなり、されば然之毛將有登は、そのやうにあらむとゞいへるにて、然は、彼方を此方にむかへて、万代の彼方までも治まり

て、そうあらむとゞいへるなり、如是カシモアヲラムト毛安良武等は、このやうにあらむとゞいへるにて、如是は、此方の今を云るにて、万代の彼方までも治まりて、かうあらむとゞいへるなり、此は然と如是との差別あることを云るのみなり、此処はいづれに云ても、落る処は同じ意なれば、難なかるべし。○木綿花ユフハタ乃は、枕詞なり、六卷に、山高タカカミ三白木綿花シラユフハタニオホキギツ落多芸追ハツセメカツクルユフハタニヨシスラノノキオラニサキニケラズヤ、また泊瀬女アフリノメ造木綿花シラユフハタニオホキギツ三吉野ハツセメカツクルユフハタニヨシスラノノキオラニサキニケラズヤ瀧乃水沫ハツセメカツクルユフハタニヨシスラノノキオラニサキニケラズヤ開來受屋ハツセメカツクルユフハタニヨシスラノノキオラニサキニケラズヤ、十三に、淡海アフリノメ之海シラユフハタニオホキギツ白木綿花ハタニオホキギツ爾浪立渡ハタニオホキギツなどよめり、これら皆木綿にて製れる花のことにて、古人のものはら愛アツビつる物とぞおもはる、(木綿のことは、品物解にいふべし)さて佐迦サカ由流ユルとは、繁榮の義のみならず、物のめでたくうるはしく、はえとゞしきをいふ詞にて、酒見サカミ附榮ツキサカユル流ユルとも咲榮エミサカユル流ユルとも云るにて、其意をさとるべし、さてこゝは、木綿花のうるはしくはえとゞしきを、やがて皇子尊の御世の榮にかけていへるなり、(冠辞考に、木綿花を、実に咲榮キゆる花のごとくにいひなしたり、といへるは、いさゝかたがへり、そは榮るを、繁榮の事にのみあてたる故にたがへり)○榮サカユルトキニ時爾トキニみさかりに榮え給ふ時に、おもひかけぬといふなり、いとあはれなり、○吾大王ワガオホキミ皇子ミコ之御門ノミカドヲ乎ニ、旧本に、一云ニ刺竹サスダケ皇子ミコ御門ノミカド乎ニと註せり、いづれにもあるべし、刺竹サスダケ之は枕詞なり、皇子ミコと係カれる謂イハレは、六卷上に委註ウキるを考合カべし、刺竹之皇子宮人と云ること、此上長歌一本にも見えたり、御門ミカドは殯宮の御門なるべし、○神宮カミミヤ爾ニは、殯宮をいふ、薨賜スガヒひては、ことに神と申ことにて、神葬カミハウリ神佐扶カミササヒなど云るに同し、○装束ヨソヒマツリ奉ツケ而ニは、十三に、大殿オホト矣ト振フ放サケ見ミ者レ白細布シロホ飾シ奉ツケ而ニとあり、殯宮ヨソヒに儀ヨソヒ奉ツケるなり、○遣使ツカハシ(使字)旧本便に誤、今は古写本拾穂本等に従つ)は、使ツカひ給ハシひしなり、都加波ツカハシ之ノは、都加比ツカハシ之の伸りたる言にて、(波ハシ之は

比と切る。遣ひ給ひといふ意なること、上にたびく云り、下の之は、過去し方のことをいふ之なり、此は十三に、朝者召而使、夕者召而使、遣之舍人の子等者、とある意なり、○御門之人毛は、御門守舍人等もと云なり、三卷安積皇子薨時の歌に皇子乃御門乃五月蠅成騒、舍人者白袴爾服、取著而とあり、○白妙乃麻衣著は、素服を服てと云なり、仁徳天皇紀に、時大鷦鷯尊聞太子薨、云々、於是大鷦鷯尊素服為之発哀、允恭天皇紀に、於是新羅王聞天皇既崩、云々、貢上調船云々、泊于難波津、則皆素服之悉捧御調、天智天皇紀に、天万豊日、天皇後五年十月崩、明年皇祖母尊即天皇位、七年七月丁巳崩、皇太子素服称制、(素服、フヂコロモ、シロキ、ヌ、アサモノミソなど、訓は処々にて異れども、いづれ白色の御服なることは、たがはざるべし)、類聚国史に、延暦廿五年三月辛巳、天皇崩、癸未、上著服、服用遠江贄布、頭布用皂厚繪、百官初素服、和名抄に、纏衣喪服也、(不知古路毛)とあり、(纏衣は白色の藤布なるべし、纏衣、白色也、不架之如直衣調物也、と園大曆に見えたり)○埴安乃、埴宇、旧本垣に誤れり、今改つ、○御門之原は、下に香来山之宮とある、即その御門にて、其前なる野原を云り、○赤根刺は、枕詞なり、既く出づ、○日之尽は、終日の謂なり、既く出づ、○鹿自物は、枕詞なり、自物のことは、既く一卷鴨自物とある所に云り、三卷に、十六自物膝折伏とある如く、猪鹿は膝を折て匍匐如くにして伏は、はひ伏といふ意につゞくなり、又同卷に、四自時物伊波比拜、続後紀十九長歌に、狹牡鹿乃膝折反志なども見ゆ、○伊波比伏管は、伊はそへ言にて、匍匐伏乍なり、○鶉成は、匍匐の枕詞なり、鶉の如くはひ廻りつつゞく意なり、鶉は

草根などをはひめぐるものなれば云り、○伊波比廻イハヒモトホリイ、伊は発語にて、はひ廻ることなり、三卷に、鶉ウツラ成伊波比毛等保理とあり、○佐母良比不得者は、本居氏、者は天の誤にて、サモラヒカネテなるべしと云り、(但し天字は、此処などには、用ふべくもおもはれず)、豆の誤なるべし、皇子尊の御在せし時の如くに侍候へど、侍候ふに得堪ずてといふなり、○春鳥ハルトリノ之は、枕詞なり、此は春の鳥の吟サマヨひ遊ぶを、人の泣吟ナキふにつゞけたり、○佐麻欲比奴札者は、泣吟ナキひぬればといふなり、佐麻欲布は、息づきするをいふ古言なり、廿卷に、春鳥ハルトリノ乃己惠乃佐麻欲比、神代紀下に、弟愁吟サマヨヒテ在海浜ニ、字鏡に、喉出ハ二氣息ヨ一心呻吟也、惠奈久、又佐万与不、又奈介久とあり、(こゝに或人のいひけらく、こは下の短歌に、去方乎不テハハツレバ知舍人者迷惑と有によるに、佐は発語にて迷ひぬればなり、岡部氏考に、サマヨフは、紀に吟字を書て、なげきよぶ意なりといへれど、吟字はサマヨフとよみしは、サニヨフのニとマと形の近ければ誤たるにて、サニヨフなるべし、今も土佐国などにては、嘆きよぶを、ニヨフともニホフともいへりと云るは、あしかりけり)○未イマダツクネ尽ツク者ハ、未イマダツクネ尽ツクぬにの意なり、尽ぬにといふ意の処を、尽ねばと云る、ごときこと、古歌にはいと多し、四卷に、奉見而末ミマツリテイマダツクダ時ニ太爾不ニカハラネバ更者、如年月所念君、八卷に、秋立而幾アキタテテ日毛不有者此宿流、朝開之風者手本寒母、十卷に、一年邇ヒトトセニ七夕耳相人之、恋毛不遇者夜深往久毛、又カモアラナバコノネスル天アマノガハ河足沾渡君之手毛、未枕者夜之深去良久、十二に、他国爾結婚爾行而太刀之緒毛、未解者左ヨシアラニケル夜曾明家流、古事記上卷八千矛神御歌に、多知賀遠母伊麻陀登加受弓、淤須比遠母伊麻陀登加泥婆、書紀天智天皇卷童謡に、於弥能古能野陸能比母騰俱比騰陸多爾、伊麻拖藤柯爾波美古能比毋騰矩、これ

らみな、禰婆は奴爾の意なり、(古今集にもあり) ○言左敝久(左字、日本右に誤、今改つ)は、百濟の枕詞なり、既く云り、○百濟之原は、大和志に、広瀬郡百濟村とあり、十市郡香山の宮にや、近き処なるべし、八巻にも、百濟野乃芽、古枝爾待春跡云々とよめり、(舒明天皇紀に、十一年秋七月、詔曰、今年造作大宮及大寺、則以百濟川側為宮処、十二月、是月於百濟川側建九重塔と見えて、この旧地は広瀬郡なるに、三代実録三十八に、昔日聖德太子創建三平群郡熊凝道場、飛鳥岡本天皇遷建十市郡百濟川辺、施入封三百戸、号曰百濟大寺云々、とあるに依は、十市郡にもれ亘るなるべし) 天武天皇紀に、大伴吹負百濟家と有も、この処にや、○神葬は神とは墓賜てよりは、神と申故、かくは云り、葬は凡柩を送りゆく儀式よりはじめて、土中に埋蔵すまでにわたりていふこと、見ゆ、さて上代の喪葬の式は、如何ありけむ、後世に伝らねば、その委しき事は知べからねども、既く神代に、天若日子が喪屋のさま、古事記書紀に見え、又武烈天皇紀に、鮪臣を葬りし時影媛がよめる歌、継体天皇紀に、毛野臣を葬りし時其妻がよめる歌、又天武天皇紀に見えたる趣、常陸風土紀に云る葬儀のこと、さては集中に載たる葬の時の歌など、これから考合せて、その大かたのさまは、思ひやらるることなり、伊勢物語に、崇子と申す親王うせ賜ひて、御はふりの夜、其宮の隣なりける男、御葬見むとて云々とあるも、親王の御葬儀を、人の物見ることはいへるなり、喪葬令に、親王の御葬に輜車をひき、鼓角幡盾などしたがへてゆくさま見えたり、しかれども凡て令の御制は、漢風をうつしまじへられたるより、上代の式の亡たること多ければ、集中の頃なるも漸々にはやくあり来し上代さまの姿ひたるもある

べし、かくて綏靖天皇紀に、哀葬之事、雄略天皇紀に、視、喪者、持統天皇紀に、賻物など見え、神代紀に、葬^{カクシマツル}、於紀伊国云々、神武天皇紀に、葬^{カクシマツル}、畝傍山云々、綏靖天皇紀に、葬^{カクシマツル}、于畝傍山北、垂仁天皇紀に、葬^{カクシマツル}、於山辺道上陵、又神代紀に、葬^{カクシマツル}、日向高屋山上陵、又葬^{カクシマツル}、日向吾平山上陵、(此はその一二を引るのみなり、)などある、其等の訓を思ふに、同じき葬字にても、葬儀につきてはハフリといひ、葬理のときにはカクス、あるはヨサムといひて、分てりげに見ゆ(本居氏なども、大むね其定によられたり、其こと古事記伝に見ゆ)しかれどもなほ思ふに、この上に既く云る如く、新撰万葉に、波可の借字に葬処とかゝれたるは、墓を葬処と書ることのありしを、借て用ひ賜へるものなり、されば墳墓を波可といふも、葬処の義なること著し、かゝればなほ柩を送り行より、土中に埋蔵すまでをも、古より波布流と云りしによりて、収埋める地を波古とはいへるなるべし、(今俗にも、屍を埋るをハウムルと云り)しかいふ言義は、なほ考へし、(本居氏は、古事記允恭天皇条歌に、意富岐美袁斯麻爾波夫良婆とある、波夫流と同言として、すべて葬を波夫流と夫を濁りて訓たる、其は住なれし家より出して、野山へ送り遣る意の似たるより、一わたりは其理ありげにきこゆれども、かの大君を島に波夫良婆といへるは、逐ひ放ち棄るをいひ、婆はあるが中にも重き儀なれば、野山へ送り遣ればとて、逐ひ放つ意にいふべき謂なく、はた葬をば波布流と布を清て唱へて、古より濁りて呼しことをきかねば、もとより別言なりとしられたり、かの波夫流は、今の俗に物を投棄るをほうるといふこれにて、物語書などに、はぶらすと多く云る、同言なるはいふもさらなり、又溢といふことあり、これは満溢る、

ことなり、又屠ハツルといふことあり、これはホフルと云るも同じく、物を切分つことなり、又扇ハツルといふことあり、これは鳥の羽ハ觸フまた朝羽アサハ振フル夕羽ユフ振フルなどいふ皆同言なるべし、よくせざばこれら混ふことあるべし、その中放ち棄る意の波夫流ハハフルは、もとより清濁異れ、まぎるべからぬ言なり、これらのこと、十ト四シ下久爾波布利クニハブリとある下に、委トコロしく弁ハたり、○葬ハツリイマシテ伊座而イ、伊イはそへ言にて、葬座ハツリマシテ而と云に同じ、さて座アシは行ユクことにも来クルことにも、居ブルことにもいへり、伊イの辞イは、あるもなきも一意イツなり、(しかるを岡部氏イマシ考イに伊座イマシは、去イニましのにを略けるなりと云るは、例のいみじきひがことなり) ○朝毛吉アサモヨシは、木キの枕詞イマシなり、既く云づ、○木上宮キノノミヤは、題詞トコミヤトに城上殯宮シノノミヤとある此レなり、○常宮等トコミヤトは、上の長歌に註り、○高之奉而トコミヤトは、本居氏トコミヤト云、高之トコミヤト二字は、定を誤れるならむ、上の長歌に、常宮跡定トコミヤト 賜トコミヤトとあり、(略解に、高之の之は久の誤にてタカクマツリテかといひしは、いかにぞや) ○安定座トコミヤト奴ヌは、シヅマリマシヌと訓べし、岡部氏イマシ考イにシヅモリマシヌとよめるはいかにぞや、大神宮儀式帳シヅマリマシヌにも、志都真利シヅマリマシヌとありて、シヅマリといふこそ、むかしより定まりたる正しきいひざまなれ、そもく近世キの古学者の徒、古書のうへにて、ことに耳なれぬ訓をし、また自己ミヅカラの歌文などにも、いとあやしき詞を用ひて、ひたすらにふるめかして、人の耳を驚かさむとかまふるは、いとものもそそぎたなきわざにして、中々に識者のわらへとなるものぞかし、たゞ古書は古書の例もてこそ訓べきことなれ、殊に歌などは、仮字書をえりもとめて、相照すべきわざなるをや、もし仮字書の見えざらむ限リミは、旧来のまゝに訓つべし、例にも拠ツずして、異にあやしき訓をして、古言ぞとおもひをることこそ、かたはらいたきわざにはありけれ、) 安定座シヅマリマシヌと

は、他所に遷坐す、長く定り安り給ふ意なり、古事記上卷に、其日子遲神和備氏、自出雲三將上三坐倭国二而、束装立時云々、如此歌 即為三宇伎由比二而、宇那賀氣理氏至、今鎮坐也、中卷に、倭建命崩坐て、伊勢の能煩野に葬奉りしを、八尋白智鳥に化て、飛翔行て河内の志幾に留賜ふ、故於三其地一作二御陵二鎮坐也、出雲風土記に、所造天下二大神大穴持命詔、八雲立出雲国者我静坐国、又神賀詞に、大穴持命乃申給久、皇御孫命乃静坐牟大倭国申天云々、遷却崇神一祝詞に、山川乃広久清地爾遷出坐弓、神奈我良鎮坐世止称辞竟奉、大神宮儀式帳に、大長谷天皇御夢爾誨覺賜天、吾高天原坐弓、見之真岐賜志処、爾志都真利坐奴、十九に、虚見都山跡乃国波大神乃鎮坐国曾、などあるを相照して、其意をさとるべし、猶志豆麻理と登杼麻理と通へる例など、古事記伝十一に委く弁へたり、

○万代跡は、万代にも易るべからぬ宮、とおもほしめしめの意なり、六卷に、百代爾毛不可易大宮処とあり、○作良志之は、作り賜ひしなり、良之は里の伸りたる言にて、作り賜ひしといふ意になること、既に云たるが如し、○香来山之宮は、はやくの時に、皇子尊の宮殿を造らせ賜へるなるべし、○過牟登念哉は、過失むやはといふ意なり、念は、例の軽く添たる詞なり、万代にも易るべからぬ宮なれば、過失る代はあらじ、此をだに御形見と振仰見むとおもふなり、○天之如振放見乍は、上に久堅乃天見如久仰見之皇子乃御門之とあり、○玉手次は、懸の枕詞なり、○懸而将慙恐有騰文は、おそれおほくはあれども、心に懸て慙慕むと云るなり、十三に、御袖往触之松矣、言不問木 雖在荒玉之立月毎天原振放見管珠手次懸而思名雖恐有とあり、○歌意は、言端にかけて軽々しく申出すは、いとく

恐多くあれども、いはでは得あるまじければ申すべし、そもく飛鳥の真神、原の御陵に鎮座天武天皇、そのむかし壬申年の御乱の時、美濃、不破山を越て和暨行宮に臨降おはしまして、皇威に不帰國々人々を治め和せよ、と高市、皇子、尊におほせ給へば、皇子、尊は、おほせのまゝに、軍事を負持給ひて、御みづから劍とり佩、弓矢取持し給ひて、東國のあまたの軍衆を率ゐ給ふに、その節の鼓の音は、雷のくづれかゝるかとおどろき、小角の音も、虎のあたまほゆるかとおびえられ、幡旗のしげくなびくさまは、風になびける野火か見え、弓弭の音の高さは、飄風の林に巻渡るかときこえて、諸人のおそれおのゝくまでにて、かく服従ふ人の多きは、かの瀬田の乱に、引放つ矢のしげきことは、大雪の繁きが如くに乱れちれば、不帰し朝敵も、今をかぎりに身命を捨て入乱れ合戦しが、あやしやその時に、伊勢、齋宮の方より神風を興し、数万の朝敵をたゞ時の間に撥ひ平らげて、安く穩にしづめさだめさせ給てし、この天下の大政を、皇子、尊の執奏したまへば、万代までにかくてあらむ、とたのもしくありがたくおもひしに事たがひて、その召使はれつかへまつりし舍人等も喪服著て、殯宮に終日終夜侍候へど、侍候ふに得堪ずて、哭吟ひつゝ、悲嘆の情も未だ盡ざるに、神葬つかへまつりて、城上宮に永く鎮座せば、今はいかになげきてもせむすべなし、されども皇子、尊のいまそかりし時、万代にかはるべからぬ宮地、とおほしめして造らせ給へりし、その香具山宮は、万代経とも過失る代はあるまじければ、此をだに御形見とふり仰見つゝ、恐多くはあれども、皇子、尊の御事を、心にかけて慕ひ奉り行むとなり、〔頭註恐有云々以上百四十九句、集中第一の長篇なり、人丸の独歩の英才を以て、皇子の大功を述て薨去を働奉られしは、誠に不朽を日月に懸たる歌なり、水戸侯積〕

2 万葉代匠記

高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麿作歌一首并短歌

(精) (高市皇子尊) 城上殯宮之時柿本朝臣人麿作歌一首并短歌 (清) (高市皇子尊) 城上殯宮之時柿本朝臣人麿作歌一首并短歌 (清) (高市皇子尊) 城上殯宮之時柿本朝臣人麿作歌一首并短歌

善女尼子

高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麿作歌一首并短歌 天武紀下云。次納(高市皇子尊)曾形君德善女尼子

生(高市皇子尊)命。十四年正月、授(高市皇子尊)淨広式位。持統紀云。四年秋七月丙子朔庚辰、以(高市皇子尊)皇子高市(高市皇子尊)為(高市皇子尊)太政

大臣。六年春正月、增(高市皇子尊)封(高市皇子尊)皇子高市二千戸、通(高市皇子尊)前五千戸。七年正月、以(高市皇子尊)淨広式(高市皇子尊)授(高市皇子尊)皇子高市

(高市皇子尊)薨去年月詳(高市皇子尊)于後註(高市皇子尊)。城上、武烈紀云。三年十一月、詔(高市皇子尊)大伴室屋大連(高市皇子尊)發(高市皇子尊)信濃國男丁(高市皇子尊)作(高市皇子尊)城像

於水派邑、仍曰(高市皇子尊)城上。和名集云。広瀬郡城戸トアレハ、キノヘト読ヘシ。丸家集(高市皇子尊)ニシキノカ

ミト有ハ大ニ誤。城上郡ハ別ナリ。延喜式(高市皇子尊)第二十一(高市皇子尊)諸陵式云。三立岡

墓(高市皇子尊)高市皇子。在大和国広瀬郡。兆(高市皇子尊)城東西六町。南北四町。無(高市皇子尊)守戸。或者和州ヲメクリ見テ記セルニ云。広瀬郡広瀬村ノ三十町許西ニ当

テ、延喜式ニ云ヘル大皇太后先和氏ノ牧野墓アリ。亦牧岡トモ云。其東十町許ニ、成相ノ墓アリ。形陵

ニ同シ。同式ニイヘル舒明天皇ノ御父押坂彦人大兄皇子(高市皇子尊)墓ナリ三立岡墓ハ、右ノ二墓ノ

南五町許ニアリ。形、陵ニ同シ。三基宛鼎足ノ如シ。三立ノ名、コレニ依テ有カト

イヘリ。今按、和氏ハ誰ソ、未考。タトヒ高市皇子ヨリ後ナリトモ、二基ハモトヨリ名アラハ、後ノ人

秋七月丙子朔庚辰、以三皇子高市^{ミタキ}為三太政大臣。六年春正月丁卯朔庚午、增封皇子高市二千戸、通前五千戸。(以上谷本) 懷風藻、葛野王^{大友皇子之子}詩伝云。高市皇子薨後、皇太后引王公卿士於禁中、謀立日嗣、時群臣各挾私好、衆議紛紜、王子進奏曰云々。薨したまへる年は、下に日本紀を引^テ注せるかことし。延喜式第二十一、諸陵式云。三立岡墓^{高市皇子。在大和国広瀬郡。兆城東西六町。南北四町。無守戸。}

天武元年壬申の歳の大友皇子との大乱は、ひとへに此高市皇子の大功により、勝利を得たまへるなり。すでに日本紀を引かことし、又大伴男吹負か大^{以下谷本}「和にて」^(以上谷本)功を立し時も、此皇子の威名

をかりて謀をめぐらしけるなり。日本紀を読んで知へし。此故に人麿の長哥おほき中にも、此哥ことに長篇^(藤原谷本)にてつふさに壬申の乱をしつめたまへる事をしるされたれば、皇子の威名大功此哥により、不朽を

日月に懸たりといふへし。皇子と作者とあひにあひたれば、その初には雄壮にして、たとへは漢の高祖項羽と鴻門に会せし時、樊將軍か項羽をにらめる眼をみるかことし。薨したまへる後を述たるに至りては、晋の羊祜か岷山の碑に向ふかことし。^(は谷本)千歳の英魂、皇子の精神にそひて、此^(藤原谷本)哥にとまれり。後

に長哥を取に、只艶麗にして当世にかなへるをのみいひて、これらの哥にをよはぬは、人まる赤人とのみ声にほえて、すこしもその心はしらぬなるへし。又第十三に、挽哥二十四首を載たる中に、初三首詞書なしといへとも、その心詞まきれなく、此皇子を石村山に葬たてまつりける時の作なり。作者も誰と

なし。延喜式に三立岡とあるは、石村山のうちなる^(見る谷本)にや。その第一首のはしめにいはく、かけまくも、あやにかしこし、ふちはらの、都しみくに、人はしも、みちてあれとも、君はしも、おほくいませ

と云々。皇子のほとこれらの哥をあはせてみるへし。さて此皇子は、天武天皇の御子たちの中には、第一いくはしらにあたらせたまへるや。是につきて不審有。先草壁太子の御年を逆推するに、(皇子は天智元年に生れさせたまひて(谷本))天武元年は十一歳にならせたまふ。大津皇子は天智三年にむまれ^(皇本)たまひて、壬申の年は九歳にてましませは、天武天皇、高市皇子にむかひのたまへるみことのりにも、唯有幼小孺子耳、奈之何とおほせられ、皇子攘臂按劍奏言。近江群臣雖多、何敢逆天皇之灵哉。天皇雖独、則臣高市頼神祇之灵、請天皇之命、引卒諸將而征討、豈有距乎とあるをみるに、(愚本(清)(朱))子にてその比十六七歳以上にてもおほしましけるなるへし。天武紀云。八年己卯五月庚辰朔甲申、幸于^{(長(谷本))}吉野宮。乙酉、天皇、詔皇后及草壁皇子尊大津皇子高市皇子河嶋皇子忍壁皇子芝基皇子曰。朕今日与汝等俱盟于庭、而千歳之後欲無事、奈之何。皇子等共対曰。理実灼然云々。又さきの川島皇子の挽歌のひたりの^(清)後(注)の注に、天武紀を引るかごとく、十四年正月に爵位の号をあらためて、皇子たちに位を授させたまふ時、草壁皇子尊には浄広志をさつけ、大津皇子には浄大武、高市皇子には浄広武の位を^{(率(谷本))}授給。浄位四階、每階有大広といへり。草壁太子は正後の御腹なれば、太子に立たまひ、大津皇子は太田皇女の御腹なるゆへに、位階も一等高く授たまふにや。^{(ナシ(谷本))}紀の文皆第三につらねたるは、此皇子はおとり腹におはします故にや。懐風藻には、大津皇子を長子といひたれとも、薨したまふ時二十四歳なるをもてかそふるに誤れり。日本紀に第三子と載られたれば、此皇子は第一、草壁は第二なる^(朱)へし。此皇子いつ太子に立たまへりとは日本紀にもみえねとも、後皇子尊といひ、懐風藻、葛野^(朱)王(清)玉の伝によるに、まさしく太子に立たまひ

けるなり。皇子尊をは、日本紀にみかともことよめり

(ナシ(谷本))

挂文 忌之伎鴨一云、由遊 言久母 綾爾畏伎 明日香乃 真神之原爾 久堅能 天津御門乎
 カケマクモ イハレキカモ イハマクモ アヤニカシコキ アスカノ マカノハラニ ヒサカタノ アマツミカトヲ
 カシコクモ サタメタマヒサ カミサシメ アスミシシ ヲカオキニノ ヲカシメニ ヲモキカトノ マキカタル
 懼母 定賜而 神佐扶跡 磐隱座 八隅知之 吾大王乃 所聞見為 背友乃国之 真木立 不
 ハヤマコエテ ヲサミカハハナリ カカミツニ アソシタ オサカタマシシニ云、 ヲシクニヲ 定賜等
 破山越而 狛劍 和射見我原乃 行宮爾 安母理座而 天下 治賜 弘賜而 食国乎 定賜等
 トカカヲ アツマノクニノ 御軍士乎 喚賜而 千磐破 人乎和為跡 不奉仕 国乎治跡一云、 皇子
 マ、ニクマヘハ オホミニニ タチトリシ オホ 御手爾 弓取持之 御軍士乎 安騰毛比賜 斎流 鼓之
 隨任賜者 大御身爾 大刀取帶之 吹響流 小角乃音母乃音波 敵見有 虎可叫吼登 諸人之 協流麻低
 コエハ イカツテ コストキクマテ フキナセル ヲツノコエモ 笛 アタミタル トラカホユルト モロヒトノ ヲヒユルマテ
 音者 雷之 声登聞麻低 吹響流 小角乃音母乃音波 敵見有 虎可叫吼登 諸人之 協流麻低
 ニ一云、聞 指挙有 幡之靡者 冬木成 春去来者 野每 著而有火之一云、冬木成 風之共 靡
 爾惑麻低 如久 取持流 弓波受乃驟 三雪落 冬乃林 爾布乃林 飄可毛 伊卷渡等 念麻低 聞之恐
 コトク トリモタル ユハスノウコキ ミユル フユノハヤシニ云、由 アランカモ イモワルト オモフマテ キノカコ
 久一云、諸人 引放 箭繁 計久 大雪乃 乱而来礼一云、籤成曾 不奉仕 立向之毛 露霜之 消
 ク見惑麻低余 相競端爾二云、朝霜之消者消言余 渡会乃 芥宮徒 神風爾 伊吹惑之 大雲乎
 ハケスヘク ニクトリノ アラフシニニ 打蟬等安良蘇布波之余 神隨 大敷座而 八隅知之 吾大王之
 者消倍久 去鳥乃 常闇爾 覆賜而 定之 水穗之国乎 神隨 大敷座而 八隅知之 吾大王之
 ヒノメモイセス トコサニニ フヒクマヒア シンマシシ ミシホノクニヲ カノニニ フトシマシアケ ヤスシシシ
 日之目毛不令見 常闇爾 覆賜而 定之 水穗之国乎 神隨 大敷座而 八隅知之 吾大王之
 アノシタ マラシクマヘハ シカシモアラトモ一云、如是 木棉花乃 栄時爾 吾大王 皇子之御門乎
 天下 申賜者 万代 然之毛将有登一云、如是 毛安良無等 神風爾 伊吹惑之 大雲乎
 一云、刺竹 神宮爾 裝束奉而 遣便 御門之人毛 白妙乃 麻衣著 垣安乃 御門之原爾 赤
 カサヘヒノ ツクルマテ シイシモノ イハヒフシツ、 ユフヘニナレハ オホトノゾ フリサケ見ツ、 ウツチス イハヒモトサリ
 根刺 日之尽 鹿自物 伊波比伏管 烏玉能 暮爾至者 大殿乎 振放見乍 鶉成 伊波比廻

雖侍候 サモラト 佐母良比不得者 サモラヒエネハウラヒスノ 春鳥之 サマヨヒスレハ
 神葬 カマハリ 伊座而 イサニシテ 朝毛吉 アサキヨシ 木上宮乎 キノウヘノミヤヲ 常宮等 トコミヤト 高之奉而 タカクシテ 神隨 カガノノリ 安定座奴 イツワリマシス
 万代跡 ヨロツト 所念食而 オモヒシメシテ 作良志之 ツクラシシ 香来山之宮 カクヤマノミヤ 万代爾 ヨロツト 過牟登念哉 スキムトオモヘヤ 天之如 アマノコト 振放見 フササケミ
 玉手次 タマテスキ 懸而將偲 カケテシノハム 恐有騰文 カシコケレトモ

(精) カケマクモ、ユ、シキカモ、一云、ユ、 イハマクモ、アヤニカシコキ、アスカノ、マカミノハラ
 ニ、ヒサカタノ、アマツミカトヲ、カシコクモ、サタメタマヒテ、カミサフト、イハカクレマス、ヤス
 ミシ、ワカオホキミノ、キカシミシ、ソトモノクニノ、(宋) マキタテル、フハヤマコエテ、コマツル
 キ、ワサミカハラノ、カリミヤニ、ヤスモリ(宋) シテ、アメノシタ、ヲサメタマヒシ、一云、ハ
 テ ラヒタマ ヲシクニヲ、シツメタマフト、トリカナク、アツマノクニノ、ミイクサヲ、メシタマヒツ、一云、ハ
 ヤフル、カミヲナコシト、マツロハス、クニヲ(宋) サムト、一云、ハ ワカミコノ、マ、ニタマ
 ヘハ、オホミミニ、タチトリ(宋) シ、オホヘミテニ、ユミトリモタシ、ミイクサヲ、アトモヒタ
 マヒ、ト、ノフル、ツ、ミノコエハ、イカツチノ、コエトキクマテ、フキナセル、ヲツノノコエモ、
一云、フエ アタミタル、トラカホユルト、モロヒトノ、ヲヒユルマテニ、一云、キ、 サシアクル、
ノオトハ ハタノナヒキハ、フユコナリ、ハルサリクレハ、ノヘコトニ、ツキテアルヒノ、一云、フユコナリ カセ
 ノムタ、ナヒクカコトク、トリモタル、ユハスノウコキ、ミユキフル、フユノハヤシニ、一云、(宋)フ
 ハヤシ アラシカモ、イマキワタルト、オモフマテ、キ、ノカシコク、一云、モロヒトノ ヒキハナツ、

ヤノシケラケ(朱)ラ(消)オホユキノ、ミタレテキタレ、一云、アラレナスソチマツロハヌ、タチ

ムカヒシモ、ツユシモノ、ケナハケヌヘク、ユクトリノ、アラソフハシニ、一云、アサシモノケナハケテフ

ワタラヒノ、イツキノミヤニ、カミカセニ、イフキマトハシ、アマクモヲ、ヒノメモミセス、トコヤミ

ニ、(朱)オホ(消)ヲ(消)ヒタマヒテ、シツメテシ、ミツホノクニヲ、カミノマニ、フトシキマシテ、ヤス

ミシ、ワカオホキミノ、アメノシタ、マヲシタマヘハ、ヨロツヨニ、シカシモアラムト、一云、カクモアラムト

ユフハナノ、サカユルトキニ、ワカキミノ、ミコノミカトヲ、一云、サスタケノカムミヤニ、カサリマ

ツリテ、タテマタス、ミカトノヒトモ、シロタヘノ、アサノコロモキ、ハニヤスノ、ミカトノハラニ、

アカネサス、ヒノツクルマテ、シ、シモノ、イハヒフシツ、ヌハタマノ、ユフヘニナレハ、オホトノ

ヲ、フリサケミツ、ウツラナス、イハヒモトホリ、サモラヘト、サモラヒエネハ、ウクヒスノ、サマ

ヨヒヌレハ、ナケキモ、イマタスキヌニ、オモヒモ、イマタツキネハ、コト(朱)ウ(消)サ(消)ヘク、クダラ

ノハラニ、タマハフリ、ハフリイマシテ、アサモヨ(朱)ヒ(消)キノウヘノミヤヲ、トコミヤト、タ

カクシタテ、カミノマニ、シツマリマシヌ、シカレトモ、ワカオホキミノ、ヨロツヨト、オモホシメ

シテ、ツクラシ、カクヤマノミヤ、ヨロツヨニ、スキムトオモヘヤ、アメノコト、フリサケミツ、

タマタスキ、カケテシノハム、カシコケレトモ

所聞見為官本亦云、定賜等官本亦云、サ不奉仕官本亦云、ツ鼓之音者官本亦云、ツ不奉仕官本亦云、カマツラヌ

定之官本亦云、サタメテシ 申賜者マウシタ 遣便別校本、雖侍候官本亦云、サフラヘト 安定座奴官本亦云、ヤ

サタメテシ 申賜者マウシタ 遣便別校本、雖侍候官本亦云、サフラヘト 安定座奴官本亦云、ヤ

カケマクモユ、シキカモトハ、貴キ御上ヲ、賤シキ者ノ言ノ葉ニカケテ申モ、イマハシキナリ。イミシキトモ読ヘシ。同シ心ナリ。」諱ト云モ、帝ノ御名ハ天下(宋)〔禁忌シ〕(清)〔敬〕テ申奉ラス。父祖ノ名ナトハ一家此ヲ忌テ云ハネハ、イミナト云カ如シ。ユ、シキト云詞ハ、此外ニヨキ事ニモアシキ事ニモ云詞ナリ。イハマクモアヤニカシコキハ、申サムモ恐アルナリ。以上四句ハ皇子ノ(宋)〔薨去ヲ悼奉ルニ〕(清)〔先生前ノ〕天武天皇元年ニ大友皇子ノ乱ヲ静メ玉ヒシ生前ノ勲功ヨリ(宋)〔述ラルレハ、先〕(清)〔申サン為ニ先天武天皇元年壬申ノ乱ヲ云ヘハ〕天武ノ御事ヲ申サムトテ、敬テ端ヲ発スナリ。明日香ノ真神ノ原ニ(宋)〔カミサフトイハカクレマストハ、天武崩御ノ後〕(清)〔サタメタマヒテトハ、淨御原宮ノ〕(宋)〔持統天皇ノ〕朱鳥二年十一月ニ至テ、(宋)〔高市郡〕大内陵ニ葬奉ラル。彼処ヲ真神原ト(宋)〔モ〕云カ。崇峻紀云。蘇我馬子宿禰、壞ニ飛鳥衣縫造祖樹葉之家、始作(清)〔法〕興寺。此地名ニ飛鳥真神原。亦名ニ飛鳥苦田。此集第八第十三ニハ、大口ノ真神原トイヘリ。其名ツクル由ハ別ニ注ス。神サフト、ハ上ニ注スル如シ。石カクレマスハ石槨ニヲサメテ葬(清)〔マツルヲ、磐戸ニコモラセ給フニヨソフルナリ。当帝モマシマス故ニ、先帝ノ御事ヲ山陵ヲ以テ申サル、ナリ。〕(清)〔ヤスミシ、我大キミノ、是ハ先帝ノ御在世ノ時ヲ云〕イハカクレマスト云所、句絶ニアラスシテ、八隅シ、トツ、ク所、心ヲ著ヘシ。(清)〔宋〕〔此ヨリ下モツ、キナカラ上ハ〕(清)〔キカシミシハキコシメスナリ。シロシメスニ意同シ。ソトモノ國トハ、上ニ成務紀ヲ引カ如ク、山陰〕(清)〔ソトモト〕曰(清)〔背面トアレハ、美濃ハ東山道ニテ、東海道ヨリ北ノ〕山路ヲ経ル故ニソトモトイヘリ。山陰道ニ限ルニ非ス。宅地ニテモ後ノ方ヲ云ニテ知ヌヘシ。真木タテルハ、此マキ又木ノ名ナルヘシ。上ニ云ルカ

如シ。狛劍ワサミカ原、コマハ高麗ナリ。高麗ノ劍ニハ、柄頭ニ環ヲ著ルカ、(朱)環ノ類ヲワトイヘハ

(通)サテ)ワト云詞マウケムトテ、カクハツ、クルニヤ。(通)第十一ニ、笠ノカリテノワサミ野トツ、ケタル

モ、笠ノ緒著ル所ニ少キワヲ著テ、ソレニ)戦国策云。軍之所出矛戟折、(補)鏢鉞絶、(補)鏢刀鏢。古楽府

云。藁砧今何在、(朱)藁砧謂之砧、(朱)山上山、(朱)何日太刀頭、(朱)劍柄頭有鏢、(朱)破鏡飛上

天。(朱)破鏡、初月也。此ハ藏頭格ナリ)第三句ハ、何レノ日カ還ラムト云事ヲ、太刀頭ニ鏢アレハ

還ト(通)鏢トヲ)通シテイヘリ。コレラ)ヲ以テ見レハ(通)唐ノ太刀ニ鏢アレハ)狛劍ニモ有ナルヘシ。第

十一ニ、笠ノ借手ノワサミ野トツ、ケタルモ、ワト云ニツ、クトイヘリ。彼ニ至テ注スヘシ。(通)日本紀

第二十八)天武紀上云。先遣高市皇子於不破、令監軍事云々。五月辛卯朔丁亥、高市皇子遣使於

桑名郡家以奏言、速ニ)居御所)行政不便、宜御)近处。即日、天皇留皇后)而入)不破云

々。到)于野上、高市皇子自)和暫)参迎以便奏言云々。既而天皇謂高市皇子)曰。其)近江朝、左右大臣及

智謀群臣共定)議。今朕無)与計)事者。唯有二幼)少孺子)耳。奈之何。皇子)攘臂)按劍奏言、

近江群臣雖)多、何敢逆)天皇之)靈)哉。天皇雖)獨、則臣高市頼)神祇之)靈、請)天皇之)命、引)テ

率)諸將)而征討、豈有)距乎。爰天皇)眷之)携)手、撫)背曰。慎不)可怠。因賜)鞍馬)悉授)軍事。皇子

則還)和暫。天皇於)茲行宮)與)野上)而居焉。和名云。不破郡野上。カ、レハワサミモ不破郡ナルヘシ。

ヤスモリマシテハ、安マリマスカ、安ク守マスカ。治賜ハ、ヲサメタマフト、ヨムヘシ。鳥カナクハ、

アツマノ枕詞ナリ。別ニ注ス。天武紀云。遣)山背部)小田安斗)連阿加布、)發)東海軍、又遣)稚桜部)臣五

百瀬、土師連馬手、發ニ東山軍ニチハヤフル(ヒト)カミヲナコ(ス)ト、今按、チハヤフルヒトヲ
ナコ(セ)ト(ス)ト、ヨムヘシ。第七第十一并ニ日本紀ニモ、チハヤ人トイヘリ。残賊強暴ヲ日本紀ニチ
ハヤフルトヨミタレハ、サヤウノ人ヲ能ナコメヨト、皇子ニ勅シ給フナリ。(猶別ニ注ス)マツロハヌ
国ヲ、サムト、(朱)日本紀ニ、不順ヲマツロハヌトヨメリ。意字ノ如シ(今按、クニヲシラセトヘ、誦ヘ
キカ。シラセハ、ヲサメヨナリ。注ノ一本、ハラヘト、アルニヨルニ、人ヲナコセ、国ヲシラセト、天
皇ノ皇子ニ下知シ給フナリ。ワカミコノマ、ニタマヘハ、今按、此句ハ日本紀并此集後ノ哥トモニ依ニ、
ミコノマニヨサシ給ヘハトヨムヘシ。(マニハマ、ニナリ。ヨサスハマカスルナリ)軍事ヲ授タマフ事、
前ニ引(天武)紀ノ如シ。諸皇子多クマシマスニ、イカテ此皇子ニノミ任セタマフトナラハ、其故アリ。
(朱)此時草壁皇子纔二十一歳、大津皇子九歳ナレハ其余ハ知ヌヘシ。高市皇子ノ御歳ハ物ニ見エネト、
上ニ引ル紀文ノ勅問勅答、及ヒ天武六年ニ嫡子長屋王出生、コレヲ以テ案スルニ、(朱)此皇子ハ長子
ニテ此乱ノ比、二十歳ニモ及タマヒケルカ。大伴吹負(フキヒ)カ大和ニテ大功ヲ立シモ、此皇子ノ威名ヲ借テ
謀ヲナセリ。御年ノ程推量スヘシ。以上ハ大任ヲ受給フ事ヲイヒ、大御身ニト云ヨリアソフハシニト
云マテハ、勇氣ヲ奮テ軍勢ヲ帥ヒ、瀬田ニシテ合戦シ給フ由ヲ述ラル。(天武)紀ニハ瀬田ノ軍ノ時、(朱)皇
子何処ニオハシマシケルトモ見エネト、此哥ヲ証トスヘシ。アトモヒタマヒハ、此アトモフト云詞、
集中ニ多シ、日本紀ニ誘ノ字ヲアトフトヨメル、是ナリ。イサナヒタマヒト云ナリ。ト、ノフル鼓ノコ
エ、軍衆ヲト、ノフル鼓ナリ。或点ニ、ト、ノホルトアルハ、軍令ニ叶テ鼓ノ声ノト、ノホル意ナレ

ハ、此ニ叶ハス。音ハ下ニ雷ノ声トアレハ、オト、和スヘキカ。吹ナセルハ、吹ナラセルナリ。古今ニ、秋風ニカキナス琴トヨメルニ同シ。小角ハ、今按、クタト読ヘキカ。天武紀ニ、大角ヲ波良、小角ヲ久太トヨメリ。和名云。兼名苑注云。角本出_ハ胡中。或云、出_ニ呉越_ニ以象_ニ竜吟_ニ也。楊氏漢語抄云。大角_{波良}乃_{小角}久太能_{布江}。令第五、軍防令云。延喜式、民部上云。胡笳_{鬻栗}ナト云同シ物ナリ。胡人ノ芦葉ヲ卷テ吹ニ習ヘリ。猶異說多シ。アタミタル虎カホユルト、ハ、敵モ虎ナリ。両虎ノ争フ時、威ヲ奮テ鳴ヲイヘリ。〔詩云。王奮_ハ厥武、如震如怒、進厥虎臣、闕_ニ號_ハ虎_ノユハスノ驟ハ、今按、サハ〕キト読ヘキカ。アラシカモイ卷ワタルト、ハ、イハ発語ノ詞、〔林ノ梢ヲ風ノ吹マクナリ〕文選云。回颯卷_ニ高樹_ヲ引放矢ノ繁計久ハ、今按、アキラケクナト云ニ准スレハ、シケラケクトモ云ヘキヲ、傍例シケ、クト侍レハ、今モサヨムヘクヤ。乱テキタレ、キタレハトイハサルハ、例ノ古語ナリ。一本ノ、アラレナスソチヨリクレハトハ、ソチハソナタナリ。ソナタハ遠キ心ナレハ、矢_ノ彼方ヨリ霰ノ降クルヤウニ来ルナリ。景行紀云。時賊_ハ虜_ニ之_ハ矢、横自_レ山射_之、流_ニ於官軍前_ニ如_レ雨。マツロハヌ立向シモトハ、天皇ニマツロヒ奉ラヌ〔者_ノ〕敵_ハ兵_ノ〔ニテ〕向シモナリ。不奉仕ハ、マツロハテトモ読ヘシ。マツロハヌノ点〔モ〕古体_ハ〔シカル〕〔ニハマサル〕ヘシ。露霜ノケナハケヌヘクトハ、敵_ハ〔モ〕ノ軍兵_ハモ命ヲ惜マス、死ナハ死ナムト挑ム心ナリ。去鳥ノアラソフハシニトハ、〔ハシハアヒタナリ。間人皇女、間人宿禰ナト云間ノ字ナリ。十七ニ、家持ノ郭公ヲヨマレタル哥ニモ此_ハ〕〔詞〕アリ。十九ニ、玉戈ノ道ハシ遠トヨメルモ、道ノアヒタナリ〕群鳥ノ飛立ツ時我先ニト急ク如ク、

互ニ先鋒ヲ争フ(宋)ヘアヒタニシナリ。一本ニ、朝霜ノケナハケテフニトハ、消ハ消ヨトイハムヤウニノ意ナリ。末ニケナハケヌカニトヨメル哥アレハ、言ノ字ハ何レハシラス、カノ字ヲ書アヤマテルカ。集中ニ、何トイフト云ヘキヲ何テフトツ、メテ云時ハ、皆云ノ字ヲ書テ、言ノ字書タル所ナシ。ウツセミトアラソフハシニトハ、第十九ニ、家持、妃女墓ヲヨマレタル哥ニ、ウツセミノ名ヲアラソフト、アレハ、此所コモウツセミト云ニ、モノ、フノ名ヲ惜テ争フ意アルカ。ソレニ取テ、ウツセミノ名トツ、クル心ハ、聖賢ニ堯舜伯夷柳下惠等ノ名アルハ、求サレトオノツカラ徳ニソナハレル名ナリ。唯名ヲノミ思フハ、莊子カイハユル名者実(宋)ヘ之シ賓ナレハ、ムナシキ名ト云意ニツ、クル歟。又今ハ名ニハカ、ラテ、武士ナレハ世間ノ習ニ争フ間ニトニヤ。ワタラヒノ齊宮ニ、(宋)今按齊ハ齋ナルヘシ。従ハユト読ヘシ。ユハ即、ヨリナリ。神風ニイ吹マトハシ——オホヒタマヒテトハ、伊ハ例ノ發語ノ詞。トコヤミハ、神代紀云。乃入ニ于天石窟ニ閉ニ磐戸ニ而幽居焉。六合之内常闇而不レ知ニ昼夜之相代一。神功皇后紀云。更遷ニ小竹宮一。小竹、此ニアタテノ努ニ云ニ。適ニ是時一也。昼暗コト如レ夜ニ已ニ經ニ多日一。時人曰、常夜行トコヤミニカト云ナリ。之也云々。天武紀ヲ考ルニ、瀬田ニテノ合戦ニカ、ル事アリツトハ見エネト、彼乱ヨリ此哥ヨマレタル年マテハ纒(消)ニ二十五年、殊ニ人丸ノ哥ナレハ実録ナルコト誰カ信セヘサシラム。上(宋)ノ持統天皇ノ夢中ノ御哥(二)ニ注セシカ如シ。史記、項羽本紀曰。楚又追ウツテ擊ニ至ニ靈壁東睢水上一。漢軍却テ為レ楚所レ擠ニ多殺一。漢卒十余万人皆入ニ睢水一。々々為レ之不流。困コト漢王ニ三匝。於是大風細西北而越折レ木ニ發レ屋揚ニ沙石一窈冥ニ屋晦。逢ニ迎楚軍一。々々大乱壞散。而漢王乃得下与ニ數十騎一遁去コト。又韓王信伝云。居コト七日胡騎稍引去。

時^ユ天大霧^ニ漢使人往來^ス 胡不^レ覺^ラ 異国モ本朝モ運ニ当レル君ニハ、天与ヘ神助クル事カクノ如シ。神ノマニハ、帝ヲ^{神ト}云事サキノ如シ。是ハ^{先帝}天武^トヲ申奉テ、下ノ八隅シ、吾大君ハ、当帝^{持統}ニワタレリ。天下申賜ヘハトハ、第五第十九ニモ此詞アリ。事ヲ奏シテ勅ヲウケテ、ヨキニ執行ナフヲ云^カ 関白^{ヘヲ}アツカリマウス^ヘヨムニ准ス^ヘ云カ如シ。万代ニシカシモアラムト、ハ、天下ノ政ヲ執奏シ給ヒテ、万代マテモサテオハシマサムト思フナリ。木綿花ノ榮ユル時トハ、木綿ヲヤカテ花ト云、下ニモ白ユフ花^{トモユフハ花カモ}ナトアマタヨメリ。榮華ノ盛ニト云ナリ。神宮ニカ^{サリマツリテトハ}、殯宮ニカサルナリ。遣^使ミカトノ人モトハ、此皇子ニツカヘ奉ル人モナリ。便ハ使ニ作レルヲヨシトス。今ノ本誤レリ。日本紀ニ^{奉遣ヲ今ノ如クヨメリ}日之尽、今按、上ニモ下ニモヒノツキトヨメルヲ、此ニ^{俄ニ}ヒノツクルマテトヨムヘカラス。上ニ云如ク、日ノコトノト和スヘキカ。鹿シ物イハヒフシツ、ハ、イハ發語ノ詞、匍伏ナリ。鹿ハ能ハヒフセハ、借テ殯宮ニ向テ礼儀ヲナスニタトフ。第三ニモ、鹿シ物膝折フセテナト、其外アマタヨメリ。古今序ニモ、タナ引雲ノタチキ、鳴鹿ノオキフシトカケリ。暮尔至者、此ヲハクレニイタレハトモ読ヘシ。鶉ナスイハヒモトホリハ、イハ又發語ノ詞、モトホルハメクルト云古語ナリ。神武天皇ノ御哥ニモ、イハヒモトヘル、シタ、ミト読タマヘリ。和名ニ鷹具ニ旋子^{ヘヲ}ト書テ^{ト書テ}モトホリト云モ此義ナリ。鶉ノ草隱ヲハヒメクレルニ喩テ、礼儀ヲ云コト、上ノ如シ。肘ノ行膝ノ歩ノ体ヲ云。サモラヘトサモラヒエネハトハ、^{香来山宮ニ}祇候スレトモ御在世ノ時ニ替テ、悲ニ堪ヌナリ。ウクヒスノ

サマヨヒヌレハ、神代紀ニ愁吟ヲサマヨフトヨメリ。吟呻スルヲ鶯ニ喩ルナリ。春鳥トカケルハ、和名云。陸詞切韻云。鶯鳥葦反、楊氏漢語抄云、春鳥子、宇久比須春鳥也。カ、レハ撰者ノ義訓ニハアラス。オモヒモイマタツキネハ、コレハオモヒモ(消)イマタツキ(朱)ニト云心ナルヲ、古語「ニテカクイヘルハ、唯今ノ詞ツカヒニ違ヘルヤウナレハ、意得カタシ。下ニ至テ尤多シ。者ノ字ヲニト用タル所モアレハ、イマタツキヌニト読ヘキニヤト思フヲ、第五ニ憶良ノ哀シム世間難キマ住マ歌ニ、マタマデノ、タマデサシカヘ、サネシヨノ、伊久陀母阿羅禰婆トヨメルモ同シテニヲハナルヲ、如此カキタレハ、ヨミヤウ慥ニ前ノ如シ。只新語ニテ心得テサテ有ヘシ。言右敝久クタラノ原ニ(消)仙覺本モ今ノ如ニテ、其注(朱)「穿鑿ナリ」(消)ニタラス。今按、右ハ左ノ字ヲ誤レルナリ。コトサヘクハ(消)以前釈セルカ如シ。百済モ三韓ノ内ニテ詞ノサハリアレハ(朱)「前ニ」カラノサキトソヘタルニ同シ。百済ノ原(朱)「ハ」広瀬郡(消)「ニテ」(消)「ナリ」第八ニ、百済野トヨメル(朱)「モ同」所ナ(消)「ルヘシ。但」(消)「リ」(消)「ノ」アスカノ辺ナリ。舒明」紀云。十一年秋七月、詔曰。今年造三作大宮及大寺、則以百済川側ヲ為宮處ト。十二月、是月、於百済川側ニ建九重塔ヲ。三代表録第三十八云。昔日聖德太子創建平群郡熊凝道場、飛鳥岡本天皇遷建十市郡百済ハ河ハ辺、施入封三百戸、号曰百済大寺云々。此ニ依レハ十市郡ハ敷トト見ユレトモ、河ヨリ東八十市郡、河ヨリ西ハ広瀬郡ニテ、名ヲハ同シウスルナルヘシ。伊勢物語ニ、河内国伊駒ノ山トイヘル例ヲ思フヘシ(消)「明日野トイヘリ」延喜式ニ引合スルニ、三立岡(消)「ハ」広瀬郡ナカラ、猶(消)「ハ」此百済原ニ属セル所ナルヘシ。

(道)〔朱〕
 (十市ト高市トノ両郡、各西北ハ広瀬郡ノ東南ニ連レリ) アサ〔モ〕ヨ〔マ〕イ木上宮ハ、第十三ニモカクツ、ケタリ。此(ハ)アサモヨイハ紀ノ國ノ枕詞ナルヲ、木ト云詞ノ通ヘルニ依テ、仮テ移シ用ルカ。イソノカミフルカラ小野、異説アレト、一説ニツカハ例ト〔ス〕ヘシ。〔尊骸ヲハ三立岡ニ葬テ、尊靈ヲハ城上宮ニ崇メ祭ルナリ〕神ノマニシツマリマシヌ、皇子ヲ神ト云ナリ。以〔上〕皇子ノ全盛ト薨去ト殯宮トノ事ヲ次第ニ述(ラル)シカレトモト〔云ヨリ〕一転シテ後代マテ御名ノ朽失スシテ慕ヒ參ラセムコトヲ云テ、一篇ヲ收拾セラル。吾大君ハ皇子ノ御事ナリ。天ノ如振サケ見ツ、ハ、香久山ノ宮ノ〔万代ニ〕御子孫相統シテ、残ヘケレハ仰見ムトナリ。結句ノカシコケレトモハ、皇子ヲ敬テ云。発端〔三〕ハ替レリ。以上百四十九句、集中第一ノ長篇ナリ。人麿ノ独歩ノ英才ヲ以テ、皇子ノ大功ヲ述テ薨去ヲ慟〔奉〕ラルレハ、誠ニ不朽ヲ日月ニ懸タル哥ナリ。哥ノ中コロハ、能天武紀ヲ引テ見ルヘシ

(初) かけまくもゆゝしきかも—— いやしき身をもて、ことのはにかけて申たてまつるも、いまくしと上をたふとひて、ことに卑下する詞なり。つゝきは天武の御事なれとも、皇〔子尊をもひとつにうやまひたてまつりていへるなり。神さふといはかれますやすみしゝわか大君とは、天武の御事なり。崩御の後、立かへりそのかみの事をのふるゆへにかくはいへり。そとの国は、第一巻に成務紀を引かこくとく、こゝにては美濃は東山道にて、大和より北うしとらのかたにもあたるへければなり。こまつるきわさみか原とは、狛劍は、高麗の劍なり。もろこしの〕劍には、櫛のかしらに鏝をつくれは、高麗にも

つくるなるへし。鏝のたくひをもわといへは、わさみとつゝけんためにいへり。戦国策云。軍之所出矛戟折鏝鉉絶、鏝刀鏝。補曰、古樂府曰。藁砧今何在、砧借爲夫。山上更有山^安言出也。何日大刀頭^大刀頭有鏝^大。鏝借爲^大。破鏡飛上天^{破鏡}。破鏡^{ナレ}。第十一に、笠のかりてのわさみのにとよめるも、笠のうらにちひさきわをつけて、それより、をゝすくるをかりてといふゆへに、これもわとつゝくるためは今とおなし心なり。やすもりましては、やすまりましゝてなり。又安穩に守護したまふといふにもあるへし。治賜、おさめたまひと、もしたらすによむか。又おさめたまふとよむへし。たまひしとしたる点はわろし。鳥かなくあつま、別に注し附たり。喚賜而、めしたまひつゝとよめるもあしからず。字のまゝによはひたまひてともよむへし。ちはや^て。ふる人をなこすと。此人をかみとかんなつけたるはわろし。字のまゝによむへし。ちはやふるといふ詞は、大かた神にのみ聞なれたるゆへに、昔の点にはあらで、後にくはへたるなるへし。第七第十一に、ちはや人宇治とつゝけてよめる哥あり。委はそこに注すへし。神代紀に、殘賊強暴横惡之神とかきて、ちはやふるあしき神とよみたれば、殘賊強暴の人をちはやふる人とも、ちはや人」ともいふなり。和為跡をはなこせとよみ、治跡をはしらせとよむへし。天皇の皇子に下知したまふ詞なり。されはこそ治跡の下に、一云掃部等と注したれ。一本にはらへとある心にて、なこせ、しらせとよむへしといふなり。皇子隨任賜者、これをはわかみこにまかせたまへはとよむへし。まゝにたまへはとあるもおなし心なれと、まかせたまへはは心得やすし。あともひたまひ、このあともふといふ詞、此集中にあまたあり。いさなふ義なり。日本紀に誘の字をあふとよめる、これなり。

同字をわかつるとも、をこつるともよめるは、すかしあさむく心なり。と、のふる鼓のこゑはとは、軍衆をと、のふる鼓なり。鼙の字をふりつゝ、みとよむ。騎鼓なり。樂天か長恨歌に、漁陽鼙鼓動地来といへる物なり。吹なせるは、吹ならせるなり。此集に、鳴の「字をもなすとよめり。古今集に、秋風にかきなすことよめるも、かきならすなり。小角、これをつのとよめるはあやまりなり。こふえとよむへし。下にある本を引て、自注に笛乃音波とあるにおなし。又くたのこゑもと、もしたらすによむへし。

天武紀云。大角小角。又云。(以下谷本)「十四年十一月癸卯朔丙午、詔四方国曰、大角小角鼓吹幡旗

及弩抛之類、不応存私家、咸收于郡家。和名集云。兼名苑注云。角本出胡中。或云、出

呉越以象鼉吟也。楊氏漢語抄云。大角波良乃小角久太能。晋書云。蚩尤師。魍魎与黄帝戰涿鹿。

帝乃命以角為鼉鳴。以禦之。角亦名笳。故武元衛汴州聞角詩云。何如金笳月裏悲。魏杜襲笳賦序

云。昔伯陽避乱入戎、有懷土風。遂建斯樂。美其出於戎貉之俗、有中。大韶夏音上。李陵書云。胡

笳互動、牧馬悲鳴、吟嘯成羣、辺声四起。注曰、笳者胡人卷芦葉吹之。其声甚悲即鬲粟也。又名

悲栗。令第五、軍防令云。凡私家不得有鼓鉦弩矛稍具裝大角小角及軍幡。唯樂鼓不在禁限。延

喜式、民部上云。凡諸国々別置鼓生二人、大角生五人、小角生三人。並免徭役。(以上谷本)あたまたる

とらかほゆると、あたまをみたるなり。あたまはあひてなり。詩曰。王奮厥武、如震如怒、進厥虎臣、闕如

虓虎。(陸機。谷本ナシ)へもろ人のおひゆる。呉子曰、夫鼙鼓金鐸所以威威耳。旌旗毛幟所以威目云々

野へことにつきてある火の。和名集云。野火、字統云。爛蕪典反、又作爨、防野火也。孫愔切韻云。爨

音与 鏡同 逆焼也。冬の林に飄かもいまきわたると。莊子云。冷風則小和、飄風則大和。文選云。回飈卷高樹。いまきのいは、発語のことはなり。大雪のみたれてきたれ、きたれはといはてきたれとのみいへるは、例の古語なり。景行紀云。時賊虜之矢、横自山鉄之、流於官軍前如雨。不奉仕を、まつゝろはぬとよめるもあしからねと、まつろはてとよめは、とく心得やすし。あらそふはしに、鳥の打つれて行は、我さきたゝんとするものなり。そのことく、(朱)〈軍〉(通)に兵の先鋒をあらそふなり。露霜のけなはけぬへくは身をかへ(朱)りみぬなり。はしは長流か昔の抄に、はしめなりと注したれともさにはあらず。あひたにといふ詞なり。すなはち間の字をはしとよめり。用明天皇の後、聖徳「太子の御母を、穴(ナシ)大部間人皇女と申、日本紀に見えたり。此集にも、第一に間人連老、第三に間人宿禰大浦あり。みな間(谷本)の字、はしとよめり。古今集に、高津内親王の御哥に、木にもあらず草にもあらぬ竹のよのはしにわかみはなりぬへらなりとよませたまへり。竹は草木のあひたにて、よはまた(西)節の間なれば、いつかたへもつかぬうきたる御身と、竹によそへた(る)たまへるなれば、此はしもあひたなり。」又川にわたすをはしといふも、兩岸の間なれば、間の字の心を、橋の躰につけたる名なるへし。第十九に家持の、ほとゝきすならひに時の花をよめる長哥に、また此あらそふはしにといふ詞あり。そこはますくゝあひたの心なり。はしめといふ心更にかなはず。あとさきなかきゆへにこゝにかゝす。わたらひのいつきの宮ゆ神風(に谷本)のいふきまとはし——、おほひたまひてしつめてし」これは七月廿二日、瀬田にて(以下三丁分、自筆断簡)の合戦の時をいへり。天武紀云。元年秋七月庚寅朔辛亥、男依等(ヲ)到瀬田。時大友皇子及群臣等共宮於(ニ)村區(谷本ナシ)

橋西ニ而大成陣不見其後。旗幟蔽野埃塵連天。鉦鼓之声聞二数十里。列弩乱発矢下如レ雨。其将
(二(谷本))
 智尊率二精兵。以先鋒距之。仍切二断橋中。須容三三丈。置二一長板。設有二蹈板度者。乃引レ板將
(二(谷本))
 墮。是以不レ得二進襲。於是有一勇敢士。曰二大分。君稚臣。則棄二長矛。以重二擲甲。一拔レ刀。急踏レ板度之。
(二(谷本))
 便断二著レ板網。以被レ矢入。陣衆悉乱。而散走之。不レ可レ禁。將軍智尊拔レ刀。斬二退者。不レ能レ止。因以斬二
(二(谷本))
 智尊於橋。辺。一則大友皇子左右大臣等。僅身免。以逃之。男依等即軍于粟津岡下。是日羽田君矢圍。出雲
(二(谷本))
 臣。狛合共攻三尾城。降之。壬子男依等斬二近江。将犬養連五十君。及谷直鹽手於粟津市。於是大友皇子
(二(谷本))
 走無所入。乃還隱二山前。以自縊焉。時左右大臣及群臣皆散亡。唯物部連麻呂且二舍人從之。かやう
(二(谷本))
 にして、伊勢より神風の吹きて、大友皇子の軍のまとひけるよし、日本紀に見えぬ事なれと、此歌
(二(谷本))
 にかくよまれたれば、尤実録とすへし。そのうへ、日本紀をみるに、夏五月辛卯朔丙戌、且於二朝明郡。迹
(二(谷本))
 太川辺。一望。拜二天照太神。又云。軍二金網井之時、高市郡大領高市県主許梅儵忽。口閉。而不レ能
(二(谷本))
 言也。三日之後方著レ神以言。○便亦言。吾者立二皇御孫命之前。後以送二奉于不破。即還焉。今且
(二(谷本))
 立二官軍中。二守護之。○又村屋神著レ祝曰云々。又さきに、天皇崩之後八年九月九日奉。為レ御齋会之夜。
(二(谷本))
 夢裏習賜御歌に、神風のいせのくに、は、おきつも、なひきし浪に、鹽氣のみ、かをれるくに、あち
(二(谷本))
 こりの、あやにともしき、高てらす日のみことあるは、そこに申つることく、太神宮のはらはせたま
(二(谷本))
 ふやう有けることなるへし。かれこれを見合て信すへし。こゝに神風とあるは、伊勢国風土記とおほき
(二(谷本))
 にたかへり。風土記の説、ならひにくはしくは、別に注してつけぬ。又神風といふことは、異国にも有
(二(谷本))

と見えたり。文選陸士竜大將軍宴會被_レ命作_レ詩_ニ臧榮緒晉書曰。成都王穎字韋度趙王倫在昔姦臣(アケカクリ)稱_レ亂紫微(ニ)。(谷本)神風潛駭、有_二赫(タル)、茲凱_一。靈旗樹_レ旆、如_二電斯揮(ハ)。致_二天之届(キハ)、于_二河之沂(ヘトリ)。有命再集、皇輿凱歸。(稱谷本)江文通擬古詩、神鷲自_レ遠至。また軍に神助あることは、史記項羽本紀曰。楚又追擊至_二靈壁(ニ)、東睢水上。漢軍却為_レ楚所_レ擠、多殺_二漢卒(ヲ)。十余万人皆入_二睢水(ニ)。々々為_レ之_レ不_レ流。困_二漢王(ヲ)三匝。於_レ是大風細(徒)西北而越折_レ木、發_レ屋揚_二沙石(ヲ)、窺_レ冥_一。昼晦逢_二迎楚軍(ヲ)。々々大乱壞散。而漢王乃得_レ下_二与_二數十騎(ヲ)遁去。韓王信伝曰。居七日胡騎稍引去。時天大霧、漢使人往來、胡不_レ覺。およそ、上は王者の天下を知と知らざる(ナシ)とより下は士庶人の時にあふとあはさるとにいたるまで、そのしるありて、しかあるゆへをしらぬ事(ナシ)有_二。班叔皮か王命論、李蕭遠か運命論、劉孝標か辯命論等のことし。大友皇子に肩をぬかんとして、天(あり)武天皇を篡逆のやうにいひなせるもの有_二。日本紀は、婉微にして決しかたし。いかさまにも、漸々ゆへ(あり)有けなるうへ、蘇我赤兄は、有間皇子にも、不臣の心をつけて、かへりて捕奉りて、紀温湯へをくりし(あり)ほとの人なるが、ともに仏前にしてちかはれし事も、おほつかなし。赤兄の後、蘇我氏は絶たるか、微になりたるか日本紀、続日本紀等にも見えぬやうにはおほゆ。懐風藻の大友皇子の伝には、すこし皇子にこゝろあるやうにかゝれたれと、天武紀さきの御齋会の夜の夢の歌、此歌などをよく見は、疑お(有)のつからのそかるへし。秦始皇は、阿房宮に安坐せられしを、そのうち、趙高印璽を佩てのほりければ、宮殿ふるひうこきてゆるさゝりき。いはむや徳あり功あるみかとを、誰かたやすく論せむ。称徳天皇崩御の後、不慮に、天智天皇の御孫、光仁天皇、高みくらにのほらせたまひて、今にいたるまで、そ(たか)

の御子孫のみ御位におはしますも、そのゆへ又誰か知らん。日本紀を見るに、瀬田の戦は村国男依等か功にして、天皇太子は、猶和暫野上におはしましけれとも、元来皇子の御威勢によりけるゆへ、又は乱のおさまりたる事をつふさにのへらるゝなり。みつほのくにを、みつほは、本朝の名なり。みつは瑞、

ほは穂なり。ほはものゝそれとあらはれてみゆるを、ほに出つるといふ。舟の帆、薄稲などの穂、この心にて名付て見えたり。されは神代よりさまゝ嘉瑞のあらはれて、めてたき国とほめて、なつくるなり。神のまにふとしきまして、神はさきゝにもいふことく、君をいふ。ふとしきますは、たしかにおちつきて、世をしろしめすなり。天下申たまへは、まうすは、天下の成敗を君に申あけて、取をこなふをいふ。第五にも、天下まうしたまひし、家の子と、ゑらひたまひてなとよめり。是は持統天皇四年

に、太政大臣となりて、天下の政を聞しめしけるをいへり。天武紀云。十年春二月庚子朔甲子。○是日立章壁皇子尊_二為_三皇太子。因以令_レ撰_二万機_一。又云。十二年二月己未朔大津皇子始_レ聽_二朝政_一。これら

の後をいふへし。およそ太政大臣は、徳望その人にあらされは、かきてをかさる官なれば、今の皇子の御人から、これにて知へし。令義解職員令云。太政大臣一人師_二範一人_一儀_三形四海_一。謂師者教_レ人以道者儀者善也。形_三刑_一谷本_一者亦法也。四海者、九夷、八狄、七戎、六蛮也。経邦論道變_三理陰陽_一。謂變者和也。理者治也。言太政大臣佐_レ王論道以経_三其分職_一故不_レ称_レ掌。設_レ官待_レ徳故無_三其人_一則闕也。無其人_一則闕。ゆふ花の、さかゆる時に、白ゆふ花ともいふは、只ゆふなり。

ゆふはもとゆふといふ木を折は、白き糸おほきを、とりてつくるゆへに、なつけたるを、後は苦などにとするをもゆふとのみいふ事は、従本立名とて例おほし。たとへは楊枝はやなきをけつりてしたれば、

さはなつくるを後はこと木をけつるをも、をしなへて楊枝とのみいふかことし。ゆふは(今谷本)ひまゆみといふ木とかや。安芸の国などよりおほく出すと見えたり。和名集(以上三丁分、自筆断簡)云。杜仲、陶隱居本草注云。杜仲、一名木繇杜音度、和名波比末由美折之多白糸者也。又祭祀具云。本章注云。本繇和名由布折之多白糸者也。くすりに杜仲とて用るもこれなるへし。和名集には、杜(ナシ)の字音度と注したれば、昔はにこりていひけるを、今の医家にはならひのすたれて、清てはいふなるへし。木繇に木と草との両種、異国にも有と見えたり。陸龜蒙か木綿花時猩々啼と作れるはいづれをいへるにか。ゆふをつくりたるか花のやうにみゆるを、榮花にたとへてさかゆる時にとはつゝくる也。神宮にかさりまつりてとは、かりもがりの宮をいへり。かゝるたふとき人のかくれたまふを、神あかりといふは、もとより神明なるか、和光同塵して世(ナシ)をすくひて、事をはれば本位(谷本)にかへらせたまふ心にかくいへり。いにしへはおほくさも侍りけん。遣(谷本)便(谷本)は使の字の誤れるなり。日本紀に奉遣とかきてたてましたすとよめり。またすはつかはすと(谷本)いふ古語なり。またす、つかはす、昔はならへて用ると見えたり。たてまたすは、めしつかひた(谷本)まふ人ともなり。白妙の麻の衣著は、服衣なり。和名集云。縷衣不知古路毛喪服也。埴安は所の名なり。神武紀云。天皇以(上谷本)「前年秋九月、潜取天香山之埴土、以造八十平盆、躬自齋戒祭諸神、遂得安定区宇、故号取土之処曰埴安。神代紀云。土神号埴安神。しゝしものいはひふしつゝ。鹿し物のしは、第一巻に、かもし物といふところに注せしことく、助語なからしゝといふ物といはんやうにきこゆる詞なり。常のやすめ字のみなれば、物といふ字つゝかぬなり。此集に此詞おほし。いはひのいは発語のことはなり。しゝは」よく

ひさおりふす物なれば、これもまたおほくよめり。古今集の序に、空ゆく雲のたちゐ、なくしかのおき
(を(谷本))
 ふしはとかゝれたるもこれなり。礼儀をたゝして神灵につかふまつるをいへり。うつらなすいはひもと
 ほりは、いはまた発語の辞、もとほるはまはるといふことはなり。今の俗にも舌のこはくて、よくもま
 はらぬをもとほらぬといひ、中風などして手足心にまかせぬを、手のも」とほらぬ、あしのもとほらぬ
 など申めり。神武天皇の御哥に、かむ風の、いせのうみの、大石にや、いはひもとへる、したたみのと
 よませたまへる、もとへるといふもこれなり。第三に、長皇子、狛路池に遊獵したまふ時、又入まるの哥
 に、しゝしものいはひふせりて、鶉なすいはひもとほりとあり。うつらの草かくれてはひまはるによせ
 て、これもうやまひのすたかをいへり。春鳥のさま」よひぬれば。長流か昔の抄に、春の鳥は霞にまよ
 ふ心なりといへり。しかれば字にまかせてよめるなり。現本にうくひすとあり。これを正説とすへし。
 和名集云。陸詞切韻云。鶯鳥莖反、楊氏漢語抄云、春鳥也。うくひすは鳥をもて春になる中にことに名高
春鳥子、宇久比須
 ければ、摠即別名の例にて、春鳥の名をうるを、こゝにうくひすといふに用たるなり。さまよふは、霞
(名(谷本))
 に迷ふにあらず。う」れへて呻吟するなり。うめく、によふなとおなし心なるへし。神代下云。弟愁吟
 在海浜。文選、屈原か漁父辞にも、行吟沢畔といへり。第十に、春されは霞をもとむと鶯のこすゑをつ
(名(谷本))
 たひて鳴つゝもとなともよみたれば、さまよふ心もあるへし。ことさへくは、此卷の上に、ことさへく
(名(谷本))
 からの崎といふ所に注せしことく、くたらの人などの物いふは、ことはもたみ、異国なればたかふ事
 の「みありて、聞得られねはかくはつゝけたり。左を右につくりて字のまゝにかんなを付たるは、伝写

の後のあやまりなるへし。朝毛吉木上宮をとほ、あさもよいは紀伊の国につゝくる枕詞なり。別に注して附ぬ。いそのかみとは、やまとのふるにこそつゝくるを、此集に、いそのかみふるとも雨にさはらめや、などかりて用る例あれば、こゝもきといはんとて借用たるとみるへし。第十三(谷本)にもかくのことくつゝけたり。城上はもとよりある所の名なるへし。武烈紀云。三年十一月、詔大伴室屋大連、発信濃国男丁作城像於水派邑、仍曰城上。かくあれば、こゝにつくれる宮なるへし。城上郡、城下郡あれば、その城上にやともいふへけれど、磯城なるを、延喜式のこゝろ郡の(朱泚)の(谷本)名郷の名もよき字をもて、二字つゝにさたむる時、上下の字をそへてふたこほりにわかつゆへに、城の字に上(谷本)の磯の字をよみつけて、しきの郡とはいふなるへし。武烈紀は初より城上とあれば、此哥にいふ所なるへしとはさため申なり。神のまにしつまりましぬは、方便ことをはりて本性のまゝにおはしますなり。日本紀第十九、蘇我稲目、百濟太子恵に対して、聖明王の、賊のために害にあふことをとふらふことはの中にいはく。豈図一旦眇然昇遐、与水無帰、即安玄室。よろつよに過(谷本)むとおもへや、過んとおもはんやなり。万代ふとも、此宮昔かたりにならんとおもはねは、皇子の御かたみと、天を仰こくあふきみて、つねにしのひたてまつらん、おそれおほけれともといふ心なり。以上百四十九句

或本譌云

天降就 神乃香山 打靡 春去来者 桜花 木暗茂 松風丹 池波麟 辺都遍者 阿遲村

動 奥辺者 鴨妻喚 百式乃 大宮人乃 去出 榜来舟者 竿梶母 無而佐夫之毛 榜与 雖思

右、今案、遷ニ都寧楽ニ之後、伶レ旧作ニ此歌一歟。

或る本の歌に云ふ

天降りつく 神の香山 打ち靡く 春さり来れば 桜花 木の暗茂に 松風に 池波あがり 辺つへには
あぢむら騒き 沖辺には 鴨妻呼ばひ 百式の 大宮人の まかり出て 漕ぎける舟は 竿梶も 無く
てさぶしも 漕がむと思へど

右、今案ふるに、都を寧楽に遷しし後、旧きを怜びてこの歌を作るか。

(卷三 二二六〇)

1 万葉集古義

〔或本歌云。天降就。神乃香山。打靡。春去来者。桜花。木晚茂。松風丹。池浪颺。辺都返者。阿遅村
動。奥辺者。鴨妻喚。百式乃。大宮人乃。去出。榜来舟者。竿梶母。無而佐夫之毛。榜与雖思。〕
神乃香山は、即香山を神と云るなり、信に香山は、神と云べき山にぞありける、○打靡は、ウチナビク
と訓べし、廿卷に、宇知奈婢久波流乎知可美可、また打奈婢久波流等毛之流久とあり、草木の若枝のし

なやかに、打靡く、春と係りたる詞なり、○晩字、拾穂本には暗と作り、○返字、拾穂本には遍と作り、○動は、サワキと訓べし、(略解に、とよみとよみたれど、味村に、とよみと云る例なきことぞ、)
○榜来舟者は、来は去の誤にて、コギニシフネハなるべし、と荒木田氏云り、○梶字拾穂本には楫と作り

○旧本此間に、右今案遷都寧楽之後^レ伶旧作此歌歟、と註したるは、最後人のわざなれば削去つ、上に云る如く高市皇子尊薨後、香具山宮の荒たるさまを云るなれば、遷都にはかゝはるべからず

2 万葉代匠記

或本歌云

天降就 アノモリツノ 神乃香山 カミノカクヤマ 打靡 ウチナヒキ 春去来者 ハルサリクレハ 桜花 サクラハナ 木晚茂 キノクレシケミ 松風丹 マツカゼニ 池浪鷗 イケナミクサテ 辺都返者 ヘツヘニハ 阿遲村動 アヂムラサワキ 奥
 辺者 ヘニハ 鴨妻喚 カモメヨハヒテ 百式乃 モ、シキノ 大官人乃 オホミセヒトノ 去出 ユキイデ 榜来舟者 コギロフネハ 竿梶母 ササカサモ 無而佐夫之毛 ナクテサフシモ 榜与雌思 コカムトオモヘト

(精) 或本歌云

天降就神之香山

打靡ハ春ノ枕詞ニテ、集中ニ多シ。霞ム意ナルヘシ。今按、六帖ニモ此集ノ他ノ哥ヲ載ルニ、ウチナヒキトアリ。後ノ人モサヨミタレト、ウチナヒクト点スヘシ。其証ハ第五第二十二、有知奈毗久波流、字知奈毗久春ナトアマタ所カケリ。コ、ノ如ク書ルモ(朱)多シ。皆假名ニカケルヲ証ト(清)(此ニ准)シテ

ヨムヘシ。打ナヒク春トツ、クハ春ノ枕詞ト聞エ、打ナヒキト云ツレハ押ナヘテト云ヤウナレハ、春ナ
ラテ秋冬ニモツ、ケヌヘシ。鴨妻喚ハ上ノ如シ。榜与雖思ト、^(卷)ハハ舟ヲ榜出テ遊ハムト思ヘトモ、有
シ昔ヲ思ヘハ物カナシクテサルワサモセヌトナリ。榜^(乎佐)ハ、和名ニ佐乎トアルヲ、コクトヨムハ、
水手ハカコナルヲコクトモヨメル如ク、佐乎ハ舟ヲ行ル具ナレハ義訓セルナリ。

右今案、遷^ニ都寧樂^ニ之後、^レ旧作^ニ此歌^ニ歎

(精) 右今案遷都——

此ハ香具山歌トイヘトモ、旧都ヲ感シタル詠ヤウナレハ、カクハ注セラレタリ。其二取テ、香具山宮
ハ第二卷人麿ノ哥ニ、高市皇子尊ノ造ラセ給由ヨマレタレハ、此ハソレヲヨメルニハアラテ、藤原都ナ
リシ時ハ、官人モ香久山ニ登リ、埴安池ニ臨ナトシテ遊シ事ヲ思テヨメルナルヘシ

柿本朝臣人麻呂献^ニ新田部皇子^ニ歌一首并短歌

(精) 柿本朝臣人麻呂——

天武紀云。藤原大臣女氷上娘弟五百重娘、生新田部皇子。聖武紀云。神龜五年秋七月、勅一品大將軍
新田部親王^ヲ授^ニ明一品^ヲ。七年九月壬午、一品新田部親王薨。天淳中原瀛真人天皇之第七皇子也

(初) 新田部皇子 天武紀云。藤原大臣女氷上娘弟五百重娘、生新田部皇子。聖武紀云。神龜元年二月、
二品新田部親王授一品。五年秋七月、勅二品大將軍新田部親王授明一品。天平三年十一月丁卯、始置

畿内摠管諸道鎮撫使以一品新田部親王、為大摠管、從三位藤原朝臣宇合、為副摠管。天平七年九月壬午、一品新田部親王薨。(以下谷本)「遣三從四位下高安王等二監三護 葬事。」又詔遣一品舍人親王就（弟弔）之。親王、天淳中原瀛真人天皇之第七皇（子）也。冬十月丁亥、詔。親王薨者、每七日供齋以僧一百人為限、七々齊（密校直本）託（者停）之。自今以後為例行之。（以上谷本）

埴安の池

埴安乃 池之堤之 隱沼乃 去方乎不知 舍人者迷惑

埴安の池の堤の隱沼の行方を知らに舍人はまとふ

(卷二二〇一)

1 万葉集古義

埴安乃。池之堤之。隱沼乃。去方乎不知。舍人者迷惑。

隱沼乃は、隱沼とは、草などの多く生茂りて、隠れて水の流るゝ沼なり、九、十一、十四、十七の卷々などにも見えたり、古事記仁徳天皇条に、許母理豆能志多用波閨都々、(隱水の下從延つゝなり)とある許母理豆の類なり、さてその隱沼は、流れ行すゑの表にしられねば、去方乎不知といはむ料の序とせる

なり、○歌意は、朝暮に親くつかへ奉りし舍人等も、此頃は己がじゝあがれちりて、いつかたに身をよせなむ、その行方もしらずに、哭吟ひ悲み愁ひつゝ、迷ひあるよとなり

2 万葉代匠記

埴安乃 ニヤスノ 池之堤之 イケノツツミノ 隠沼乃 カクレヌノ 去方乎不知 ユクヘヨシラス 舍人者迷惑 トネリハマト

(精) ハニヤスノ池ノツツミノカクレヌノユクヘヨシラス舍人ハマトフ

隠沼乃 ニヤスノ 幽齋本云、
コモリヌノ

埴安ノ池ヲ、(朱)〈奥義〉(清)〈八雲御〉抄ニ、ウヘヤスノ池ト載ラレタルハ、彼(清)〈觀〉(清)〈御〉(朱)〈所〉(朱)覧ノ本、埴

ヲ誤テ植ニ作ケルニヤ。家集ニシキヤストアルハ、埴ハ常職反、呉音ヲ取テヨメルカ。(朱)〈用ヘカラス〉

隠沼ハ、幽齋本ニ随テコモリヌト読ヘシ。第十二ニ、(清)〈隠沼ノ下ユ恋アマリト〉云哥ノ、十七ニ再出タル

ニ、許母利奴能トアレハ、カクレヌモ同意ナカラ、古語ニ付ヘシ。(朱)〈沼ハ和名ニ、唐韻ヲ引テ池也トア

レハ、即上ノ埴安池ナリ〉不知ハシラニトモ読ヘシ。哥ノ心、上句ハ池水ハコメ置物ナレハ、ユクヘヨ

シラストイハム料ノ序ナリ

(初) はにやすの池のつゝみの—— 第一卷にいへるかごとく、八雲御抄に、うへやすの池と載させたまへるは、御本に埴をあやまりて植の字に作けるによりて、あやまらせたまへるにや。みくさなどにかくれたる池水は、ゆくゑしられねはそれによせて、ちりくゝに舍人どものわかれさりて、「ゆくゑしらす

なれるをも、又道にまとひてゆくゑしらぬやうに心まとひしてなけくをもいふへし。日本紀に働の字をも、まとふとよめり

或書反歌一首

哭沢之 神社尅三輪須惠 雖禱祈 我王者 高日所知奴

右一首、類聚歌林日、松隈女王、怨泣沢神社之歌也。案日本紀云、十年丙申秋七月辛丑朔庚戌、後皇子尊薨。

或る書の反歌一首

哭沢の神社に神酒す系禱祈れどもわご王は高日知らしぬ

右一首、類聚歌林に曰はく、松隈女王の、泣沢神社を怨むる歌といへり。日本紀を案ふるに云はく、十年丙申の秋七月辛丑の朔の庚戌、後皇子尊薨りましぬといへり。

(卷二 二〇二)

1 万葉集古義

〔或書反歌一首。哭沢之。神社尅三輪須惠。雖禱祈。我王者高日所知奴。〕

哭沢之神社爾、古事記に、伊邪那岐命云々、哭時於御涙所成神、坐香山之畝尾木本、名泣沢女神

と見えたり、かゝれば此社香山に坐して、皇子尊香山宮に坐せば、皇子尊の御為に、ことにいつき奉り、ねぎことなどすべき御社なり、(元亨二年民部省函帳、薦河国盧波羅郡のところに、沢女神とあるは、同神ならむか、尋ぬべし) ○三輪須恵は、神酒居なり、十三に、五十串立神酒座奉神主部人云々ともあり、(夫木集に、しらざりつ三輪すゑまつるみそぎ川、神さへうけぬ思ひせむとは) 神に供る酒を美和といふことは、既く一卷にいへり、(岡部氏考に、三輪は、酒を醸る厩をいふ、其の美和の美は醸の略、和は厩の類を摠いふ名なり、と云るは、いみじきひがことなり、此等のことも上に委く弁へつ) ○雖禱祈は、ノマメドモと訓べし、禱祈せむとおもへども、今はその益なしとの意なり、(今までの人、これをイノレドモと訓れるは、いとつたなし) 上に、山振之立儀、足山清水酌爾雖行道之白鳴、また礪之於爾生流馬醉木乎手折目桴、令視部吉君之在常不言爾、雖の言これらにひとし、○高日所知奴は、上に天所知流とあるに意同じ奴は已成の奴なり、○歌意は、泣沢神社に神酒座幣帛奉りなどして、禱祈申さむとおもへども、今はかく高天原へ上りまして、現世の人におはさねば、そのかひなし、はやく皇子尊の御在かりしほど、慇懃に祈禱申して、御寿の長くましまさむことを、願奉るべきことにてありしを、今は悔てもかひなきことぞとなり、三卷石田王卒之時丹生王作歌に、吾屋戸爾御諸乎立而、枕辺爾齋戸平居、竹玉乎無間貫垂、木綿手次可比奈爾懸而、天有左佐羅能小野之、七相管手取持而、久堅乃天川原爾、出立而潔身而麻之乎、高山乃石穗乃上爾伊座都流香物とある、御在かりしほど、神祇を祈祭りし事のおろそかなりしを、後に悔賜へるさま今と似たり、さて本居氏云、昔かく人命

を、泣沢神に祈りけむ由は、伊邪那美神の崩坐るを哀み賜へる御涙より成坐る神なればかといへり
〔右一首。類聚歌林三曰。松隈女王。怨泣沢神社之歌也。案日本紀曰。〔持統天皇〕十年丙申秋七月辛
丑朔庚戌。後皇子尊薨。〕

松隈女王は、統紀に天平九年二月戊午、授從四位下松前王從四位上と見ゆ、此王の姉妹などにや、さ
てこの女王の歌とせしは、もとよりさる語伝もありしなり、但し怨泣沢神社といへるは非なり、此歌
にさるよしは見えず、是は第三句を、はやくの時、イノレドモとよみたるによりて、(イノレドモと訓
時は、神酒奉りなど、慙慙に祈禱申せども、その益なくして、つひに薨給ひぬといふ意になれば、泣沢
神を怨る歌ともいふべし、ノメドモと訓時は、上にいへるごとく祈禱せむとおもへども、今はその益
なし、はやくの時に慙慙に祈申して、御寿の長からむことを、願奉るべきことにてありしを、さること
もせざりしは悔しき事、と自の心を後に悔る意のみにて、神を怨る意はさらになし、此歌かならず、ノ
メドモと訓べきことなり、) 誤て其説をなせしものなり、(岡部氏考には必入麻呂の歌の体ならず、
左註ぞ実なるべくおぼゆる、といへるは、かへりてひがことなり、抑人麻呂の歌の体ならずとおもへる
は、訓法のつたなき所為にこそあれ、第三句ノメドモとよむときは、をさく人麻呂主の、自余の歌
に立おくれたるすぢなし、はた左註も、打まかせてはよりがたきこと、既く云るがごとし、) ○持統天
皇の四字は、いと後人の加へたるなるべし、削去べし、古註にはあらず

2 万葉代匠記

或書反歌一首

ナキサハノモリニミワスエイノレトモワカ大キミハ高日シラレヌ
ナキサハノモリハ、神代紀上云。于レ時伊奘諾尊恨之曰云々。其涙墮而為レ神、是即畝丘樹下所居之神、

(精) 或書反歌一首

ナキサハノモリニミワスエイノレトモワカ大キミハ高日シラレヌ

ナキサハノモリハ、神代紀上云。于レ時伊奘諾尊恨之曰云々。其涙墮而為レ神、是即畝丘樹下所居之神、
号ニ啼沢女命ニ矣。畝田之高也。樹下所居之神。猶言山林塚厝之神也。淚痕化神、則莫不物

而神矣。啼沢女者、吟沢而無所歸焉。神之甚可哀者也。此纂疏ノ意ハ、唯何ノ処ニモアレ、田ノ高キ所

ノ木陰ニアル神ト御覽シ《ケ》ルカ。沢ヲ吟沢ト釈セラレタルモ、楚辭ノ漁父辭ニ、行吟沢辺ト

イヘルヲ取テ釈シ給フト見エタリ。沢《ハ》多ノ字ノ《和訓サハナレハ、泣コト多シト云心ニ

ヤ。畝丘ハ地ノ名ト見エタリ》。伊奘諾尊深恨曰云々。御涙墮為レ神。坐三香山之畝尾丘、

樹下所居之神。号曰三啼沢女神。古事記云。時於三御涙所成神、坐三香山之一畝尾木下、名三泣沢女神。

此三本ヲ以《考》合スルニ《勘》旧事紀ノ畝尾丘ノ尾ハ《漢》音ニテ、ウネヒノヲカニヤ。然ルヲ日

本紀ニハ、和訓ト御覽シテ尾丘重疊スレハ尾ヲ省キ《タマヒ》古事記ニハ、丘ヲ省カレタルカ也。《乙

日本紀纂疏云。畝田之畔也。丘地之高也。樹下所居之神、猶言山林塚厝之神也。淚痕化神、則莫不物而

神矣。啼沢女者、吟沢而無所歸焉。神之甚可哀者也。此疏ノ意ハ、唯田ノ畝ノ高キ所ノ木陰ニアル神ト御覽シケルカ。今ノ俗ニイハフ道祖神ノヤウニヤ。サレト三本共ニ香山ノト云ヒ、此哥アレハ慥ニ地ヲ定テ鎮坐シタマヒ、祭祀ヲモ受タマフト見エタレハ、彼釈不審ナリ。又沢ハ多ノ義ナルヘキヲ、漁父辭ニ依テ釈セラレシモ不審ナリ。己是ハ愚案ナリ。畝丘ノ二字和訓ナル中ニ、尾ノ字音ヲ用ラルヘカラネハ、石上、奈良ノ都トツ、ケタルヤウニ、香山、畝傍丘トモ云ヘカラネハ) 香山ノ一所ニ畝尾ノ丘ト云所ノアルヲ、ウネヲトノミ云テモ事タル故ニ、日本紀ニハ略ヲ取給フカ。旧事紀、古事記、及ヒ此集アレハ、定タル社アル事分明ナリ) (道) (庚) 延喜式 (朱) (云) (十市郡畝尾健土安神社。又云。畝尾都多本神社。此両社ノ中ニ哭沢 (朱) (道) (女) ハ都多本 (神) (社) カ、都多本ハ葛本 (朱) (云) (ナルヘシ) (敷) (道) 葛ヲ構トモカケハ、木トモ云ヘキカ、又此卷上ニ、玉カツラミナラヌ木トヨメリ。葛モ (朱) (云) (カツラナレハ) 此ニ准スヘシ。然レハ樹下所居ト云ト (叶) (ヘルニヤ) (道) (同) (ニハ載サル神 (朱) (云) (ナリ) (ニヤ) (朱) (云) (神社ヲモリトヨムハ、木ノ繁キ所ニハ、多ク神ノイハ、レタマヘハナルヘシ。又森ヲハ神ノマシノテ守タマヘハモリト云ニヤアラム) ミワスエハ和名云。神酒 (和語) (云) (美和) 禱祈ハ、今按、日本紀ニ、クミノムトヨミタレハ、此ニモクミノメト、(朱) (モ) 読ヘキカ。高日シラレヌハ、天ニ知ラルト云ニ同シ。哥ノ心ハ、皇子ノ煩ハセ給フ時、ナホラセタマハムコトヲ祈テ、ナキサハノ神社ニ神酒ヲ奉リ、誠ヲイタセシカヒナク、神サラシメ給フカ恨メシキト神ヲ恨ルナリ

(初) なきさはのもりにみわすゑ—— なきさはのもりは、啼沢女命をいはへる社なるへし。大和国にあ

りとはしらるれとも、延喜式神名帳にも載す。神代紀上云。于時伊弉諾尊恨之曰。唯以一兒替我愛之妹者乎。則匍匐頭辺匍匐脚辺而哭泣流淚焉。其淚墮而為神、是則畝丘樹下所居之神、号啼沢(朱)〔如〕(清)命矣。纂疏曰。畝田之畔也。丘地之高也。樹下所居之神。猶言山林塚厝之神也。淚痕化神、則莫不物而神矣。啼沢女者、吟沢而無所歸焉。神之甚可哀者也。此疏のこゝろは、いつくにもあれ、高くひきゞ所の木のもとにある神なり。今此哥はさためていはへる社と聞ゆ。もし畝丘といふは、畝傍山の事にもや侍らん。啼沢は、さほゞ多の字にかりて書て、なく事おほきなるへし。しかるを吟沢而無所歸焉と尺し給へるは、漁父辞よりおもひよりて、たくみにこゝろえたまへるか、かへりて和漢を混してあやまりたまへるなり。みわは神に奉る酒なり。和名集云。日本紀私記云。神酒和語云美和。高日しられぬは、天にしらるといふにおなし(谷本)

右一首、類聚歌林曰。檢限女王怨泣沢神社之歌也。案日本紀曰。持統天皇十年丙申秋七月辛丑朔庚戌、後皇子尊薨

(精)へ右一首——哥ノ心、歌林ノ説実ナルヘシ。檢限女王ハ考ル所ナシ。皇子ノ妃ナルヘシ。(後皇子尊ハ、日本紀ニ、ノチノミカトミコトト点セリ)へ今按、持統天皇ノ四字ハ後人ノ私ニ加ヘタル歟。其故ハ、上ニ日並皇子薨シ玉ヘル時、舍人トモノヨメル哥ノ後ノ注ニモ、右日本紀曰。三年己丑云々。今モ亦同シカルヘシ。況ヤ日本紀私記云。師説神武等諡名者、淡海御船奉勅撰也。カ、レハ日本紀ニ、神

武天皇等トアルモ、後人ノ注ナリ。家持ト御船ト同時ノ人ナレハ、旁撰者ノ意ヲ得テ加ヘタルニハアル
ヘカラス、懐風藻、葛野王(子)伝云。高市皇子薨後、皇太后引王公卿士於禁中、謀立日嗣時、
群臣各挾私好衆議紛紜云々

(初) 右一首類聚—— 此後注につきておもふに、右の哥の「前に或書反歌一首とあるは、反の字あやま
りてくはゝれる歎。目録には或本哥一首といへり。もし右の人丸の長哥に、二首の短哥なくて、此なき
さはの一首反哥なる本あるゆへに、或書反哥と載て、又類聚哥林には松隈女王哥とあるゆへに、異を注
せるにや。目録と注とをあはせてみれば、反の「字」(哥) あまれりとみゆ。松隈女王は高市皇(朱)
「歎」(女)の妃なるへし。系図かんかふる所なし。松隈はうねひ」にちかければ、此女王のうらみ給
ふに、いよ／＼日本紀の歌「丘は」(兵)うねひ山のことによとうたかはる(朱)

但馬皇女薨後穂積皇子冬日雪落遥望ニ御墓一悲傷流涕御作歌一首

(精) 但馬皇女薨後穂積皇子冬日雪落遥望ニ御墓一悲傷流涕御作歌一首 元明紀云。和銅元年六月丙戌、
三品但馬内親王薨。天武天皇之皇女也。此ニ依ニ、其年ノ冬ヨマセ給ヘルナリ。へサキニ有シ皇女ノ御
哥トモニテ、御歎ノ心推量ルヘシ、初ニ藤原宮ト標セシハ、和銅三年三月ニ寧楽へ遷ラセ給フ、ソレヨ
リ此方ノ哥、若猶アラハ皆載スヘシ

(初) 但馬皇女薨後—— 元明紀云。和銅元年六月丙戌、三品但馬内親王薨。天武天皇之皇女也

耳梨山・耳梨池

或日、昔有三男^一。同娣^二一女也。娘子嘆息曰、一女之身易滅如露。三雄之志難平如石。遂乃仿^三倥池上^一、沈^二没水底^一。於^レ時、其壯士等、不^レ勝^二哀頹之至^一、各陳^三所心^一作歌

三首娘子字曰
纒兒^一也

無耳之 池羊蹄恨之 吾妹兒之 來乍潛者 水波將涸

足曳之 山纒之兒 今日往跡 吾余告世婆 還來麻之乎

足曳之 玉纒之兒 如今日 何隅乎 見管來余監

或^あの^ひは^く、昔^み三^の男^あり^き。同^とに^一の^ひを^二娣^ひき。娘^む子^な嘆^な息^げきて曰^はく、一^の女^の身^は滅^け易^きこと露^の如^し。三^の雄^の志^は平^び難^きこと石^の如^しとい^ふ。遂^に乃^ち池^の上^に仿^倥り、水^み底^に沈^し没^すみ^き。時^に其^の壯^な士^ら等[、]哀^{かな}頹^いの^至に勝^へずして、各^々所^し心^を陳^べて作^る歌^三首^一娘^子、字^を纒^兒と曰^ふ

無耳^{みみなし}の池^{いけ}し恨^{うら}めし吾^{わが}妹^も子^こが來^かつ^つ潜^{かづ}か^ば水^{みづ}は涸^かれ^なむ

あしひきの山^{かづら}纒^の兒^み今^い日^ひゆ^くとわ^れに告^つげ^せば還^かり^來まし^を

あしひきの玉纒かざるの児今日の如ごといづれの隅くまを見つづ来にけむ

(卷十六 三七八八・三七八九・三七九〇)

1 万葉集古義

アルヒトノイハク ムカシアリテミタリノヲトコ トモニツマダヒキヒトリノヲミナラ
或曰昔有二三男。同 娉ニ一 女也。 娘子字曰ニ 嘆息曰。 一 女之身。 易ヤ滅レ如レ露。
ミタリノヲトコノコハ、ロ ガタキコトニキヒゴトレトイヒテイハノ スナハチクチモトホリイケノホトリニ 纒ニ見。
三雄之志。 難レ平。 如レ石。 遂乃仿ニ徨池。 上。 沈ニ没水底。 於時其壯士等。 不レ勝ニ哀類ニ
ミニ オノモクノベテオモヒヲ ヨメルウタミツ
至。 各 陳ニ所心ニ作 歌ニ三首。

字曰纒兒(分註)の四字、旧本こゝには無て、三首の下に、娘子字曰曇兒也、とあり、今は古写小本、拾穂本等に従つ、纒兒は、伝未詳ならず、纒字は、字書に、繪無文也、とあれども、書紀此集、其余の古書等の中にも、纒纒は、皆變と通用たり、(字書に、纒与蔓同、とはあり、)○彷徨は、(拾穂本には、彷徨と作り、)文粹一卷に、臥而睡起彷徨、とあり、彷徨なるべきを、人に従ひて書ること、漢籍にも見ゆ、徘徊を併例と作る例も、古書にあり、同類なり、〔題註 三体詩首註、文選云彷徨又作三、〕○類字、旧本類に誤、今は古写小本に従つ

無耳之。 池羊蹄恨之。 吾妹兒之。 来乍潜者。 水者将潤。

無耳之池は、大和国無耳山辺にある池なり、○池羊蹄恨之は、羊蹄は、之の仮字にて、十卷に、世人

君羊蹄キミヤマシとある処に、既スく具ク云クる如クし、さて之レは、その一トすぢなるを、重キく思フはする辞ハにて、一トすぢに深クく恨ミめし、といふなり、恨ウラミ之レは、妹イモにかけて聞クべし、池イを恨ミむるには非ズ、○將オ酒カは、旧キ訓ニ、カレノナムとある宜シし、(略解ニ、水ノの浅ヒび行ハを、あせといふが古キければ、かれなむとあるは、わろし、と云れど、涸カルと浅アスとは、固モトヨリ異なるをや、)○歌ノ意ハ、無ニ耳ミの池ニに潜カする妹ハ、一トすぢに深クく恨ミめし、かやうに常ニに通スひ来ツ、此ノ池ニに潜セば、水ヲ尽スて涸ナむ、となり、存イ生キてある妹ハが潜スるやうに見ナして、其ノ妹ヲを深クく恨ミむるやうに云ハなして、悲シ情ヲをつよく含メたり、(大和物語ニ、昔ノ奈良ノ帝ニつかうまつる采女ハありけり、帝ヲをかぎりなくめでたき物トになむ思ヒ奉ルりける、帝ヲめしてけり、さてのち又モめさゞりければ、かぎりなく心ヲうしと思ヒけり、夜ヲみそかに出テ、猿ノ沢ノ池ニに身ヲなげてけり、帝ハえしろしめさゞりけるを、事ノのついでありて、人ノ奏シければ、きこしめしてけり、いといたうあはれがり給ウて、池ノの辺ニにおほみゆき給ウて、猿ノ沢ノ池モつらしなわざもこが玉ノ藻ノかづかば水ヲぞひなまし、とよみ給ウて、り、とあるは、今ノの歌ヲを換タる、つくりもの語ナルべし、)

足ア曳ヒ之ノ。山ヤマ纒カヅラ之ノ児コ。今ケ日フ往ユク跡ト。吾ワレ爾ニ告ノリセバ。還ハ来キ麻コ之ノ乎ヲ。

山ヤマ纒カヅラ之ノ児コは、纒カヅラ児コへ、山ヤマ葛カヅラといひかけたるなり、山ヤマ葛カヅラは、日ヒ影カ葛カをいふ、十四ニに、安ア之シ比ヒ奇キ能ネ夜ヤ麻マ可カ都ツ良ラ加カ気ケ云ク々、とあるを、おもひ合スべし、○還マ来キ麻コ之ノ乎ヲは、或シ説ニに、還マは迅ハのあやまりにて、ハヤク。コマシヲとよむべし、といへり、(又シ当ト時ノ旅リ行キなどせしこと有テ、還マ来キましを、といふかともおもへど、

さにはあらし、或説に従べし、○歌意は、縵児が、無耳の池の方に、今日身を沈没に行といふ事を、吾に一言告たらましかば、迅く来て留めましものを、然とも知ざりし事こそ、悔しけれ、となり
足曳之。山縵之児。如今日。何限乎。見管来爾監。

山字、旧本玉に誤、今は歌林良材集に、此歌を引たるに、山とあるに従つ、○管字、古写小本には、乍と作り、○歌意は、さきに縵児が身を沈し時、今日わが来しごとく、池上の隈々を廻りつゝ、何の隈よりか、身を投むと見つゝ来にけむ、となり、○此集に載たる、勝鹿真間娘子、葦屋菟原処女、此巻の桜児、縵児、など皆容貌美麗かりしが故に、壮士等の格競によりて、身を失へり、あはれなりけることなり

2 万葉代匠記

或曰。昔有三男。同娉二女也。娘子嘆息曰。一女之身易滅如露。三雄之志難平如石。遂乃仿二池上。沈没水底。於時其壮士等不勝哀類之至。各陳所心。作歌三首。娘子字曰。鬘兒也。

(精) 或曰昔有三男(仿二池上)沈没水底。於時其壮士等不勝哀類之至。各陳所心。作歌三首。娘子字曰。鬘兒也。

(初) 彷徨 兩字共从人。未考三通否。哀類、類作類誤。所心、此集有「此心字」出処未考。

無耳之ミ、ナシノ 池羊蹄恨之イケシ、ウツイ 吾妹兒之ワキモコガ 來作潛者キツ、カクレハ 水波將瀧ミツハカシメ

(精) 無耳之池羊蹄恨之

無耳池之ハ、耳成山ノ麓ナルヘシ。羊蹄ハ助語ナリ。カキヤウハ第十二注セリ。潛者ハ、カツカハト読ヘシ。水ハカレナムハ、水ハカレナテノ意ナリ。六帖池ノ哥ニ、猿沢ノ池モツラシナ吾妹子カ玉藻潛カハ水モヒナマシ。若今ノ哥ノ變セルニヤ

(初) みゝなしの池しうらめし 耳なし山大和にあればそこなるへし。羊蹄は十巻の第九葉にもかきてそこに注しき

足曳之山アシヒキノ 山纒之兒ヤマカヅラノコ 今日往跡ケフ、ユキト 吾爾告世婆ワレニツケセハ 還來麻之乎カハリゴマシヲ

(精) 足曳之山纒之兒

我ニ告タラハ身ヲ投シムマシケレハ、仮令池ノ辺マテ行タリトモ還來ナマシ物ヲトナリ

(初) あしひきの山かつらのこ 日蔭のかつらのみならず、さまざまの葛の山にあれば鬘子といはむためにかくはつゝけたり。かへりこましをは、我に告たらは身をなけさすましければ、たとひ池辺にゆきたりともかへりきなましものとなり。纒は玉篇云。莫且切大文也とあれとも、日本紀にも此集(采)へのことくゝに用たれば、鬘と通するにこそ

足曳之アシヒキノ 玉纒之兒タマカヅラノコ 如今日ケフ、ノコト 何限乎イワレノクマヨ 見管來爾監ミツ、キニケム

〔精〕足曳之玉纒之児

足曳トノミ云ヒテ山トセルコト、集中ニ多シ。玉纒之児ハ、山（ニアル）葛ヲ玉葛トホメテ、女ノ名ニ云ヒナセリ。腰句ヨリ下ハ、是ヨリ先何レノ日カ、終ニ身ヲナケムト今日ノ如ク此池ニ臨ミテ、（采）何レノ隈カヨケムト能見置テ此ニハ来ケムトナリ。（采）集中ニ勝鹿真間娘子、（通）未珠名娘子葦屋海辺処女、此巻ノ桜児、鬘児等オノノ容儀ノ勝レタルカタメニ却テ身ヲソコナヘリ。悲シキカナ。左伝云。鄭徐吾（通）犯之妹美。犯鄭大夫。公孫楚聘之矣。楚子南公孫黑又使強委禽焉。禽雁也。納犯懼告子産。子産曰。是国無レ政。非子之患也。唯所欲レ与。請使ニ女扱ニ焉。皆許之。子皙盛飾入布幣而出。布（陳贊幣）子南戎服入左右射超乘而出。女自房觀之曰。子皙信美矣。抑子南夫也。言丈夫夫婦順也。適子南氏。子皙怒。既而啓甲以見子南欲殺之而取其妻。子南知之執戈逐之及衝擊之以戈。子皙傷而婦云。此ハ女ニ依テ夫ノ争ソヘルナリ。韓馮カ妻右崇カ妓ノ緑珠ハ、カホヨキニ依テ人ヲモ（采）亡ホシ（通）失ナヒ（采）身ヲモ殺セリ。和漢相似タリ

〔初〕足曳の玉かつらのこ 足引とのみいひて山に用たる事、此集にも第三にあしひきのいはねこ、しみとよみ、第十一にあしひきのあらし吹夜はとよみ、菅家はあしひきのかなたこなたに（采）道（通）山（通）はあれとよませたまへり。かつらは山におふる故に玉かつらの児とはつゝけたり。けふのこといつれのくまをみつゝきにけむとは、これよりさきいつれの目か、終に身をなけむとけふのことく此池にのそみてよく見おきてこゝにはきけんとなり。くまとはかくれたる所をいへり。此集に勝鹿真間娘〈子〉末玉名

娘子、葦屋海辺処女、此卷桜兒、鬢兒等おのく容儀すくれてかへりて身をそこなへり。かなしきかな。左伝曰。鄭徐吾犯之妹美。犯鄭。公孫楚聘之矣。楚子南。公孫黑又使三強委禽焉。禽雁也。納。犯。

懼告子産。子産曰。是国無レ政。非子之患也。唯所レ欲レ与。請使ニ女扱一焉。皆許之。子皙盛飾入布レ

幣而出。布_{陳賁幣}。子南戎服入左右射超乘而出。女自レ房觀之曰。子皙信美矣。抑子南夫也。

言丈一。大夫夫婦。所謂順也。適子南氏。子皙怒。既而。齊_{ツ、ミテ}甲以見子南。欲_レ殺_レ之而取_レ其妻。

子南知之執_レ戈逐之及_レ衝擊之以_レ戈。衝交。子皙傷_レ而帰云々。

檀原

過ニ近江荒都ニ時、柿本朝臣人麿作歌

玉手次 敵火之山乃 檀原乃 日知之御世從_{或云、自宮} 阿礼座師 神之尽 樛木乃 弥継嗣余

天下 所知食之乎_{或云、食來} 天余滿 倭乎置而 青丹吉 平山乎超_{或云、虚見倭乎置 青丹吉 平山越而} 何方 御

念食可_{或云、所 念計米可} 天離 夷者雖有 石走 淡海国乃 楽浪乃 大津宮余 天下 所知食兼

天皇之 神之御言能 大宮者 此間等雖聞 大殿者 此間等雖云 春草之 茂生有 霞立

春日之霧流_{或云、霞立春日香 霧流夏草香繁成奴留} 百磯城之 大宮処 見者悲毛_{或云、見者 左夫思母}

近江の荒れたる都を過ぐる時、柿本朝臣人麿の作る歌

玉櫛たまなみ 敵火あひの山の 樞原かしばらの 日知ひしりの御代みよゆふ宮みやゆふ 生あれましし 神かみのことごと 樛つがの木きの いやつぎつ
 ぎに 天あめの下した 知らしめししを 或あるは云いふ、 天あめにみつ 大和やまとを置おきて あをによし 奈良山いはらを越こえふ、空そら
 みつ大和やまとを置おきあをを いかさまに 思おもほしめせか 或あるは云いふ、お 天あま離りる 夷ひなにはあれど 石いはばし 淡海あふみの国くに
 によし奈良山なら越こえて 天あめの下した 知らしめしけむ 天皇すめらみの 神かみの尊みことの 大宮おほみやは 此処ここと聞きけども 大殿おほどのは
 楽浪ささなみの 大津おほつの宮みやに 天あめの下した 知らしめしけむ 天あめの 霧きりれる 或あるは云いふ、霞あせ立ちち春日か霧きり
 此処ここと言いへども 春草はるぐさの 繁しげく生うひたる 霞あせ立ち 春日かの霧きりれる 或あるは云いふ、霞あせ立ちち春日か霧きり
 大宮おほみや処ところ 見みれば悲かなしも 或あるは云いふ、見みればさぶしも

(卷一 二九)

1 万葉集古義

過ユケ二近江アワミ 荒都アレタ時トキ 柿本カキノモト朝臣アソノヒト人麿マロ作歌ウタ。

近江荒都云々、天智天皇六年、飛鳥崗本宮より、近江大津宮へうつりまし、十年十二月崩給ひ、明年の五月、大海人友の二皇子の御軍有しに、事平らぎて大海人皇子尊は、飛鳥清見原宮に天下知しめしぬれば、近江の宮は旧都となれるなり、さてこの朝臣の此旧都を過りしは、仮の御使にて下りしをりか、又は近江を本居にて、衣暇田暇などになりしにもあるべし、○柿本朝臣人麿呂(この七字、古本に過字の上に有)は、父祖は、考べきものなし、さて柿本氏の事は岡部氏考別記に委くいへり、考べし

玉手次タマテスギ。歎火ウネビ之山乃ノ。樞原乃カハラン。日知之御世從ヒシリンノミヨヨ。阿礼座師アレマシシ。神之尽カミノコトク。樛木乃ツガノキノ。弥繼嗣爾イヤシヨギニ。天下アマノシタ。所知食シロシメシ之乎シロ。虚見ソラミツ。倭乎置而ヤマトヲオキテ。青丹吉アヲニヨシ。平山越而ナラヤマコエテ。何方イカサガル。所念計米可ヒナハアラコエド。天離アマサガル。夷者雖ヒナハアラコエド。石走イハグル。淡海国乃アラシクニ。サ、ナミノ。オホツノミヤニ。アメノシタシロシメシヤニ。スメロギノ。カミノミコトノ。オホミヤハ。ココトキケドモ。オホトノハ。オホトノハ。イヘドモ。カスミクツ。ハルヒ。カケレル。ナツクナリヌル。シゲクナリヌル。モ、シキノ。オホミヤドコロ。ミレバ。カナシモ。霞立カスミタツ。春日香霧流ハルヒカケレル。夏草香ナツクナリヌル。繁成奴留シゲクナリヌル。百磯城之モ、シキノ。大宮処オホミヤドコロ。見者悲毛ミレバカナシモ。

玉手次は、歎火と云む料の枕詞なり、此つゞけ四巻七巻にも見えたり、さてかくいひかけたる義は、玉

手次は把禰といふなるべし、さて把禰といふは、まつその結法、左右の袖口より背へ貫通して、両肩の

正中、頸の下に把ね縮めて結ぶを、今世に玉禰と呼り、古のも、しかせしをぞ云しならむ、此義は既く

上軍王歌の注にことわれり、さて歎火とかゝれるは、いと／＼弁へがたきを、せめて思へば、把禰頸

根結と云ならむ、頸根は、延喜式祝詞等に、字事物頸根衝披と見えて、詞の下を云言なるを知べし、さ

て宇奈禰を約れば宇禰となり、(奈禰の切禰) 武須妣を約れば美となれり、(武須の切武、武美の切美

なり) 美と妣の濁音とは親く通へば、うねみうねびは全同言なり、さてその頸根にて結ぶよしは、上

に云るが如し、(冠辞考に、荷田在満説を挙て、禰を嬰ると続けつらむ、神代紀に、其頸 所嬰 五百

箇御統 之瓊、また乙登多奈婆多迺汗奈勢屢多磨迺素磨屢迺云々、ともあればなりと見えて、此説

古事記伝にも引り、抑古言に宇奈雅流また宇奈我勢流など云るは、全頸に嬰るをいふ言にて、其は頸

玉、あるは領巾など著るを云るにて知べし、禰は主と肩にかけて、袖をかゝぐる料のものにこそあれ、

其を頸に嬰て何の用にかはせむ、されば右の説はいふがひなき論なるを、世の古学のともがら、冠辞考

の説にゆだねて、ことさらに考出べきものともせざるはいかにぞや、○敵火之山は既に既く出、○橿原は、敵火山にあり、○日知之御世従、(旧本に、或云自宮と注せり、それもあしからねど本章に随べし、)こは神武天皇の御世をさして申せり、古事記中巻云、神倭伊波礼毘古命、与其伊呂兄五瀬命、二柱坐高千穗宮而議云、坐何地者、平聞看天下之政、猶思東行、即自日向發幸、御一筑紫、云々、故如此言向平和荒夫流神等、退撥不伏、人等而、坐敵火之白橿原宮、治天下也、云々、書紀云、觀二夫敵傍山東南橿原地者、蓋國之壤区平、可治之、是月即命有司、經始帝宅、云々、辛酉年春正月庚辰朔、天皇即帝位於橿原宮、是歲為天皇元年、尊正妃為皇后、生皇子神八井命、神渟名川耳尊、故古語稱之曰、於敵傍之橿原也、大立立宮柱於底磐之根、峻峙搏風於高天之原、而始馭天下之天皇号曰、神日本磐余彥火々出見天皇焉とあり、日知は、岡部氏考云、日知てふ言は、先月読命は、夜之食國を知しめせと有に對て、日之食國を知ますは、大日女の尊なり、これよりして天都日嗣しろしめす、御孫の命を、日知と申奉れり、書紀に、神聖など有は、から文體に字を添しにて、二字にてそれはかみと訓なり、聖字に泥て、日知てふ言を誤る説多かりとあり、從は用とも由とも訓べし抑この辭、古は用理とも由理とも用とも由ともいへること、古事記書紀より、集中を推わたして考知べし、其中に用と云るは、集中に五卷に、久須利波牟用波、十四に、之氣吉許能麻欲、又与曾爾見之欲波、又伊加保世欲、又安素乃河泊良欲、又伊毛我多太手從、又麻久良我從、又兒呂家可奈門從、十七に、安我松原欲、十八に、許欲奈积和多礼、又伊爾之敵欲、又和可礼之等吉欲、十九

に、遠^{トホ}始^{ハジメ}欲^{ホシ}など有^リ、由^ユといへるは、五卷に、伊豆久由可^{イヅクニカ}、又阿麻能見^{アマノミ}虚^ミ噓^{ウソ}、六卷に、真木立山湯^{マキタツヤマユ}、又左日鹿野由^{サヒカヌユ}、十一に、久時由^{ヒサトキユ}、十四に、目由可汝乎見牟^{メユカヌハミム}、又伊豆由可母^{イヅユカモ}、又倍由毛登毛由^{ヘユモトモユ}、十五に、伊素末乃字良由^{イソモノウラユ}、又奈美能字倍田見由^{ナメノウヘタミユ}、又伊蘇乃麻由^{イソノマユ}、又夜蘇之麻能字倍由^{ヤソシマノウヘユ}、十六に、中門由^{ナカノカドユ}、十七に、之多山孤悲安麻里^{シタノコヒアマリ}、又伊爾之弊由^{イニシヘユ}、十八に、許由奈伎和多礼^{コユナキワタレ}、十九に、平城京師由^{ナラキヤコユ}、廿卷に、ウベシカミユ、又之良比氣乃字倍由^{シラヒゲノウウヘユ}など見えたり、(なほ古事記書紀などにも多かれど、そは略きて集中なるをのみ引つ)但し一言にいひて宜しき処を古事記には、用^ヨとのみ云て、由^ユと云ることなく、書紀には、由^ユとのみ云て、用^ヨと云ることなし、集中にては、用^ヨとも由^ユともかたみに云て、めづらしからぬこと、右に引る例どもの如し、(由理^{ユリ}と云るは、廿卷に、阿須由利也^{アスユリヤ}、又奈爾波能津由利^{ナニハノツユリ}) (但し此一首は、姑^メく元曆本に從^シり、) 統紀四卷詔に、高天原由利^{タカマノハラユリ}、(由字、流布本には与^ヨとあり、一本に從^シ、) 十卷詔に、皇^{スメラウガタカミ}朕^{ミコトニ}高御座爾^{イマシノウミ}坐初^{イマリ}由利^{ユリ}、今年爾^{コトシニ}至麻呂云々^{イタルマゾ}、本由理行^{モトユリ}来^{オコナヒ}迹事曾止^{コトシヤトゾ}などあり、用理^{ヨリ}と云るは例を引までもなし、(古今集よりこの方は、用理^{ヨリ}とのみ云て、余の三種にいへること絶たり、) 抑^{オス}此辞^{コト}はたとへば、古^コより今^{イマ}、今^{イマ}より後^{ノチ}、彼^カより此^コ、此^コより彼^カと云は尋常にて、今^{イマ}殊^ト更に論^ロふに及^キばず、こゝの從^シこれなり、日知^{ヒチチ}之御世^{ノミヨ}より以来^{ヨリ}といふことなればなり、然るを或^シは衰^ウの如^シく爾^ニの如^シくにも聞^クえ、或^シは敵^トのごとく、又爾^ニ豆^マといふにも通^スひて聞^クゆるなど種々あれば、凡^ソての例^レどもを引^テて首^ノ卷^ノにことわりおけり、合考^{セツ}べし、○阿礼座師^{アレマシ}、古事記伝神武天皇^{カムヤマト}、安礼坐^{ア礼マシ}之御子^{ノミコ}とあるところに云、阿礼坐^{アレマシ}は生坐^{ナマレ}にて宇麻礼^{ウマレ}賜^{タマ}へりと云ことなり、阿礼^{アレ}てふ言^{ハシ}の意^ハは、新現^{アラアラ}と通^スへり、生^{ナマ}るるは此^ノ身^ノの新^ニに成^ルなり、

又現るゝなればなり、明宮御宇天皇の生坐るをも其御子者阿礼坐とあり、続紀一に、天皇御子之阿礼坐牟弥繼々爾と見え、月次祭祝詞にも、阿礼坐皇子等乎毛恵給比と見え、万葉一卷に云々、六卷に、阿礼将座御子之嗣継など見ゆ、又書紀允恭天皇卷に、皇后産大泊瀬天皇とある産を、阿良志麻須と訓るは、令生坐なりとあり、(按に阿礼は宇麻礼を切めたる言なり、と云は誤なり、うまるゝは母に所生にて、母を主としていひ、阿礼は現るゝ義にて、子を主として云、故其言はもと別なり)師は、過去し方の事をいふ辞なり、○神之尽(尽字、旧本に書と作るは非なり、今は一本によりつ)は、日知之御世より生繼座し神々悉皆といふなり、神とは御世御世の天皇等を申す、尽といふことは古言に多し、(こゝは今俗に、夫々と云むが如し、中昔までもまれく云る詞なり、空穂物語蔵開に、ことぐくには此朝臣きこえさせ、うけ給はれよとなむ、国譲に、与一はあやしといそがれしかば、ことぐくものせず、夢浮橋に、ことぐくのみづからさぶらひて申侍らむなど見えたり、但しこれらのことぐくは、俗に委細と云むが如し、されどその言のものは一なり)○膠木乃は、繼嗣といはむ料の枕詞なり、集中に多し、こは、山菅乃背向と云係ると同格なり、都智と都芸と音親く通ふ故に、置ねつゞけたるにて、須宜と蘇我とつゞけたるも、亦同じことなり、膠木のことは、品物解にいふべし、○弥繼嗣爾は御世御世御位をつがせ給ひしを云、こゝに倭爾而といふ事あるべきことなるに、上の従、下の倭乎置而にするければ、はぶけるなり、○天下は、アメノシタと訓べし、十八廿卷に、安米能之多、又阿米能之多、靈異記に、字、(阿米乃志多)天慶六年書紀竟歌に阿馬能芝多とあり、(後世、阿米我之多といふはつた

なし。○所知食之乎シロシメメシレ（旧本或云食来と注せり、用べからず、）は、しろしめしゝものをの意なり、しろしめしゝものを、いかさまにおもほしけめかと連下して意得べし、是そこの朝臣の句法の妙処にはありける、（然るを略解に、或本の食来とあるかたまされりといへるは、くはしからずといふべし、此集を熟読玩味たらむばかりの者は論をまたずておのづからに曉るべし。○虚見ソラミツ（旧本に、天爾満とありて、或云虚見と注せり、今は或本を用つ。）この枕詞上に出、○倭乎置而ヤマトヲオキテ（旧本に、或云倭乎置と注せるは、とるべからず、必而の辞なくてはわらし、但し拾穂本には、或云のかたにも而字あり、）置はとゞめおく意なり、ともにゆかぬを云、此末に飛鳥明日香能里乎置而伊奈婆トフトリノアスカノサトラオキテイナバとある置に同じ、○青丹吉ニヨシ、この枕詞上に出つ、○平山越而ナラヤマコエテ、越字類聚抄古写本拾穂本等に超と作り、さて旧本に平山乎越とありて、或云平山越而と注せり、或本のかたよろしければ用つ、平は、ならず義よりかけるなり、奈良山は近江への道路なり、○何方はイカサマニ、俗にどのやうにといふに同じ、凡慮のはかりがたきよしなり、（按つ、天智天皇紀に、六年三月己卯、遷都于近江、是時天下百姓、不願遷都、諷諫者者多、童謡亦衆云々、とあるを思ひ合すれば、総て都を遷すことは、古より民の嫌へる事なれば、裏にはすこしせしめる意あるを、凡慮のはかり難きよしにいへるかとも聞ゆれど、この天皇は、大織冠大臣と共に謀りまして蘇我入鹿を誅ひたまひ、凡中興の皇帝にてましますは、只叡慮のはかりがたきを云るならむ、）○所念計米可オモホシケメカ（旧本に、御念食可とありて、或云所念計米可と注せり、もし旧本の方ならば、御念食計米可と云では、言足はず、されどさはいふべくもなし、この差別は、古語を熟味得たらむ人はしるべ

し、さればこれも或本のかたよろしければ用つ。米は牟のかよへるなり、さてこの句の下に、今一つ詞を加て意得べし、此古格の一にて、近ごろ余がはじめて考出たるなり、さればこゝは、いか方に念ほしめめか、云々ありけむといふ意に見べし、しかせざれば、可の疑辭結まらず、(古來此集を讀人、下に所知食兼とあれば、其詞にて結めたりとおもへるなるべし、されど彼処にて結めては、一首の意貫かざるなり) そもそもかく長歌の中間にて、詞をそなへて意得る方格は、古事記仲哀天皇、條歌に、許能美岐袁迦美祁牟比登波曾能都豆美宇須邇多豆々宇多比都々迦美祁礼加母麻比都々迦美祁礼迦母許能美岐能美岐能阿夜爾宇多陀怒斯佐々、(これも謡ひ乍醸ければかも、舞つゝ醸ければかも、云々有らむといふ意に、仮に言を補て見ざれば、加母の辭結むる所なし) 此下藤原宮役民歌に、天地毛縁而有許曾云々、伊蘇波久見者神隨 爾有之、(これも天地も縁て有こそ、云々有らめといふ意に、仮に言を補て見ざれば、許曾の辭結むべき所なし) 二卷人麻呂歌に、何方爾御念食可由縁母無真弓乃崗爾宮柱 太布座御在香乎高知座而明言爾御言不御問日月数多成塗、(これもいかさまに念はしめせか、云々ありけむといふ意に、仮に言を補て見べし、さなくては可の疑辭結むべき所なし) 又同卷同人歌に、何方爾念居可栲繼之長命乎露己曾婆朝 爾置而夕者消等言霧己曾婆夕 立而明者失等言云々、(是もいか方に念居か、長かるべき命を露霧の如く、はかなく消失けむと云意を、仮に補て見べし) 三卷坂上郎女歌に、何方爾念雞目鴨都礼毛奈吉佐保乃山辺爾哭兒或慕 來座而布細乃宅乎毛造 荒玉乃年 緒長住 乍座之物乎云々、(これもいか方に念けかも、云々ありけむといふ意に、仮に言を補て見べし) 十三挽歌に、何

方^{サマニ}御念食可津礼毛無城上宮爾大殿乎都可倍奉而殿隱隱在者云々、（これも上の如し）三卷家持卿歌に、逆言之狂言登加聞白細爾舍人装束而和豆香山御興立之而久堅乃天所知奴礼云々、（これも逆言の狂言にてかもあらむ、云々のことは、よもことにてはあらじといふ意に、仮に言を補て見べし）十七同卿歌に、波之伎余思奈弟乃美許等奈爾之加毛時之波安良牟乎、（こども時しは有むを何しかも、云々ありけむといふ意に、仮に言を補て見べし）波太須酒吉穂出秋乃芽子花爾保弊流屋戸乎安佐爾波爾伊泥多知奈良之暮庭爾敷美多比良気受佐保能宇知乃里乎住過安之比紀乃山能許奴礼爾白雲爾多知多奈礼久等安礼爾都気都流、又同卿歌に、近在者加弊利爾太仁母宇知由吉底妹我多麻久良佐之加倍底禰天蒙許万思乎多麻保己乃路波之騰保久閑左閉爾弊奈里底安礼訪曾与思患夜之余志播安良武曾云々、（これも閑さへに隔て有ばこそ、云々も得為ねと云意に、仮に言を補て見べし）などある、これらみな其例なり、（さるを今までの諸注者、この論なくしてすぐしきたれるは、件の歌どもをば、いかゞ意得けむにや、）さて以上二句は、地をうつして、虚見倭乎置而の上に置て見べし、○天離は、夷の枕詞なり、神代紀（夷曲）に見えたるをはじめて集中には後此おほし、高橋正元、こは高光天伝天照などいへるたぐひにて、天に離る日といふ意に、比の一言にいひかけしのみにて、書紀神功皇后卷に天跡向津媛命とあるも、向津日の意にいひつゞけしをも併考べしと云り、凡某離と云詞に、某処を離る意なると、某処を離る意なるとの異あり、家放里離国離など云は、家を放り里を離り国を離る意なり、夷離奥離など云は、夷に離り奥に離る意なり、かゝれば（天離も天に離る意にて、）天に離る日の意とはいはれ

たることなり、(然るを冠辞考に、都かたよりひなの国をのぞめば、天と共に遠放て見ゆるよしにて、天離るとは冠せたり、さかるとは、こゝより避り離れて遠きを云と云るはたがへり、) ○夷者雖不有、比那と云名は、神代紀下卷夷曲歌に、阿磨佐箇屢避奈菟酒云々、(夷津女之なり、此歌は伝なれば委くは知がたけれども、西方か北方かの国の女をいふなることは疑なし、さて古事記にも夷振とて、阿米那流夜云々といふ歌のみをのせて、此歌は載ず、)と見えていとふるし、其名義は未思ひ得ず、(岡部氏考別記に、比那は日之下てふ言なり、何ぞといはざる、神代紀に、避奈菟謎といへるは、天よりして、下つ国の女をいふなり、古事記に、毛毛陀流都紀加延波阿米袁淤幣理、云々、志豆延波比那袁淤幣理てふも、天に對へて下つ国を比那といへり、さて其天をば日ともいふは、神武天皇を、紀に天神子とも、日神子孫とも申し、天皇をあめすべらきとも、日のみ子とも申し、御門を天つみかどとも、日の御門ともいひ、後世、天の下てふ事を、日の下といふも、思ふに古言なり、かくて言を解に比那の比は日なり、那は乃志多の三言を約めたるなり、数言を一言とするには、上下の二言を約、仍て日の御子の数ます宮所を天とし、外つ国を天の下として、比那とはいふなりと云るは意得ず、そもそも神代紀の避奈菟謎を、下つ国の女をいふとしも云は、何の抛ありていへるぞや、又古事記の比那袁淤幣理の比那を、下つ国とせるは、天ばかりに對へていへらばこそ、まづ然いはむも、いさゝか似よりたることならめ、那迦都延波阿豆麻袁淤幣理としもあるはいかにかかせむ、東は又下津国の外にありとせむか、又那は乃志多の三言を約めたりと云るも、例のわたくしごとならずや、)さてこの比那に、古より夷字を

書るは、正しくあたれる字にはあらざれども、外に填べき字なければ、しばらく此字を書るなり、夷字は、かの漢国にていはゆる中国といひて、みづからしる地の堺を離りたる諸国をいふ名にて、比那にあたる字にはあらずかし、そもく比那とは、皇都をさかりたる地をなべていふ名にはあらずして、方土につきていひし名なり、その方土に就ていひしとは、畿内近国をさかりたる、西方北方の国を比那といひ、東方の国をば阿豆麻といひしことにぞありける、(しかるを比那とは、皇都の地をさかりたる諸国を、なべていふ名と意得来れるは、夷字にのみまどへる甚じき非なり、伊勢物語に、昔男陸奥国にすゞるに行至にけり、そこなる女、京の人はめづらかにやおぼえけむ、せちに思へる心なむ有ける、さてかの女、中々に恋に死すは桑子にぞ成べかりける玉の緒ばかり、歌さへぞ比那備たりける、源氏物語末摘花に、末つむ花の方のことを、侍従は齋院にまゐりかよふわか人にて、この頃はなかりけり、いよくあやしうひなびたるかぎりにて、見ならはぬ心ちぞする、常夏に、近江君の事をたたいとひなびあやしきも人の中におひ出給へれば、物いふさまもしらず、東屋に、常陸守の事を、いとあさましくひなびたるかみにて、うちゑみつゝきゝゐたり、浮舟のことを、いと物つゝましくて、まだひなびたる心に、いらへきこえむこともなくて、枕草紙に、比那比那しからぬけしき為たるは云々、又受領の五節など出すをり、さりとともいたうひなび見知ぬこと、人に問聞などはせじと心にくきものなり云々、家あるじいとわろくひなびたり云々、いとときよげなれど、又ひなびあやしくげすもたえずよびよせ、ちご出しすゑなどするもあるぞかし、などあれば、彼頃よりは、既に皇都をさかりたる地をば、なべて比那といふこ

とにはなれりしか、但しこれらは方土に拘らず、すべて朝都めかず、物の野鄙しきをおとしめて云るなれば、方土をさして云る証にはなりがたし、されど又重之集に、陸奥国子鶴の池の堤にて重之父のよめる歌に、千年をばひなにてのみや過しけむ子鶴の池といひて久しき、とあるは、雖に夷の意を兼たりとおぼゆれば、既く彼頃は混れたりしことも有しなるべし、源氏物語蓬生に、源氏君の須磨浦に物し給ひたりし事を、今のどかにぞ、ひなのわかれにおとろへし世の物がたりも聞えつくすべき、北院御室御集に、和泉国新家といふ所にて塩湯浴しに、云々、塩湯あみはて、京都へ歸るとて、日数経し比那の住ひを思ひ出ば恋しかるべき旅の空哉、鴨長明海道記に、參河国に至りぬ、云々、比那の住処には、月より外にながめ馴たる物なし、云々、阿仏尼軋寢記に近江国野路といふ処より、云々、さすがならはぬ比那の長道におとろへはつる身も、われかのこゝちのみして、美濃尾張の境にもなりぬ云々などあるにて思へば、中昔の季つかたよりは、正しく混乱て、なべて皇都を離りし地をいふことゝ意得しなり、また安房国に朝夷郡あれど、すべて地名は、何処もことに来由ありて号ことなれば、常の例にはたがへり、さて書記崇神天皇巻に、四道將軍、以下平二我夷之状上奏焉、景行天皇巻に、東夷之中、有日高見国、応神天皇巻に、東蝦夷悉朝貢、允恭天皇巻に、朝野、また四夷、顯宗天皇巻に、華夷、持統天皇巻に、遣某々等於多禰、求三蛮所居などある。我夷、蝦夷、夷、野、蛮などをヒナと訓るは、皆古に味き後人のしわざなり、そはまづ古事記下巻雄略天皇三条三重採歌に、麻岐牟久能比志呂乃美夜波云々、毛々陀流都紀賀延波阿米袁淤幣理那加都延波阿豆麻淤幣理志豆延波比那袁淤幣理云々とある、

これ明証なり、(もし皇都を離りたり地を、なべていふ名ならむには、かく阿麻豆と比那とを分ちいふべきことかは、)なほその旧例をいはむとするに、書紀景行天皇巻に、十八年春三月、天皇巡狩筑紫国、始刻三夷守、云々、乃遣三兄夷守弟夷守二人令觀云々、集中には二巻に、人麻呂の石見国にて死れる時、丹比真人の人麻呂妻の意に擬ひて作る歌に、天離夷之荒野爾君平置而、三巻に、天離夷之長道從恋來者自明門、倭島所見、(此歌十五にも出、是も播磨国などよりは、西方をさして比那と云へること、一首のうへにてしるし)、四巻に、丹比真人笠麻呂下筑紫国一時作歌とて、天佐我留夷乃国辺爾直向、淡路乎過粟島乎背、爾見管、(是も四国あたりをさして比那と云るなり、其よしは淡路より、直に向ふ比那の意なればなり、且淡路あたりまでは、比那といはざりしこと、此一首にても思ひ定めつべし)、五巻筑前国司山上憶良歌に、阿麻社迦留比那爾伊都等世周麻比都々、六巻石上乙麻呂卿配二土左国一之時歌とて、王命恐天離夷部爾退、十五到三對馬島淺茅浦一船泊之時云々作歌とて、安麻射可流比奈爾毛月波亘礼々杼母、又古今集十八に、隱岐國に流されて侍ける時によめる、篁朝臣、思ひきや夷の別に衰へて海人の縄たぎ漁為むとはなどある、これら西方の國をいへる例なり、又七十八十九などに、越中国のことを天離夷とも、(安麻射可流比奈と多くかきたり)、夷放國ともいへるところ、凡て幾二十首計もありぬべし、これ北方の國を比那と云る証なり、又九巻長歌に、天離夷治爾登云々、(反歌に、三越道の雪零山平將越日者とあれば、是も越國をさして夷と云り)、又十三に、天皇之遣之万々夷離國治爾登(或本云、天踈夷治爾等)、羣鳥之朝立行者、(是は伝知されども、筑前

か越中かへ任らるゝ人に、贈れる歌なるべし、)など見えたり、(東方の国をば凡て阿豆麻とのみ云て比那といへることは、此集の頃まで一もなきにて、比那とは、たゞに辺鄙をなべていふ名にはあらざりしことをも眺るべく、古人の語を精徹にし、字をば粗忽にせることをもしるべし、かゝることをよく考おきて、古書をば読べきことなるに、後世人はたゞ字面にのみかゝづらひて、語の本をとかむともせずして、古書の表にてもまた自の歌文にても、たゞに辺鄙をばなべていひし名と意得てものすめるは、蒙昧なる至といふべし、しかるを此処を旧本に、夷者雖有とありて、ヒナニハアレドとよめるはいかにぞや、かくては近江国あたりまでは、比那と云しことの例もなく、よしや比那といひしにもせよ、こゝは上に何方御念計米可とあれば近江国を聊おとしめたる趣なれば、夷爾之有乎などやうにあらば、まづさもありなむか、夷者雖有とては、近江国をあげたる意にきこゆれば、首尾の意相貫ずして、かたぐあまなひがたきことなるを、大神景井考に、こゝは夷者雖有とありしが、不字を脱せるなるべしと云るは、実にはれたる事なりけり、さらば御代御代天下しろしめしけるものを、その大和国をさしおきて、比那といふほどの国にはあらざれども、いかで近江国には天下しろしめしけむ、といふ意になりて、一首の意もよく聞え、比那といふことの例にもたがふことなくして、おもしろし、かゝれば今は姑く此考に拠て、不字を補て、ヒナニハアレドと訓つ、(高橋正元が、夷者雖有をヒナハアレドモとよみて、夷の国は多くあれどもといふ意とせる、是も比那の名目のことを、わかまへぬ人のさだなればとるにたらず、)○石走は、淡海の枕辞なり、下藤原宮之役民歌にも、磐走淡海乃国之、七卷

に、石走淡海^{イハバシルカフミ}とあり、(冠辞考説に、石走をイハバシノと訓て、石橋之間といひかけしなり、と云るはかなひがたし、但し十一に、明日香川^{アスカガハ}明文^{アスミカガハ}將渡^{マサワタリ}石走^{イハバシ}遠心^{トシシヨク}者不思^{オモホス}鴨^{カモ}七卷に、年月毛未^{トシツキモモイダクハナシ}経^ス爾明^ニ日香河湍^{ヒカガハ}瀬由渡^{セユワタリ}之石走^{イハバシ}無^シ、また橋立^{ハシダテ}倉椅川^{クラキガハ}石走者^{イハバシノシヨク}裳^モ壯^{ツヨク}子我度^{コノミヤコ}為^{ナリ}石走者^{イハバシノシヨク}裳^モなどあるもイハバシとよみて、石橋の事なるべく、且七卷に、滝至^{オチタキツ}八信井上^{ヤシキノウエ}爾とありて、又其下に隕田^{オチタキツ}津走井水^{ツハシチミヅ}之とある、これ走^{イハバシ}字^シハシと訓べきたしかなる証なれば、今もイハバシノとよむべくおもへど、七卷に、石流^{イハバシルカ}垂^ス水^{ミヅ}水平^{ヒラヒ}、八卷に、石激^{イハバシルカ}垂見^{スミミ}之上^{ノウヘ}乃とある類は、決^キてイハバシルなるべくおもはるゝに、十二に石走^{イハバシルカ}垂^ス水^{ミヅ}之水能^{ノミヅノ}と見えたる、走^{イハバシ}ハシルなること灼然^{イチシロ}ければ、なほ今の歌をも、此にならずらへて、イハバシルと訓べきなり、)按^ツに、此は石を走る^{イハバシ}溢水^{アフリ}といふ意につづけしなるべし、水の多く^{タキ}沸^ヒち流るゝは、石上^{イハバシ}を溢^{アフリ}るれば、溢水^{アフリ}と云べし、さて阿布考^{アブ}てふ^{アブ}国号^{クニナメ}の由来^{モト}は、淡海^{アハウミ}の義^{ヨシ}なれど、枕詞^{マク}よりの続きは、別意にとり成^シて、いひつゞくることもある例にて、かの水^ミ薦^{コモ}刈^カ信濃^{シノノ}とつゞけると同例なり、猶二卷にいふを照^シ考^{カウ}て知^チべし、○淡海^{アハウミ}国^{クニ}、名義^{ナメ}は字^ジの如^{ごと}く、淡海^{アハウミ}国^{クニ}といふことの約^アまれるなり、猶古事記^{コトワザ}伝^ツに出^デ、○楽浪^{ラクナミ}(浪^{ナミ}字、類聚抄^{ルイシュ}に波^{ナミ}と作り、)は、古事記^{コトワザ}仲哀^{ナカニ}天皇^{ニギハヤヒ}条^{ジョウ}に、爾追^ニ迫^{オヒ}敗^セ、出^デ沙^サ々^サ那美^{ナミ}悉^{シツ}斬^ツ其^{コノ}軍^{イクサ}ニ云々、応神^{オウジノ}天皇^{ニギハヤヒ}大御歌^{オホミウタ}に、志那陀^{シナダ}由布佐^{ユフサ}々^サ那美^{ナミ}遥^{トホ}哀^ニ云々、書紀^{フキキ}神功^{カムヤマト}皇后^{ニギハヤヒ}卷^{マキ}に、及^チ于^ニ狭^サ々^サ浪^{ナミ}栗林^{クリノ}ニ云々、欽明^{キミ}天皇^{ニギハヤヒ}卷^{マキ}に、発^ハ自^ニ難^{ナニ}波^{ナミ}津^ツ、控^{ヒキ}引^{ヒキ}船^{フネ}於^ニ狭^サ々^サ波^{ナミ}山^{ヤマ}ニ云々、天武^{テンム}天皇^{ニギハヤヒ}卷^{マキ}に、会^チ於^ニ筱^{ササ}(此云^{コト}佐^サ々^サ)浪^{ナミ}探^{ヒト}捕^ト左右^{サダ}大臣^{ナミ}ニ云々、本居^{ホノ}氏^{ウヂ}、志賀^{シカ}は古^コより広^{ヒロ}き名^ナにて郡^{クニ}名^ナにもなれるを、なほ古^コは、沙^サ々^サ那美^{ナミ}は志賀^{シカ}よりも広^{ヒロ}き名^ナにやありけむ、万葉^{マンヤフ}の歌^{ウタ}どもに、沙^サ々^サ那美^{ナミ}の志賀^{シカ}と多くよみて、志賀^{シカ}の沙^サ々^サ那美^{ナミ}とよめるはな

し、又九卷には、楽浪之平山ともあれば、比良のあたりまでかけたる名にぞありけむと云り、(今按に、後には志賀郡なる一処の名となれるなるべし、今昔物語十一に、志賀郡篠波山、また篠波の長柄の山とも有、さてその頃まで、地名なることをわきまへたりしを、後々は細浪のことと思ひ誤れること、往々に見えたり、)さて集中に、神楽声浪とも神楽浪とも楽浪とも書、和名抄但馬国気多郡郷名に、楽前と書て佐々乃久万とよめるものあり、こは古事記伝云、上卷石屋戸段に、手草結天香山之小竹葉二而、於天之石屋戸、伏汗氣二而、踏登杼呂許志とある故事に因り、神楽には小竹葉を用ひ、其を打振音の佐阿佐阿と鳴に就て、人等も同く音を和せて、佐阿佐阿と云ける故なるべし、猿楽の謡物に、サツくゝの声ぞ楽むと云も、松風の颯々と云音より、是に云かけたるなり、又竹葉の名を佐々と負るも、此音よりぞ出つらむ、細小の意以て名づけしには非ず、小竹と書る小字は、幹の小きを云るにて別なり、神楽歌古本に、本方安以佐安以佐末方安以佐安以佐と云ことあり、こは佐々佐々と唱たるか、又は佐阿佐阿を如此書るか、何にまれ、かの小竹葉の音に和せたる声より出つることなるべしと云り、○大津宮は、上に出たり、即今も大津といふ地なり、○所知食兼大宮者云々、大殿者云々とつゞけて意得べし、(この兼の詞にて、上の所念計米可といふを結めたり、とおもふは、くはしからず、兼の言にて、上の可を結むるときは、次の天皇之云々は新になりて、上より属かず、よく読味て其意をさとるべし、○天皇之は、スメロキノと訓べし、天智天皇をさし奉れり、すべて集中に、天皇と書るは、皆須売呂伎と訓べく、皇主大皇主大君など書るは、皆意富伎美と訓べし、(しかるを所によりては、天皇をオホキ

ミともよみ、皇をスメロキともよめる類の誤謬あれば、今これをここに正しおくべし。凡て此集には、オホキミを、天皇とは書ぬ例なる証をいはむに、まづ集中に、吾皇（凡四ところ）、吾王（凡九処）、我王（凡二処）、吾大皇（凡三処）、吾大王（凡十九処）、我大王（凡五処）、吾期大王（凡二処）、和期大王（凡五処）、和期於保伎美（一処）、吾於富吉見（一処）、和我於保伎美（一処）など見えて、かくあまた所にくさくさに書るが中に、吾天皇とも、我天皇とも、吾期天皇とも、書る所は、かつて一ところもなきは、天皇と書て、オホキミとはよまざりし明証なり、（もし天皇と書て、オホキミとも訓しならば、かくあまた所の中には、吾天皇とやうにも書べからぬことかは、）さて須売呂伎と申すは、御祖の天皇を申すことはさらにて、それよりまた転りて、皇祖より当今天皇代迄を兼て、広くも申せりしなり、（正しく当今天皇御一人をさして申すことは、かつてなかりしを、古今集の頃より須倍良伎と申て、当今天皇のことをいへるは、又一転したるものなり、）さてこゝに天智天皇を指て、天皇と申せるを始て、六卷に、八隅知之吾大王乃高敷為日本国者皇祖乃神之御代自敷座流国爾之有者、（神武天皇の御代をさせり、）十八に、皇御祖乃神靈多須氣弓、（皇祖の天皇たちの、御靈たすけてといふ意、）又皇神祖能可見能大御世爾田遣間守常世爾和多利、（是は垂仁天皇の御代を指り、）又葦原能美豆保国乎安麻久太利之良之売之家流須売呂伎能神能美許登能可之古久母波自米多麻比弓、（是は雄略天皇の吉野離宮を始給ひしを申せり、）廿卷に、天皇乃等保伎美与爾毛、（是は仁徳天皇の難波宮に御宇しを申せり、）又多可知保乃多氣爾阿毛理之須売呂伎能可未能御代欲利云々、（是は邇々芸命をさして申せり、）可之婆

良能字禰備乃宮爾美也婆之良布刀之利多^ヲ、安米能之多之良志^ヲ、売能之祢流須売呂伎能安麻能日繼等、(神武天皇を指り、) などある、是らは正しく皇祖を申せる事の証なり、又二卷に^{スメロキノカミノミコノ}天^ノ皇^ノ之^ノ神^ノ之^ノ御^ノ子^ノ之^ノ、(是は志貴親王を申て、皇祖神の御子孫といふ意、) 十八に、須売呂伎能御代佐可延牟等、(是は皇祖より繼座る御代の意にて、ひろく申せるなり、) 十九に、須売呂伎能御代万代爾、(是も意は上に同じ、) 三卷に皇祖神之御門爾、七卷に、皇祖神之神宮人、十一に、皇祖乃神御門、(是等皇祖より、当今天皇までを兼てひろく申せるなり、) 二卷に、^{スメロキノカミノミヤヒト}天^ノ皇^ノ之^ノ敷^ノ座^ノ国^ノ等、(是は御祖の天皇たちの、敷ます国といふ意なり、) 十八に、須売呂伎能可未能美許登能伎己之乎須久爾能麻保良爾、三卷に、^{スメロキノカミノシキマスクニコロト}皇^ノ神^ノ祖^ノ之^ノ神^ノ乃^ノ敷^ノ座^ノ国^ノ之^ノ尽、(是ら皇祖の事を申て、当今天皇の事もこもれり、さて十七に、^{スメロキノカミノシキマスクニハ}須^ノ売^ノ呂^ノ伎^ノ能^ノ乎^ノ須^ノ久^ノ爾^ノ能^ノ奈^ノ禮^ノ婆^ノ、又須売呂伎能之伎麻須久爾能などあるは、三卷に、^{オホキミノシキマスクニ}太^ノ皇^ノ之^ノ敷^ノ座^ノ国^ノ、^{オホキミノシキマスクニハ}荒^ノ木^ノ田^ノ久^ノ老^ノが、是を天皇の誤にて須売呂伎とよむべきなりといへるは、中々に甚偏なり、) 十九に、^{オホキミノシキマスクニハ}大^ノ王^ノ之^ノ敷^ノ座^ノ国^ノ者、又吾犬皇之伎座婆可母などあると同じさまながら、須売呂伎と申せるは、皇祖より御代御代の天皇の兼て食敷よしなり、又十五に、須売呂伎能等保能朝廷等、廿卷に天皇乃等保能朝廷などある、是等も皇祖より御代御代天皇の遠朝延と申せるにて意同じ、但五卷に、^{オホキミノシキマスクニハ}大^ノ王^ノ能^ノ等^ノ保^ノ乃^ノ朝^ノ廷^ノ等、十七に、^{オホキミノシキマスクニハ}大^ノ王^ノ能^ノ等^ノ保^ノ能^ノ美^ノ可^ノ度^ノ曾^ノ、十五に、^{オホキミノシキマスクニハ}於^ノ保^ノ伎^ノ見^ノ能^ノ等^ノ保^ノ能^ノ美^ノ可^ノ等^ノ等、三卷に^{オホキミノシキマスクニハ}大^ノ王^ノ之^ノ遠^ノ乃^ノ朝^ノ庭^ノ跡^ノなどあれば、^{オホキミノシキマスクニハ}保^ノ伎^ノ美^ノ能^ノ等^ノ保^ノ能^ノ美^ノ可^ノ度^ノ登^ノ、十八に、^{オホキミノシキマスクニハ}於^ノ保^ノ伎^ノ見^ノ能^ノ等^ノ保^ノ能^ノ美^ノ可^ノ等^ノ等、三卷に^{オホキミノシキマスクニハ}大^ノ王^ノ之^ノ遠^ノ乃^ノ朝^ノ庭^ノ跡^ノなどあれば、^{オホキミノシキマスクニハ}意^ノ富^ノ伎^ノ美^ノも^ノ須^ノ売^ノ呂^ノ伎^ノも、同じ事ぞと思ふ人もあるべけれど、しからず、されど是はオホキミといひて(当今天皇御一代を申て)も、^{オホキミノシキマスクニハ}ス^ノメ^ノロ^ノキ^ノといひて(皇祖よりの御代を兼て申して)も通ゆれば、如此か

れにもこれにもいへりけむ、かゝれば、天皇と書るをば、何処にてもスメロキと訓申て、オホキミとは訓まじく、且天皇と申すと、大君と申すとは、その差別明なること、上件に云るなるを、たましく集中に、必大君と申すべき処を、天皇と書る処のある、其は天皇は決く大皇の誤写なるよし、なほ下遷ニ于寧樂宮一時の長歌に、天皇乃御命畏美とあるにつきていふべく、さて又神漏岐神漏美と申すより須壳呂伎と申と、意富伎美と申すとを、集中にわたりて、意得おくべき事のよしなど、合て首卷に委論り、○神之御言は、神とは、即天皇なり、御言は借字、尊にて尊称なり、○大宮は、大とは尊称なり、宮は、御屋の義なり、○此間等雖聞は、此間とは大津をさせるなり、雖聞とは、大和にて、はるかに大津にありと聞たれどもといふなり、○大殿は、大とはこれも尊称なり、殿は和名抄云、唐令云、殿宮殿名、和名止乃とあり、(按に、等能は多那と音通ふ、多那とは、宮殿は常の家宅などとは異にして、その造法棚閣の如に高頭とつくりたつれば、しかいふなるべし、則棚といふ名も、板をたかだかと横てつくれる故にいふなるべし、さて等能と多那と通はせる例は、多那具毛利を等能具毛利ともいへる是なり、又廿卷に、多奈妣久とあるを、元曆本には等能妣久と作り、)上に宮といひ、こゝに殿と云るはいひかへたるなり、かく同じやうの事を、二句いひかへてよめること古歌に多し、此の事は懇にいひむとする時のわざなり、別て云ときは、摠て禁裏を大宮と称し、其中にある諸殿を大殿といふべけれど、それまではなくて、只いひかへたるのみなるべし、こゝもその宮殿のなき事はあらじと、懇にもとむる心をおもはせたるなり、○此間等雖云、此間は上に云るが如し、雖云とは、大津に来て土人のこゝなりと、いひ

をしふれどもといふ意なり、雖聞キキドモイデドモ雖云は、いひかへたるのみにあらず、○霞立カスミタツ云々の四句、旧本に、
春草之茂生有霞立春日之霧流とあれど、上に雖聞雖云とあるに引合ず、今は或云、霞立春日香霧流夏草
香繁成奴留、と注せるかたよろしければ用つ、○春日香霧流は、春日の霧合キラヒヒ覆て、明に見せぬかといふ
なり、霧流キレルは薰有キレルにて気の立薰カヲれるを云、集中に、天霧合アマギラフ、水霧合ミヅギラフ、またただ霧相キアラフともいへり、即霧と
云も其意の名ぞ、さてキリはカヲリなるべし、(カヲの切コなるを、キに通はし云るなるべし、木を伐
をコルともキルともいへるにて、コとキと親チカく通ふを知べし、古事記伝に、佐閉岐流サヘキルの岐流キガは限るに
て、塞隔セキハタツるを云、霧キリなども其意の名なりと云れどいかゞ、又谷川氏が霧はいきるの義なりと云るはあら
ず、○神代紀に、有朝霧アサギリノ而薰ニ満ミ之カ哉モ、とあるをも思ふべし、○繁成シゲケナリ奴留ヌル、以上八句の意は、さしも世
に名高き此コノ官所ミヤノはしも、はるかにこゝぞと聞たれども、正しくこゝぞと云ども、春霞の立かをりて見せ
ぬか、夏草の生しげりて隠せるか、大官殿のありしさまにもあらぬはと疑ふなり、春霞と夏草とをしも、
とり合セて云るは、春霞も、夏草も、物形をよく覆ひ隠すものなれば云るなり、(しかるを或人、旧本に、
春草之云々とあるかたを用ひて、さて春草之の之ノ字は略解に、歟の誤なるべしといへるによるべし、或
本の霞立云々は、春日と夏草と、時節のたがへること、いとくあるまじければ、とるべからずと云れ
ど、こは此コノ官の見えぬを、いかなることぞと思ひあやしみて、春霞の立ふさがりて見せぬか、夏草の生
しげりて隠せるかと、をさなくいへるなれば、時節をも違へていへるこそ、誠に歎ナゲキ慨キ之余に、感情コトモナシせ
るさまあらはれて、中々にあはれにかなしけれ、後ながら土佐日記に、春の海に、秋の木の葉しもちる

らむやうに云々とある、これは春なるに秋の物もてたとへたる、似たることなり、但しかれば物のたとへにいへるのみなるに、今の歌は現にさしあて、霞立云々夏草香云々といへること、まことに後人のまねばるまじき詞つきなりかし、又本居氏説に、春草之の之を助辞として、ハルクサシシゲクオヒタリと訓て、此二句は宮の荒たる事を歎き、次に霞立云々は、たゞ見たるけしきのみにて、荒たる意を云にあらざ、ハルヒノキレルモモシキノ、とつゞけて心得べしといはれしかど、さては此大宮の荒たることをもしらぬさまにをさなくよみなしたるにかなはねば、これもよろしからず。○百磯城之は、大宮の枕辞なり、古事記雄略天皇大御歌に、毛々志紀能淤富美夜比登波云々、とあるをはじめて、集中にはかたゞ多し、まづ百とは、古事記応神天皇大御歌に、毛々知陀流夜邇波母美由、また雄略天皇条歌に、毛々陀流都紀賀延波と見え、其余古言に、百船百鳥百木百草など多くいふ類の百なり、磯城とはまづ書紀神武天皇巻に、磯城邑と見えて、集中に百磯城と書たるその字意なり、崇神天皇巻に、以天照大神、託三豊鋤入姫命、祭二於倭笠羅邑、仍立磯堅城神籬、云々と見えたるをも思合すべし、されば百と多くの磯石もて、堅く造れる城の大宮といふことなり、さて古事記応神天皇条に、百師木伊呂弁といふ人名の見えたるも、百師木は百磯城の由もて負る名なるべし、(冠辞考に、五百津磐城といふべきを百磯城と約め云て冠辞とせしものなり、といへるは甚まぎらはし、上に云るごとく、百某と云ること、古言にいと多くあれば、五百津を約めたる言とはいふべからず、又磯城とふ言も磐城の約とは、さら〜いふべきことにあらぬをや) ○見者悲毛、旧本に、或云見者左夫思母、(思字、類聚抄に之、母字、道見親

王御本に毛と作り」と注せり、こはいづれにてもあるべし、加奈思てふ言は、(後世はたゞ悲哀の字、意とのみ心得たれど古はしからず)、悲哀む事にも、愛憐む事にも、恋慕ふ事にもいひて、ふかく心にかかるをいふ言なり、さればこゝも、大宮処の荒たるを、ふかく哀憐み歎きたるなり、毛はかゝる処に用ひたるは、皆歎息の詞なり、嗚呼さてもかなしき事にてある哉といふ意なり、○歌意は、神武天皇より以来御世御世、大和国にのみ天下しろしめしたれば、その古き御あとに、したがはせ給ふべきことなるを、いかやうにおぼしめしたればにか、ひなといふばかりの国にはあらねど、近江に遷都したまひけむ、凡慮のはかり知奉るべきにあらず、さてその大宮処のあとをだに見むとて来しかども、そのあと処の見えぬは、春霞の立覆ひて見せぬか、夏草の生しげりて隠せるか、いともく口をしき事ぞと、大宮処のいたく荒たるを見て、さはあるまじきをと、霞や草のわざにおほせてよみたるなり

2 万葉代匠記

過_ニ近江荒都_一時柿本朝臣人麿作歌

(精) 過_ニ近江荒都_一時柿本朝臣人麿作歌_(本) 〔目録云〕一首并短歌_(道)〔目録〕

日本紀、天智六年紀曰。三月己卯、遷_ニ都于近江_一。是_レ時天下百姓不_レ願_レ遷_レ都、諷諫者多。重謠亦衆。日々夜々失火_(へ)多。人麿ノ伝、別ニ記ス

(初) 過_ニ近江荒都_一時柿_(本)朝臣人麿作歌 一首并短歌 目六

玉手次 敵火之山乃 檀原乃 日知之御世從自宮 阿礼座師 神之書 櫻木乃 弥继嗣爾 天下

所知食之乎或云、天爾滿 倭平置而 青丹吉 平山乎越或云、虚見倭平置 何方 御念食可或云、

米 天離 夷者雖有 石走 淡海国乃 樂浪乃 大津宮爾 天下 所知食兼 天皇之 神之御言能

大宮者 此間等雖聞 大殿者 此間等雖云 春草之 茂生有 霞立 春日之霧流或云、霞立春日香霧

百磯城之 大宮処 見者悲毛或云、見者 左夫思母

(精) 玉タスキウネ火 (朱) 山ノカシ原 (朱) ヒジリノミヨユ

石走 (朱) 官 (通) (中院) 所知食兼 (朱) 官 (通) (中院) 本 天皇之 (朱) 官 (通) (中院) 春草之 (朱) 幽斎 (齋カ)

ハルク 茂生有 (朱) 官 (通) (中院) 本 玉手次ハ 敵火ノ マクラ詞也。 別ニ記ス。 檀原ノ 聖ノ ミヨユハ 神武天

皇也。 神武紀曰。 觀夫敵傍山東南檀原地者、 蓋国之 壞区乎。 可治之。 是月、 即命ニ有司一經一始帝宅。 辛

酉年春正月庚辰朔、 天皇即帝位於檀原宮。 是歲為三天皇元年云々。 故古語一 稱レ之曰。 於ニ敵傍之檀原

也。 三立 宮 柱於底磐之根 峻ニ峙 樽風ニ於 高天之原ニ而 馭ニ天下ニ之 天皇 号 曰 神日本磐余彦火火出

見天皇ニ矣。 (或者ノ云。 當時檀原村敵傍山ノ東南ニ有テ葛上郡ニ屬シテ高市郡ニトナレリト云ヘリ。 イ

ツノ比ヨリ葛上郡ニハ屬セルニカ) アレマシ、 ハ、 生レマシマス也。 神代紀上云。 然後神聖生ニ其中ニ

焉。 此第四岳本天皇ノ御歌ニモ、 神代ヨリアレツキクレハト云々。 ユハヨリノ古語、 集中ニ満リ。 又此

從ノ字ヲニトモヲトモ云テニヲハニ書タレハ、 御世ニトモヨムヘシ。 神ノアラハストカノ木ノイヤツキ

ノニトハ (朱) 仙覺ノ (朱) 点ニテ (道) 神ハ人ノ犯スアヤマチヲ咎メ給フ物ナレハ、 神ノアラハス

トカノ木ノトハヨソヘツ、クルナリト(朱)〔注セリ〕(清)〔イヘリ。サテ是ハ仙覺ノ点也〕今(朱)按、此点此説共ニウケカタシ。此神ト云ハ神武天皇ニテ君ヲ云。内証ハ神ニテオハサメトモ外用ハ天神地祇トイハレ給フ神ニハ替ルヘケレハ、神ノアラハスト云ヘカラヌ上ニ神ノアラハストカ此ニ用ナシ。又トカノ木ハ弥ツキ(清)ト云ンタメノ枕言ニイヘルヲ、ソレニカク鑲ツ、ケムコト、後々ノ哥ハ知ラス、全古哥ノ心ニアラス。(今按)神ノシルシニトヨムヘキカ。意ハ神武ノ和州ヲ国ノモナカト定(朱)〔テ〕官作シ給ヒシ驗ニ、代々ノ帝多分此国ニ都ヲ建サセ給フ心ナリ。古点、神ノシルセル、コレマタ下ノトカニツ、キテヨロシカラス。トカノキハ(梅ノ木也)能生茂ル物ナル故ニ(朱)第三卷ニモ、ミモロノ、神ナミ山ニ、イホエサシ、シ、ニ生タル、都賀乃樹ノ、イヤツキ(清)ト云々。其外ニモカクツ、ケヨメル事多シ。古クハ、マカリ木ノト点セリ。コレハ詩ノ周南ニ南有ニ(朱)穆木トイヘル注ニ、木下(曲)曰(朱)穆、コレニヨレリ。然レトモマカリ木ハ、弥ツキ(清)ノツ、キニ詮ナキ上ニ、集中ノ例右ニ引カ如シ。字書広ケレハ、別ニトカト訓スル子細有ヘナ(朱)ルヘシ。〔俗ニハ梅ノ字ヲ用ユ〕天離(朱)〔モ〕〔夷別ニ註ス〕〔石〕〔盤〕走(朱)〔モ〕〔淡海〕楽浪(朱)〔モ〕〔ハ〕共ニ枕詞ナリ(清)〔大津宮等〕別ニ註ス。大宮ハ禁裏ヲ摠シテ云ヒ、大殿ハ、其中ニアル諸殿ナリ。(清)〔四〕百シキハ日本紀ニ、内裏(朱)〔ヲ〕〔トカキテ〕モ、シキ(朱)ヘトモ(朱)オホウチヘトモ(清)〔西〕点(朱)〔セ〕〔ア〕リ。百官ノ座アル故ニ百シキト云トナリ(清)〔五〕。〔但今按アリ。集中ニ多キ詞ナレハ別ニ注ス〕〔清〕〔四〕〔哥ノ心ハ四初ヨリ〕天ノ下シロシメシ、ヲト云マテハ、神武ヨリ代々ノ帝、〔多分〕都ヲ大和ニシメ給(朱)〔フコトヲ述五〕〔ハ卒爾ニ都ヲ遷スマシキ事ヲイヘリ〕六空ニミツヨリシ

ロシメシケムマテハ、大津宮^(朱)移リ給フ事ヲ^(朱)不審ニ思フナリ七^(通)云云^(通)所^(朱)知食兼^(朱)此
 処、句絶ナリ。イカサマニオホシメシテカト云ヲ受ル故ナリ^(通)五^(通)。(スメロキ^(通)へ^(通))ト云ヨリ末マテ
 ハ、大津宮ノ荒ハテシ事ヲ云。六神武帝ノ聖ノミヨ、リ打続テ、多ク大和ニ都造リシテ天ノ下ヲ治給シ
 ニ、イカニオホシメシテカ、此大和ヲオキテキナカノ近江国ニ移リ玉フソト也七^(通)地^(通)乙^(通)イカ
 サマニオホシメシテカト云ニヨリテ見レハ、此帝ノ都ヲ遷シ給フ事ヲ少謗レルカ。民ノネカハサルコ
 ト、題ノ下ニ^(朱)引^(朱)天智紀^(朱)ノ^(通)ヲ引ルカ^(朱)如シ。摠シテ都ヲ遷ス事ハ古ヨリ民ノ嫌ヘル事ナリ。
 史記殷本紀曰。盤庚渡河南、復居^(三)成湯之故居、迺五^(三)迁無^(三)定^(三)処。殷民咨胥、皆怨^(三)不^(三)欲^(三)從^(三)。^(通)神ノミ
 コト、尊ノ字ヲミコト、ヨメリ。^(朱)君ヲ^(朱)尊フ詞也。二大宮ハコト聞、大殿ハカシコトイヘトモ若草
 ノミ茂リ霞ノミ立遮リテ物カナシキト也^(朱)春ヒノキレル、キルハ霧^(通)ナリ^(朱)景行紀ニ^(朱)峯霧谷^(ケラシ)障ト^(朱)ア
 リ。源氏物語ニ^(朱)モ^(朱)メモキリテト云リ。^(通)同^(通)事也^(朱)霧ト云名ハ物ヲ遮リテ見セヌ故ナルヘシ。況ヤ上
 ニ引ル孝徳紀ニイヘルコトク、豊碓宮ヲハ嫌ヒ給テ倭京ニカヘラセ給フヘキ由奏請シタマヒナカラ、
 御^(朱)ミツカラハ又アラヌ方ヘ都ヲ移サセ給フ。不審ノ事ナリ。又按スルニ、第二、第十三ニモ、イカサ
 マニ思食テカト云ヘルハ、只御心ノハカリカタキヲ云ヘリ。殊ニ今ノ帝ハ大織冠ト共ニ謀テ蘇我入鹿ヲ
 誅シ給ヒ、凡中興ノ主ニテマシマセハ、七廟ノ中ニモ太祖ニ配シテ永ク御国忌ヲ行ハル。智証ノ授決集
 菅家文章ナトニモ^(朱)ニ^(通)モ^(朱)見エタリ。シカレハ^(朱)タ^(通)ニ^(通)彼^(通)第二ニ云イヘル如ク実ニ^(朱)御心ノハカ
 リカタキ故ニモ侍ランカ。^(朱)此ニ句ハ所ヲ移シテ、天ニミツヤマトノ上ニ置テ見ルヘシ^(朱)春草ヲ若艸ト

ヨムハ義訓ナリ。第八ニハ、ワカナヲ春菜トカケリ。(朱)「宇ノマ、ニモ読ヘシ」案ニ、春草、春日ノ下ノ二ノ之ノ字ハノトヨミテハ、オヒタルノ下切ル、ニモアラス、ツ、クニモアラス。然レハ「疑ヒノカニナシテヨムヘキカ。第十二、ナラナル人ノ来テモミルカネ。コレハ見ルカニナリ。此カネヲ之根ト書リ。是証拠也。若草ノシケ、レハ見エヌカ、霞ノ立サヘテ見エヌカ也。幸ニ細注、句ハカハレトモ此心ナリ。(道)注ノサフシモハサヒシモナリ。(朱)「フトヒ五音通セリ」サフシト(モ)ヨメルコト末ニ至テ多シ。此集ニサヒシトイヘルハ、後ニツレノナルヲミニ云ニハカハリテ悲シ(朱)「モト云ニオナシ」(道)「(朱)心ナリ」下ニ不楽トモ不怱トモ書ルニテ心得ヘシ。第三ニ同作者、アフミノ海夕浪千鳥ナカナケハ(朱)「心モシノニ古思ホユ」トヨマシタル哥モ、今ノ心ニ同シ。又拾遺ニモ(朱)「同人」サ、浪ノ近江ノ宮ハ名ノミシテ霞タナ引宮木守ナシ(道)「(朱)」

(初) 玉たすきうねひの山のかしはらの

此哥、初には神武天皇よりこのかた代々のみかと、多分やまとに皇居をしめたまふ事をいひ、そらにみつといふよりは、近江へ移りたまひける事をいひ、(朱)「すめるきの神のみことの大宮はといふより下は、荒廃せることをかなしふなり。玉たすきうねひは、すてに別に積しつ。(三手本)かしはらのひしりのみ代ゆ、よりといふへきをゆといふこと、此集にめつらしからず。古語なりと知へし。神武天皇の御ことなり。日本

紀第三云。神日本磐余彦天皇(カシヤマトイハレヒコノアラマミコト)諱彦火々出見(ヒコナキサタケウ)彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊(ヒコナキサタケウカヤフキアハセスノミコト)第四子也(ヨハシラズアタルミコナリ)母曰玉依姫海童之小女也(イロハラ)天皇生而明達意確如也。年十五立為太子。同卷云。三月辛酉朔丁卯

下_レ令_レ曰。自_レ我東征_レ於_レ茲六年矣。頼_レ以_レ皇天之威凶徒就_レ戮。雖_レ刃土未_レ清余妖尚梗_上而中洲之地無_レ復風塵。誠宜_下恢_レ皇都規摹大壯_上。而今運屬_レ此屯蒙民心朴素。○且_下披_レ弘山林_レ經_レ宮宮室_レ而恭臨_レ宝位_レ以鎮_中元々_上。○觀夫_レ畝傍山_レ——此_云東南權原地者、蓋國之壤区乎。可_レ治_レ之。是月即命_レ有司_レ經_レ始帝宅。○辛酉春正月庚辰朔天皇即_レ帝位於權原宮。是歲為_レ天皇元年。尊_レ正妃為_レ皇后、生_レ三神八井耳命_レ淳名川耳尊。故古語_レ稱_レ之曰。於_レ畝傍之權原也。太_レ立_レ宮柱_レ於_レ底磐之根_レ峻_レ峙_レ神風_レ於_レ高天之原_レ而馭_レ天下_レ之_レ天皇。号_レ曰_レ神日本磐余彥火火出見天皇矣。あれまし_レは、生れましますなり。神代紀上云。然復_{神聖}生_レ其中_二焉。此第四、岳本天皇の御哥にも、神代より、あれつきくれは、人さ_{後(三手本)}はに、国にはみちてとよませ給へり。神のあらはず、とかの木、いやつき_レに。あれまし_レ神とつ_レくるは、神武綏靖等のみかとを、神と申て、神明はあきらかに、人のをかせる科を、見あらはし給ふ物なれば、やかてとかの木にいひかけて、とかの木、次第におひつ_レきてたえぬかことく、御子孫あひつ_レきて、多分やまとにてこそ、天下をおさめさせたまひし物となり。とかの木に、櫻の字をかけるにより、もとのまかれる木をいふといへる説は、あやまれり。玉篇云。櫻居秋切。木下曲曰_レ櫻といひ、又毛詩周南に、南有_二樛木_一葛藟纍_レ之といふ詩の注も、玉篇におなし。これによりていへと、第三卷赤人長哥に、みもろの、神なひ山に、いをえさし、し_レにおひたる都賀乃樹の、いやつき_レにとよめる、今におなし。とかは、今梅の字を用れと、これも俗字なりといへり。櫻の字をかけるは、昔別に考ふる所ありけるなるへし。あらはずは臉の字、証の字なり。神功皇后紀云。即年_以三千熊長彦_二副_レ久_レ氏_一。

等遣^{マクスクラノ}百濟^ニ国^一。因以垂^チ大恩^ニ。朕從^{ウツクシシヨ}二神^一所驗^一。始開^{アラハシメケルヘルニ}道路^ニ平定^ニ海^ニ西^ニ以賜^{ウツク}百濟^ニ。論語曰。葉公^等遣^二百濟^一国^一。(等一(二)手本朱)

語^ニ孔子^一曰。吾党有^ニ直躬者^一。其父攘^ヌ羊而子証^ス之。日本紀竟宴歌にいはく。あまかしのをかのくかたちきよければ神のあらはすとかにざりける。いかさまに、おほしめてか。これはすこしそしりたてまつる心あるか。そのゆへは、孝徳紀云。是季^{ソアノ反}白雉^ニ太子奏請曰。欲^ス冀遷^ニ于倭京^一。天皇不^レ許焉。皇太子乃奉^ニ皇祖母尊^一、間人皇后^一并率^ニ皇弟等^一往居^ニ于倭飛鳥河辺行宮^一。于時^マ公卿^ノ大夫百官人等皆隨而遷^ル。(命三手本)

由^レ是天皇恨欲^レ捨^ニ於国位^一令^レ造^ニ宮於山崎^一乃送^ニ歌於間人皇后^一曰云云。五年冬十月癸卯朔皇太子聞^ニ天皇病疾^一乃奉^ニ祖母尊^一、間人皇后^一并率^ニ皇弟公卿等^一赴^ニ難波宮^一。壬子天皇崩^ニ于正殿^一。○是日皇太子奉^ニ皇祖母尊^一遷^ニ居倭河辺行宮^一。天智紀云。六年春三月辛酉朔己卯遷^ニ都于近江^一。是時天下百姓不^レ願^レ遷^レ都。諷諫者多^ク童謡亦衆。日々夜々失火処多。これらの心をみるに、孝徳天皇の、長柄の豊崎におはしますをは、やまとへ帰らせたまひて、然るへきよし奏したまひ、御許容したまはさりければ、皇祖母尊をゐて奉り、皇后皇弟までを引具したまひて、やまとの川原宮へ、かへらせ給ふにより、孝徳天皇うらみおほしめして、位をさらせたまはむとさへおほしならる。しかるに、齊明天皇のち、御位につかせたまひての六年に、大津宮へうつらせたまふ時、百姓都のうつらむ事をねかはす、いさめたてまつるものも、おほかりけれど、つゐにうつらせたまふに、さま／＼の童謡ありて、昼夜失火^{ホヤケ}し、よからぬ事ともありけるよし、日本紀にみえたればほのめかしていへるにや。しげく都をうつす事は、民のうらむることなり。史記股本紀曰。盤庚渡^レ河南、復居^ニ成湯之故居^一、迺五遷無^ニ定处^一。殷民咨胥皆怨不^レ欲^レ徙。またほ

のめかしても、そしりたてまつるにはあらで、大織冠と御心をひとつにして、蘇我入鹿を殺して、天下を中興したまふ帝にて、はかりかたき叡慮なれはいふにや。天さかるひなにはあれと、別に尺するかことし。顯昭の、きはめて遠き国にあらすは、あまさかるひなとはいふましきよし申されたるは、一往きもと聞ゆれと、此哥より見れば、穿鑿せる説なり。畿内を出は、いつくにもいふへし。しろしめしけむ。此所句絶なり。いかさまに、おほしめしてかといふ句をうくるゆへなり。大宮は禁中をすへていひ、大殿は、大宮のうちにある別殿をいへり。春草、春日の下ふたつの之の字は、ともにうたかひの敷になしてよむへし。ふたつなから、のとよみては、句もきれす、つゝきもせぬなり。かとよむことは、柳之枝とかきて、やなきかえたとよむことく、のにかよふにこれるかを、清濁通して、すみてよむなり。第十卷に、梅の花われはちらさしあをによしならなる人のきてもみるかねといふ哥の、かねはかになり。（今ノ三手本）それに、之根とかける、これすみて用る証なり。春草を、わか草とよめるは、義翻に例すへし。わか草のしけゝれは、みえぬか、霞の立さへてみえぬかなり。きるは遮なり、霧といふ名物物をさへきりて、みせぬゆへに、用を体の名とするなり。源氏物語に、涙にくるゝことを、めもきりていへるこれなり。もゝしきは禁裏には、百官の座あるゆへにいふといへり。日本紀には、内裡とかきて、おほうちとも、もゝしきともよめり。大宮はといふよりはるひかきれるといふまで、文章の隔句対の体にとり。人まろの長哥には、此体下にもおほし

噓^レ族歌一首并^ニ短詞^一

比左加多能 安麻能刀比良伎 多可知保乃 多氣余阿毛理之 須壳呂伎能 可未能御代欲
利 波自由美乎 多余芸利母多之 麻可胡也乎 多婆左美蘇倍豆 於保久米能 麻須良多
祁乎く 佐吉余多豆 由伎登利於保世 山河乎 伊波禰左久美豆 布美等保利 久余麻芸
之都く 知波夜夫流 神乎許等牟氣 麻都呂倍奴 比等乎母夜波之 波吉伎欲米 都可倍
麻都里豆 安吉豆之万 夜万登能久余乃 可之波良能 宇禰備乃宮余 美也婆之良 布刀
之利多豆氏 安米能之多 之良志壳之祁流 須壳呂伎能 安麻能日繼等 都芸豆久流 伎
美能御代くく 加久左波奴 安加吉許己呂乎 須壳良弊余 伎波米都久之豆 都加倍久流
於夜能都可佐等 許等太豆氏 佐豆氣多麻敵流 宇美乃古能 伊也都芸都岐余 美流比
等乃 可多里都芸豆氏 伎久比等能 可我見余世武乎 安多良之伎 吉用伎曾乃名曾 於
煩呂加余 己許呂於母比豆 牟奈許等母 於夜乃名多都奈 大伴乃 宇治等名余於敵流
麻須良乎能等母

族^{やから}に噓^{やから}す歌一首短歌を并せたり

ひさかたの 天^{あめ}の戸開き 高千穂の 嶽^{たけ}に天降^{あし}りし 皇祖^{すめらみ}の 神^{かみ}の御代より 梶弓^{はじゆみ}を 手握^{たにぎ}り持たし 真^ま

鹿見矢を 手挟み添へて 大久米の 大夫健男を 先に立て 靴取り負せ 山川を 磐根さくみて 踏み
 とほり 國覓しつち ちはやぶる 神を言向け 服従へぬ 人をも和し 掃き清め 仕へ奉りて 秋津島
 大和の國の 檜原の 畝傍の宮に 宮柱 太知り立てて 天の下 知らしめしける 皇祖の 天の日嗣
 と 繼ぎて来る 君の御代御代 隠さはぬ 赤き心を 皇辺に 極め尽して 仕へ来る 祖の職と 言立
 てて 授け給へる 子孫の いや繼ぎ繼ぎに 見る人の 語りつぎてて 聞く人の 鏡にせむを あたらしき
 しき 清きその名を おぼろかに 心思ひて 虚言も 祖の名断つな 大伴の 氏と名に負へる 大夫の
 伴

(卷二十 四四六五)

1 万葉集古義

サトスネガカラウケヒトツマタミルカヲ
 諭レ族歌一首并短歌。

諭は、玉篇に、曉也、とあり、○并字、日本弁に誤れり

比左加多能。安麻能刀比良伎。多可知保乃。多氣爾阿毛理之。須売呂伎能。可未能御代欲利。波自由美
 乎。多爾芸利母多之。麻可胡也乎。多波左美蘇倍弓。於保久米能。麻須良多邪乎乎。佐吉爾多弓。由伎登
 利於保世。山河乎。伊波爾左久美弓。布美等保利。久爾麻芸之都都。知波夜布流。神乎許等牟氣。麻都呂
 倍奴。比等乎母夜波之。波吉伎欲米。都可倍麻都里弓。安吉豆之乃。夜万登能久爾乃。可之婆良能。宇爾

備乃宮爾。美也婆之良。布刀之利多豆氏。安米能之多。之良志売之祢流。須売呂伎能。安麻能日繼等。都芸久流。伎美能御代御代。加久佐波奴。安加吉許己呂乎。須売良弊爾。伎波米都久之弓。都加倍久流。於夜能都可佐等。許等太豆氏。佐豆氣多麻散流。宇美乃古能。伊也都芸都岐爾。美流比等乃。可多里都芸豆氏。伎久比等能。可我見爾世武乎。安多良之伎。吉用伎曾乃名曾。於煩呂加爾。己許呂於母比弓。牟奈許等母。於夜乃名多都奈。大伴乃。宇治等名爾於散流。麻須良乎能等母。

安麻能刀比良伎は、天之戸開なり、神代紀一書に、高皇産靈尊、以三真床覆衾、曇天津彦国光彦火瓊杵尊、則引開天磐戸、排二分天八重雲、以奉降之云々、とある、是なり、○多可知保乃多気は、

古事記に、故爾詔天津日子番能邇々芸命、而離天之石位、押二分天之八重多那雲、而伊都能知和岐知和岐氏、於天浮橋宇岐土摩理蘇理多多斯氏、天降坐于筑紫日向之高千穗之久土布流多氣、書紀に、皇孫乃離天磐座、且排二分天八重雲、稜威之道別道別而、天降於日向襲之高千穗峰一矣、日向國風土記に、臼杵郡千鋪郷、天孫降臨時、雲霧冥晦、不弁物色、天孫乃拔稻穗一散之、四方、忽開晴、因是名曰千穗峯、和名抄に、臼杵郡智保、○阿毛理は、天降なり、二卷よりはじめて往見えたり、○須売呂伎能云々、邇々芸命を指申せり、○波自由美、麻可胡也は、梶弓、真鹿兎矢なり、古事記右に引文のつゞきに、故爾天忍日命、天津久米命二人取負天之石鞞、取佩頭椎之大刀、取持天之波土弓、手挟天之真鹿兎矢、立御前而仕奉、故其天忍日命、(此者大伴連等之祖)天津久米命(此者久米直等之祖也)云々、書紀には、手捉天梶弓天羽羽矢云々、(梶此云波茸)と

あり、猶此等の事、本居氏、古事記伝に詳なり、○於保久米能云々、佐吉爾多弓は、上に引書紀一書の文のつゞきに、于時大伴連遠祖天忍日命、帥三来目部遠祖天樓津大来目云々、とあるをはじめて、神武天皇卷に、是時大伴氏之遠祖日臣命、帥三来目一督三将元戎、蹈山啓行云々、又初天皇草創天基之日也、大伴氏之遠祖道臣命、帥三来目部一奉三承密策、以三諷歌倒語、掃三蕩妖氣、などある意にて、帥る所の大来目部を前に立て、平國の功勳を立しをいへるなり、十八に、大伴能遠津神祖乃、其名乎波大来目主登、於比母知弓都加倍之官云々、とあるも同意にて、大来目部を司る故に、即大来目主と称しなり、大伴氏遠祖等の号を、世に大来目主と負持せ稱呼する謂など、委くは十八上に、云るを考合べし、○由伎登利於保世は、靴取令負なり、姓氏録に、大伴宿禰、高皇產靈尊五世孫、天押日命之後也、初天孫彥火瓊々杵尊、神駕之降也、天押日命、大来目部立於御前、降于日向高千穗峯、然後以三来目部為三天靴負部、靴負部之号起於此也、雄略天皇御代、以三天靴負、賜三大连公、奏曰、衛門開闢之務、於職已重、若有三身難堪、望与三愚兒語三相伴、奉衛三左右、勅依奏、是大伴佐伯二氏、掌三左右開闢之縁也、(これは、天押日命帥三来目部、とありしが、帥字の落たるなるべし、)と見えたり、○伊波禰左久美豆は、二卷以下にかたぐ見えたり、○久爾麻芸之都都は、竟國為乍なり、神代紀に、磐穴之空國、自三頓丘三竟國行去云々、(竟國此云三矩式磨儀) ○許等牟氣は、古事記に、言趣とも、言向ともかけり、言意は、本居氏古事記伝云、言は(借字)事にて、事依事避などの事と同じ、牟氣は、牟加世にて、(加世は氣と切)背ける者を、此方へ令向意の言なり、平字を書いて、牟氣とのみ

も云り、此方へ向は、即帰服なり、○麻都呂倍奴は、倍は波の誤にて、不_ス服従_{マツロハ}なり、二卷に、不_{マツロ}奉_{ハス}仕_{ハス}、とあり、猶彼処に委註り、○比等乎母夜波之は、人をも令_レ和_{ヤハ}なり、服_{マツロハ}従_{ハス}ず荒ぶる人をも、和_{ハス}らざり、奉_{マツロハ}仕_{ハス}しむる意なり、二卷に、人乎和為跡、祝詞に、言直志和志（古語云_ニ夜波志_ハ）坐_{マツロハ}氏_ハ云々、などあり、○波吉伎欲米は、掃清_{ハキキヨメ}なり、○都可倍麻都里_{ツカヘマツリ}是_チは、奉_{マツロハ}仕_{ハス}而_{ヘテ}なり、已上、邇々共_{キワサ}命_ノの天降座し時よりはじめて、神武天皇の始_{ハツクニ}馭_ニ天下_ヲしまで、大伴氏の遠祖の、代々事ある毎に、武事_{キワサ}をもて、平国_{クニガ}の事に功_{イササ}勲_{ササ}ありしことを述たり、（しかるを、諸註、以上を、忍_ニ日_ノ命_ノの神代に功_{イササ}勲_{ササ}ありしことをいひ、已上を、神武天皇の時の事をいへり、とせるは、たがへることなり、上に皇祖_{スメミセ}の神の御代より、とあるからは、神代の事のみに限るべからず、皇孫天降の時よりはじめて、神武天皇の御代までの事を兼て、いへること著きをや、○可_カ之_シ婆_バ良_ラ能_ネ云々、古事記神武天皇条に、故_レ如_レ此_{コト}言_{コト}向_{コト}平_ヤ和_ハ荒_ハ夫_フ琉_{リウ}神_{カミ}等_ト、退_{ハツヒ}撥_{ハツヒ}不_フ伏_フ人_{ヒト}等_ト而_テ、坐_テ敵_{ウネビノ}火_ヒ之_ノ白_{カシ}禰_シ原_{ハラ}宮_{ミヤ}一_ニ治_シ天_{アメノ}下_ノ、也_ナ云々、なほ書紀に詳なり、○美也婆_{ミヤバ}之_ノ良_ラ云々、神武天皇紀に、古語称_ニ之_ノ曰_ク於_ニ敵_{ウネビノ}傍_{カシ}之_ノ樞_シ原_{ハラ}也、太_{ミヤバ}立_タ一_ニ宮_{ミヤ}柱_{ハシ}於_ニ底_{ソコ}磐_{イハ}之_ノ根_ネ、岐_キ峙_{カマ}搏_シ風_{カゼ}於_ニ高_{タカ}天之_ノ原_{ハラ}、而_テ始_{ハツクニ}馭_ニ天下_ヲ、天皇_{スメラミコト}云々、○布_フ刀_タ之_ノ利_リ多_タ豆_{マメ}氏_{ウヂ}は、太_フ知_チ立_タ而_テ、知_チは、領_シ給_ルふ意なり、太_フ敷_シと云とは、言は異なれども、いひもて行は、同じ意に落めり、高_{タカ}知_チ、高_{タカ}敷_シなど云を考合べし、○安_ア麻_マ能_ネ日_ヒ繼_{ツギ}等は、天_{アメノ}之_ノ日_ヒ嗣_{ツギ}としての意なり、御代_{ミヨ}御代_{ミヨ}の天皇を申せり、○都_ツ去_キ久_ク流_ルは、次_ツ来_キなり、次_ツ第_{ツギ}の隨_マに繼_{ツギ}来_キるよしなり、（繼_{ツギ}而_テ来_キと云にはあらず、写_シは、而_{シテ}字_ジの意とはたがへり、）中_{ナカ}昔_キ以_テ来_キの詞_{コト}にていはざ、ついでくる、と云ことなり、次_カ下_タの可_カ多_タ里_リ都_ツ去_キ豆_{マメ}々_々も、ついで、の意にて同じ、なほ此事、前に既

く委註り、○加久佐波奴は、不隠なり、本居氏、カクスを、古言に延てカクサフと云故に、カクサヌ
 はカクサハヌといふなり、といへり、按に、これ事を緩にいひて宜しき処なるが故に、伸ていへるな
 り、(無用に、心まかせに伸縮したるにはあらず) ○安加吉許己呂は、赤心なり、赤と明と通ひて同
 じ、忠誠にして、黒心なき意なり、○須売良弊爾は、皇方になり、天皇の辺になり、十八に、大皇乃
 做爾許曾死米、とよめるに同じ、○都加倍久流は、仕来るにて、遠祖より継々に、今も奉仕意なり、
 (仕へ来しと云とは異なり、仕へ来しにては、今まで奉仕来し謂にて、今より後は、然るも然らぬも、
 未定らぬ意となるなり、これにても、古人の詞づかひの精しきを思ふべし) ○於夜能都可佐等は、遠
 祖よりの職業と、と云なり、忍日命、道臣命以来、景行天皇紀に、四十年秋七月癸未朔戊戌云々、日本
 武尊雄詰之曰云々、今更東夷叛之、臣雖勞之頓平其乱云々、天皇則命吉備武彦与二大伴武日連、
 令レ從二日本武尊ニ云々、冬十月壬子朔癸丑、日本武尊發路之云々、至二甲斐國一、居于酒折宮ニ云々、
 則居是宮、以二穀部、賜二大伴連之遠祖武日也、と見え、その後、大伴室屋大連、大伴金村連をはじめ
 て、代々忠功人相續けり、○許等太呂氏は、事立而なり、古事記仁徳天皇条に、其大后石之日売命、甚
 多嫉妬、故天皇所使之妾者不レ得ニ臨宮中、言立者足母阿賀迦邇嫉妬、續紀四卷詔に、天皇
 御世御世、天豆日嗣止高御座爾坐而、此食国天下乎撫賜比慈賜事者、辞立不在、人祖乃意能賀弱
 児乎養治事乃如久、治賜比慈賜来業止奈母、隨神所念行須、十卷詔に、又於天下政一置而
 独知倍伎物不有、必母斯理幣能政有倍之、此者事立爾不有、天爾日月在如、地爾山川有如、並坐

而云々十七詔に、云々、コトクツニテヲラズ事立不有云々、伊勢物語に、正月なれば、事立とて、オホミキ大御酒賜ひけり、などあるを、合せて考るに、平常ならぬ、異なる事するを事立と云なり、と本居氏云り、○宇美乃古は、生ウミ之子にて、子々孫々の意なり、書紀に、子孫をウミノコとよめるが如し、○可多里都芸豆氏カタルツギヅヂは、語次カクリジ而なり、次第々に語り継での意なり、次第を、都芸氏々と用かしいふは、掟オキテを於芸氏々、といふに同格なり、つれづれ草にも、高名の木のぼりといひし男、人をおきて、たかき木にのぼせて、梢サエをきらせしに云々、とある、このおきて、掟オキテ而にて同格なり、○可我見爾世武乎カガミニセムツは、鑿カミに為むをなり、十六竹取翁長歌に、後之世之堅ノチノヨノカミニセムト、監將為迹カミヤサヲノボリ、とあり、(から籍貞觀政要に、以レ古為鏡、可レ知ニ興替ハ)、以レ人為鏡、可レ知ニ得失ハ、とあり、○安多良之伎アタラシキは、惜アキラシきなり、穢ケガレし絶トさむは惜アキラシき、と云義なり、(略解に、受メテきよしに説るはたがへり、)○吉用伎曾乃名曾キヨウシヨウシキソノナソは、すこしも穢ケガレれぬよしなり、(以上二句を、拾穂本には吉用良之伎宅真爾茂世武乎、安加良之伎都流芸刀俱倍之、伊爾之敵由安多良曾乃名曾、の六句と作り、今用ず、)○於頰呂加オホハロカは、大呂加オホロカにて、呂ロは、そへことは、加カは、暹ハルカ、暖ナカなどの加カにて、其さまをいふ辞なり、大オホは、細ホソに精シしからぬを云詞にて、大オホよそ、大方オホカタなど多くいふ大オホにて、疎スラくしき謂イハなり、(俗に、大オホぐくり、大オホさはきなど云大も同じ、)○牟奈許等ムナコトは、虚言ムコトなり、此言の事、既スく委註ウキチュウり、左註に、縁ニ淡海真人三船讒言ニ云云、とある、讒言ムコトは、無実言ムコトなれども、さる美無ミナき言コトにも、先祖オヤノの名を穢ケガレさぬやうに、心ココロしらひをせよ、といふ意に、いひ下したり、○於夜乃名多都奈オヤノナタツナは、遠祖オヤノ之名ナを勿ナ断クツなり、○大伴乃云々オホトモノ、先祖より代々、忠功ウサツすぐれたる、大伴氏と、名ナに負オモたる健男ツヨヲラの伴トモよ、

と古慈悲を教諭したるなり

2 万葉代匠記

噺族歌一首并短歌

(精) 噺族歌一首并短歌

(初) 噺族歌一首并短歌 噺は示諭なり。并誤作弁

比左加多能 安麻能刀比良伎 多可知保乃 多氣爾阿毛理之 須売呂伎能 可未能御代欲利 波自由
 美乎 多爾芸利母多之 麻可胡也乎 多波左美蘇倍弓 於保久米能 麻須良多祚乎乎 佐吉爾多弓
 由伎登利於保世 山河乎 伊波禰左久美弓 布美等保利 久爾麻芸之都都 知波夜夫流 神乎許等牟
 氣 麻都呂倍奴 比等乎母夜波之 波吉伎欲米都可倍麻都里弓 安吉豆之万 夜万登能久爾乃 可之
 婆良能 宇爾備乃宮爾 美也婆之良 布刀之利多弓 安米能之多 之良志売之邪流 須売呂伎能
 安麻能日繼等 都芸弓久流 伎美能御代御代 加久佐波奴 安加吉許己呂乎 須売良弊爾 伎波米都
 久之豆 都加倍久流 於夜能都可佐等 許等太弓 佐豆氣多麻敝流 宇美乃古能 伊也都芸都岐爾
 美流比等乃 可多里都芸弓 伎久比等能 可我見爾世武乎 安多良之伎 吉用伎會乃名會 於煩
 呂加爾 己許呂於母比弓 牟奈許等母 於夜乃名多都奈 大伴乃 宇治等名爾於敝流 麻須良乎能等

母*

(精) 比左加多能安麻能刀比良伎

(コノ項、三九九頁ニ行(綏靖紀：作箭)ヲ除ク墨消・訂(補ハ異筆)
(多波左美 幽齋本、麻都呂倍奴 幽齋本点云、母夜波之官本点云、
波作婆 マツロヘヌ 母夜波之モヤハシ)

加久佐波奴 幽齋本、佐作左

右字点 (朱消) 加久佐波奴ノ佐ヲ左ニ作レルハ、唯異ヲ注スルノミニテ、其外ハ皆他本ニ依ヘシ) (朱消) 比

左加多能ト云ヨリ都(可倍麻都里)ト云マテハ、神代紀下云。高皇産靈尊以真床覆 衾一裹 天津彦

国光彦火瓊々杵尊、則引開天磐戸一排二分天八重雲、以奉降之。于時大伴、連遠祖天忍日命、帥二

来目部遠祖天穗大来目、背負三天磐轂、臂著稜威高鞞、手提天栴弓天羽々矢、古事記云云。手引

及副持八日鳴鏑、又带三頭槌 劍、而立三天孫之前二遊行降来、到於日向襲之高千穗穗二上峯天

浮橋、而立三於浮渚在之平地、警穴、空国自頓丘一覓、国行去、到於吾田長屋笠狹之御崎) (朱消) (一) タカチ

ホハ日向国風土記云。天津彦彦火瓊々杵尊、離三天磐座一排三天八重雲、稜威道别、道别而、天下降於

日向之高千穗二上之峰。时天暗冥、昼夜不别、人物失、物色難别。於茲有二土蜘蛛、名曰「大鉦」

小鉦。二人奏言皇孫尊、以尊御手一拔三稻千穗、為一粗、投散、四方、得二開晴。于レ時如三大鉦

等所奏、拔三千穗稻、為一粗、投散、即天開晴日月照光。因曰「高千穗二上峰」。後人改号三知鋪。和名集

云。曰杵郡智保。へマカコヤハ、古事記云。手挟天之真鹿兒矢云々(綏靖紀云。乃使弓部稚彦造 弓、

倭鍛部天津真浦 造 真麿 鐵、矢部 作 箭) 此外ハ、皆上ニ出テ注セシ詞トモナリ。アキツシマヨ

リ下ハ、神武天皇ヨリ此方、大伴氏代ニ忠〈貞〉^(功)ヲ尽セルヲ〈述ラレタ〉^(消)云ヘリ。カクサハヌ
 ハ、第一第十一ニ、隱障ヲカクサフト読タレハ、不隱障ナリ。二心アルヲ蘊ムハ、隱障ナリ。然レハ
 心ニ表裏ナク、専忠貞ナルヲ、カクサハヌト云ナリ。アカキコ、ロハ赤心〈丹心〉^(消)歟。阮元瑜^(宋)爲^(高)
 書^(爲)爲^(書)曹公^(作)作^(書)孫權^(孫)ニ云。若能内取^(孫)子布^(孫)、外擊^(劉)備^(劉)、以效^(赤)赤心^(心)、用復^(前)前好^(好)、則江表之任長
 以相付^(相)。日本紀ニ、赤心丹心ヲキヨキコ、ロトヨメリ。黒心ヲキタナキコ、ロトヨメルニ対スレハ、赤
 色ハキヨク見ユルヲ以テナルヘシ。又丹心ヲマコトノコ、ロトモヨメリ。然レハ日本紀ハ義訓、今ハ正
 訓ナルヘシ。若ハ明^(明)心^(心)ニテ、アキラケキ心ト云ニヤ。^(消)第十五ニ、安我己許呂^(安)、安可志能宇良トツ、
 ケタルモ、両方^(方)ニキコユ。スメラヘハ、皇^(皇)辺^(邊)ヘニテ、君^(君)辺^(邊)ト云カ如シ^(ナリ)。第十八ニ大皇乃、敵爾
 許曾死^(許)米^(曾)トヨメルニ同シ。ウミノコハ、日本紀ニ子孫ト書テ〈サ〉ヨメリ。可多里都芸呂^(可)、^(豆)豆
 ト通スレハ、語り繼ツ、ナリ。今按、^(豆)豆ト豆ト^(少)相似タレハ、豆豆トアリケムヲ、豆豆ト
 誤^(誤)ヘリ^(テ)〈写セ〉^(作)リケルニヤ。カ、ミニセムヲハ、貞觀政要ヘニモ^(消)云^(以)古^(古)爲^(爲)鏡^(鏡)、可^(可)
 知^(知)興替^(興)。以^(以)人^(人)爲^(爲)鏡^(鏡)、可^(可)知^(知)得失^(失)ヘトイヘリ。ムナコトモハ、奈^(奈)ト万^(万)ト同韻ニテ通スレハ、^(孫)孫
 等^(等)ト云ニヤ。若ハ空言^(空)モニヤ。戲言^(戲)ナトハ実ナケレハ、空言トモ云ヘシ。於夜乃名多都奈ハ、立勿^(立)カ、
 〈或ハ〉^(或)絶勿^(絶)カ^(勿)

(初) 久方の天の戸ひらきたかちほのたけにあもりしすめるきの神のみよゝり 日本紀第二云。高皇産靈
 尊以真床覆^(朱)〈衾〉^(哀) 褻天津彦国光彦火瓊杵尊、^(朱)〈則〉^(別)引開天磐戸排分天八重雲以奉降之。于^(朱)

時大伴連遠祖天忍日命、帥来目部遠祖天穗^(宋)〈津〉大来目、背負天磐輶、臂著稜威高鞞、手握天^(宋)〈梬〉^(宋)弓天羽之矢、及副持八目鳴鏑、又帶頭槌劍、而立天孫之前遊行降来、至於日向襲之高千穗日二上峯天浮橋、而立於浮渚在平地、齋穴空国自頓丘覓国行去、到於吾田長屋笠狭御碕。日向国風土記云。天津彦^(宋)〈彦〉火瓊之杵尊、離天磐座排天八^(宋)〈重〉雲、稜威之道別^(宋)〈道別而〉天降於日向高千穗二上之峯。時天暗冥晝夜不別、人物失道、物色難一別。於茲有土蜘蛛、名曰大鉗小鉗。二人奏言皇孫尊、以尊御手拔稻千穗為粃、投散四方、得開晴。于時如大鉗等所奏、拔千穗稻為粃投散四方、即天開晴日月照光。因曰高千穗二上峯。後人改号知鋪。和名集云。曰杵郡智保。あもりしは、第三に天降とかけり。三十九にもよめり。いはねさくみて、第二以下に見えたり。人をもやはし、催なり。はきよめつかへまつりて、以上、忍日命の神代の功勳なり。以下神武天皇の時の事をいへり。あきつしまやまのくにかしはらのうねひの宮に。神武紀云。戊午年春二月丁酉朔丁未、皇師遂東云々。己未年春^(宋)三月辛酉朔丁卯、下令曰。○觀夫敵傍山東南糧原地者、蓋国之壤区乎。可治之。是月、即命有司經始帝宅。○辛酉年春正月庚辰朔、天皇即帝位於糧原宮。是歲為天皇元年。故古語稱之曰。於敵傍之糧原也、太立宮柱於底磐之根、峻峙搏風於高天之原、而始駁天下天皇、号曰神日本磐余彦火之出見天皇焉。」初天皇草創天基之日也。大伴氏之遠祖道臣命、帥大来目部奉承密策、能以諷歌倒語、掃蕩妖氛。倒語用始起^(宋)〈于〉^(宋)手。茲、二年春二月甲辰朔乙巳、天皇定功行賞。賜道臣命宅地居于築坂邑、以寵異之。又上云。是時大伴氏之遠祖日臣命、帥大来目督將^(宋)〈元〉^(宋)之。戎、踏山啓行、乃尋鳥所向、仰視而追之、遂

達于菟田下県、因号其所至之処曰菟田穿邑。穿邑、此云于介知能務羅。于時勅、誉(宋)日(宋)臣命曰。汝忠而且勇、

加能有導之功、是以改汝名為道臣。」つきてくる君のみよく、景行紀云。天皇則命吉備武彦与大伴

〔武〕日連、令従日本武尊。又云。至甲斐国、居于酒折宮。則居是宮以韞部、賜大伴連之遠祖武日也。

そのうち大伴室屋大連、大伴金村連をはしめて、代々忠功の人相つゞけり。かくさはぬあかき心を、かくさはぬ、かくしさ(宋)ふ(宋)へ(宋)なり。第一に、心なき、雲の、かくさふへしやとよみ、第十

一に、奥津藻をかくさふ涙とよめるに、ともに隠障とかけり。しかればかくさはぬは、かくしさへぬ」

なり。たゞしかくさぬといふを、古語の習にて、かくさはぬといへるにもあるへしときこゆ。あかき心

は、長流かいはく、明なる心なり。ものゝふの野心なき心なりといへり。日本紀に、赤心丹心とかきて

きよきとよみ、又丹心をまことの心とよめり。黒心をきたなきこととよめるに對しておもへは、赤心

にや。あかき物はきよく見え、くるきものはきたなくみゆる事のおほければ、黒心赤心などはかけるな

るへし。文選(宋)既(宋)元(宋)瑜(宋)為(宋)曹公(宋)作書与孫權曰。若能内取子布、外擊劉備、以效赤心、用復前好、

則江表之任長以相付。(宋)丘希範与陳伯之書曰。推赤心於天下、安反側於万物。すめらへは、すめろ

きのほとりになり。第十八に、おほきみの、へにこそしなめとよめるにおなし。うみのこの、子孫とか

きて日本紀によめり。子々孫々は、うみのこのやそつゞきなり。かたりつきては、かたりつきつゞな

り。豆と氐と五音通せり。聞人の鏡にせんを、貞觀政要云。以古為鏡、可知興替。以人為鏡、可知得

失。おほろかは、上にあまたみえたり。おほかたにといはんかことし。むなこともは、むまこともにて

孫共なり。麻と奈と同韻にて通せり。又空言もといへるにや。心は、空言はたはふれのまことなき言なれば、たはふれのことばにて、先祖の名を立るなどいふ心なり。またたつなは、断絶せしむるなどもきこゆ。ますらをのともは、ともからなり。

畝傍・畝傍山

神龜元年甲子冬十月、幸_ニ紀伊国_一之時、為_レ贈_ニ從駕人_一、所_レ詠_ニ娘子_一作歌一首并短歌

笠朝臣金村

天皇之 行幸乃随意 物部乃 八十伴雄与 出去之 愛夫者 天翔哉 輕路從 玉田次
畝火乎見管 麻裳吉 木道余入立 真土山 越良武公者 黄葉乃 散飛見乍 親 吾者不
念 草枕 客乎便宜常 思乍 公将有跡 安蘇_ク二破 且者雖知 之加須我仁 默然得不
在者 吾背子之 往乃万々 將追跡者 千遍雖念 手弱女 吾身之有者 道守之 將問答
乎 言將遣 為便乎不知跡 立而爪衝

神龜元年甲子冬十月、紀伊国_に幸_しし時、從駕_の人に贈らむがために、娘子_に詠へらえて作る歌一

首并に
短歌

笠朝臣金村

大君の行幸のまにま 物部の八十伴の雄と 出で行きし 愛し夫は 天飛ぶや 輕の路より 玉襷
 敵火を見つつ 麻裳よし 紀路に入り立ち 真土山 越ゆらむ君は 黄葉の 散り飛ぶ見つつ 親しみ
 われは思はず 草枕 旅を宜しと 思ひつつ 君はあらむと あそそには かつは知れども しかすが
 に 黙然得あらねば わが背子が 行のまにまに 追はむとは 千重におもへど 手弱女の わが身に
 あれば 道守の 問はむ答を 言ひ遣らむ 術を知らにと 立ちて爪づく

(卷四 五四三)

1 万葉集古義

神龜元年甲子冬十月。幸紀伊国之時。為贈從駕人所詠二娘子。笠朝臣金村作歌一首
 并短歌。

元字、類聚抄に三と作るはわろし、○所詠は、八卷に、尼作三頭句、并大伴宿禰家持所詠ニ統ニ末句、

十九に、為三家婦贈ニ在京尊母ニ所詠作歌、又所詠三家婦一作也、などある類なり
 天皇之。行幸乃随意。物部乃。八十伴。雄与。出去之。愛。夫者。天翔哉。輕路從。玉田次。敵火乎見
 管。麻裳吉。木道爾入立。真土山。越良武公者。黄葉乃。散飛見乍。親。吾者不念。草枕。密平便宜常。
 思乍。公将有跡。安蘇蘇二破。且者雖知。之加須我仁。默然得不在者。吾背子之。往乃万万。将追跡

者。千遍雖念。手嬾女。吾身之有者。道守之。將問答乎。言將遺。為便乎不知跡。立而爪衝。

天皇之は、天は大の写誤なるべし、オホキミノと訓べし、天皇と申と、大皇と申との差別は、既く首卷に具論り、○行幸之随意は、イデマシノマニと訓べし、随意は、今世まゝにと云に同じ、マニく、マニなどいふは、このマニを量云るなり、マニとのみ云るは、六卷に、大皇之行幸之隨、統紀廿五、宣命に、○可欲末仁行、止念天、字鏡に、態、保志支万爾など見ゆ、○物、部は、既く一巻に具云り、○八十伴雄与は、八十伴緒と共にといふなり、○愛夫は、廿卷防人歌に有都久之波々爾、孝徳天皇紀歌に、于都俱之伊母我などとあると、同類なり、こゝは從、駕れる夫君を云り、○天翔哉は、輕の枕詞なり、二卷に出づ、○玉田次は、敵火の枕詞なり、一巻に出づ、○麻裳吉は、木の枕詞なり。これも一巻に出づ、○木道爾入立は、キゾニイリタチと訓べし、真土山は、紀伊堺にありて、大和國に属たれども、紀伊國へ往道路をば、紀伊路といふ例なれば、未紀伊堺に至らねども、木道とは云るなり、(契沖が、きぢにいりたつと訓べし、入たちとよめるはわろし、その故は、真土山は大和なれば、入たちとよみては、すでに紀伊國ときこゆればなりと云るは、某道と云道の心を、よくもわきまへざりしなり、)○越良武公者は、九卷に、朝裳吉木方往君我信土山越濫今日曾雨莫零根、三卷に、佐農能崗將超公爾などあり、○親はシタシケクと訓べし、シタは、斯多布、斯努布の、斯多、斯努と同言にて、ケクは、愛くを、波斯氣久と云と同辞にて、親けくと謂なり、恋慕しけくといふ意なり、○吾者不念(念字、拾穂本には思と作り)は、アヲバオモハズと訓て、吾をば親くおもはずの意なり、○安蘇蘇二破、

(破字、拾穂本には八と作り) 安蘇々は旧説に、ものを推し心得たる詞なり、と云り、(岡部氏は、浅々爾と云意と云へれど、叶はず、こは次の雖知と云へ属く言なればなり) ○且者雖知は、雖知且者と云意に、且者の言を、下にめぐらして心得べし、古今集序に、かつは人の耳におそり、かつは人の心にはぢ思へど、棚引雲の起居、鳴しかの興臥は、貫之等が、此世に同じく生れて、此事の時にあへるをなむ、悦びぬる、とあるも、人の耳におそり、歌の心にはぢ思へど、かつは起居興臥に悦びぬる、と云意にて、同じ例なり、且とは、然ありながら、又そのかたへより、如此あるやうのことをいふ詞なり、こゝは、吾をば親くおもはず、旅を宜しと思ひつゝ、君は有らむと知たれども、しかしながら、そのかたへより、黙然も得あらねば云々、という意なり、○之加須我仁は、さすがにといふと同言なり、俗にしかしなからといふに同じ、五卷に、烏梅能波奈知良久波伊豆久志可須我爾許能紀能夜麻爾由企波布理都々、十卷に、山際爾雪者零管然為我二此河楊波毛延爾家留可聞、又雪見者未冬有然為蟹春霞立梅者散乍、十八に、美之麻野爾可須美多奈妣伎之可須我爾伎乃敷毛家布毛由伎波敷里都追、後撰集に、まどろまぬ物からうたてしかすがにうつゝにもあらぬ心ちのみする、新古今集に、能因法師、かくしつゝ暮ぬる秋と老ぬればしかすがになほものぞ悲しき、後拾遺集に、しかすがのわたりにてよめる、能因法師、思ふ人となけれどふる里はしかすがにこそ恋しかりけれ、現存六帖に、かりがねは花をぞまたぬしかすがに鳴てわかれぬ春はなけれど、などあり、○黙然得不在者は、十七に、母太毛安良牟とあり、母太は、空といふに同じ、空しく徒に得あらねばの意なり、○往乃万万は、九卷に、益荒去乃去能進

爾、又父母賀成乃任爾、後撰集七卷に、山風の吹の麻爾麻爾紅葉はこのも彼面に散ぬべらなり、など
あると、同格の詞なり、万方は任にといふ意なり、十三に、遣之万万と有、○将追跡者は、追付むと
は、といふなり、追は、二卷に、遣居而恋管不有者追及武とある、追に同じ、○手嬬女は、嬬字は、弱
女の二字を一字に作るなるべし、采女を嫁女と作るに同、○道守は、山守野守などの類にて、道路を守
る者を云、今世の道番なり、(和名抄道路具に、唐韻云、遺邏、漢語抄云、遺邏知毛利、とあるものは、
敵のありさまなどを候ひに、巡行かする者を云て、この道守とは別なりと云り)又神代紀に、泉
守道者といふもあり、又古事記に、道守臣、書紀天智天皇卷に、道守臣麻呂、又統紀にも、道守臣見
え、姓氏録にも、道守臣、道守朝臣の姓見えたり、令抄に、立鋪、古記云、京路分衛立守道屋也、鋪
肆也、○将問答乎は、いづくよりいづくへ、いかなることにて、行人ぞ、と問む時の答をなり、○言
将遣は、言放むといふに同じ、遣は、見遣などいふ遣なり、○不知跡は、跡は添たる辞にて、たゞ不知
なり、斯良爾は、不知知にと云が如し、二卷に、不知等妹之待乍将有、とあるも同じ、又古事記中卷崇
神天皇条歌に、宇迦々波久斯良爾登美麻紀伊理昆古波夜、とあり、此歌、書紀に載たるには、此登てふ
辞なし、これにて登は、あるも無きも、大かた同じきを知べし、○立而爪衝は、十三に、馬自物立而爪
衝為須部乃田付乎白粉、字鏡に、蹴然太知豆万豆久、跟踏立豆万豆久、踏時太知豆万豆久、踏躍豆万豆
久、などあり、既く三卷に註せり、○歌、意かくれたるところなし、契沖云、此歌、娘子の詠にかなひ
て、あはれにはかなくよまれたり、物にまかせて体を変せられけるなるべし、高橋、虫まる、山上憶良、

田辺福まる、此笠金村、家持など、人麻呂、赤人につゞきて、おもしろき長歌などよめる人々なり

2 万葉代匠記

神龜元年甲子冬十月幸紀伊國之時為贈從駕人二所誹二娘子二笠朝臣金村作歌一首并短歌

(精) 神龜元年甲子——此行幸、第六ニモ見エタリ。聖武紀云。神龜元年冬十月丁亥朔辛卯、天皇幸二紀伊國云々。誹ハ誹ニ改タムヘシ。へ史記吳王濞伝云。於是乃使中大夫応高誹膠西王

(初) 所誹 史記吳王濞列伝云。於是乃使中大夫応高誹膠西王

天皇之 行幸乃随意 物部乃 八十伴雄与 出去之 愛夫者 天翔哉 輕路從 玉田次 敵火乎
スメロキノ イユキノマ、ニ モノハツノ ヤソトモノヲト イチユキシ ウツクシツマハ アマトフヤ カルノミチヨリ

見管 麻裳吉 木道爾入立 真土山 越良武公者 黄葉乃 散飛見乍 親 吾者不念 草枕
ミツ、 アサセヨイ キチニイリクチ マツヂヤマ コユラム キミハ モミチハノ チリトフイツ、 ムツマシキ ワレヲハ オモハシ クサマクラ

客乎便宜常 思乍 公一将有跡 安蘇蘇二破 且者雖知 之加須我仁 默然得不在者 吾背子之 往
クヒヲクヨリト オモヒツ、 キミアラムト アンソソニハ カツハシレトモ シカスカニ モクエアラネハ ワレセコカ ノマニ、 フハムトハ チカヒオモヘト タワヤメノ ワカニシアレハ ミチモリノ トハムコタヘヨ イヒヤラム スヘヲシラスト

乃万万 将追跡者 千遍雖念 手嬭女 吾身之有者 道守之 将問答乎 言将遣 為便乎不知跡
クチテツマツク

(精) 天皇之行幸乃随意——

天皇之官本亦云、親別校本亦云、吾者不念 幽齋本亦云、ワ 吾背子之校本云、ワ 手嬭女 官本亦云、八十伴雄与ハ、八十伴雄ト共ニナリ。愛夫ハ、女ノ哥ナル故ニ、夫ヲツマトヨメリ。輕路從ハ、コレヨ

リ下ハ奈良ノ京ヨリノ路次ヲ云ヘリ。木道爾入立真土山、今按、真土山ハ大和国宇智郡ナリ。新古今集、雑上云。能宣朝臣大和ノ国マツチヘノ^(朱)山近ク住ケル女ノ許ニ夜深テ罷リテアハサリケルヲ恨侍ケレハ、読人知ラス、憑メ来シ人ヲマツチノ山風ニサヨフケシカハ月モ入ニキ、是髓ナル証ナリ。然ルヲ、今此詞ノツ、キニヨリテ紀州ト云一説アリ。入立ヲハイリタ^(朱)ツトヨミテ、真土山ヲ越テヘソ^(通)レヨリ紀路ニイリタツト意得ヘシ。第一ニ孝徳紀ヲ引如ク^(南ハ)兄山ヨリ此方ヲ勅シ給フヘキ。第九ニ、大宝元年紀ノ国ヘミユキシ給フ時ノ歌十三首、多分彼国ノ名所ヲ読タレト、真土山ヲハヨマス。後、人歌二首ノ初ニ、木へ行君カ信土山越ラム今日ソトヨメルハ、信土山ヲ越テヘハ^(朱)国ヲ隔^(通)ツレハナリ。第十三ニ、木ノ国ノ、浜ニヨルトイフ、鮫珠、拾ハムト云ヒテ、妹ノ山、勢能山越テ云々。真土山勢能山越テト云ハヌモ意アルヘシ。黄葉ノ散飛見ツ、ハ、^(朱)面白キニ紛レンノ意ナリ。旅ヲ便トハ、家ニ有テハ我意ヲ護ル事ノウルサキ事モアラムヲ、旅ヲ能カコツケノ便ト君ハ思ハムトナリ。アソ、ニハトハ、仙覚抄云。アソ^(通)ト云詞也。人ノ物ヲ云ニサソアルラムト云心也。和語ノ習、重点ヲ云ニハ後ニハ上ノ字ヲ略スル也。タトヘハキラ^(通)トイハムトテハキラ、ト云ヒ、ハラ^(通)トイハムトテハハラ、ト云ヒ、トヲ^(通)ト云ハムトテハトヲ、ナト云類也。今按、仙覚ノ云ハレタルアソ^(朱)ハ、アハ^(通)諾スル詞ノ^(通)唯ノ意、ソハ其ナル歟。假令主人ノアノ山ニ雪ノ如クミユルハ桜ノ咲タルニテハナキカト問ハム時、ア、ソレニテ^(通)サフラフト下人ノ答フル意歟。今此ニアルヨリ外イマタ^(通)見及ハ

ス。(道)推量シ意得タル詞ナルヘシ。シカスカニハサスカニナリ。然ヲシカトモサトモヨメリ。吾背子之、ワレセコカト有(采)ハ伝写ノ誤ナリ。ワカセコカト読ヘシ。手嬭女、嬭ハ弱歟。日本紀等シカリ。嬭モ女ノ軟弱ナルヨリ作ル字ナレハ通スヘシ。道守ハ(采)反歌ニ云ヘル紀ノ関守ナリ(道)道官路ヲ守ル者ナリ。山守野守関守橋守等ノ類ナリ。立テ爪衝トハ、心ノウハノ空ナル故ナリ。淮南子、原道訓云。凡人之志各有レ所レ在、而(異筆)而(采)神有レ所レ繫者、其行也、足蹟フツヰイ殊殊イテ培培レ、頭抵ツツ植木ニ而レ不レ自知レ也。蹟蹟也。楚人娘子カ情ヲ能写シ出サレタル哥ナリ

(初)やそとものをといてゆきし やそとものをとゝもに出行なり。うつくしま、女の哥なれば、夫の字をつまにかけり。麻裳吉きちにいりたつまち山、紀伊の枕言のあさもよい、こゝにかけるか正字なり。別に注せり。きちに入たちと点したるはわろし。入たつとよむへし。その故は、まच्च山は大和にて、今もまच्चたふけとて、紀州へこゆるさかひなるを、類字名所抄に、此哥をあさもよいきちにいりたちまच्च山こゆらん君はとよみて、紀州の証とせり。誠にいりたちとよめは、すてにいりたちたるにて、紀州と聞ゆ。いりたつとよめは、今いりたつにて、哥のやうにより、大和とも、紀州ともなりぬへし。第九に、あさもよい木へゆくきみかまच्च山こゆらんけふそ雨なふりそね。もみちはのちりとふみつゝむつましき我をおもはし。紅葉の、錦をひるかへすやうに、ちりとふになくさみてなり。たひをたよりとおもひつゝ君はあらんと。ふかくもおもはぬあたりを旅をよきかこつけのたよりと君はおもはんとなり。あそゝにはかつはしれとも、あそゝはあそゝなり。ものを推し心得たる詞なり。これ管見

抄にいへり。あそゝといふ詞、このほかにいまた見及はねは、あそくといふ事ありやなしやもまた知侍らす。いかさまにも推量の詞とはきこゆ。今案俗語に物をほのかに知ことを、うすくと知たと申めれば、あとうとそとさと、皆音を通して、もしそれにもにや侍らん。しかすがにはさすかになり。もたえあらねは、もたしても得やまぬなり。此黙然を、なをとも古点によみけるか。源氏物語に、なをありしにといふ詞に、此集のもたあらしとことのないふことを聞しるらくはすくなかりけりといふ哥を初めの五もしを、なをあらしと抄にひけり。たをやめの手力といへはちからよはきをたよはきといふ。(ナシ(谷本))たよはき女といふ心にて、たをやめとはいへり。(たよはき女といふ心にてたをやめとはいへり)但手力といふ心にて、ちからよはきをたよはきとはいへり。(谷本)こゝに手嫺女とかける嫺は、弱の字なるへし。但嫺嫺といふ時、嫺の字弱の心にて、女に从かへたらはさても有なん。(あり(谷本))立てつまつく、第三巻に注せり。これはあとをしたひてゆきやせましとおもひてたてれと、道もるものゝ、いつくよりいかなる事にていつちゆくなとゝはん時、こたへやらんすへをしらすと、心こゝにあらねは、ふと物につまづくなるへし。此哥娘子の詠アツクにかなひて、あはれにはかなくよまれたり。物にまかせて体を変せられけるなるへし。(註(谷本))高橋虫まる、山上おくら、田辺福まる、此笠金村、家持など、人まるあか人につゝきて、おもしろき長哥なとよめる人々なり。(註(谷本))

柿本朝臣人麿、妻死之後、泣血哀慟作歌二首并短哥

天飛也 輕路者 吾妹兒之 里余思有者 勲 欲見騰 不已行者 人目乎多見 真根久徃

者 人応知見 狭根葛 後毛将相等 大船之 思憑而 玉蜻 磐垣淵之 隱耳 恋管在介
 度日乃 晚去之如 照月乃 雲隱如 奥津藻之 名延之妹者 黄葉乃 過伊去等 玉梓
 之 使之言者 梓弓 声余聞而一云、声耳聞而 将言為便 世武為便不知余 声耳乎 聞而有不得
 者 吾恋 千重之一隔毛 遣悶流 情毛有八等 吾妹子之 不止出見之 輕市余 吾立聞
 者 玉手次 畝火乃山余 喧鳥之 音母不所聞 玉梓 道行人毛 独谷 似之不去者 為
 便乎無見 妹之名喚而 袖曾振鶴或本、有謂之之名耳聞而有不得者句上

柿本朝臣人麿、妻死りし後、泣血哀慟して作る歌二首并に短歌

天飛あまとぶや 輕かろの路みちは 吾わが妹子こが 里さとにしあれば ねもころに 見みまく欲ほしけど 止とまず行ゆかば 人目ひとめを多
 み 數ま多く行ゆかば 人知ひとりぬべみ 狭根葛さねかづら 後も逢あはむと 大船おほぶねの 思おもひ憑たのみて 玉たまかぎる 磐垣淵いはかきよらの
 隠こりのみ 恋こひつつかあるに 渡わたる日の 暮くれれ行くが如ごとく 照ある月の 雲ぐ隠かくる如ごとく 沖おきつ藻もの 靡なびきし妹いもは
 黄葉もみぢばの 過あぎて去いにきと 玉梓たまづきの 使たまの言ことへば 梓弓あづさりみ 声こゑに聞ききて 一ひとに云いふ、声こゑ
 らに 声こゑのみを 聞ききてあり得えねば わが恋こふる 千重ちへの一重ひとへも 慰なぐさむる 情こころもありやと 吾わが妹子こが 止
 ます出でで見みし 輕かろの市いちに わが立たち聞きけは 玉櫛たまみぢ 畝火うねびの山やまに 鳴なく鳥との 声こゑも聞きえず 玉梓たまづきの 道行
 く人も 一人ひとりだに 似にてし行ゆかねば すべをなみ 妹いもが名喚なづびて 袖そでを振ふりつる 或ある本ほん、名なのみ聞ききてあ
 り得えねばといへる句あり

1 万葉集古義

柿本朝臣人麿。妻死之後。泣血哀慟作歌二首并短歌。

泣血哀慟は、例のうるさき漢文なり、この四字にて、カナシミと訓べし、○此二首の長歌、前一首は、
仮に通ひて婚し妻の死たるをかなしみ、後なるは、子ありし嫡妻の死れるをかなしめる歌なり、さて
かゝれば、前なるは妻とはいふべからぬが如くなれども、古は今世と異にて、なべては女の家に往来ひ
つゝ婚しなれば、嫡妻ならぬをも、妻といはむにたがはず、なほこの事、上に委註せるがごとし、また
此上に、人麻呂從三石見國一別妻上來時歌に、左宿夜者幾毛不有とあれば、これもかりに通ひて婚し妻
なるを、考合せてしるべし、神代紀に、天稚彦受勅來降、則多娶三國神女子、經二八年一無以
報一命、とあるを始めて、妻を多く持し例、古よりいと多かり、古事記上卷須勢理昆売命の、夫君大國
主神に申し賜へる御歌に、夜知富許能加微能美許登夜、阿賀游富久邇奴斯許曾波、遠爾伊麻世婆、宇知
微流斯麻能佐岐邪岐、加岐微流伊蘇能佐岐游知受、和加久佐能都麻母多勢良米、阿波母与壳邇斯阿礼
婆、那遠岐氏遠婆那志、那遠岐氏都麻波那斯云々とあるも、男は妻を多くもち、女は夫をおきて、外に
つまをもたざりし上代の風おもひやるべし、大和物語、良峯宗貞遁世せし時の事を云る所に、妻は三人
なむ有けるぞ、よろしく思ひけるには、猶世に経じとなむ思ふとふたりにはいひける、かぎりなく思ひ

てこどもなどある妻には、ちりばかりもさるけしきも見せざりけり、とあるを見れば、やゝ後までも其風遺れるなり、さても猶こゝは、前なると後なるとは別の妻なれば、一に引連ねて、かく作歌二首とは書すまじき理なれども、もとより題詞は、二ながら妻死之後とはありしなるべし、さて此集は、もとより清撰の書ならねば、唯題詞に打まかせて、其後此集編めしにも、なほかく一連に書せしものなるべし、(岡部氏考に、前なるを、所竊通二娘子死之時作歌と書し、後なるを、妻之死後悲傷作歌と書せるは、理はさることにあれども、なほ私説なり、且往通ひて婚をも妻といひしは、古のならばしなることをも、しらざりしなるべし)

天飛也。輕路者。吾妹兒之。里爾思有者。勸欲見騰。不正行者。人目乎多見。真根久往者。入底知見。狹根葛。後毛将相等。大船之。思憑而。玉蜻。磐垣淵之。隱耳。恋管在爾。度日乃。晚去之。如。照月乃。雲隱。如。奥津藻之。名延之妹者。黄葉乃。過伊去等。玉梓之。使乃言者。梓弓。声耳聞而。将言為便。世武為便不知爾。声耳乎。聞而有不得者。吾恋。千重之一隔毛。遣悶流。情毛有八等。吾妹子之。不止出見之。輕市爾。吾立聞者。玉毛次。吹火乃山爾。喧鳥之。音母不所聞。王梓。道行人毛。独谷。似之不去者。為便乎無見。妹之名喚而。袖曾振鶴。

天飛也は、輕の枕詞なり、四卷に、天翔哉輕路從、十一に、天飛也輕乃社之などもあり、契沖、天飛鷹とつゞけたり、木梨、輕太子の御歌にも、阿麻陀牟加流袁登売とよみ給へり、第十に、天飛也鷹乃翅云々とよめるにおなじ、五音通へば、いそのかみふるとつゞく心にて、石の上ふりにしさとゝもかり用

ひ、栗はうごくまじきものなれど、くるすのをのといふとき、くるすともいはるゝたぐひなりと云り、
 なほ加里と軽と親通ふことは、姓氏録に、雄略天皇御世獻二加里乃郷二仍賜二姓輕部君一、とあるを併考べ
 し、また天飛といふ詞は、集中八卷に、天飛也領巾可多思吉、十一に、久堅之天飛雲爾、十五に、安麻
 等夫也可里乎都可比爾、古事記輕太子御歌に、阿麻登夫登理母都加比曾などあり、○輕路者は、大和
 国高市郡輕といふ地の道路はなり、三卷に、輕池とあるも此地なり、応神天皇紀に、十一年作輕池一
 とも見ゆ、輕は久米村の東北にして、村の東に大路今にありとぞ、○里爾思有者は、妹家の里にあれば
 といふなり、思はその一すぢなるを云助辭なり、里といふ名義は、盛処にて、(サカの切サとなれり、
 リは活用言なれば自省かる。)元は人家の盛繁に造並たる処、といふことなるべし、三卷に、青丹吉寧
 樂乃京師者咲花乃薰如今盛有、これも人家の繁くにぎはしく造ならびたるを、盛と云るなり、
 (こは佐刀といふ名の本義をいふなり。)さて人の家敷住処をば、凡て佐刀とぞ云る、○懃は、如レ根
 になり、根とは、物の底の極をいふ稱にて、草木の根なども、土底の極延入よしの稱なり、如を母己
 呂といふことは例多し、かゝれば行至らぬ極なく、懃に懃く為し思ふことなどを、根母己呂とは云る
 なり、此詞を、後々にねむごろと云は、もをむに転したるなり、(かげろふの日記に、そのほどの心ば
 らしも、ねもころなるやうになりけり、太田道灌慕京集に、ねもころなる消息なればなどあるは、たま
 く古言のまゝに云るなり)○欲見騰は、見むことを欲く思へども意なり、○不止行者は、常に
 不止行ばの意なり、不止をヤマズと訓こと、(岡部氏考に、ツネニとよめるは非なり)四卷に、常

不止通之君我とも見えたり、○人目乎多見は、人目が多き故にの意なり、もし見あらはされて、いひさわがるゝ事もあらむか、と心おくよしなり、○真根久往者は、たびく行ばの意なり、真根久は数多をいふ言にて、既く出づ、○人応知見は、人が知ぬべき故にの意なり、○狭根葛は、既く云つ、こゝは葛は、はひ別れて又末の行あふものなれば、後に相といはむ料の枕辞とせり、○大船之は、枕詞なり、既く出づ、○玉蜻は、枕詞なり、契沖云、石の中に火を具するゆゑに、玉蜻の石ともいはずともつゞくるなり、○磐垣淵之は、隠をいはむ料なり、磐石の立圍みたる、山川の淵の隠りかなるよしなり、凡て垣といふ称は閉なり、(ク。ミ。の。切。キ。)青垣山などの垣も同じ、(磐。垣。青。垣。を、垣の如きよしとするは、語の本義を遣れたる論なり)○隠耳は、隠りて耳の意なり、表にあらはさぬよしなり、妻とはあれど、かよひ婚し女なれば、人目を憚りしなるべし、故隠耳恋とは云るなり、○度日乃、此より下四句は、名延之妹者の次へうつして意得べし、○晚去之如は、クレ。ユク。ガ。ゴトと訓べし、日の暮て、西山に隠れ行が如くといふなり、(クレ。ヌルとよめるは非じ)さて度日照月と対へいひたるは、三卷不尽山歌に、度日之陰毛隠 比照月乃光 毛不見とある此なり、○照月乃雲隠 如は、今まで照し月の、ふと雲に隠るが如くといふなり、○奥津藻之は、摩の枕詞なり、○黄葉乃は、過のまくら詞なり、既く一卷に出づ、十三にも、黄葉之過行跡とあり、○過伊去之等は、死去しとなり、須共の切志にて、即死なり、○玉梓之は、本居氏、按に、上代には、梓の木に玉を着たるを、使のしるしに持てあるきしなるべし、そは思ひかけたる人の門に、錦木を多くたてしと心ばえの似たることにて、すべて使を遣る音信の志を

あらはずしるしに、玉つけたる梓を持て行しなるべし、さて後に文字渡り来て、書をかはす世になりて、消息文は使のもてくる物なる故に、かの玉梓に准へて、それをも同じく玉梓と云るなるべしと云り、(岡部氏は、玉はほむる詞、津は助辞、佐は章の字の意にやとあるは、甚心得ぬ説なり) ○梓弓は、音のまくら詞なり、此は古の弓には弭に音ありて、殊に鳴響くべく造りたりと見ゆれば、音といふにつづけたるなるべし、○声耳聞而は、音づれのみ聞てといふなり、旧本に、耳を爾と作て、二云声耳聞而と註せるに従つ、○声耳聞而有不得者は、音づれにのみ聞て得堪あらねばといふなり、○千重の一隔毛は、千が一だにもといふ意なり、四卷丹比真人笠麻呂下筑紫一時歌に、吾恋流千重乃一融母名草漏情毛有哉跡、家当吾立見者、七卷に、名草山事西在来吾恋千重一重名草目名國、十三に、吾恋流千重乃一重母人不知本名也恋牟などあり、○遣悶流はナグサムルと訓べし、既く此上に出、○情毛有八等は、心もありやせむとといふ意なり、○不止出見之は、旧本に従て、ヤマズイデミシと訓べし、(岡部氏考に、ツネニデテミシとよめるはわろし、)女の現世に、人麻呂の通ひ来るやと出見しを云るにや、○玉手次は、畝火の枕詞なり、一卷に出づ、此より下三句は、音といはむとての序なり、○畝火乃山は、軽里よりいと近ければ、その山の鳥が音を以ていひおこしたるなり、四卷に、天翔哉輕路從玉田次畝火乎見管とあり、○音母不所聞は、妹が音だにも聞えずといふなり、音はオトとも訓べし、○玉梓は、枕詞なり、既く出づ、○道行人毛は、市路を群行人もなるべし、○独谷は、谷は借字にて、独さへといはむが如し、○似之不去者は、群行人の中に、面形の妹に似たる人だに往來せば、そを見ても

なぐさむべきに、似たる人だに独さへ行ねばといふなり、三卷に、河風寒長谷乎歎乍公之阿流久爾
似人母逢耶ニルヒトモアスヤともあり、○為便乎無見は、為便が無さにといふなり、○妹之名喚而袖曾振鶴、イモガナホヒキソノソウツラツル悲みの極ま
りて切れるさま、まことにあはれともあはれなりけり、○旧本、此末に、或本有謂之名耳聞而有不得者
句とあるは、此歌にかなはず、削去べし、○歌意は、輕の路は妹が家里にてあれば、つねづやまず行
て住まほしくはおもへども、もしたびく行ば、人目が多き故に、見あらはされて、いひさわかれな
ば、中々に後あしかりなむ事もあるべければ、打はれて夫婦とならむ時もあらむ、と末をたのみて、心
裏にのみ恋しく思ひて、月日を経わたりしあひだに、まことやおもはずも、その妹は身まかりぬと使の
告来れば、いはむかたなくせむかたなく、あはれにかなしくて、音づれにのみ聞ては、あるにも得たへ
あらねば、吾心の千が一だに、なぐさむ方もやあらむと、輕の市に出て聞ても、もとより妹が音もき
こえず、市路行かう諸人だに、独さへ妹に似かよへる人もなければ、今はせむ方なさに、さげ袖ふり
など、心まどひのせられつるよとなり、極めて物のかなしきをりも、うはべに丈夫づくりて、然あらぬ
体にふるまふは、まことしくて中々に心はかなし、かく事の堪がたく情の切れるに至りて、そのまこと
のありさまを、打あけてあらはず時は、心はかなく聞えてまこととなり、かくまことを、そのまにつく
ろはず言に出せること、此朝臣ならでは誰かは得いはむ

2 万葉代匠記

柿本朝臣人麿妻死之後泣血哀慟作歌二首并短歌

(精) 柿本朝臣人麿妻死之後泣血哀慟作歌二首并短歌

此妻ハ上ニ云如ク、石見ニテ別シ妻ナルヘシ。泣血ハ、易云。泣血漣如。詩云。鼠思泣血。韓非子云。

楚人和氏云々。和乃抱其璞ニ而哭ニ於楚山之下三日三夜、泣尽而繼之以血云々

(初) 柿本朝臣人麿妻死之後泣血哀慟——これはさきに石見にてわかれるを、都に住つきて後よひの

ほせて、輕の里にをけるなるへし。泣血は、易曰。泣血漣如。詩曰。鼠思泣血、無言不疾痛憂也。

礼記曰。高子阜之執親之喪也、(泣)血(泣)三年、末嘗見齒、君子以為難。韓非子曰。楚人和氏、

得玉璞楚山中、奉獻厲王。使玉人相之曰、石也。王以和為(誤)而刑其右足。及武王即位、和

(以下谷本)「又獻之。王使玉一人相之又曰、石也」王又以和為(詐)而刑其右足。文王即位、和(以上

谷本)乃抱其璞而哭於楚山之下三日三夜、泣尽而繼之以血云々。又経にも仏も血になきたまへること見え

たり。宝篋印陀羅尼経云。尔時(以下谷本)「世尊礼後朽塔二右邊三匝、晚身上衣用覆其上」泣

然垂涙。涕血交一流。泣已微笑。当尔之時十方諸神皆同觀現亦皆流淚。各所放光来照

是塔云云。又云仏告金剛手、此非土聚、乃是殊妙大宝塔耳。曰諸衆生葉果劣一故隱

蔽不現。由塔隱一故如来全身非可毀壞。豈有如如来金剛藏身而可壞哉。我若滅度後世

末法逼迫之時、若有衆生習行非法、心墮地獄。不信三宝、不植善根、為是因緣、仏一法

当隱。然猶是一塔堅固不滅。一切如来神力所持、無智衆生惑障覆蔽、徒朽坏宝。不知採

用^ルコトヲ^テノ^リ事^ヲ故^レ我^レ今^レ流^レ涙^ヲ。彼^レ諸^ノ如^ク來^ル亦^ク皆^ク流^レ涙^ヲ。(以上谷本)

天飛也 輕路者 吾妹兒之 里爾思有者 勸 欲見騰 不止行者 人目乎多見 真根久往者

人 心 知 見 狭 根 葛 後 毛 將 相 等 大 船 乃 思 憑 而 玉 蜻 磐 垣 淵 之 隱 耳 恋 管 在 爾 度 目 乃

晚 去 之 如 照 月 乃 雲 隱 如 奧 津 藻 之 名 延 之 妹 者 黃 葉 乃 過 伊 去 等 玉 梓 之 使 乃 言 者

梓 弓 聲 爾 聞 而 耳 聞 而 將 言 為 便 世 武 為 便 不 知 爾 聲 耳 乎 聞 而 有 不 得 者 吾 恋 千 重 之 一 隔

毛 遣 悶 流 情 毛 有 八 等 吾 妹 子 之 不 止 出 見 之 輕 市 爾 吾 立 聞 者 玉 手 次 畝 火 乃 山 爾 喧

鳥 之 音 母 不 所 聞 玉 梓 道 行 人 毛 獨 谷 似 之 不 去 者 為 便 乎 無 見 妹 之 名 喚 而 袖 曾 振 鶴

或本有下謂三之名耳聞而有不得者二句上

(精) アマトフヤ、カルノミチヲハ、ワキモコカ、里ニシアレハ、ネモコロニ、ミマクホリス(卷)ヤマ

スユカハ、人メヲオホミ、マネクユカハ、人知ヌヘミ、サネカツラ、ノチモアハムト、オホフネノ、

オモヒタノミテ、カケロフノ、イハカキフチノ、カクレノミ、コヒツ、アルニ、ワタル日ノ、クレユク

カコト、テル月ノ、雲カクルコト、オキツモノ、ナヒキシイモハ、モミチハノ、スキテイユクト、玉ツ

サノ、ツカヒノイヘハ、アツサ弓、オトニキ、ツ、一云、オトノミキ、キ、テアリエネハ、ワカコヒノ、チヘノヒトヘモ、オモヒヤル、心モアレヤト、ワキモコ

ノミヲ、(卷)ヤヘマ、スイテミシ、カルノ市ニ、ワカタチキケハ、玉タスキ、ウネヒノ山ニ、ナクトリ

ノ、オトモキコエス、玉ホコノ、ミチユキ人モ、ヒトリタニ、ニテシユカネハ、スヘヲナミ、イモカナ

ヨヒテ、ソテソフリツル 或本有下謂^フ之名耳聞^{ヲナラシメキハテアリエネハト}而有不得^テ者一句上

有八等^{官本又云}アリヤト 吾妹子之^{官本又云}ワキモコカ 音母^{官本又云}ゴエモ

天飛ヤ輕ノ路トハ、天トフ雁トソヘタリ。猶別ニ注ス。〔輕ハ高市郡ナリ〕ヘ或者ノ云。久米村ノ東北ニ

シテ、村ノ東ニ大路今ニアリトイヘリ〕マネクユカハ、マナクユカハナリ。第一卷ニ注セ^{〔朱〕}ル^{〔道〕}シ

如^{〔朱〕}〔シ〕ク、後ニモ多キ詞ナリ〕サネカツラ後モアハムト、ハ、摠シテ葛ハ^{〔未広ク〕}ハヒワカル、

カ、行末ニ又ハヒ^{〔朱〕}アヘハ、カクハヨソフルナリ。後ニモアマタヨメリ。カケロフノイハカキ淵、

カケロフ、説ミアリ。別ニ注ス。イハトツ、クルハ火ナリ。石ノ中ニハ火アル故ナリ。〔石垣淵トハ、

イハホノ立メ^{〔朱〕}〕リテ、垣ノ如クナル中ノ山川ノ淵ナリ〕隱耳ハ、今按、集中ニ此ヲ今ノ如クモ、又

シタニノミトモ、コモリノミトモ点セリ。サレト第十七ニ、大伴池主カ哥ニ、己母理古非、伊枳豆伎和

多利トアレハ、今モコモリノミト讀ヘキカ。此ハ本妻ナレトモ、官人ノ身ニテ夙夜ニ公ニ在テ慎メ

ハ、カヤウナルニヤ。モミチハノ過テイユクト、第一ニ注セシカ如シ。伊ハ發語ノ詞ナリ。玉ツサノ使

トハ、コレ又集中多シ。使ハ文ヲモテクルモノナレハ、カクツ、ク。〔又^{〔消〕}□今按アリ、別ニ注ス〕アツ

サ弓オトニキ、ツ、第四ニ、梓弓爪引夜音トヨミ、第一ニハ、長弭ノ音トヨメル如ナレハ、カクツ、

ケタリ。吾恋ノチヘノヒトヘモトハ、千ノ中ニ一ツモト云カ如シ。思ノ胸ニ満ルハ、雲霧ノ深ク立重ナ

レルヤウナレハ^{〔卷〕}〔千重ト〕^{〔道〕}カクイヘリ。ワキモコシハ誤ナリ。ワキモコカト点セルニシタカフヘシ。

ヤヘマ〕ス出見シトハ、人丸ノカヨヒクルヤト出見ルナルヘシ。ナク鳥トハ、妻ノ声モセヌトイハム為

ナリ。ウネヒ山ニ鳥ノ一鳴スト云ニハ非ス。道行人モ独タニ似テシユカネハトハ、似タル人タニユカハ、ソレヲタニ見テナクサムヘキヲ、似タル人モカヨハヌトナリ。容儀ヲ(宋)ホメテ云ニハ非ス。莊子云。子不聞夫越之流人乎。去国數日、見其所知而喜。去国旬月、見其所嘗見於國中者上而喜。及二期年、見似人者而喜矣。不亦去人滋久、思人滋深乎。神代紀下云。味耜高彥根、神容貌、正類天稚彥平生之儀。故天稚彥親屬妻子皆謂、吾君猶在。則攀牽衣帶ヨシカ、リコロセモニ且喜且慟云々。妹カ名ヨヒテ袖ソ振ツルトハ、心マトヒシテ生タル人ノ別ヲ慕フヤウニ招ク意ナリ。サハアルマシケレト、カクヨムハ哥ノ習ナリ。又(卷)揮涙ト云コトアレハ、妹カ名ヲ云テ泣トニヤ。或本、ナヲノミキ、テアリエネハ、此注彷彿ナレト、オトノミヲキ、テ有エネハト云、次ニ有ヘシ。然ラハオトノミヲト云ニツ、ク語勢ナレハ、ナノミヲトヨムヘシ

(初)天とふやかるのみちをは——天飛鷹とつゝけたり。木梨輕太子の御哥にも、天とふ、かるをとめとよみたまへり。此集にもまた、天飛やかるのやしるとつゝけたり。第十に、天とふやかりのつはさのおほひ羽のいつこもりてか霜のをくらんとよめるにおなし。五音通すれば、いそのかみふるとつゝく心にて、いそのかみふりにしさと、もかり用ひ、栗はうこくましき物なれと、くるすのをと」といふ時、くるともいはるゝたくひなり。まねくゆかはは、まなくゆかはなり。さたまれる妻なれとも、まなくかよふと人のおもはん事を遠慮するなり。さねかつら後もあはんとは、かつらははひわかれて、又すゑにあへはなり。あはぬもあれと、あふにつきていへり。かけろふのいはかきふちの、かけろふは火な

り。石の中には火を具するゆへに、かけろふの石ともいほともつゝくるなり。」いはかき淵は、山川の岸に、岩の垣のやうに立めくれる所にある淵をいへり。山のめくれるを青垣山といふかことし。又楚辭(ナシ)(谷本)に、壁の字をかきとよめり。壁立万仞といふことくなるをもいふへし。隱耳(は)(谷本)、此集末にかくかきて、下(せ)(谷本)にのみとよみたれば、いつれにつきてもよむへし。もみち葉の過ていゆくと、第一巻に注することく、此集におほき詞なり。錦にもまかひて「みゆるを愛するに、ほとなく散過るやうなれば、たとへていへり。いは発語のことはなり。梓弓をとに聞つゝ、これも此集にあまたある詞なり。つねに射るにも音あり。鳴弦をもするものなれば、いつれにもわたるへし。あつさゆみつま引夜音の遠音にもとよめるは、鳴弦するによせたりときこゆ。せんすへしらに、しらすといふへきをしらすにとよめるは古語なり。」此集にもともおほし。日本紀に、不知所如とも、不解所由とも、厝身無所とも、不知所因ともかけるを、皆せんすへしらすとよめり。わかこひのちへのひとへもとは、千中無一といはんかことし。思ひの胸にみちて、雲霧のあつく立へたてたるやうなるを、ちへとはいへり。名草山ことにし有けりわかこひのちへのひとへもなくさまなくに、なとあまたよめり。おもひやる心もあれや」とは、おもひをはらしやる心もあるやとてなり。わきもこかやます出見しは、我かよひくるやと待とて、立出て見しなり。うねひの山になく鳥のこゑもきこえずとは、うねひ山に鳥のなかすといふにはあらず。声あるものをかりて、声をたにきかぬ別をなげくなり。玉ほこの道ゆき人もひとりたに似てしゆかねとは、おもかけの似たる人をみてたになく「さむへきに、似たる人さへゆかぬ、市はよもより人のあつまる所なれば、はしめ(なり)(谷本)

より似たる人たにあらは見てなくさまん、似たる声たにきかんと立ましるなり。第三にも、河風の寒きはつせをなけきつゝ君かあるくににる人もあへやとよめり。日本紀第二云。此神味耜高彥（以下谷本）「容貌、

正類三天雅彦（雅力）平一（雅力）生之儀。故天雅彦親。属。妻子皆謂吾君猶在。則攀三牽衣一帯且喜且慟。

時味耜高彥根神忿然（忿）作（作）佗色日。朋友之道理宣相弔。故不憚三汗穢一遠自起哀。何為誤二我於亡者二云々。莊子、雜篇、徐無鬼云。女商曰、今先生何以說三吾君一使三吾君一悦二若レレ此

乎。徐無鬼曰、吾直告三吾相二狗馬一耳。女商曰、若レ是乎。曰、子不聞三夫越之流一人二乎。去レ国数

日。見二其所知而喜。去レ国旬一月、見下所嘗見二於国一中者上而喜。及二期一年二也、見二似レ人者二而善矣。

不ニ亦去レ人滋久。思レ人滋深二乎。』（以上谷本）袖そふりつるとは、さはあるましけれど、かなしひをきはめていはんとなるへし

注或本——をとをのみ聞て有えねは、名をのみきゝて有えねはとある本の有けるを、注せるなるへし。人まろの長歌の躰、かれこれをあはせてみるにさもあるへし

（ナシ）（谷本）

思贖 痛文為便無 玉手次 雲飛山仁 吾印結

思ひあまりいた甚もすべ無み玉禪たまなまきつね敵火の山にわれは標結しめりふ

1 万葉集古義

思勝オモヒカタ。痛文イタモ為ス便無スベナシ。玉手次タマタ。雲飛山仁ウネビシヤマニ。吾印結ワレシムスツ。

思勝は、(旧本には思贖とあり、それに従はば、オモヒアマリと訓べし、字註に、贖余也、と見えたり、)今は一本にかくあるに従つ、オモヒカテと訓べし、思不得オモヒカネといはむが如し、思に得堪ずの意なり、○雲飛山ウネビシヤマは、畝傍山ウネビヤマなり、後紀一卷にも、雲飛宿禰淨永ウネビノとあり、○歌意ウタノコトは、峻タカく峻ケハしき山なれば、恐憚オソホシりてあるべしとは知ながらも、なほ思に得堪ず、甚イトも為む方のなき故に、畝傍の峻しき山に分入て、標を結つる、となり、契沖云、うねび山にしめむすぶとは、およびなき人を、いかにしてがなとおもふを、高く大きな山を勝鬘サトウさして、わが物と領せむとするによするなり、夫木集に、尋来て今ぞしめゆふ玉手すき雲居る山の初さくら花、とあるは、今の歌を、あしくよみてとりたるなるべし

2 万葉代匠記

思贖オモヒアワリ。痛文イタモ為ス便無スベナシ。玉手次タマタ。雲飛山仁ウネビシヤマニ。吾印結ワレシムスツ。

(精) 思贖痛文為便無——

〔卷〕 幽齋本云、ワ
〔吾印結カシメムスツ〕

及ナキ(消)人ヲ、イカニ(朱)シテ得テシカナト思フヲ、敵火山ニ標刺テ、領セムトスルニ寄スルナ
 リ。〔吾印結ハ、今按、ワレハシメユフトモ和スヘシ〕此哥ヲ六帖ニ、玉手次ノ哥トシテ、雲飛山仁ヲ、
 クモキルヤマニトア(朱)〔リ〕(消)ルハ意得ヌコトナリ。玉タスキハ敵火ノ枕詞ナレハ、(消)同シ詞ナレハトテ
 玉手次ノ哥ニ取ヘキニ非ス。〔下ヲクモキルト読タレハ、枕詞トハセサレト、玉タスキトテ雲居ルトツ
 、ケテハ、イカナル義トカセム。又〕雲飛ハ音ヲ転シテ用タルニテコソアルヲ、誤テモ字ニ任セハ、ク
 モトフト和シ、義訓セハ、クモユク(朱)トコソ和セム。飛ヲキルトハイカ、和セム。返ス／＼意得カ
 タキ事ナリ

〔初〕玉たすきうねひの山に うねひ山にしめむすふとは、をよひなき人を、いかにしてえてしかなとお
 もふを、高く大なる山を勝壘(ま)さして、わか物と領せんとするによするなり(三手本)

軽

譬喩詩

紀皇女御詞一首

軽池之 納廻往転留 鴨尚余 玉藻乃於丹 独宿名久仁

譬喩歌

紀皇女の御歌一首

輕の池のかる 洄うらみ 行み 廻み 鴨み すらに玉藻のうへに独り宿ね なくに

(卷三 三九〇)

1 万葉集古義

譬喩歌

譬喩歌は、タトヘウタと訓べし、古今集序に、四にはたとへ歌とあり、すべて物に喩て、思を陳たるを云るにて、此集中なるは皆恋歌なり、なほ首巻に委ま 云り

紀皇女御歌一首

紀皇女は、天武天皇の皇女にて、御伝二上に云り

輕池之。洄ウラミ 往モト 轉ホル 留。鴨尚爾。玉藻乃於丹。独ヒトリ 宿ネ 名ナ 久ク 二。

輕池は、大和国高市郡カルノイケ にあり、書紀に、応神天皇十一年冬十月、作輕池カルノイケ、とあり、○洄往轉留ウラミモトホル (洄字、日本納に誤、拾穂本に從) は、ウラミモトホルと訓べし、洄は裏のめぐりを云、池に云るは、二卷に、勾池マガリノ を、水伝磯乃浦回乃石乍自ミヅツタフイソノウラミノイソツマヅ とよめるに同じ、モトホルはめぐることなり、字鏡に

も、遷^ハ転^ハ也、毛^モ止^ト保^ホ留^ル、とあり、○鴨^カ尚^モ爾^モ、爾^ニは毛^モ字^ジの誤^ミなるべしと或説^ニに云^フり、然^シるべし、(次に引十五歌にも、可^カ母^モ須^ス良^ラ母^モとあり、)こゝは常に、鴨^カさへもといふに同じ意^{ナリ}なり、○独^ヒ宿^{トリ}名^ナ久^ク二^ニは、雌^メ雄^オ配^ナ宿^トて、独^ヒ宿^{トリ}はせぬことなるもの^ヲをといひて、自^ラが独^ヒ宿^{トリ}を敷^キ給^フへるなり、十五に、可^カ母^モ須^ス良^ラ母^モ都^ツ麻^マ等^ト多^タ具^ク比^ヒ弓^ユ和^ワ我^ガ尾^ヰ爾^ニ波^ハ之^シ毛^モ奈^ナ布^フ里^リ曾^ソ等^ト之^シ路^ロ多^タ倍^ヘ乃^ノ波^ハ禰^ニ左^サ之^シ可^カ倍^ヘ氏^シ宇^ウ知^チ波^ハ良^ラ比^ヒ左^サ宿^ト等^ト布^フ毛^モ能^ネ乎^ゾ、(此^レ下^ニに、水^ミ鴨^カ成^ナ二^ニ人^ニ双^フ居^キともよめり、)○歌^カ意^イか^クく^レた^ルと^コろ^ナし、六帖^ニに、か^ルの池^ノの入^リ江^メぐ^レる鴨^ノだ^にも玉藻^ノの上^ニに独^ヒ宿^{トリ}な^くに、と載^リたり

2 万葉代匠記

譬諭詩

(精) 譬諭詩 タトヘテヨムナリ。委ハ別ニ注ス

紀皇女御歌一首

(精) 紀皇女御歌一首

(初) 万葉代匠記卷三下

万葉集第三下抄

(ナレ(谷本))

紀皇女 天武天皇の御女、母は蘇我大臣赤兄女大薤娘。穗積皇子の同腹の御妹なり

(赤兄大臣(谷本))

輕池之 納回往轉留 鴨尚爾 玉藻乃於丹 独宿名久ニ

(精) 輕池之納回

往轉留 官本亦云、ユ

輕池ハ応神紀云。十一年冬十月、作輕池。大和高市郡ナリ。或者(ノ云)今大輕ト云処ニ有トイヘリ。往轉留ハ、ユキメクルト点セルモコトワリアリ。六帖ニ独寝ヘノ(ト)哥トス。へ意ハ何ノ意アルヘカラヌ鴨タニ、昼ハコナタカナタニアサレトモ、夜ハ玉藻ノ上ニ友寝スルヲ、イカナル意ニテ問モキマサヌソト、夫君ヲ恨給フ意ナリ(誓ノ心アラハナリ)

(初) 輕の池のいりえ 十一一年冬十月、作輕池。これをはゆきめくるとも

(精) 造筑紫觀世音寺

造筑紫觀世音寺別当沙弥滿誓歌一首

元明紀云。和銅二年二月戊子、詔曰。筑紫觀世音寺、淡海大津宮御宇天皇、奉_ニ為_レ後岡本宮御宇。天皇誓願所_レ基也。雖累年代_一迄_レ今未_レ了。宜_ニ太宰商量_一充_ニ驅使_一丁_ニ五十許人_一。及_レ遂_ニ閑月_一差_ニ發人夫_一、專_ニ加_ニ檢校_一早令_ニ宮作_一。元正紀云。養老七年二月丁酉、勅_ニ僧滿誓_一俗名、從四位於_ニ筑紫_一令_レ造_ニ觀世音寺_一。元亨釈書ノ資治表ニモ、有司ノ懈怠ヲ謗テ滿誓ノ成功ヲ誉タリ

(初) 觀世音寺 元明紀云。和銅二年二月戊子、詔曰。筑紫觀世音寺、淡海大津宮御宇天皇、奉_ニ後岡本_一

天飛也 輕乃社之 齋槻 幾世及將有 隱孀其毛

天飛あまぶや輕やしろの社やしろの齋槻いはひつき 幾世いくよまであらむ隱こもり妻つまそも

(卷十一 二六五六)

1 万葉集古義

天飛也。輕乃社之。齋槻。幾世及將有。隱孀其毛。
〔頭註、二首寄二〕
神祇

天飛也。輕乃社之。齋槻。幾世及將有。隱孀其毛。
天飛也。輕乃社之。齋槻。幾世及將有。隱孀其毛。
カルとカリと、たがひたるやうなれど、かくはつゞくるなり、鷹は高く飛ものなれば、多く天飛鷹とよめり、といへり、也は、のどめたる時におく助辞なり、○輕乃社は、神名式に、大和高市郡輕樹村坐神社二座、(並大、月次新嘗、)○齋槻とは、彼社には、槻の木を神木とすればなるべし、と契沖云り、さてこれまでは序にて、此木の久しきによせて、幾世及とつゞけたり、○歌意は、人目をつゝむ隱妻なれば、あらはして妻とすることのかたきに、いつまでかやうにてあらむぞ、さても久しや、となげきたるなり

2 万葉代匠記

天飛也 アマトウヤ 輕乃社之 カルノヤシロノ 齋槻 イハヒツキ 幾世及將有 イクヨマテアラム 隱孀其毛 コモリツマソモ

(精) 天飛也輕乃社之

輕ノ社ハ延喜式ニ云。輕ノ樹村坐神社二座並大。月次。新嘗。 齋槻ハ彼社ノ神木布留ノ神杉ノ如シ。輕ノ樹村ノ中ニ

アル老木ノ槻ニヨセテ、我隱孀モイツマテ人知レスカクテハアラムスルソト歎ク意ナリ。此ヨリ下八首ハ寄神

有ニ由縁一并雜歌

昔者有ニ娘子。字曰ニ桜兒一也。于レ時有ニ一壯士。共誂ニ此娘。而捐ニ生拵競、貪レ死相敵。於レ是娘子歔歔曰、從レ古來レ今、未レ聞未レ見、一女之身、往ニ適ニ二門一矣。方今壯士之意、有難ニ和平一。不レ如ニ妾死、相害永息。余乃尋ニ入林中、懸レ樹經死。其兩壯士、不レ敢ニ哀働一、血泣漣レ襟、各陳ニ心緒一作歌二首

春去者 挿頭余將為跡 我念之 桜花者 散去流香聞其一

由縁ある雜歌 ゆえんあるざまか

昔者娘子ありき。字を桜兒と曰ふ。時に二の壯士あり。共に此の娘を誂ふ。生を捐てて拵競ひ、死を

食りて相敵む。ここに娘子歎歎きて曰はく、古より今に至るまで、聞かず、見ず、一の女の身にして、
 二つの門に往適くといふことを。方今し壯士の意和平び難きものあり。妾死りて、相害ふこと永く息
 まむには如かじといふ。すなはち林の中に尋ね入りて、樹に懸りて経き死にき。其の両の壯士哀慟に敢
 へずして、血の泣襟に漣る。各々心緒を陳べて作る歌二首
 春さらば挿頭にせむとわが思ひし桜の花は散りにけるかも其の一

(卷十六 三七八六)

1 万葉集古義

有由縁并雑歌

有由縁は、桜児をよめるなどの類の、由縁あるをいふ、由縁は、ヨシとも、ユエヨシとも訓べし、(契沖
 が、故字、日本紀に加列と訓たるに、此国の古語由恵とよむは、此由縁の音にや、と云るは、甚誤な
 り、故は由恵の仮字、縁字は、エムの音なるをや、)○雑歌は、由縁ある類ならぬ、雑の歌なり

昔者有娘子二字曰桜児也。于時有二壮士共詠此娘而捐生格競。貪死相敵。
 コ、ニワトメナケサラク ヨリ イニヘノカタキ トキニアリテクリノフトコト トセニツフ コノフトメヨ ステ、イニチヲアラヒヒ
 於是娘子歎歎曰。従レ古来于今。未聞未見一女之身。往適二門一矣。方今壯士之意。
 ガタシニキゼ シトイヒチシカ アシマカチアラフコトヒクフルニヤメムニハ スナハオイリチ ハヤレニ サガリキニワタキンニキ
 有難和平。不如此妾死相害永息。爾乃尋入林中懸樹経死。其両壯士不取敢哀
 ナレニニニ オソセクノベテオモヒヨ ヨメルカラフタツ

慟血泣漣襟。各陳二心緒一作歌二首。

桜児は、サ。ク。ラ。ノ。コ。と唱べし、伝未詳ならず、(大和国高市郡久保村に、娘子塚といふあり、これ桜児の墓なりと云伝たるよし、) ○有二壮士云々、源氏物語浮舟に、昔はけさうする人のありさまの、いづれとなきに、思ひわづらひてだにこそ、身を投るためしも有けれ云々、とあるは、この桜児、さては次の縵児、或は菟原処女の類を思ひて、書るなるべし、○詠は、トフと訓なり、夫妻問誘ふ意なり、字書に、詠相呼誘也、又謂以微言動之也、とあり、(略解に、この詠は、挑の誤なるべし、と云るは、甚非なり、) 下の美麗物云々の左註に、時有二娘子、此娘子不聽高姓美人所詠、応許下姓媿士之所詠也、また九卷に、相詠良比言成之賀婆、又垣廬成人之詠時、古事記垂仁天皇条に、詠妾曰、吾与汝共治天下、などあり、○来于今の来字、拾穂本には、至と作り、千字、類聚抄、拾穂本等には无、○歔歔は、文選に出たる字なり、字鏡に、歔歔涕泣貌、泣余声也、左久利、とあり、○懸樹は、古事記(中卷)垂仁天皇条に、取懸樹枝而欲死、とあり、○敢は、堪の誤なるべし、○作歌二首の字、旧本に、はなち書るは誤なり、類聚抄、古写本、古写小本、拾穂本等に、連書るぞよき

春去者。挿頭爾將為跡。我念之。桜花者。散去流香聞。

散去流香聞は、チリニケルカモと訓べし、(略解に、チリユケルカモとよめるは、いとわろし、) 今思に、去の下、家字脱たるか、(類聚抄に、流字无は、又脱せるなるべし、) ○歌意は、春になりなば、折取て、挿頭にせむと思ひ置しかひもなく、桜花は、無用に散失にける哉、さてもなごり多き事ぞ、とな

り、契沖云、桜児の名によせて、妻にせむとおもひし心を、かざしにせむとおもひしと云り

2 万葉代匠記

有由縁并雜歌

昔者有_ニ娘子_一。字曰_ニ秘兒_一也。于時有_ニ三壯士_一。共詠_ニ此娘_一。而捐_レ生_格。捨_レ競_貪死_{相敵}。於是娘子
歎_レ曰。從_レ古_来于_今未_レ聞_レ未_レ見_一女_之身_往二適_一。二門_一矣。方_今壯士_之意_有難_三和_平。不_レ如_ニ妾
死_レ相害_一。永_息爾_乃尋_ニ入_レ林中_一懸_レ樹_經死_一。其_兩壯士_不敢_三哀_慟一_血泣_漣。各_陳心_緒一
作歌二首

(精) 有由縁并雜歌

昔者有娘子 詠ハ挑ト通用。歎歎、離騷云。曾_テ歎_レ歎_レ余鬱悵兮。史記留侯世家云。戚夫人噓唏
流_レ涕

(初) 有由縁并雜歌

格競 格当从手。歎歎、文選爾衡鸚鵡賦云。放_レ臣_為レ之_屢歎_一。棄_レ妻_為レ之_歎歎_一。屈原離騷云。曾_テ
歎_レ歎_レ余鬱_悵兮。史記留侯世家云。戚夫人噓_レ唏_レ流_レ涕。經誤作_レ經。血泣、周易云泣_レ血漣_一如。作歌
二首四字当_レ連_ニ心緒_一之下

春去者 挿頭爾將為跡 我念之 桜花者 散去流香聞

(精) 春去者挿頭爾

名ヲ桜児ト云ヘハ、妻ニセムト思ヒシ心ヲカサシニセムト思ヒシトハ云ヘリ

(初) はるさらはかさしに 桜児の名によせて妻にせんとおもひし心をかさしにせんと思ひしといへり

劍池

御佩乎 劍池之 蓮葉余 淳有水上 往方無 我為時余 応相登 相有君乎 莫寐等 母

寸巨勢友 吾情 清隅之池之 池底 吾者不忘 正相左右二

御佩みはかしを 劍けんの池いけの 蓮はすは葉はに 淳なまれる水みづの 行方ゆくへ無なみ わがする時に 逢あふべしと 逢あひたる君きみを 寢ね

そと 母聞はかせども わが情こころ 清隅きよすみの池いけの 池いけの底そこ われは忘れじ ただに逢あふまでにて

(卷十三 三二八九)

1 万葉集古義

○此間に、拾穂本には、一首并短歌作者未詳、と云九字あり

御佩みはかし乎や。 劍けん池いけ之の。 蓮はすは葉は爾に。 淳なま有あ水みづ之の。 往方ゆくへ無な。 我わが為な時とき爾に。 応あ相あ登のぼ。 相あ有あ君きみ乎や。 莫な寢ね等と。 母は寸すん巨きよ勢せ友とも。

吾情わがこころ。 清隅きよすみ之の池いけ之の。 池いけ底そこ。 吾者わが不な忘わす。 正ただ相あ左ひだり右みぎ二に。

御佩ミハカシ乎は、枕詞なり、御佩ミハカシ之といふに同じ、乎ヲと能シと、通はし云たる例、既く具註せむごとし、御佩は、書紀景行天皇卷に、御刀此云ミハカシ弥波迦志ミハカシ、と見え、またやがて劍字をも、ミハカシとよめる処もあり、衣を御着ミケケシ、弓を御執ミトシなどいふ類なり、○劍池ツツノイは、大和国高市郡石川村にありと云り、応神天皇紀に、十一年冬十月、作ツツノイ劍池、輕池、鹿垣池、厩坂池ウマ、舒明天皇紀に、七年秋七月、瑞蓮生ミツ劍池ニ、クキハヒトウニシテスナハフツツアリ
 一 茎 二 花、皇極天皇紀に、三年夏六月癸卯朔戊申、於ツツノイ劍池蓮中、有二茎二萼者、(蓮の名所なること、これらにて知らる)諸陵寮式に、劍池鳴上陵、(輕境原宮御宇孝元天皇、在ミ大和国高市郡ニ云々)○渟有水之クマレルミツは、蓮葉に渟りたる水は、風などの吹過れば、あるが中にも、はかなくこぼれやすくて、跡方もなきものなれば、往方無ユクヘナクの序とせり、十六に、久堅之雨毛落奴可蓮ヒサカクノアメモフラスカハサスバニクマレルミツクマニニクタル有見ユム、○往方無ユクヘナクと訓べし、但し無字、元曆本に連と作るは無ナの借字にや、(七卷に、連庫山クラヤマとあり)さらばナミとも訓べし、ナミは無ナと云むが如し、○応相登は、アフベシトと訓べし、○相有君乎は、もとのまゝに、アヒタルキミヲとよむ時は、吾がよるべなくせし時に、汝に逢トべしとて、逢たる君なるを、と云意なり、又本居氏説に、相有君乎は、ウラヘルキミヲと訓べきにや、さらばト字落たるか、さらずとも、しか相サウする意にて、ウラヘルと訓べし、と云り、○莫ナ寝等、(寢字、古写本、拾穂本等には、寐と作り)相宿することなかれ、との意なり、○母寸巨勢友ハノキコセトモは、母宣ハノ宣ノへどもと云が如し、君に相宿することなかれと、母は云付給へれども意なり、○吾情ワガコロは、清キヨといひ属ツケて、君がため心の清浄なるからは、異心はもたず、と云なり、三卷に、妹毛吾毛清イモモアフレモキヨミノカハ之河之云々、○清隅之池キヨスミノイケは、大

和国添上郡高樋村にありて、其水甚清潔しとぞ、堀河院後百首に、顯仲、みぎには立もよられぬ山賤の影はづかしき清すみの池、按に、清隅は、元はキヨスと唱しにもあらむか、隈字スと訓例は、書紀に、天日隅宮とあるを、出雲風土記には、天日栖宮と書、姓氏録に、吾田片隅命とあるを、旧事紀には、阿田賀田須命とかけり、されど清隅は、もとよりキヨスミにてもあらむか、其は定めては云がたし、驚ろかしおくのみなり、○池底と云に、心を奥深めて思ふ意を、こめたるなり、○吾者不忍、忍字、元曆本に志と作り、これによるに、志は忘の誤なるべし、アレハワスレジと訓べし

2 万葉代匠記

御佩乎 劍池之 蓮葉爾 淳有水之 往方無 我為時爾 応相登 相有君乎 莫寝等 母寸巨
 勢友 吾情 清隅之池之 池底 吾者不忍 正相左右二

(精) 御佩乎劍池之
(コノ項ノ墨清ハ異筆)

莫寝等別校本云、ナネソヨ 我為別校本又云、
 幽齋本、寝作寐 我為ワカスル

日本紀云、御刀弥波迦志云、又劍ヲモミハカシトヨメリ。ハクヲハカシト云ハ、立ヲタ、シト云カ如シ。

古事記云、故二柱神立三訓立云、天浮橋云々。此レ古語ト云ヒナカラ貴キニ云詞ト見エタリ。ハカシ此

ニ准ラヘテ知ヘシ。(采) 用ヲ以テ「体ニ名付ルナリ。乎ハ乃ト同韻ニテ通スレハ御佩ノ劍池ト云

^(宋)如シ。劍池ハ応神紀云。十一年冬十月、作^二劍池、輕池、鹿垣池、厩坂池。開化紀云。五年春二月
^(宋)丁未朔壬子、葬^二大日本根子彦国牽天皇于劍池嶋上陵。此ハ^(宋)孝元天皇ナリ。応神天皇ヨリハ遥ニサ
^(宋)キナレト、後ヲ以テ初ニ廻^(宋)シテ書タマヘリ。日向国ノ名ハ景行天皇ヨリ始マレト、神代紀下ニモ
^(宋)日向、高千穂峯ト云カ如シ。此孝元天皇ノ御陵ヲ延喜式^(宋)第二十一ノ諸陵式ニハ、在^二大和国高市郡^一ト
^(宋)注セリ。平氏カ太子伝ニ高市郡難波劍池ト云ヘリ。舒明紀云。七年秋七月、瑞蓮生^二於劍池^一、一茎^二二花^一。
^(宋)皇極紀云。三年夏六月癸卯朔戊申、於^二劍池蓮中^一有^二一茎^一。一^二萼^一。一^二萼^一者。蓮葉爾ヨリ下ノ四句ハ、蓮葉ニ
^(宋)水ノ越テタマリタルヲ、風ノ吹ナトシテコホルレハ、サリケモナクテ跡ノ残ラヌヲ、思フ事ノ驗ナカリ
^(宋)シ程ニヨソヘテ云ナリ。^(宋)女ニシテ夫君ヲ思フ故ニ御佩ヲ劍池トモヨソヘタリ。応相登、今按、アハム
^(宋)ト、点セルハ誤ナリ。アフヘシト、読ヘシ。莫寝等ヲ^(道)ナネリヨト、点セルハ、ナネソヨト点セルヲ書
^(宋)生ノ誤レルナリ。今按、此ヲ^(宋)モナイネソト、読ヘシ。^(宋)母ノ寸巨勢友ハ、母雖令聞ニテ^(宋)ハナアヒソト
^(宋)母ノ云ヒ^(宋)キカスレドモナリ。吾情清隅之池之トハ、二心ナク思フヲキヨクスム水ノ意ニ云ヒカケタ
^(宋)リ。^(宋)池^(道)此清隅池モ高市郡ニ有ナルヘシ。堀河院次郎百首ニ、ミキハニハ立モヨラレヌ山カツノ影
^(宋)恥シキ清隅ノ池。頭仲ノ哥ナリ。池底トハ下心ヨソヘテ云ヘリ。吾者不忍ハワレハシノヒシト読ヘキ
^(宋)カ^(貼紙)ヘ一萬十三ノ十九、清隅の池。続日本紀廿四云。宝字七年八月辛未朔甲午、新羅人中衛少初位
^(宋)下新良木舍姓前麻呂等六人賜^二姓清住^一。漢人伯德広道^(道)姓雲梯連。和名ニ雲梯^(道)ハ高市郡ニアリ。清住

七同郡歎(以上貼紙)

(初) みはかしをつるきの池 みはかしのといふ心なり。乎と能と同韻にて通するなり。日本紀云。御刀御刀此云。又劍の字をもみはかしとよめり。応神紀云。十一年冬十月作劍池、輕池、鹿垣池、厩坂池。弥波迦志。舒明紀云。七年秋七月瑞蓮生於劍池。一茎二花。皇極紀云。三年夏六月癸卯朔戊申於劍池蓮中。有二一茎二萼者。此池は大和国高市郡に有。たまれる水のゆくへなみわかせる時にとは、蓮葉に水のこえてたまりたるを風などの吹てこぼるればさりけもなくて跡の残らぬなり。さまざまにおもふ心のしるしなきを、それによそへていへり。第十六にも

久かたの雨もふらぬか蓮葉にたまれる水の玉にむみん

(ん三手本)

応相登、あふへしと、読へし。はくきこせともとは君にあひてなねそよと、いひきかすといへともなり。わか心きよすみの池の。心のそこの君かためにきよくすみて、あたし心をもたぬとなり。此池も大和に有。堀河院後百首に、顯仲

みきはには立もよられぬ山かつの影はつかしききよすみの池

竹田・竹田の庄

大伴坂上郎女從_ニ竹田庄_一贈_ニ女子大嬢_一詠_ニ二首

打渡 竹田之原余 鳴鶴之 間無時無 吾恋良久波

大伴坂上郎女、竹田庄より女子の大塚に贈る歌二首
うち渡す竹田の原に鳴く鶴の間無く時無しわが恋ふらくは

(卷四 七六〇)

1 万葉集古義

大伴坂上郎女從二竹田庄ニ贈コ賜女子大塚一歌二首。

竹田庄は、神名帳に、大和国十市郡竹田神社、神武天皇紀に、又皇師立詣之処是謂三猛田、とある処の庄なり、○賜字、類聚抄には無し。

打渡。竹田之原爾。鳴鶴之。間無時無。吾恋良久波。

打渡は、古事記仁德天皇大御歌に、宇知和多須夜賀波延那須、古今集に、打渡す彼方人になどあり、本居氏、打渡は、向を見渡すことなり、中昔までも皆見渡すことに云り、後撰集に、打渡し長き心は八橋の、蜘蛛に思ふことは絶せじ、是は橋の縁を云て、即其橋を見渡す意の云なしなり、橋の長きを見渡したるよしなり、拾遺集に、舟岡の野中に立る女郎花、渡さぬ人はあらじとぞ思ふ、舟の縁に云て、見渡さぬ人はあらじと云るなり、又古歌に、世中は夢の渡の浮橋か打渡しつゝ物をこそ思へ、此二三の句は、万葉の歌によめる、吉野の夢のわだと云処にて、そこに渡せる浮橋なるを、打渡しと云むために云

るなり、さて歌の意は、世中の憂きまゝに、ながめして物思ふと云るなり、物思のあるときは、物をつくく見渡してながむる、其を打渡しつゝと云るなり、又俊成卿歌に、都出で伏見をこゆる明方は先打渡す櫃川の橋、これも先は見渡すなり、夫木集に、堀川のせきの井ぐひの打渡しあはでも人に恋わたるかな、こは人をたゞよそに見渡すのみにて、逢がたきよしなり、かくの如くなれば、此詞中昔までは、人皆其意をよく知れりと思ゆるを、近世となりて知れる人なく、皆ひがこゝろえして、遠きことぞ、長きことぞなど云りといへり、○歌意、本句は序にて其方を恋しく思ふ事は、昼夜ひまもなくいつといふ時のさだまりもなしとなり、○契沖、此歌を玉葉集に恋部に、載られたるは誤なり、此集相聞はひろく、彼恋部はせばくかぎりたるゆるゑなり、此歌は、むすめにおくれるものと云り

2 万葉代匠記

大伴坂上郎女従_二竹田庄_一贈_二賜女子大嬢_一歌二首

(精) 大伴坂上郎女従_二竹田庄_一——

贈賜ト云ヘル事、前ノ如シ。竹田庄ハ神武紀云。又皇師立誥之処是謂_二猛田_一。(朱) 又給弟猶猛田邑、因為_二猛田_一、旧事紀第十云。誅_二宇陀_一、以_二弟猶_一、為_二建柘_一。延喜式第九云。大和国十市郡竹田神社。

(初) 竹田庄 日本紀第三云。又皇師立誥之処是謂_二猛田_一。延喜式第九、神名帳云。大和国十市郡竹田神

社

ウチワタス、クケケノハラニ
打渡 竹田之原爾 鳴鶴之 間無時無 吾恋良久波

(精) 打渡竹田之原爾

鳴鶴之 紀州本云、ナ 間無時無 別校本云、マ
クツルノ ナシトキナシ

打渡トハ、必竹田之原トツ、クル枕詞ニハアラス。只ハルトアル所ニ云詞ナリ。(仁徳) (神武) 紀
ニ、御製ノ中ニ、于知和多須、那餓波曳雛須、企以利摩章区例。古今云。打渡ヘス彼方人ニ云ミ。後
撰云。打渡シ長キ心ハ云ミ。鶴ハ子ヲ思ヒテ鳴物ナレハ、所ニツケタル鶴ニ、娘ヲ恋テ(泣) (鳴) コト

ヲヨソヘラレタリ。此哥ヲ山城ノ竹田ノ哥ト云説ハ、能考ヘラレサルナリ
(初) 打わたす竹田の原になくたつのまなく時なしわかこふらくは

打わたすは、はるくとある所をみわたす心なり。古今に、うちわたすおちかた人ともよめり。おなし
心なり。又うちわたしなかき心はやつはしのともよめり。まなく時なしは、なく声のひまもなく、又
いつといふ時もわかぬに、むすめをおもひてなくをよせたり。(ナシ(三手本)) 樂天か詩に、夜鶴思レ子籠中鳴。鶴は子
を思ふ鳥なるゆへに、ことによせあり。(ふ) 樂天は此哥よりは後なり。猶古文古詩などに有なるへし。八雲
御抄に、此哥を引て、山城の竹田とおほしめしけるは、よくかんかへさせたまはさりけるなり。続千載
集賀部、法皇御製に、ちきりをかむわかよるつよの友なれや竹田の原のつるのもろこゑ。これも本哥を
よく考させたまはさりけるなり。惣して此集は、奈良の都の時にえらはれたれば、今の都あたりの名所

をよめる哥はすくなかるへきことほりなり。又此哥を、玉葉集に恋部に載られたるも誤なり。此集の相聞はひろく、彼恋部はせはくかきりたるゆへなり。此哥はむすめにくれるものを

大伴坂上郎女竹田庄作詩二首

然不有 五百代小田乎 苺乱 田廬介居者 京師所念

大伴坂上郎女の、竹田庄にして作る歌二首

然とあらぬ五百代小田を刈り乱り田廬に居れば都し思ほゆ

(卷八 一五九二)

1 万葉集古義

大伴坂上郎女、竹田庄作歌二首。

然不有。五百代小田乎。苺乱。田廬爾居者。京師所念。

然不有は、然は黙字の誤なり、と岡部氏云り、モダアラスとよむべし、黙止てあらざと云意なり、(俗に、だまつてをらずといふが如し)さてこれは枕詞なり、五百とつゞくは黙止て在らず云といふ意なり、いふをいほに転して連ねしなり、ふとほとは、親通ふ例なり、集中に、延を波保、負を於保須、逢を阿保、思を於母抱、恋を許保と云る類なり、又和名抄に、杓和名阿布古、とあるを、字鏡には、阿保己と

あるをも、考合すべし、○五百代小田は、かぎりなくひろき田のよしなり、代は、七十二歩を十代とすと云り、書紀には、頃字をもシロ。とよめり、拾芥抄に、方六尺為二歩三云々、積七十二歩為十代、百四十歩為二十代三云々、五十代為二段、と見えたり、○茹乱は、稻穂を刈干とて、縦横に乱るを、業の繁きにそへたり、○田廬は、十六に、可流羽須波田廬乃毛等爾、とある歌の註に、田廬者多夫世也、とあり、五卷に、布勢伊保能麻宜伊保乃内爾、とよめり、田ぶせは、田をまもるふせやなり、○歌意は、五百代と広き田の稲を、刈干業はふとて、月日久しく竹田の田庄のふせ屋に居れば、一すぢに京師が恋しく思はるゝ、となり

2 万葉代匠記

大伴坂上郎女竹田庄作歌二首

(精) (然) (道) 大伴坂上郎女竹田庄作歌二首

然不有 五百代小田乎 茹乱 田廬爾居者 京師所念

(精) 然不有五百代小田乎

京師 袖中抄云、
ミヤコ

発句 (朱) へノ点 八、今按、袖中抄モ今ト同シケレト (朱) 然ノ字ニモ叶ハス、意モ亦 叶ヘリトモ見エス。第

五貧窮問答歌云。志可登阿良農、比宜可伎撫而云々。此初句ヲ証トシテ、シカトアラヌト読ヘシ。五百代小田トハ、凡田ハ方六尺ヲ以テ一步トシ、三十六歩ヲ一畝トシ、十畝ヲ一段トシ、十段ヲ一町トス。七十」二歩ヲ積テ一代トシ、五代ヲ一段トス。然レハ一代ハ二畝ナリ。日本紀ニハ頃ノ字ヲシロト訓セリ。唐ニハ百畝ヲ頃トスレハ本朝トハ替レリ。今按、一所ニ五百代アラハ、計ルニ十町ナレハ、五百代小田トハ云ヘカラス。五百ハ必ラス數ヲ限テ云ニハアラス。五百ハ重山ナト云如ク唯多キヲ云詞ナレハ、山田ノ一代許ナルカ。棚ノヤウニ段々ニイクラトモナクアレハ、然トモナキ小田ノ數ノ一代ツ、五百許モアルヲト云ナルヘシ。小窓別記卷之三曰。漢武帝元狩末年、下詔曰、方今之務在於力農。以趙過為三挿粟都尉。過能為二代田。一晦三畝、歲代處。故曰二代田。古法也。今モ田家ニ東代西代ナト云ヒ習ヘル此意ニテ、シロト云和語ノ意モ處ヲカヘテ此方ノ代ニハ彼方ニ作り、彼方ノ代トヲ然スルヲノミ云歟。田廬ヲ、袖中抄ニハ此哥ニ付テタイホトヨミミ。近來林氏カ多識篇ニ、タノイホリト点セルハ、並ニ非ナリ。第十六河村王ノ哥注云。田廬者多夫世反。此二抛テ今ノ点ヲ取テ定ム。京師ハ、袖中抄ニ依テ引合テミヤコト読ヘシ。集中例多シ。

(初) 然不有いほしる小田を 此然不有を、たゝならずとよめるは、心得かたし。第五卷に、山下憶良の貧窮問答歌に、志可登阿良農比宜可伎撫而とよめれば、今もしかとあらぬとよむへし。しかとあらぬは、はかしくしからぬを、しかともなきと今もいふ詞なり。五百代小田とは、二畝を代といふ。日本紀

には頃の字をもしるとよめり。小窓別記卷之三曰。漢武帝元狩末年下詔曰。方今之務在於力農。以三趙過^ヲ為^ニ搜粟都尉^ト。過能為^ニ代田^ヲ。一晦^ホ三^{セン}鰲^{コト}歲^ニ。代^レ処^ヲ。故曰^ニ代田^ト。古法也。今も田家にてきは、東^{ヒガシ}代^シ西^シ代^シ南^{ミナミ}代^シ北^{キタ}代^シなどいふは此ゆへなり。凡田以^テ三方六尺^ヲ為^ニ一步^ト。三十六步^ヲ為^ニ一畝^ト。十畝^ヲ為^ニ一段^ト。十段^ヲ為^ニ一町^ト。積^テ七十二步^ヲ為^ニ二代^ト。五代^ヲ為^ニ一段^ト。孝徳紀云。凡田長三十步^ヲ廣十二步^ヲ為^レ一段^ト。十段^ヲ為^レ一町^ト。租^{コト}稻^ニ二束^ヲ。若山谷阻險^{サカシケテトコロク}。地^ヲ遠^{ナラ}人^{ナラ}稀^ニ。之^ニ処^ニ隨^レ便^ニ量^ニ置^ケ。令^レ義^解第三^云。凡田長三十步^ヲ廣十二步^ヲ為^レ一段^ト。十段^ヲ為^レ一町^ト。謂^レ段^地獲^ニ稻^{五十束}。東^東稻^春得^ニ米^五。段^租稻^{二束}。町^租稻^{二十二束}。謂^田賦^為租^也。田^ふせ^は、田^をま^もる^ふせ^やなり。かりほ^若の^まろ^やな^とい^ふお^なし^こと^なり。第^{十六}、か^るは^ずは^たふ^せの^もと^にと^ある^哥の^注に^いは^く、田^廬者^多夫^世反^{。第五}には^ふせ^いほ^のま^けい^ほと^もよ^めり。林^子か^多識^篇に^もた^ふせ^とよ^む事^はし^らさ^りけ^ると^見え^て田^のい^ほり^とよ^めり[。]

(た三三本)

大伴家持至三姑坂上郎女竹田庄作詞一首

玉梓乃 道者雖遠 愛哉師 妹乎相見余 出而曾吾来之

大伴家持の、姑坂上郎女の竹田庄に至りて作る歌一首

玉梓の道は遠けどはしきやし妹をあひ見に出でてそわが来し

(卷八 一六一九)

1 万葉集古義

大伴家持。至三姑坂上郎女竹田庄一作歌一首。

姑は、契沖云、坂上郎女は家持のをばにして、しうとめなり、姑の字もまた両方によめば、いつかたにつきてもよむべし

玉梓乃。道者雖遠。愛哉師。妹乎相見爾。出而曾吾来之。

妹は、直に坂上郎女を戯れてさしたるか、又は郎女の女をいふにもあらむ、○歌意は、道の間は遠くはあれども、愛しき妹を相見むが為にとて、出て辛苦してぞ来しと、なり

2 万葉代匠記

大伴家持至三姑坂上郎女竹田庄一作歌一首

(精) 大伴家持至姑——

(初) 至姑 坂上郎女は、家持のをはにして、しうとめなり。姑の字もまた両方によめば、いつかたにつきてもよむへし

玉梓乃 道者雖遠 愛哉師 妹乎相見爾 出而曾吾来之

(精) 玉梓乃道者雖遠——

二三ノ(句) (四) (道) ミチハトホケドハシキヤシト読ヘシ。雖遠モ愛哉師モ、共ニ然読ヘキヤウヲ(前々)

注シ畢。此哥并ニ次ノ和歌ハ、上ノ春相聞ニ笠金村ノ入唐使ニ贈ラレシ哥ニ云ヘル如ク、秋ヨマレタレト(秋ノ意ナシ) ヒタフルノ(相聞) (雜歌) ナレハ、左ニ注スル年月ニ依ラハ第六ニ入ヘク、相聞ニ

依ラハ第四ニ入ヘカリシニヤ

宗我の川

真菅吉 宗我乃河原余 鳴千鳥 間無吾背子 吾恋者

真菅よし宗我の河原に鳴く千鳥間無しわが背子わが恋ふらくは

(卷十二 三〇八七)

1 万葉集古義

真菅吉。宗我乃河原爾。鳴千鳥。間無吾背子。吾恋者。〔頭註、九首 寄鳥〕

真菅吉は、本居氏の、マスガヨシと訓る宜し、宗我の枕詞なり、推古天皇紀大御歌に、摩蘇餓予蘇餓能古羅破云々、○宗我乃河原は、神名式に、大和国高市郡宗我座宗我都比古神社二座、(並大、月次新嘗)

とあり、今も飛鳥里の西北に、宗我村ありて、そこに河ありて、即松隈川の末流なりとぞ、○本句は、
河千鳥の屢鳴をもて、間無といはむ料の序とせり、○歌意は、わが恋しく思ふ心は、間も時もなし、吾
夫子よ、といへるなり

2 万葉代匠記

真菅吉 宗我乃河原爾 鳴千鳥 間無吾背子 吾恋者

(精) 真菅吉宗我乃河原爾

発句ハ奈良ノ枕詞ナル安乎爾余志ニ准ラヘテ、マスケヨシト読ヘシ。宗我乃河原ハ説クアレト大和ナ
リ。延喜へ式(帳) 神名帳云。高市郡宗我坐宗我都比古神社二座。此ニ依テ証ス。宗我ヲ蘇(我)
(智) トモ蘇賀トモカケリ。古事記中孝元天皇ノ段ニ、武内宿禰ノ男女ヲ記ス中ニ云。次蘇賀石河宿禰
者蘇我臣等ノ祖也。石河モ高市郡ノ地ノ名ナリ。菅ト宗我ト音ノ通ヘルハ、彼地モトヨリ菅ノヨキヲ出
シケレハ名付タルカ。サテ真菅吉トモ置歟。推古紀云。二十年春正月辛巳朔丁亥、置酒宴羣
卿。是日大臣上寿歌曰云々。天皇和曰。摩蕪餓予、蘇餓能古羅破云々。此大臣ハ蕪我馬子宿禰ナ
レハ、真蕪我ヨト大臣ヲ呼懸サセ給ヘル発句歟。若(ハ) (摩蕪餓) 予ノ下ニ志之等ノ字脱テ、今ノ(発
句ノ) 如ク、蘇餓能古羅破トノタマフヘキ」枕詞ニヤ。此ヨリ去テ下九首ハ寄鳥

(初) ますけよしそかの川原 ますけよしは、そかの川原によき菅のあれば、玉もよきささぬき、あをによ

しならなとつゝくる例なり。この宗我は大和なり。延喜式第九、神名上云。大和国高市郡宗我坐宗我都
比古神社二座並大。月新嘗。推古紀に、二十年春正月おほみきめして、羣卿にとよのあかりしたまへる時、
蘇我大臣ことほき奉りてよまれたる哥に、みかと御かへしし給ふ哥の初に、摩蘇餓予、蘇餓能古羅破云
云。此初の四文字は、真蘇我よと、大臣をほめて呼たまふ詞歟。もしは彼蘇我氏の、此宗我に先祖の居
住して、氏とするにや。そかとすけと通すれば、ますけよしそかのこらはとよませたまへる歟。八雲御
抄には、石見と注したまひ、あるひは出雲、一説には下野など取々なり。延喜式に載たると、今こゝに
かけるとさいはひに文字もおおなしければ、異義を求へからず。よりにて神代紀のすかゝしとある一段を
不引なり

卯名手之神社

真鳥住 卯名手之神社之 菅根乎 衣介書付 令服児欲得

真鳥住まよりむ卯名手うなての神社しんじやの菅すがの根ねを衣きぬにかきつけ着せむ子こもがも

(卷七 一三四四)

1 万葉集古義

真鳥住。卯名手之神社之。菅根乎。衣爾書付。令服児欲得。

真鳥住は、枕詞なり、(契沖、まとりは鶺鴒なれば、うなてとつゞくといへども、住と云字心得がたし、鶺鴒は海に住ものなれば、まとりすむ海、と云かけたるものなり、又按に、鶺鴒ならずとも、木をまきと云如く、よろづの鳥を真鳥と云べし、もりに諸鳥来てあつまるものなれば、かくもつゞくるか、といへり、今按に、宇奈原など云は、海之原と云ことなれば、海を宇奈とは云べからず、又万の鳥を、ひろく真鳥と云むことも、いかゞなり) 仙覚註に、真鳥は鶺鴒なり、えびすは、鶺鴒の羽をば、真鳥の羽と云なりといへり、此説によるに、真鳥大臣といふ名も、此鳥によりたるものなるべく、又九卷に、鶺鴒住筑波乃山とよみ、又集中に、筑波嶺にかゝ鳴鶺ともよめるを、むかへ見るに、この雲梯の社は、世に木深くて、鶺鴒の常に來棲が故に、千鳥鳴佐保川、味乃住渚沙之入江、などやうによめる類につゞけたるならむ、十二にも此つゞけの歌あり、(伊勢氏)四季草にも、真鳥羽にて矢をはぐこと見えたり、これも鶺鴒云ならむ) ○卯名手之神社、卯名手は、和名抄に、大和国高市郡雲梯(宇奈天)とあり、神社は、出雲国造神賀詞に、事代主命能御魂乎、宇奈提爾坐云々、とあるこれなり、(契沖云、神社とかきてモリとよめるは、木のしげき所には、神のましゝてまもり玉へば、守と云心にて、森の名も負たるか) なほこの神社の事、十二に、真鳥住卯名手乃杜之神思將御知、とある歌につきて、委註べし、○菅根は、根は、実字の誤歟、と云る説は、さることなり、(岡部氏の、根は、弥の誤ぞと云るは、やゝ字形は似たれども、菅、弥と書むこと、こゝはいかゞなり) さて実と根とは、字形は甚異りたれども、常に菅根てふ歌の多かるに目なれて、ふと暗に菅根とは写誤れるなるべし、さて菅、実は、上に、妹、為菅

実探^{ミトリス}、とよめり、○書付^{カキツケ}は、摺著^{スリツク}と云むが如し、眉画^{マヨコカキ}、絵画^{エカキ}など云画^{カキ}なり、○歌意^{カキ}は、雲梯の神社の、菅^ミ、実^ミのうつくしきを、衣に摺^スつけて、嗚呼吾に著^{ツク}せむ女もがなあれかし、となり、この歌は譬喩の体にあらず、きこえたるまゝなり

2 万葉代匠記

真鳥住^{マトリス} 卯名手^{ウナテ}之神社^{ノモリ}之

管根^{スガノネ}乎^ヲ

衣爾書^{キヌニカキツケ}付^ケ

令服^{キセム}児欲^{コモカナ}得^{ケル}

(精) 真鳥住卯名手之神社之——

袖中抄^(朱)ニ此哥^(枕詞ニカクヘシ)ヲ出シテ、顯昭云。真鳥トハ鶉ヲ云ナリ。サテ真鳥住ウト、ヤカテ其名ヲツ、クルナリ。

今^(朱)按、鶉ヲ真鳥ト云事、何ニ見エタル事ソヤ。和名ニモ見エス。若ウトツ、クト意得ラレタルヨリ、

カクハ申サレタ^(虫損)武烈^(ルカカ)天皇ノ御時、平群真鳥ト云大臣有ケレトモ、其名ノ所以ヲ知ラス。真木真玉ナ

ト云^(虫損)ニラヘハ、真鳥トハ只鳥^(トカ)ニヒテ、茂キ森ニハ万ノ鳥ノ来テスメハ、カクハツ、ケタルニヤ^(朱)

真鳥住ハ、ウナテノ杜ノ枕詞^(トカ)委ハ別ニ注ス。ウナテノ神社ハ、大和高市郡ニアリ。和名云。高市郡

雲梯^{ウナテ}。延喜式出雲国造神賀詞云。皇御孫命乃静坐牟大倭国申天、己命和魂乎八咫^(朱)鏡尔取託天、倭大

物主櫛^(朱)玉命登名乎称天、大御和乃神奈備尔坐、己命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎、葛木乃鴨能

神奈備尔坐須、事代主命能御魂乎、宇奈提尔坐、賀夜奈流美命能御魂乎、飛鳥乃神奈備尔坐天、皇孫命

能近守神登貢置天、八百丹杵築宮尔静坐支。コレニ依レハ、卯名手神社ハ事代主神ヲ齋ヒ奉レルナリ。

右ノ神賀詞ノ中ニ、宇奈提尔坐ハ前後ニ准スルニ、宇奈提乃神奈備尔坐ナルヘキヲ、乃神奈備ノ四字ヲ落セルニヤ。(朱)《神名帳》(道)《延喜式》ニ云。高市御県坐鴨事代主神社。旧事本紀第四云。次娶坐辺都宮高降姫神生一男一女兒都味齒八重事代主神坐倭国高市郡高市社。亦云。甘南備飛鳥社云々。此等ニ依レハ、神賀詞相違セル歟、如何。ウナテノ名ハ日本紀ニ、大溝ヲウナテトヨメリ。崇神垂仁ノ兩代、殊ニ国ニ課セテ池溝ウナテヲホラサセ給ヘハ、彼処モ其ヒトツニテ名ヲ得タルカ。管ハ菅ヲ誤レリ。改ムヘシ。菅根ヲ衣ニ書付トハ、紋ノ事ナルヘシ。ウナテノ神社ト云ヘルハ、第十二ニモ、思ハヌヲ思フト云ハ、真鳥住ウナテノ杜ノ神シ、ルラムトヨミタレハ、今モ偽ナキ意ヲアラハセトナルヘシ。菅ノ根ハ(上ニ)菅ノ根ノネモコロトアマタツ、ケテ読タレハ、懇ニ思フ由ニ、ウナテノ神社ノ菅ノ根ヲ書付ヨトカ、長キ物ナレハ、長ク相思フコトヲ表セヨト云カ。菅ノ根ノシノヒノニトモ読タレハ、シノヒニ思フ由ヲ、菅ノ根ニ寄ヨト云カ。袖中抄ニ衣ヲキネト書テ、ネトヌト通スル故ニ、キネハキヌナル由カ、レタルハ、仮名ニ書アヤマルル本ヲ見テカ、レケルニヤ

(初) 真鳥住うなての森 管見抄云。まとりは鶺鴒の名なり。うなては美作の国に有森の名なり。まとりはうなれば、うなてとつゝくといへとも、住といふ字に心得かたし。鶺鴒は海に住ものなれば、まとり住海といひかけたるものなり。今案まとり住海と料簡したる面白し。又ひとつの愚意を述は、鶺鴒ならずとも、木をまきといふことく、よるつの鳥を真鳥といふへし。もりにては諸鳥来てあつまるものなれば、かくもつゝくる歟。うなての杜、美作なるよし、八雲御抄に載させたまへと、延喜式、和名集等にも見え

す。和名集に、高市郡に雲梯ウナデあり。これにや。此哥の前後のつゝき美作にはあるましくみゆ。日本紀に、石上溝ノウナガなと有て、溝をうなてといふ。それに得たる名にや。菅の根をきぬ(マユ)かきつけ(ハ)せむ(ハ)こもかな(ハ)（三手本）とは、児は女をいへり。衣をそめぬふは、女のわさなれば、かくいへり。菅の根は、此集に、菅のねのねもころ／＼とおほくつ／＼けよめれば、我をねんころにおもはんころもかなといふ心にたとへたる歟。神社とかきてもりとよめるは、木のしけき所には、神のまし／＼て、まもりたまへは、守といふ心にて杜の名もおひたる歟。また杜は木ふかき所にある物なればかくかける歟（三手本）

不想乎 想常云者 真鳥住 卯名手乃杜之 神思将御知

思はぬを思ふといはば真鳥住まどりむ卯名手うなての杜もの神し知らさむ

（卷十二 三二〇〇）

1 万葉集古義

不想乎。想常云者。真鳥住。卯名手乃杜之。神思将御知。〔頭註、一首寄ニ〕
神社

真鳥住卯名手乃杜は、七卷に出て既く註り、さて卯名手神社にまします神は、出雲国造神賀詞に、己命乃御子、事代主命能御魂乎、宇奈提爾坐云々、と見えたる、宇奈提は、大和国高市郡雲梯村なれ

ば、天武天皇紀に、元年秋七年庚寅朔壬子云々、先是軍ニ金網井ニ之時、高市郡大領高市県主許梅、儼忽ニハカニ口閉而不能言也、三日之後、方著神以言、吾者高市社所居名事代主神、とある、既其にて、神名帳に、大和国高市郡高市御県坐、鴨事代主神社、(大、月次新嘗)と見えたる、是なるべし、かくて同帳に、同国葛上郡鴨都波八重事代主命神社二座、(名神大、月次相嘗新嘗)とあるは同神にましくながら、葛上郡にて、地異なれば、別社なり、然るを、この葛上郡なるは、今も社大きにして、神威いちじるきを、雲梯村なるは、今はその神社も、さだかにしられずなりぬるよしなるは、いかなることにか、さばかり嚴重イカシかりし大社の衰微オトロぬるは、かしこしとも、かしこきわざならずや、〔頭註、云、厳水神賀詞に、事代主命波宇奈提乃神奈備爾座、と有は、伝の混たるにて「宇」〕○歌意は、思はぬを、うはへに偽り奈提は加夜奈流美命に坐よし、本居翁の後訳に見えたり、此説然るべし、)○歌意は、思はぬを、うはへに偽りつくるひて、思ふといふべきにあらず、もし偽りて、思はぬを、思ふといふとならば、卯名手の神社の神こそ、証拠にたちたまふなるべけれ、卯名手の社の御神は、かしこくも言代主神にましくて、世中の人のあらゆる、諸の言語をしらしめし、真偽をも、きこしめしわきたまへば、わがいふことの虚言ならむには、忽その御神の咎め給ひて、まのあたり、凶事をほどこしたまふことなれば、人を欺きて虚言いはむは、かしこきことのかぎりなり、さればゆめく偽り申すべきにあらぬをや、となり、そもく事代主神の、世中の人のあらゆる言語を、掌り治しめす謂は、先御名を、古くは言代主神とも書たる、言字の義にて、事と作るは借字なり、さて言は、言霊をいひ、代と書るも借字にて、治なり、神代紀に、汝所治頭露事、宜是吾孫治云云、とある治なり、主は、神名に多きことにて、之大人の約れる

なり、されば、世中のあらゆる言靈を掌り治しめず大人の神、と申す義なり、かくて御父大國主神を、古くは物代主神と稱せしことのある、さるは皇御孫命の御天降の時に、天下を事避ましますとて、吾治せる顕露事は、皇御孫命治しめせ、吾は退隱て幽冥事治なむと、神契ましましより、大國主神は、幽冥事しろしめすによりて、天下のあらゆる、万の物の吉凶禍福を、人の目に見せず、掌り治しめすが故に、物治之大人と稱し、御父子神を、物治、言治と並べ稱へ奉りて、ことに嚴に拝き祭るべき神にましますによりて、昔よりこの二柱神を、家毎に、並せ安置て、崇め祀りしと見ゆ、(世に大黒、惠美須と申す、これなり、大國と申すは、大國主神と申す御号の大國に、仏家の大黒天を附会せたることとさらなり、惠美須は、西宮の神にて、蛭兒なりとするは、いかなるよしにて、云そめたることにか、おぼつかなし、これは大穴牟遲、事代主神の二柱にますこと、確拠あることにて、別にくはしく記したるものあり)かくて神功皇后紀始、神の御教言に、於天事代於虚事代、玉籤入彦巖之事代神有之也、云々、とあるも、この神のこと、おほしくて、天つ虚をかけりいでまして、諸人の言語を、聞き治しめす謂にて、於天言治於虚言治とは、のたまへるならむ、さればあるが中にも、この御社の神をいひ出で、わがいふ言語に、もし虚偽あらむとならば、世中の諸の言語を掌り治しめす、言代主神こそ、証したまふべきことなれ、といへるなり、さて此神名に、古くは言字を書くこと、また八重言代主神とも、積羽八重事代主命とも、都波八重事代主命とも申せしこと、かくて又大國主神を、物代主神と申せしこと、又この神の和御魂を、大倭の大三輪にいつきまつりてより、その和御魂にかぎりて、大物主神と申

すがごと、人皆意得つめれど、神代紀一書には、大物主神と申すをも、大國主神の亦名と見えたることく、大物主神と申すは、なべてに互りて申せし一名にて、倭大物主櫛瓦玉命と申すぞ、大三輪にます、和御魂にはかぎりたることなど、委くは別に論へり、四卷に、不念乎思常云者大野有三笠杜之神シラサム思知三、又、不念乎思常云者天地之神祇毛知寒邑礼左麥、ともあり、○此一首、神社に寄てよめるなり

2 万葉代匠記

不想乎オモハスヲ 想常云者オモフトイハ、 真鳥住マトリスム 卯名手乃杜之ウナテノモリノ 神思将御知カミシシララム

(精) 不想乎想常云者

(朱)

卯名手乃杜ハ第七ニ注セリ落句ハ神シ、ラサムト読ヘシ。シハ助語ナリ。此哥ハ第四ニ、太宰大

監大伴百代カ、大野有、三笠杜之ト(朱)懸テ云ヘル神ノ名ノミ替テ(道)云ト真鳥住卯名手乃杜同シ哥ナ

リ。此一首寄神

(初) おもはぬをおもふといは、第四に

おもはぬをおもふといは、大野なるみかさの森の神し知らみ

まとり住うなての森は、第七に尺せり

(ナシ(三手本))

幸_ニ于紀温泉_一之時、額田王作歌

莫囂_ニ円隣_一之大相七兄爪湯氣 吾瀬子之 射立為兼 五可新何本

紀の温泉に幸しし時、額田王の作る歌

莫囂_ニ円隣_一之大相七兄爪湯氣わが背子がい立たせりけむ嚴櫃が本

(卷一九)

1 万葉集古義

イデマセルキノユ
幸_ニ于紀温泉_一之時。額田王作歌

幸は、齊明天皇紀に、三年九月、有間皇子、往_ニ牟婁_一温湯、偽_レ療_レ病_一来、讚_ニ国_一体勢_ニ曰、纒_ル觀_ニ彼_一地、病
自_ノ蠲_コ消_ス、天皇聞悦、思_ニ欲_一往_レ觀_ニ、四年冬十月庚戌朔甲子、幸_ニ紀_一温湯_ニとあり、今も紀伊_一国牟婁_一郡熊野に
温泉ありて、湯峯湯川など云とぞ、○紀は紀伊_一国なり、もとは紀なりしを、和銅の制にて、国郡郷村等
の名、二字にさだめられしより、韻字をそへて紀伊と書るなり、名義は即_ニ木_一国にて、書紀神代_一卷に見え
たり

莫器_ニ円隣_一之。大相土見_ニ作_一湯氣。吾瀬子之。射立為兼。五可新何本。

莫器_ニ円隣_一之、(莫器、旧本には莫囂、元曆本には草囂、又一本には莫器と作り、今は古葉略要集によれ

り、円は六条本には図、古本には国と作り、今は日本のまゝを用つ、此一句はミモロノと訓べし、ミモロとは御室にて、神祇を安置奉る室をいふなること、三卷に、吾屋戸爾御諸乎立而枕、迎爾齋戸乎居、六卷に、三諸着鹿背山際爾、七卷に、三諸就三輪山見者、又木綿懸而祭、三諸乃神佐備而、十九に、春日野爾伊都久三諸乃、などあるにて知べし、(梁塵秘抄歌に、賢木葉に木綿採垂て誰世にか神の御室と齋初けむ)さてその神の御室の近隣には、常に奠器をおき円らしてあれば、こゝはその義もて、奠器円隣と書て、ミモロとは訓せたるなるべし、(又思ふに、もしは円は圓字の写誤にてもあらむか、圓隣とするとときはましてさらなり)かくてこゝのミモロは、即三輪山のことなり、三輪山を三室山といへること、二卷に、三諸之神須疑、七卷に、三毛侶之其山奈美爾、また味酒三室山、九卷に、三諸乃神能於婆勢流泊瀬河などよめり、猶古事記にも書紀にも、往往其例見えたり、(かくて古来の諸註者、まづ此一句を旧本に、奠器とあるに据て説来れる故、解得たる人なし)こは必ミモロなるべく思ふよしは、古事記下卷雄略天皇、引田部赤猪子に賜へる大御歌に、美母呂能伊都加斯智母登とあるは、三輪山の嚴櫃之本のことにて、即此の五可新何本も、其と同じかるべければなり、又書紀垂仁天皇卷に、天照大神鎮、坐磯城嚴櫃之本、(倭姫世記に、倭国伊豆加志本宮八箇歳奉齋)とあるも同じ、三輪山のあたりの嚴櫃なるべきをも思へ、○大相土見乍湯氣、(土字、旧本には七、古本には云と作り、拾穂本にはなし、今は古葉略要集に従り、見字、旧本には兄、一本には兕と作り、今は又一本に従り、乍字、旧本に爪と作るは、乍の誤写なるべければ今改つ、湯字、旧本には調、一本には喝と作、今は古葉

略要集によれり、大相土は、山の義にとりて書りとおもはるれば、大相土見乍湯気は、ヤマミツ、ユケと訓べし、(この一句は、既く平春海もしかよみつ)、○吾瀬子之(子字、元曆本になきはわろし)、は、瀬は借字、吾夫子之なり、此は大海皇子尊か、(天智天皇は此時皇太子にて、從駕へ賜へる趣書紀に見ゆ、大海皇子尊は京師に留坐しか)、又は孰にても此女王の親みおもほし賜ふ人をさしてのたまへるなるべし、○射立為兼は、イタ、シケムと訓べし、古事記上巻に、二柱、神立三天、浮橋而云々、訓立云々多々志、此集五巻に、奈都良須等美多々志世利斯、などあり、イはそへ言にて、物をいひ出す頭におく辞なり、此上天皇遊獵の時の歌に委云り、タ、シはタチの伸りたる言にて、(タシの切チ、)あがめていふ言なり、即こゝは立賜ひけむといふ意になれり、○五可新何本は、イツカシガモトと訓べし、嚴櫃之本なり、さて書紀(上に引り)に、嚴櫃の字を書るをおもへば、清浄なる櫃といふ義なるべければ、伊豆と濁るべし、さてこゝに五字をしも書るは、いかにぞや思ふ人もあるべけれども、凡て借字には、清濁かたみにまじへ用ふる例ありて、集中に、可豆思加を勝牡鹿、また幡すゝきを皮すゝき、又並の意の奈倍てふ詞に、苗字をあまたところに書、七巻に、庭多豆水を座立水と書、十一には、夕片設を夕方枉と書り、又出雲国造神賀詞、同国風土記、延喜式神名帳などに、大穴牟遲を大穴持と書る類、猶多かるべし、(神功皇后紀細書に、一云云々、且重曰、吾名向置男聞襲大歴五、御魂速狭臈尊也、とあるは嚴御魂てふ事ときこえたり、されば嚴を五と書しことも、古よりの事なるべし)されど又一には古事記に、伊都如斯と書るを正しとせば異義なり、そのことは下にいたりていふべきついであれば、

さらに云べし、○歌意は、親みおもほし賜夫君の、予て三諸の嚴櫃が本に立賜はむのよし有しなるべし、さて此度の行幸に供奉賜ふにつきて相別の悲しさに、夫君を今一度髣髴にも見まくおもほして、今や嚴櫃が本に立し賜ひけむほどなるぞ、暫三諸の山見つゝ行と、自の從者等に令せ賜へるなるべし、○此歌の書様、謎といふものゝ如くにして、甚く解り易からぬがゆゑに、諸説多けれども、共に全從がたかりしを、おのれやうゝに考出しつ、(此歌旧説もあれど、訓るやうも解るやうも、すべてをさなければ、今わづらはしくいはず、近世にいたりて、水戸侯釈に、莫囂円隣之の円字は、囗とある本に從てマガヅリノと訓、曲鈎の義として、曲鈎は初月をたとへたる名なりとのたまひ、大相七兄爪謁氣の謁字を靄の誤とし、靄氣の二字を雲と釈て、オホヒナセソクモと訓、覆莫為雲の義とし、さて末句をイタ、セリケムイツカシガモト、と訓給へるは大抵よし、されどすべての趣、強たる説にして古意ならず、こは古学に未熟からざりし世のほどなれば、かく解れしもうべなりけり、岡部氏考には、莫囂国隣之大相古兄爪湯氣として、キノクニノヤマコエテユケと訓り、莫囂国は無風塵と云る意にて大和国なり、其隣は紀伊国なり、と云るは謂あり、大相の字をヤマと訓しは、いかなる義にや甚意得がたし、この説を平春海が助け直して、大相土見乍湯氣として、ヤマミツ、ユケと訓しは、さもあるべきことなりかし、されど其までもあらじ、こは紀国の行幸なるに、紀国の山超て行と云むこといかに、紀国の山を超て何処に行とすべけむや、無用説といふべし、本居氏説に、莫囂国隣之は、カマヤマノと訓べし、莫囂をカマと訓故は、古に人の物云を制して、あなかまと云ること多く見ゆ、それを今の俗言に

は、やかましと云り、然ればかまとばかりいひて、莫囂モロコトといふ意なり、国隣は、山は隣、国の境にあるものなれば、かくも書べし、大相は霜字の誤、七は木字の誤、爪は氏字の誤、調は湯とある本に据て、シモキエテユケなり、此幸は十月にて、十一月までも彼国に留坐る趣なれば、霜の深くおくころなり、吾瀬子は天智天皇を指奉る、此時皇太子にて供奉したまへる趣、書紀に見えたり、射立為兼は、イタ、スガネと訓べし、五可新何本は、即竈山神社の嚴櫃之本なり、此女王も皇太子に従ひ奉りて行賜へるにて、竈山に詣賜はむとする日の朝など、霜のふかくおけるにつきて、よみ賜へるさまなりと云り、莫囂国隣をカマヤマと訓しは、さもあるべき理なれども、山の霜とはいふべくもなし、また兄字をエの仮字に用ひたることも、集中に例なし、また射立為兼をイタ、スガネとよみたるも、理は通ゆるに似たれども、賀爾ガキてふ詞かゝるところにありては、下への連も聞悪くして、古人コトの風調フウテウともおもはれず、そは一首歌を誦トキへ奉てよく玩味ワシはおのづからしらるべし、ことに此女王は作歌サカヒに秀群スグレて、さしも世に声コトえたる人なるに、しか調のわるき歌よみ出賜はむや、さてまた嚴櫃は上に云るごとく、三輪山のあたりにのみありて、さばかり名だゝるを、おして紀、国にありとせしもいかにぞや、強説といふべし、かゝれば此等の説を、人のあまなはざるもうべにぞありける、又或本に、田中道万呂が説とて書入たるに、莫囂隣之を、旧訓にユフツキノとあるを用べし、其謂は昼にくらぶれば、夜はしづかなる意にて莫囂と書るなり、円は満月の形、その隣は夕月の意なりといへり、こは強て考へたる説なるうへ、一首の意を、いかにとも解トキ竟キリへざれば、さておくべし、又荒木田久老が病床漫筆といふものに云、囂カマヒロシキ ことなきは耳无

なり、円は山の形にて、倭姫世記に、円奈留ツラナル有ル小山コノエ支サ、其所乎ソコニ都ツ不良フ止ト号ケ支サと見えたり、しかれば莫囿モク円エンは耳無山ミミナシなり、耳無山ミミナシに隣ナリれるは香山カヤマなれば、莫囿モク円エン隣ナリ之ノは、カグヤマノと訓べし、大相土オホソウツは、続紀ツギキ四シ卷マキに、相ソウ土ツ建ケン三サン帝王テイオウ之ノ邑ノとあるによるに、大に相ソウ土ツは国見クニミなるべし、兄ケイは一本无イツポンに作れば、爪謁ツメツクの二字は、霧キリの一字を誤れるものにて、無ム三サン霧キリ氣キはさやけきなれば、第二句はクニミサヤケミと訓べきなり、第四句は本居氏ホンイが訓にしたがひて、イタ。スガ。ネ。とよむべし、ガネはいたすであらむといふ意、第五句は古写の一本に、五可期イツカア何本ハナモとあれば、イツカアハナモと訓べしと云り、此考コトは甚タめづらしげにはきこゆれど、まづ円エンは山の形と云ることいかゞ、すべて山は円エンなるものにしもあらず、いはゆる円奈留エンナル小山コノエも、尋常ヨソツネの山ヤマどもの形カタとは異カりて、円エンなる由ユにて、其所ソコを都ツ不良フとも号ケしといふ意にこそあれ、なべての山の形の円エンならむには、しかことゞしく其所ソコ乎ニ都ツ不良フ止ト号ケ支サなどいふべきことかは、又迦具山カギヤマの国見クニミといはむも、あまりに打ウまかせたるいひ様さまにて、古人コトの口クチ氣キともおもはれず、いでやそはいかにまれ、イタ。スガ。ネ。といひて、いたすであらむといふ意とするも、古語コトの格カにたがひ、また何本ナニポンをナモとよまむこともいかにぞや、かくては一首の意イも通トえかねたれば、とにかくに此説コトも用ヨふるにたらず

2 万葉代匠記

幸コト于ニ紀温泉キオン之ノ時額トキノ田王タノ作歌

(精) 幸于紀温泉之時額田王作歌 案、齊明紀云。四年冬十月庚戌朔甲子幸紀溫湯

(初) 幸于紀溫泉之時額田王作歌

齊明紀云。四年冬十月庚戌朔甲子幸紀溫湯一

莫囂モウキヤク円隣エンリン之 大相オホソウ七兄シチケイ爪調ツメテヒシ氣 吾ワガ瀬セ子コ之 射イタ立タテ為ニ兼カ 五イツカ可ア新ナ何ナ本ム

(精) 夕月ノアフギテトヒシ我セコガイタ、セルカネイツカアハナム

我セコハ、妻ヲサシテ云。御供ニ出立時、イツノ比カ婦リナムヤト、我ヲ夕月ヲアフキミル如ク思ヒテ問

シ妹カ、今ハ婦ヘキ比トテ立待ランニ、イツカ婦テ相見ナント也。イタ、セルノイハ、發語ノ詞也。カネ

ハカニ也。兼ノ字、此集音ヲモ用タレハ、イタ、セリケン(朱)トヨムカ(増)ルヘシ。イツカアハナ

ム、今ノ義ニテハ此点誤レリ。イツカアヒナムト云ヘシ。アハナムト云ナムハ、下知ノ意願フ意ナレハ、

イツカト云ニ違ヘリ。アヒナムノナムハ唯詞ナリ。忠見カ、ヤカストモ草ハモエナム春日野ハタ、春ノ

日ニ任タラナム。此二ツノナム、上ハ詞ノ字、下ハ下知シ願フ意ナリ。此ニテ心得ヘシ、此哥ノ書ヤウ、

難義ニテ心得カタシ。イリホカナルニ似タレト、試ニ今案ヲ加ヘテ後世ニ便セム。仙覺抄ヲ見ルニ、今

ノ点ハ仙覺所為ナレハ信シ難シ。先書様ヲ釈セハ、莫囂ハ無喧ナリ。堯ノ時ノ老人モ日入而息ト云ヒ、

淵明カ詩ニモ日入群動息ト作テ、夕ニ至レハ静ナレハ、義ヲ以テ莫囂ヲタトス。円隣ハ十五夜ニ対シ

テイヘリ。円月ニ隣ルナリ。源氏ニ五六日ノ夕月夜トモイヒタレト、今ハ(朱)日余ナルヘシ。莫囂ハ

円隣ヲ待テユフトヨマレ円隣ハ莫囂ニヨリテツキトヨマル。他所ニ引分テハ共ニヨマルヘカラス。大(朱)

相七兄ノ爪調氣ハ、此中ノ調ノ字ハ霽ナルヘシ。霽ハ雲狀ト注シタレハ、此句ヲオホヒナセソクモトヨムヘシ。五可新何本ヲハイツカシガモト、ヨムヘシ。摠シテハ

ユフ月シ覆ヒナセソ雲吾セコカイタ、セリケムイツカシカモト

カクヨムヘキカ。第十一ニ、遠妻ノ振放見ツ、偲ラム此月ノ面ニ雲ナ棚引。此意ニヤ。イタ、セリケムハ、立テ我ヲ望テ」待ナリ。イツカシガモト、ハ、シハサナリ。後ニモシガトイヘル所アリ。己ノ字此集ニサトヨメリ。第九ニ、サカ心カラオソヤ此君トヨミテ、己トモ君トモ同人ヲ云タレハ、必シモ賤シムル言ノミニモアラス。然レハ月夜ニ立テ我方ヲ見ヲコスラム妹カ許ニイツカ歸リ到ラムトナリ。又新何本ヲニヒカホトモヨムヘシ。イツカ歸テメツラシクニホヘル顔ヲ見ムトナリ。又月ヲ見テタニ思ヨソヘテ我慰マムト云心モアルヘシ

(初) 莫ユヅツ窟ツツ隣キ之ノ大相フ七兄フ爪調氣チ吾瀨ト子ヒ之射シ立ワ為カ兼セ五可コ新何本アハケム

セリケム

わかせこは、妻をさしてのたまへり。御供に出たつ時、いつの頃か、かへりなんやと、われを、ゆふ月

をあふき見ることくおもひて、とひし妹か、今は帰るへき比とて、立まつらんに、いつかへりて、あ

ひみなむとなり。いたゝせるのいは、発語のことはなり。かねはかになり。兼の字、此集音をも用たれ

は、いたゝせりけむとよむがまさるへし。此哥のかきやう、よみやう、難義にて、心得かたし。しるて

第一の句を案するに、莫は禁止辞にて、なかなれなれとも、唯なしともよめり。囂は左伝杜預註喧嘩也と

いへり。堯の時、老人ありて、日出而起、日入而息といひ、又陶淵明か詩に、月入群動息と作れり。さ

(目三手本)

れは、陰気に応して、くるれば静になる心にて、莫囂を夕とよめる歎。円隣とは、十日過るころは、月もやうくまろにみゆれば、七八日の月は、それにちかつけは、かくはかけるにや。此集に、女の哥に妾の字をわれとよめり。おとこの哥には、かくへからず。夕月ならて円隣ともかくまし。第二の句は、かきやう、よみやう、ひたすら心得ず。新の字あふとよめるもまたいまたしらす

和銅三年庚戌春二月、從_三藤原宮_一遷_二于寧樂宮_一時、御輿停_三長屋原_一迴望_二古郷_一一作歌一書云、太上天皇御製

飛鳥 明日香能里乎 置而伊奈婆 君之当者 不所見香聞安良武_{一云、君之当乎不見而香毛安良牟}

和銅三年庚戌の春二月、藤原宮より寧樂宮に遷りましし時に、御輿を長屋の原に停めて迴かに古郷を望みて作る歌_一に云ふ、君があたり

(卷一七八)

1 万葉集 古義

三 年庚戌春三月。從_三藤原宮_一遷_二于寧樂宮_一時。御輿_一停_二長屋原_一。迴_二望_一古郷_一。御作歌_一。
ミセトイフシクエイスヤヨヒヨリフガクノミヤウツリヤセルナラニキニトトコトヤンテカヤノクニカハリミシクヤヒテリスサトクヨミセルミクノ一書云。(從)(飛)(鳥)(宮)(遷)(于)(藤)(原)(宮)(時)。太上天皇御製。

三月、三字旧本二に誤れり、拾穂本によりつ、統紀によるに、三月なればなり、○時の上、類聚抄に之字あり、○停字、拾穂本には御輿の上にあるべし、○長屋原は、和名抄に、大和国山辺郡長屋とある地なり、○迴字、類聚抄に廻、活本一本等に回と作り、○この遷都は、和銅三年三月辛酉、始遷都于平城、と統紀に見えたり、○一書云々、本居氏、此歌を一書には持統天皇の御時に、飛鳥より藤原へうつり給へる時の、御製とするなるべし、然るを太上天皇と云るは、文武天皇の御代の人の書る詞なり、又和銅云々の詞に就て云ば、和銅のころは、持統天皇既に崩賜へば、文武天皇の御時に申ならへるまゝに、太上天皇と書るなり、此御歌のさまを思ふに、まことに飛鳥より、藤原宮へうつり賜ふ時の御歌なるべし、然るを和銅三年云々といへるは、伝の誤なるべしといへり

飛鳥。明日香能里乎。置而伊奈婆。君之当者。不所見香聞安良武。

飛鳥は、明日香をいはむ料の枕詞なり、集中に甚多し、こは飛鳥の足輕といふ意なるを、明日香にいひ属たるものなり、斯と須は同音にて、相通し云る例多し、古語に、神祇の其処を領坐を宇志波久と云を、遷却崇神一祝詞には、宇須波伎と云、又和名抄に、鹿尾菜、毛須木毛とあるを、伊勢物語には比志伎毛とありて、常にも然呼り、これらその例なり、かくて正しく、足を安須といへりとおもはるゝは、和名抄に、越前国足羽郡足羽郷、また越後国沼垂郡足羽郷、などある足羽を、みな安須波と注せる是なり、又集中九卷に、片足羽河とあるをも、カタアスハガハとよめり、又今伊勢人は足結するを阿受及美加久といふと云り、(阿受と濁るは、俗言に訛れり、)さて輕を加とのみも云しと思はるゝは、和名抄

に、近江国愛智郡蚊野郷（古事記に、近淡海蚊野之別。）とありて、神名帳に、同郡に輕野神社あるは、一とおもはるれば、輕野をカスと唱しならむ、とおもはるゝなり、しからば、輕をカとのみも云し証とすべきことなり、かくて足輕といへる言の例は、十四に、母々豆思麻安之我良乎夫禰安流吉於保美云々、とよめる安之我良は、足輕なり、又相模国風土記にも、足柄山の杉をきりて、船に造れるに、その足のいと輕かりければ、山の名となれるよし見えたりといへり、（田氏家集、足輕遊観到二嚴辺、また履心安穩足初輕、）かくて鳥に、足輕としもいふべきよしは、集中に、奥鳥鴨云船と見え、又書紀神代卷に、鳥磐櫂樟船と云も見え、又天鳩船といふありて、その釈に、播磨国風土記を引ていはく、明石駅家駒手御井者、難波高津宮天皇之御世、楠生於井口、朝日蔭淡路島、夕日蔭大倭島根、仍伐其楠造船、其迅如飛、一楫去越七浪、仍号速鳥と云り、これによりて思ふに、右に引る鴨云船、鳥磐櫂樟船、天鳩船などいへるも、その行ことのと迅して、足輕きを鳥にかたどりたるにて、飛鳥の足輕といふべき理、自らしるかりけり、（猶いはゞ、舟に足といふべきものはなけれども、疾く行を、足してかける物にたとへて、足輕としも云しなれば、鳥にはいよゝ足輕といふべきものぞかし、しかるを古来、この属の意を解得たる人ひとりだにたくして、冠辞考に、いすかといふ鳥を、伊と阿を通して、あすかにいひかけたるよし云るなどは、さらさらあたならぬことなり、又本居氏国号考に飛鳥のあすかとは、書紀に、天武天皇の十五年、改元曰朱鳥元年、名宮曰飛鳥淨御原宮とある、これ朱鳥の祥瑞の出来つるをめでたまひて、年号をも然改たまひ、大宮の号をも、飛鳥云々とはつけ給

ひしなり、さればこれは、とぶとりの淨御原宮とよむべきなり、あすかの淨御原といはむは、本よりの地名なれば、ことさらにこゝに、仍名宮曰三云々、などいふべきにあらざるをおもふべし、とぶ鳥とは、はふ虫といふと同じくて、たゞ鳥のことなり、さて大宮の号を然いふから、その地名にも冠らせて、飛鳥の明日香とはいへるなり、とあるは、いとおだやかにして、よろしき説ときこゆるを、荒木田久老云、飛鳥とは、ひとつの鳥をいふことならねば、ひろく飛鳥といひて、朱鳥の事とせむは古意ならず、故書紀の文面を考るに、もとは名宮曰三朱鳥淨御原とありけむを、明日香淨御原と元来いへるに、明日香に飛鳥の字を書るを見なれたる、後人のこゝろに、朱鳥の字は、飛鳥を誤つるものと、ゆくりなくおもひて、書かへつるものならむ、かにかくにひとつの朱鳥を、ひろく飛鳥といはむこと、いかにぞやおぼゆれば本居氏の考は従がたとしと云りしは、誠にさることにぞありける、但し同人考に、飛立鳥はあわたしければ、阿和豆計伎を略転して、あすかとはつゞけたるなり、和は阿の余韻に含み、豆と須とは常に通ふ例、計伎と加とは相通ふ言にて、静をしづけき、密をひそけき、幽をかそけき、などいへるがごとし、阿和豆計伎と云詞は、物語文に見ゆ、新撰字鏡に、惶恐を阿和豆とありて、俗に阿和豆流といふと同意の言なり、廿卷に、美豆等利乃多知能伊蘇岐爾、同卷に、安治牟良乃佐和伎保比弓、六卷に、村鳥乃且立往者、など云る詞の意を併按べし、といへるは如何ぞや、そもく和は阿の余韻に含むと云ることいかゞ、また阿和都てふ言を、佐和久と全同意のごと心得たりしにや、阿和都は、書紀欽明天皇卷に、遑駭、余云、遑字は惶の誤写か、また雄略天皇卷に、駭惋、また漢籍文選に、駭などあり

て、みなおそれをのゝく意あるときにいふ言にて、新撰字鏡に、惶恐をよめるも其意なるをや、俗言に阿和弓流といふも、さる意にこそあれ、唯さわぎきはふとは意味異なるをや、よしやまた阿和都てふ言を、佐和久といふと全同じ意と見ても、さらば立鳥之、あるは群鳥之などゝこそいはめ、たゞに飛鳥之とはいかでかいふべき、又詞草少苑といふ物に、是は飛鳥の幽と云つゞけなるを、あとかと相通はせるものぞ、といへるは論にもたらず、かく諸説等甚多かれども、悉皆諸ひがたきによりて、余つらく考へて漸に明弁にはなりたるなりけり、さて飛鳥の字を、やがてアスカとも訓るは、カスカを春日とも書如く、いひなれるまくら詞の字をもて、やがてその地名の字となせるものなり、そはかのあをによし、おしてゐるなどいふまくら詞を、やがて奈良難波の事にしていへると、心ばえ相似たる事なり、と、国号考にいはれしがごとし、○明日香処里乎、一書の説のごとく、明日香より、藤原にうつりましゝ時の、大御歌とする時は、論なかるべし、○置而伊奈婆、置とはとゞめおくよしにて、ともに率てゆかぬをいふ、上に倭乎置而、また京乎置而、などある置に同じ、伊奈婆は去なばといふに同じ、奈婆は未然をかけていふ詞なり、伊奈の奈は、去の爾のかよへる言にて、下のつゞけによりて、奈爾奴禰とはたらく詞なり、さて去とは、行と大かたは同じことに用ふ詞ながら、行とはひろくいひ、去は其処を立去て、外処へいぬるをいふ詞なり、こゝも明日香の里を内にして詔へるなり、○君之当者、この君とさし給へるは、誰とはしられねど、その里なる人を、さし給へる御詞なるを、君が見えずとは詔はずして、当としも詔へる、これ古風にて、急迫ざる御詞なり、者は他方はたとひ見えずとも、よしやさて

あらむ、君が当は見ずては、得あるまじきをとの御意なり、○不^ク所^ズ見^カ香^モ聞^{アラム}安良武、この香^カ聞^モは、疑^ヒて歎^ク詞^{ナリ}なり、(分^テ云^バ、香^カは疑^ヒ、聞^モ歎^{ナリ})、さて明日香の里を置ておはしましなば、その人のあたる見えざらむことは、いふもさらなれば、かく香^カ聞^モと、おぼつかかなげには詔^フまじきことなるを、かくよませ給へるは、見ずては得あるまじきを、もし見えぬこともあらむかと、歎^キ給へるにて、その人のあたりを見ずては、得あるまじきよしを、つよく詔^ヘるなり、すべて古人^ハは、後^セ世^ノのごとく、詞^キ急^マらざるが故に、決^メていふべき事^ガらをも、うたがひていへることおほし、よく心^ヲとどめて、古^ノ詞^ノの緩^ユ優^ナなるさまをうかゞふべし、○旧^ニ本^ニに、一^ニ云^フ、君^{キミ}之^ガ当^{アツ}乎^ハ不^ズ見^テ而^モ香^カ毛^モ安^ラ良^ムとあり、こはいづれにてもあるべし、藤原にうつりまして後、君があたりを見ずして、常にこひしく思^ヒてあらむか、との御意なり、不^ク所^ズ見^ハ、その物のおのづから、目に見ゆることなきをいひ、不^ク見^ハ、此方より設て見れども、見えざるよしなり、本章と一云とは、この差別あり、○大御歌の意は、この明日香の里を置て、藤原にいたりなば、君がすむあたりは、見えすあらむか、もし見えすては、一日も堪まじきわざなるを、いかゞすべきと、御歎^キおもほしめす御情を、御道のほどより、その人のもとに告てつかはされし、大御歌なるべし

2 万葉代匠記

和銅三年庚戌春二月從^ニ藤原宮^ニ遷^リ于^ニ寧楽宮^ニ時御興^レ停^ニ長屋原^ニ迴望^ニ古郷^ニ御作歌

(精) 和銅三年庚戌春二月從藤原宮遷于寧樂宮時御輿停長屋原^{ナカヤノハラニハカガニノイクラマフ}。迥^{ハカカカ}望^ニ古郷^ニ御作歌。迥^{ハカカカ}胡頂切、^{ハカカカ}遠也。

元明紀曰。三月辛酉、始遷^{スト}都于平城^ニ云々。コレニヨレハ二^ハ月ノ二^ハ三ノ字ノ誤カ。長屋原ハ和名

曰。山辺郡長屋^{奈加}也^也。望^ハ日本紀ニオセリトヨメリ

(初) 元明紀云。三月辛酉始遷于平城^{都ニ}云々^{都ニ}。

一書云、太上天皇御製

(精) 一書云太上天皇御製 按ニ此時太上皇ナシ。此注尤不審。若元明天皇讓位ノ後記セル詞ト云シカ。

ソレモイハレス。端作ニ御輿停長屋原トアレハ注ニ及ハス。若他処ノ注、^朱錯^借テ此ニ来ルカ

(初) 一書云太上天皇御製 此時無^ニ太上皇。恐^ハ是^ハ衍文。紀云。和銅元年二月戊寅詔略云。方今平城^ノ地^ハ、

四禽叶^レ函^ニ三山作^レ鎮。龜筮竝^レ從。宜^レ建^ニ都邑^一

飛鳥^{トトリノ} 明日香能里乎^{アスカノサトヲ} 置而伊奈婆^{オキテイナハ} 君之当^{キミノアタリハ}者^者 不^ミ所^エ見^ス香聞^{カモアラム}安良武^一云、君之当^{キミノアタリハ}乎^乎不^不

(精) トフ鳥ノアスカノ里ヲオキテイナハ君ノアタリハミエスカモアラム

飛鳥ハアスカノ枕辞ナリ。別ニ注ス。君^朱ノ^朱当^朱トハ、持統文武ノ陵ヲサシタマフニヤ。義ハ明也。君

ノアタリ^朱ハ君カトヨムヘキカ

(初) とふ鳥のあすかのさと 持統文武などの御事をおほしめして、そのおはしましたるあたりの、とを

さかるなこりをおしませたまふなるへし

(前略) 今日々々跡 飛鳥余到 雖立 置勿余到 雖不策 都久怒余到 (下略)

(前略) 今日今日と 飛鳥に到り 立てども 置勿に到り 策かねども 都久野に到り (下略)

(卷十六 三八八六)

1 万葉集古義

忍照八。難波乃小江爾。廬作。難麻理弓居。葦河爾乎。王召跡。何為牟爾。吾乎召良米夜。明久。吾知事乎。歌入跡。和乎召良米夜。笛吹跡。和乎召良米夜。琴引跡。和乎召良米夜。彼此毛。令受牟等。今日今日跡。飛鳥爾到。雖立。置勿爾到。雖不策。都久怒爾到。東。中門由。參納来弓。命受例婆。馬爾已曾。布毛太志可久物。牛爾已曾。鼻繩波久例。足引乃。此片山乃。毛武爾礼乎。五百枝波伎垂。天光夜。日乃異爾干。佐比豆留夜。辛確爾春。庭立。碓子爾春。忍光八。難波乃小江乃。始垂乎。辛久垂来弓。陶人乃。所作瓶乎。今日往。明日取持来。吾目良爾。塩漆給。時賞毛。時賞毛。

忍照八は、枕詞なり、既く云り、○小江とは。小は、小川、小野などの小に同じ、○廬作は、蟹が穴は、人の居宅の如くなれば、比て云り、○難麻理弓居は、隠て居なり、隠を、古言に、難麻流とも、難流とも云ること、既く具云り、○葦河爾は、契冲云、蟹は、芦辺によくをるものなればいへり、俗に葦原蟹といふには、かぎるべからず、と云り、今村楽、葦は借字にて、求食蟹なり、葦鶴の葦も同じと

云り、○王^{オホキミノメスト}召跡は、天皇の召給ふとぞ、うけたまはる、といふ意なり、此より終まで蟹の自^レいへる趣なり、○何^{ナニセム}為牟爾云々は、何の能もなき吾なるに、何故に吾を召給ふことぞ、と疑ふ意なり、何^{ナニセム}為牟爾は、何故にといふ如し、○明^{アカキラケク}久云々は、吾が何の能もなきことは、明かに、いちじるく知れたるものをといふなり、事乎^{コトヲ}は、物乎^{モノヲ}といふに同じ、○歌人跡^{ウタヒト}は、歌人^{ウタヒト}とてといふなり、歌人は、歌を^{カク}作人^{カクモノ}にはあらず、歌を謡^{ウタ}ふ人をいふ、八卷^{ヤチノミヤ}仏前^{ニテ}唱歌^{ウタ}の左に、右冬十月、皇后宮之維摩講終日供養、大唐高麗等種々音楽、爾乃唱^{ウタ}此^{コト}詞^ヒ、^{コトヒキ}彈琴者云々、^{ウタヒト}歌子者云々、この歌子と云る是なり、大嘗祭式に、^{ウタヒト}歌人二十人、^{ウタメ}歌女二十人云々、また悠紀^{ユキ}国司、^{ウタヒト}引歌人二人、自^レ同門、就^ニ版位^イ奏^ニ国風、四時祭式に、云々、坐定大臣命^イ召使^メ令^レ喚^メ治部、令^ニ歌女^メ参入云々、^{ウタヒト}歌者始奏云云、大嘗祭式に、^{ウタヒト}歌長三人、など見ゆ、契冲、蟹の白き沫を吐時に、声の聞ゆる故に、歌能^{ウタ}うたふと大君のきこしめして、めさるゝといふ心なり、と云り、此は歌うたふ様には見ゆれども、^{ウタヒト}実には歌能^{ウタ}うたひは得為ぬものを、^{ウタヒト}歌人ときこしめて、吾を召給ふらむや、といふなり、○^{ウタヒト}笛吹跡は、^{ウタヒト}笛吹とて、といふなり、四時祭式に、^{ウタヒト}神祇伯、召^ニ御琴^ヲ彈某甲^ヲ、(二人共称^レ唯^ト)、次喚^ニ笛工^ヲ某甲^ヲ、(二人共称^レ唯^ト)、大嘗祭式に、^{ウタヒト}門部語部^ヲ、^{ウタヒト}笛工、^{ウタヒト}竝青摺布衫云々、^{ウタヒト}隼人司式に、^{ウタヒト}凡踐祚大嘗日云々、悠紀入官人竝^ニ彈琴吹笛云々、^{ウタヒト}参入御在所屏外云々、^{ウタヒト}宮内省式大齋条に、^{ウタヒト}国栖十二人、^{ウタヒト}笛工五人、など見ゆ、これも蟹の沫ふくが、^{ウタヒト}笛吹様には見ゆれども、^{ウタヒト}実には^{ウタヒト}笛能吹^{ウタ}は得為ぬ物を、^{ウタヒト}笛吹ときこしめして、吾を召給ふらむや、といふなり、○^{ウタヒト}琴引跡は、^{ウタヒト}琴引とて、といふなり、四時祭式に、^{ウタヒト}官人以下装束料云々、^{ウタヒト}彈琴二人云々、^{ウタヒト}各青摺袍一領袴一腰、大嘗祭式

に、凡齋服者云々、神祇官伯以下彈琴以上十三人、各榛藍摺錦袍一領、白袴一腰、など見ゆ、これも蟹は、長き爪あれば、琴よく弾べく見ゆれども、実には琴よく弾は得為ぬ物を、琴引ときこしめして、吾を召給ふらむや、といふなり、○彼此毛は、此字、日本には脱たり、カモカクモと訓べし、ともかうも、といふなり、○令受牟等は、ミコトウケムトと訓べし、吾は歌人にも、笛吹にも、琴弾にもあらねば、めし給ふべきやうはなきに、何故にか召給ふらむ、よしやそは、とまれかうまれ、命受むとて、となり、○今日今日跡は、飛鳥をいはむ為の枕詞の如し、今日明日と属けたる意なるを、わざとをかしく云たるなり、次に云る趣を考合べし、○飛鳥爾到（鳥字、日本鳥に誤、古写本に従つ、）は、契沖云飛鳥に帝都のあるゆゑに、君にめされて、難波よりまゐりて、飛鳥にいたる、となり、飛鳥に皇居し給へる天皇は、先允恭天皇は、遠飛鳥宮におはしまし、顕宗天皇は、近飛鳥八鉤宮におはしまし、舒明天皇は、飛鳥岡本宮におはしまし、皇極天皇は、明日香川原宮におはしまし、天武天皇は飛鳥浄御原宮におはしまし、持統天皇、文武天皇は、同藤原宮におはしまし、元明天皇和銅三年、平城に遷らせ給へるまで、猶藤原宮にましくければ、此は元明天皇の初までによめる作なるべし、○雖立は、これも置勿といはむための枕詞の如くいへりと聞ゆ、按に、立は置字の草書を誤れるにて、置の上に、不字の脱たるにて、雖不置置といへるにやあらむ、雖不策都久とあるに照考べし、○置勿は、地名なるべし、未考得ず、本居氏は、誤字にやといへり、○雖不策は、これも都久怒をいはむための枕詞の如し、○都久怒は大和国桃花鳥野なるべしと云り、○中門由は、ナカノミカドユなり、皇宮には、中門掖門あれば、かく

云り、○布毛フモウ太志ダシ可久物カクモノ、(物字、古写小本に、毛と作るは、わろし)布毛太志は、和名抄に、釈名云、絆半也、物使モノツカ半行不シラヘ得ナラズ三自縦サムヨトナ也、和名保太之ホダシ、とあり、(これは布毛太志の縮れるなり、布毛の切保)扶桑拾葉集、藤原肅が作れる、かやぐきといふ文に、牛のはな繩さゝれ、馬のふもだしかくらむは、げにわびしかるべき世にしもありけるかなや云々、とあり、(今世犢鼻褌を、ふんどしといふは、このふもだしを訛れるなり、人の犢鼻褌つけたるさまの、馬にふもだしかけるが如くなれば、いへるなるべし)さて物の言にて、上の馬爾己曾ウマニコソを結トヅめたるなり、己曾コソといひて物と結トヅむること、此上に例あり、○鼻繩ハナナハ波久例ハクレとは、鼻繩は、和名抄車具に、蒼頡篇云、縻牛韁也、和名波奈都良、字書云、泰牛鼻環也、漢語抄云、泰牛乃波奈岐、とあり、鼻繩、鼻蔓ハナツラは一なり、(波奈岐は、その繩蔓を附る環をいふべし)波久は、弓の弦を波久などいふ波久にて、既く具云り、此は蟹の絆ハシかけられ、鼻繩さゝれなどするよしにはあらず、馬牛こそ、さる苦しき目にあふことのあるものなれ、吾はさる類にあらねば、何も苦しめらるゝ事はあらずと、安むじ居しに、思はず辛き目にあふよ、といへる謂なり、○毛武爾モウニ礼は、契沖、百榆ヒャクユにて、榆の木ユの多きをいふなるべし、これの木は皮をはぎて、日にはしてうすにつき、粉にして賤シラヘがくふ物なり、内膳式云、榆皮二千枚、(別長一尺五寸、広四寸)搗得粉二石、(枚別二合)右榆皮、年中雜御菜竝羹等料、これを見れば、天子の供御にも用る物と見えたり、榆餅とて、餅にし侍るよしなり、葉をも賤はくひ侍るとかやと云り、民部式下に、凡供御笋藕及雜菜榆皮、仰ニ畿内一令ニ供進、とも見えたり、さて和名抄に、爾雅註云、榆之皮色白名粉、和名夜仁礼、とあれど、爾

礼とのみも云り、なほ品物解に具云、○五百枝波伎垂は、皮を多く剝垂るを云なり、○天光夜は、日はいはむためなり、夜は、天知也、高知也、などいふ夜なり、○日乃異とは、異は借字にて、日之気なり、契沖が、詩角弓に、雨雪濼々、見暝日消、(暝日気也)とあるを引る如し、○佐比豆留夜は、韓の枕詞なり、言佐敞久韓とつゞきたるに意同じ、○辛確爾春、辛確は、柄確なり、上に云り、春字、日本春に誤、古写小本、拾穂本等に従つ、○次なるも同じ、○庭立の下、古写本に、平字あるはいかゞ、○碓子は、本居氏、碓子の誤かと云り、さもあるべし、和名抄に、兼名苑云、碓一名碓、磨礪也、唐韻云、磨礪碓也、和名須利宇数、とあり、楡皮を、柄碓にて疎にこなして、さて碓子にて、密に舂なり、○始垂は、初て垂たる塩にて、よき塩の謂なり、○辛久垂来而は、辛く垂て持来ての謂なり、○陶人は、陶器を造る人をいふ、和名抄に莊子云、陶者曰、我治埴(訓須恵毛乃豆久流)黏埴為器者、俗云呼為造手陶者、是乎、大神宮式、九月神嘗祭、条に、父及御笥作、木綿作、忌鍛冶、陶器作、御笠縫、日祈御巫、御馬飼、内人(二人)等九人云々、度会宮、条に、木綿作、御巫、忌鍛冶、御笠縫、陶器作、御笥作、御馬飼、内人(二人)等八人、○所作瓶乎(瓶字、拾穂本には甗と作り)、は、作れる瓶を、明日持来て、とつゞく意なるべし、其瓶に、楡粉に塩を合て、蟹を漬おく料なり、○今日往云々は、今日往て、陶工に令せ、瓶を造らせて、やがて明日取持来と、急に醴に為給ふと云るにや、○塩漆給は、シホヌリタマヒと訓べし、○時賞毛は、モチハヤスモと訓べし、時賞の二字モチハヤスと訓べきことぞと、本居氏云り、(但モチといふはわるし、必モチと訓べきことなり)、毛は歎息辞なり、今ま

では世に隠れ居て、何の賞なくありしに、料らずも此度天皇にめされて、供御となり、吾身の榮さるゝ事、嗚呼さても懽しや辱しや、と深く喜べる謂なり、中間には、辛き目にあふことを、苦しきやうに云て、終に賞さるゝ事を懽て、結めたり、さて此歌に云る如く、古は蟹を大御饌に用ひられしことは、古事記応神天皇条に、於是天皇、任令取其大御酒盞而御歌曰、許能迦邇夜伊豆久能迦邇云々、かくよみませるは、契沖も云し如く、其時の御饗の御肴に、蟹の有つるに寄てなり、三代実録三十五に、撰津国蟹胄、陸奥国鹿腊、莫三以為贊奉御膳、(説文に、胄蟹醢也、と見ゆ、)これらにて知べし

右歌一首。為蟹述痛作之也。

為蟹述痛は、上に為鹿述痛と云るに、全意同じ、なほ彼処に云るを併考べし

2 万葉代匠記

忍照八	難波乃小江爾	廬作	難麻理三居	葦河爾乎	王召跡	何為牟爾	吾平召良米夜	明
久吾知事乎	歌人跡	和平召良米夜	笛吹跡	和平召良米夜	琴引跡	和平召良米夜	彼毛令受	
牟等	今日日跡	飛鳥爾到	雖立	置勿爾到	雖不策	都久怒爾到	東	中門由參
納来三	命受例婆	馬爾己曾	布毛太志可久物	牛爾己曾	鼻繩波久例	足引乃	此片山乃	毛武
爾礼乎	五百枝波伎垂	天光夜	日乃異爾干	佐比豆留夜	辛碓爾春	庭立	碓子爾春	忍光八

難波乃小江乃 始垂乎 辛久垂来 陶人乃 所作瓶乎 今日往 明日取持来 吾目良爾 塩漆

給時 賞毛時賞毛

(精) 忍照八難波乃小江爾

令受牟等 幽齋本、
等作跡

廬作ハ蟹ノ穴ナリ。葦河爾ハ葦原蟹ナリ。和名云。兼名苑云。蟛蛄彭越二音。楊氏漢形似蟹而小也。王君跡トハ、此句句絶(朱)大君ノ召ト蟹ニキカスル時、何ト云、大君召トヤト、蟹カ云詞ナリ。(朱)

十句モ亦、蟹ニ成テ云ナリ(朱)次ノ二句ハ、我ヲ何セムトテメサムヤナリ。次ノ二句ハ、我無用ナル事ヲ明ラカニミツカラ知物(朱)トナリ。歌人トワヲ召ラ(朱)メ(道)ヤトハ、此歌人ハ歌フ人ナリ。蟹ニ

モ(朱)白キ沫ヲフク時(朱)少声アレト、歌人トテ召サレムヤ(朱)ハトナリ(道)次ノ二句ハ、是モ沫ヲフクニ依テナリ。次ノ二句ハ爪アリテ、琴ヲモ引ツヘク手ノ数モ多(朱)ク(道)ル故ナリ。

彼毛令受牟等(朱)ハ今按、彼毛ハ一句ナリ。然レトモナト云意ノ句ナルヘキ所ナレハ、落字アルヘシ。令ハ(朱)命ノ字ヲタカヘテ、ミコトウケムトナリ(朱)下ノ命受例婆ノ句、今ノ点ハ誤テミコトウクレハナレ

ハ、此首尾ニ依テ知ヘシ。今日今日跡ハ、飛鳥ニ到リト云ハムタメナリ。飛鳥ニ都有ケル(朱)允恭天皇ノ遠飛鳥宮、顯宗天皇ノ近飛鳥八釣宮、舒明天皇ノ岡本宮、齊明天皇ノ後岡本宮、天武天皇(朱)淨

御原宮、持統文武御両代マシ(道)ケル藤原宮モ明日香ナル中ニ、此哥ハ舒明天皇ヨリ後ノ哥ナルヘシ。雖立置勿爾到トハ、蟹ノアリクハ立ツナレト、横ニ(朱)置タル物ノヤウナレハ云歟。オキ

ナハ処ノ名ナルヘシ。雖不策ハ今棧、ツカネトモト読ヘキ歟。都久怒モツクノト読テ、処ノ名ナルヘシ。(消)杖トハ云ハネトモ。蟹ハ(朱)足(消)ノ多カレハ、杖ハツカネトモツキタルカ如シト云意ニツ、ケタル歟。杖ト云ハテ、ツクト云事ハ古哥ノ習ナリ。古事記中、応神天皇段御歌云。許能迦邇夜、伊豆久能迦邇、毛毛豆多布、都奴賀能迦邇、余許佐良布、伊豆久邇伊多流云々。參納来弓ハマウイリキテト読ヘシ。命受例婆ハサキニ云如ク、ミコトウクレハト読ヘシ。召給フ由承テ參侍ル。何ノ為ニカ召給ヒ候ヤラムト奏セシムル意ナリ。「布毛太志ハ絆ナリ。和名云。積名云。絆(朱)音半。和半也。物使下半行不也得(消)自(消)縦(消)。保太之(和名)フモタシトハ、蹈黙ノ意ニテ名付タル歟。雜令云。躡人者絆足ト云ヘリ。布毛反保ナレハ、フモタシヲツ、メテホタシト云ナルヘシ。(朱)又景行紀ニ蹈石ヲホ(朱)シ(消)シト点シ、仲哀紀ニ穴門直踐立、此等ヲ思フニ、ホミモタシノミヲ略スル歟。一ツ共ニ末ハ同シ、鼻繩ハ、ハナツラナリ。和名云。蒼頡篇云。麋音与糜同。和牛羶也。莊子秋水云。北海若曰。牛馬四足是謂天落馬首ニ穿ニ平鼻ニ是謂人。牛馬コソ用アレハ絆ヲ懸、鼻繩ハクル物ナレトナリ。毛武爾礼ハ、和名云。爾雅注云。榆之皮色白名粉。上音庚。下音粉。皮ノ白キト白カラヌニ、榆ト粉トノ名唐ニモ替レハ、此国ニモ同シ意ニテ、毛武爾礼ハ別(朱)名歟。若ハ揉物ニテ揉榆ニヤ。延喜式第三十九、内膳式云。榆皮一千枚(朱)枚(朱)別長一搗得(朱)粉(朱)二石(朱)二合。右榆皮年中雜御菜并羹等料。或者ノ語リ侍リシヘハ、榆ノ皮ヲ以テ榆餅トテ山里ニハ餅ニシ侍リ。葉ヲモ糯米ニ合セテ餅ニ春ヨシ申キ。(五百枝)波伎垂ハ皮ヲ剝(朱)垂ナリ。日乃異爾干ハ、日ノ氣ニホスナリ。詩云。雨雪濼々。見(朱)晁日消。見日氣也。佐比豆

留夜辛確爾春ハ、今桜、辛確ハカナウスト読ヘキ歟。庚辛ハ西方ノ二千金ニ当レハ義訓セル歟。サヒツルヤトハカナウスナル故ニ云ヘシ。又下ニ碓子ト云ヒツレハ、上ハ同詞ナルヘカラ」ヌニヤ。(春ハ春ヲ書タカヘタリ。下准之)始垂トハ殊ニ辛キ塩ヲ云ハムトナリ。陶人ハ和名云。莊子云。陶者曰。我治埴陶埴陶。訓須恵毛乃埴陶。黏埴為レ器者俗埴陶。(云)呼為ニ造手陶者。是乎。雄略紀云。新漢イキノアヤノスモフツクリカクアキ陶部スエツクリヘ高貴云。塩漆給トハ、(俗ニ蟹末醬ト云物ナリ)昔ハ楡ノ粉ニ塩ヲ合セテ蟹ヲ漬置ケルナルヘシ。玉篇云。胥思余切蟹醢也。遊仙窟云。熊脰純白。蟹醬純黃。マウサモハ申サムナリ。今桜、此落句ノ書ヤウ不審ナリ。上句ノ時ハ、和語ヲ下略シテ用タリ。第十二喚子鳥ヲヨメル哥ニ、君呼カヘセ夜ノ深ヌトニト云ハ、夜ノ深ヌ時ニト云ナ」リシカ如シ。落句ノ時ハ衍文ナルヘシ。サルニテモ賞毛ヲマウ(朱)モトヨママ事、意得カタシ。右ノ哥ノ落句ニ、白賞尼ヲマウサネトヨメルハ、白賞ヲ引合セテ申ストヨメル歟。賞ハサノカナニ用タル歟

(初)をしてるやなにはのをえにいほつくり かにのあなは、かれかための家なれは、いほつくりとはいへり。あしかには蟹はあしへによくをるものなれはいへり。俗にあしはらかにといふには、かきるへからず。おほきみめすと、これ句絶なり。たとへは人ならはおほきみめすとくまわれと使の急いづかす心なり。なにせんとわをめすマウらめやあきらけくわかしることを。これは蟹か返事の心なり。我は無用のものなることをあきらかに心にしれり。何せんとてかめさんとなり。哥人とわをめすらめや。此うた人とは哥を詠するにはあらず。うたふ心なり。蟹の白き沫を吐時に、こゑの聞ゆる故に、うたよくうたふと大

君にきこしめしてめさるゝかといふ心なり。笛ふきといふも其沫をふくによりてなり。ことひきとわを
 めすらめや。蟹は爪ありて、琴をも引へく」手のかすおほきゆへにかくいふなり。蟹の字はかにのおほ
 つめなり。彼毛令受牟等。これをかれもうけむとゝよみたれと、(遊)彼毛は一句にて、下は
 みことうけむとゝよむへし。(采)令は下に命受例婆とあるを思ふに命の字の誤なるへし。令にてのみこと
 ゝはよむへし彼毛はもし上下の間に字の落たる歟。さらすはかれをしもと読へし。哥人とも、ふえ吹と
 も、こと引ともわれをめさるへきやうはおほえねと、猶みことのをうけたまはりてまいらんとなり。
 けふくゝとあすかにいたり、今日明日とつゝけむためなり。飛鳥に帝都のあるゆへに、君にめされて難
 波よりまいりてあすかにいたるとなり。飛鳥に宮居し給へる天皇は、先遠飛鳥宮允恭近飛鳥八鈞宮顯宗
 飛鳥岡本宮舒明明日香川原宮皇極飛鳥淨御原宮天武同藤原宮持統文武。元明天皇和銅三年まで猶藤原宮
 にましゝければ、此哥は天武天皇より、元「明天皇の初までの作なるへし。たてれともおきなにい
 りうたねともつくぬにいたり。此おきなにいりつくぬにいたりといふことその心をしらす。へもしふ(采)
 たつなから所の名歟」東、中、(道)門、(間)由、(マ)参、(キ)納、(キ)氏、(ミ)命、(ト)受、(ウ)例、(レ)婆。この間をは四句に、ひむかしの
 中のみかとゆまゐりきてみことうくれはとよむへし。馬にこそふもたしかくもは、馬にこそほたしはか
 くれの心なり。うしにこそはなゝははくれ。牛にこそ、はなつらははくるものなれの心なり。莊子秋水
 篇云。北海若曰。牛馬四足是謂天、(ト)落、(ニ)馬首、(ニ)穿、(ニ)牛鼻、(ニ)是謂人。(ト)人之生也可レ不(ニ)服、(ニ)牛乘、(ニ)馬乎。(ト)服、(ニ)牛
 穿、(ニ)落、(ニ)人乎。(ト)而本乎天也。苟当乎天命、あしひきの此かた山のもむにれをいほえはきたれ。もむにれは、百楡
 則雖寄之人事、而本乎天也。

にてこれの木のおほきをいふなるへし。〔又揉^(朱)こともありていふ敷〕五百枝はきたれば、これの木の皮を剥て日にほして、うすにつき粉にして賤かくふ物なり。和名集云。爾雅注云。楡之皮一色白名粉。上音奥。下音傍。延喜式第三十九、内膳式云。楡皮一千枚別長一尺五搗得^テ二粉二石。一枚別。右楡皮年中雜御菜并羹等料。これを見れば天子の供御にも用る物と見えたり。楡餅とて餅にもし侍るよしなり。葉をも賤はくひ侍るとかや。ひのけは詩角弓曰。雨^{フル}雪^{ヒヨウ}濃^ツ。見^ハ睨^{ヒノケ}曰消^{ラコニ}。睨^メ日^{ナム}。辛^シ確^{コト}はかなうすとよむへきか。十支を五行に配する時庚辛は金なればなり。さひの出たるかなうすにてつくなり。庭にたちからうすにつきとは、彼楡へをかなうすにて大かたこなして又からうすにて^(消)と蟹とを合せてつくなるへし。〔蟹味^(朱)噌といふものも有といへはこれの粉にかにをあはせてつくにや。されと我目らに塩ぬりたへといへるはそのまゝ漬るなるへし〕ふたつの春の字皆あやまりて春に作れり。難波の小江のはつたれ。初て垂たる塩なり。よき塩をいはむとなり。すゑ人のつくれるかめを。瓶壺のたくひをつくるをすゑものつくるといふその人を陶人とはいふなり。そのすゑ人か作れる瓶に〔楡^(朱)粉に塩をあはせて蟹を〕漬^{ツケ}おく心なり。仁徳紀云。即以^レ白塩^ニ塗^ニ其身^ニ如^シ霜素^ニ云々。まうさもくは申さんくなり。下の時の字は行文なり

右歌一首、為^レ蟹述^レ痛作^ニ之也

(精) 右歌一首為蟹述痛作之也

怕物歌三首

(精) 怕物歌 怕ハ玉篇云。普駕切。恐也。此ハ怕怖(朱)へ(清)ニツケテ、今ノ意ナリ。匹白切ノ時ハ、説文云。無為也。此ハ懼怕ナリ。怕物ノ二字、下ヨリ返ラスシテ、オソロシキモノト和語ノ体ニ誦ヘシ

(初) 怕物歌 怕にふたつの音あり。説文匹白切。無為也。これは懼怕にてしつかなる義、今の心にあらず。普駕切。恐也。これ怕怖にておそろなれば、今の義なり。目録にもにおそろと誦たれと、おそろしき物の哥と誦へきにな

八釣川 水底不絶 行水 続恋 是比歳

八釣川 水底絶えず 行く水の 續ぎてそ恋ふる この年頃を

或本歌曰 水尾母不絶

(卷十二 二八六〇)

万葉代匠記

八釣河 水底不絶 行水 続恋 是比歳

(精) 八鉤河水底不絶

鉤ハ釣ニ作ルヘシ。八釣川大和ナル事、第三ニ注セシカ如シ

(初) 八釣川みなそこ 八釣川大和なり。第三に矢釣山をよめる所に注せり
(二三手也)

或本歌曰、水尾母不絶

(精) 或本歌曰水尾不絶
(原、前項ノ「八鉤河水底不絶」ノ次行ニアリ)